

川 本 町 地 域 防 災 計 画

川 本 町 防 災 会 議

令和4年8月

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	川本町の地勢、災害記録等	14
第5節	風水害被害想定	20
第6節	事故災害被害想定	21
第7節	地震被害想定	22
第8節	減災目標	26

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	浸水予防	29
第2節	土砂災害予防	32
第3節	建築物等災害予防	40
第4節	ライフライン施設災害予防	42
第5節	農林業施設災害予防	45
第6節	防災体制の整備	47
第7節	情報管理体制の整備	53
第8節	広報体制の整備	55
第9節	避難体制の整備	57
第10節	救急・救助・医療体制の整備	69
第11節	交通確保・規制体制の整備	74
第12節	輸送体制の整備	78
第13節	防災施設、装備等の整備	81
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	84

〔川本防〕

第15節	廃棄物等の処理体制の整備	89
第16節	防疫・保健衛生体制の整備	90
第17節	消防力の充実、強化	91
第18節	自主防災組織の育成	93
第19節	企業（事業所）における防災の促進	96
第20節	災害ボランティアの活動環境の整備	98
第21節	防災知識の普及	100
第22節	防災訓練の充実	106
第23節	要配慮者等の安全確保体制の整備	109
第24節	孤立地区対策	114

第2章 風水害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	117
第2節	災害情報の収集・伝達	124
第3節	災害広報	149
第4節	広報応援体制	152
第5節	自衛隊の災害派遣要請	155
第6節	災害救助法の適用	160
第7節	避難活動	166
第8節	消防活動	180
第9節	救急・救助活動	183
第10節	医療救護活動	185
第11節	交通確保対策	190
第12節	緊急輸送	196
第13節	水防活動	200
第14節	土砂災害対策	202
第15節	ライフライン施設の応急対策	204
第16節	要配慮者の安全確保	207
第17節	孤立地区対策	210
第18節	飲料水の供給	211
第19節	食料の供給	214
第20節	生活必需品の供給	218
第21節	災害ボランティア活動の支援	221
第22節	文教対策	223
第23節	廃棄物等の処理	228
第24節	防疫・保健衛生活動	231
第25節	遺体対策	233

第26節	住宅確保及び応急対策	236
第27節	農林産物災害応急対策	240

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧事業の実施	243
第2節	生活再建等支援対策の実施	247
第3節	激甚災害の指定	255

第4章 事故災害等対策

第1節	航空災害対策計画	261
第2節	道路災害対策計画	265
第3節	危険物等災害対策計画	269
第4節	大規模な火事災害対策計画	272
第5節	林野火災災害対策計画	277
第6節	鉄道災害対策計画	281
第7節	雪害対策計画	283
第8節	流出油事故対策計画	289

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節	土砂災害予防	293
第2節	建築物等災害予防	300
第3節	ライフライン施設災害予防	305
第4節	危険物施設等の安全対策	308
第5節	防災体制の整備	310
第6節	情報管理体制の整備	312
第7節	広報体制の整備	313
第8節	避難体制の整備	314
第9節	火災予防	318
第10節	救急・救助・医療体制の整備	320
第11節	交通確保・規制体制の整備	321
第12節	輸送体制の整備	322
第13節	防災施設、装備等の整備	323
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	324
第15節	廃棄物等の処理体制の整備	326
第16節	防疫・保健衛生体制の整備	327

〔川本防〕

第17節	消防力の充実、強化	328
第18節	自主防災組織の育成	329
第19節	企業（事業所）における防災の促進	330
第20節	災害ボランティアの活動環境の整備	331
第21節	防災知識の普及	332
第22節	防災訓練の充実	333
第23節	要配慮者等の安全確保体制の整備	334
第24節	孤立地区対策	335
第25節	調査研究	336

第2章 震災応急対策計画

第1節	初動体制の確立	339
第2節	災害情報の収集・伝達	348
第3節	災害広報	356
第4節	広域応援体制	358
第5節	自衛隊の災害派遣要請	359
第6節	災害救助法の適用	360
第7節	避難活動	361
第8節	消防活動	366
第9節	救急・救助活動	367
第10節	医療救護活動	368
第11節	交通確保対策	369
第12節	緊急輸送	370
第13節	水防活動	371
第14節	土砂災害対策	373
第15節	施設等の応急対策	374
第16節	ライフライン施設の応急対策	376
第17節	要配慮者の安全確保	377
第18節	孤立地区対策	378
第19節	給水活動	379
第20節	食料の供給	380
第21節	生活必需品の供給	381
第22節	災害ボランティア活動の支援	382
第23節	文教対策	383
第24節	廃棄物等の処理	384
第25節	防疫・保健衛生活動	385
第26節	遺体対策	386

第27節 住宅の確保及び応急対策	387

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 震災復旧事業の実施	388
第2節 生活再建等支援対策の実施	389
第3節 激甚災害の指定	391

第4編 資料編

1 防災組織に関する資料

1-1 川本町防災会議条例	1
1-2 川本町防災会議運営要綱	3
1-3 川本町災害対策本部条例	4
1-4 川本町消防団体制図	5
1-5 自主防災組織	6
1-6 日本赤十字社防災ボランティア	6
1-7 防災拠点施設	7

2 応援に関する資料

2-1 災害時の相互応援に関する協定書	8

3 防災関係施設・資機材等に関する資料

3-1 水位観測所	10
3-2 消防水利状況	10
3-3 給水車・給水器材等整備状況	10
3-4 江津邑智消防組合 消防ポンプ自動車等現有数	11
3-5 管理団体水防倉庫の防災資機材数	12
3-6 小水力発電ダム	13
3-7 浜原ダム	13

4 避難に関する資料

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所	14
4-2 要配慮者利用施設一覧	16

5 通信に関する資料

5-1 川本町防災行政無線施設設置に関する条例	17
5-2 市町村防災行政用等無線通信施設整備状況	19
5-3 江の川下流洪水予報伝達系統図	20

6 関係法令による基準等に関する資料

6-1 災害救助法による救助の種類、対象、期間	21
6-2 激甚災害の指定基準等	23

6-3	従事命令を受けた者の実費弁償	26
7	応急仮設住宅建設予定地一覧	27
8	災害危険箇所に関する資料	
8-1	地すべり危険箇所	30
8-2	土石流危険溪流	31
8-3	砂防指定地	33
8-4	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	34
8-5	急傾斜地崩壊危険箇所	49
8-6	農業用ため池	54
8-7	孤立予想地区	55
8-8	林地崩壊危険箇所	56
8-9	江の川（下流）浸水想定区域図（想定最大規模）	57
9	緊急輸送に関する資料	
9-1	臨時ヘリポート予定地	58
9-2	町内の運送業者	59
9-3	救援物資の集積場所	59
10	食料・生活必需品に関する資料	
10-1	食料の調達先	60
10-2	物資の調達先	60
11	医療に関する資料	
11-1	町内の医療機関	61
11-2	近隣の病院	61
11-3	医薬品等の調達先	61
11-4	大規模災害に需要が見込まれる医薬品等	62
12	危険物に関する資料	
12-1	危険物施設一覧表	66
13	廃棄物の処理に関する資料	
13-1	廃棄物処理施設	67
13-2	建設廃棄物受入施設	67
13-3	一般廃棄物収集運搬業者	67
14	各種様式	
14-1	消防庁災害報告取扱要領	68
14-2	消防庁火災・災害等即報要領	73
14-3	自衛隊派遣要請関係	79
14-4	防災ヘリコプター要請関係	81

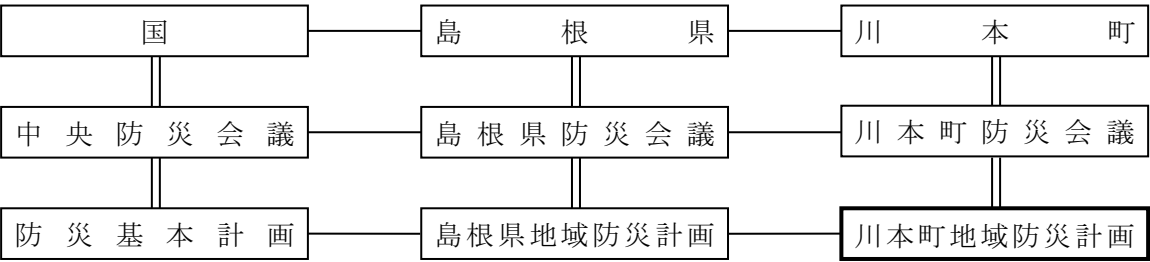
第 1 編 総 則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

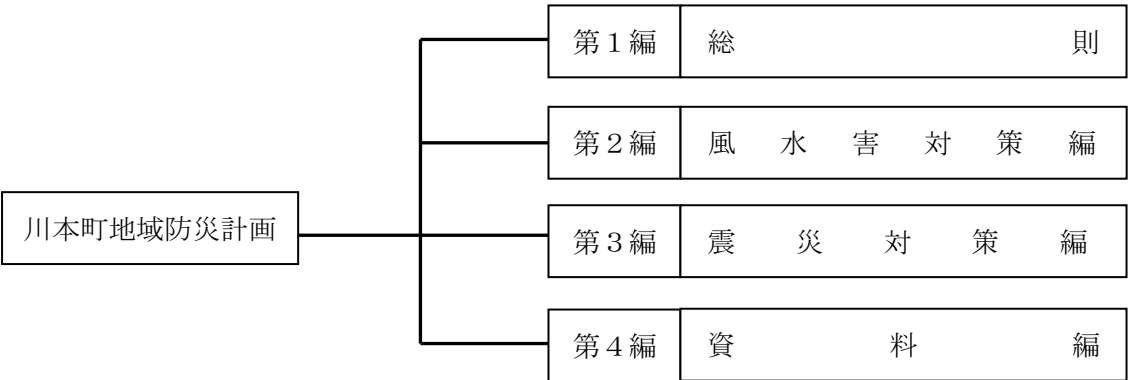
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川本町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目的とする。

【国、県及び川本町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編(その他事故対策含む)、第3編を震災対策編、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第4編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

また、国や県から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

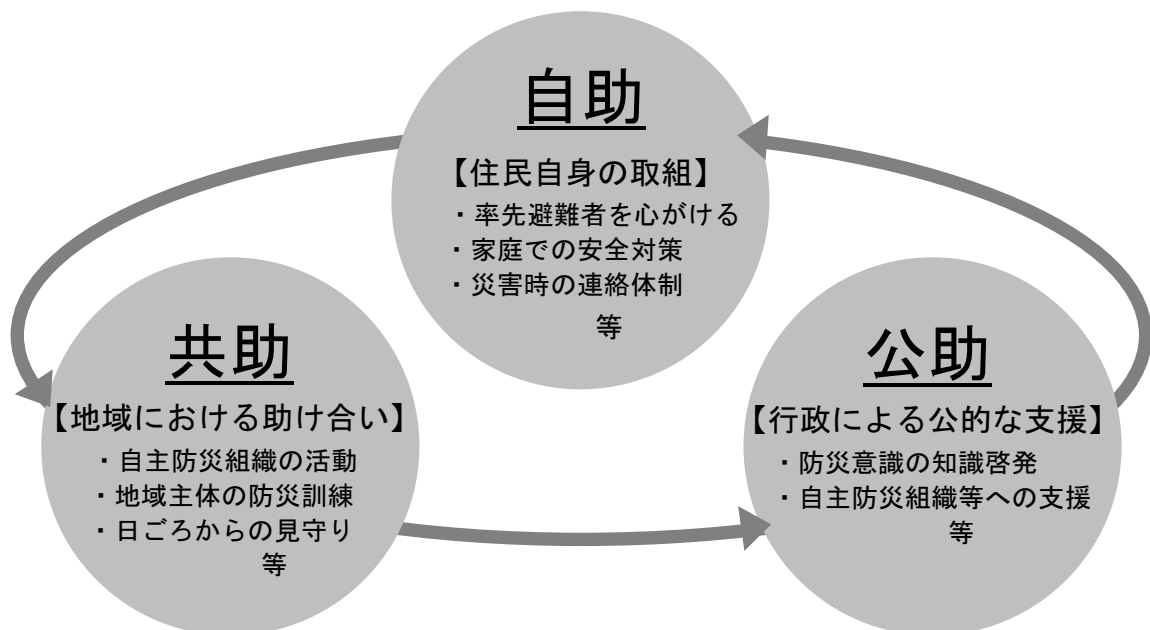
第2節 防災の基本方針

本町は、度重なる江の川の増水による水害や集中豪雨に伴う災害等が発生しており、住民の暮らしに深刻な被害を及ぼしてきた。

これまで住民の生命と財産を守るため、治山・治水及び土砂災害対策事業の推進や防災体制の充実により、地域防災力の強化が図られてきたが、今後も町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町も住民の自助・共助による自主防災活動を後押しし、災害に強いまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。

さらに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。



1 現状と課題

(1) 防災対策

江の川の増水や豪雨に伴う河川の氾濫、がけ崩れなどに対して、堤防の構築や河川情報システムなどの災害情報通信網の整備等、様々な治山・治水対策を進めてきた。しかしながら、依然として無堤防地区や急傾斜地等の危険箇所があることから、さらなる治山・治水対策が急務となっている。

また、森林や農地の荒廃に伴いがけ崩れや土砂災害の危険性が高まっていることから、危険箇所の調査を実施するなど、安全性確保に向けて適切な対応をしていく必要がある。

さらに、東日本大震災や平成30年7月西日本豪雨災害が各地に甚大な被害を及ぼしたことや、阪神・淡路大震災や鳥取西部地震、島根県西部地震など西日本地域で地震が多発していることで住民不安が高まっており、万一に備えた地域防災計画の策定や非常時対応マニュアルの作成、食料や生活用品の備蓄等の対策が求められている。

(2) 消防体制

常備消防として江津邑智消防組合と各地域の非常備消防団との連携で構成している。常備消防は、施設設備の高度化と職員体制の充実を図ってきているが、非常備消防は設備の老朽化と団員の高齢化が進んでいる。

年々人員の確保が難しくなっているが、住民の安全な暮らしを守るため、今後も安定した人員を確保していくとともに、地区婦人防火クラブ、自治会、消防署等と協力し、町全体の防火意識啓発にも努めていく必要がある。

2 施策の方向

(1) 防災体制の強化

防災体制の強化については、最新の科学的知見を総動員し、計画的な治山・治水工事や防災設備の整備を進めるとともに、住民の貴重な生命や財産を守るため、平時における防災意識の高揚、初動体制の確立、的確な防災情報の伝達や防災知識の普及、地域防災力の強化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進することが求められている。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

さらに、災害の規模によってはハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り勧め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

この他、企業・組織の事業継続に向けた事業継続計画の作成、保険制度の周知、相互支援の取組等も推進していく。

(2) 消防体制の強化・充実

また、消防体制については、常備消防と非常備消防の相互応援体制によって、消防機動力の強化、設備の充実などの消防体制の整備を図るとともに、住民の防火意識の高揚と若手消防団員の確保が必要である。

主要施策	主 要 事 業	事 業 概 要
治山・治水及び土砂災害対策の強化	治水対策の推進	・ 江の川流域の治水対策としての河川事業の推進
	治山事業の推進	・ 荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備のための山地治山事業の推進 ・ 山地災害危険地の集中した地域や水土保持機能が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等の水土保持治山事業の推進
	土砂災害対策の推進	・ 砂防事業の推進 ・ 地すべり対策事業の推進 ・ 急傾斜地崩壊対策事業の推進
防災対策の強化	防災対策の強化	・ 地域防災計画による防災、水防、震災対策の確立 ・ 災害危険箇所や避難場所等の防災情報の周知 ・ 緊急時の情報伝達手段の確保と救助体制の確立 ・ 防災知識の普及と防災意識の啓発 ・ 要配慮者対策の推進 ・ 防災に配慮した計画的な土地利用 ・ 多様な視点に配慮した防災対策の推進
消防・防災体制の充実	消防・防災体制の充実	・ 防災対策の充実に向けた防災センターの整備 ・ 江津邑智消防組合との機能強化と体制充実の促進 ・ 消防車両や防火施設等の計画的な整備

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、川本町並びに島根県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
・町防災会議に関する事務 ・町の地域に係る災害予防対策及び災害応急対策の実施 ・町の管理に属する施設の災害復旧対策の実施

2 消 防

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
江 津 邑 智 消 防 組 合 (川本消防署)	・災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・消防機材の整備充実と訓練の実施 ・災害時における人命救助対策 ・災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
島 根 県	・島根県防災会議に関する事務 ・島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 ・災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国管区警察局 (川本警察署)	・管区内各警察の指導、調整に関すること ・警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること ・関係機関との協力に関すること ・情報の収集及び連絡に関すること ・警察通信の運用に関すること

中 国 財 務 局 (松江財務事務所)	・地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・国有財産の無償貸付等 ・災害復旧事業の査定立会
中 国 四 国 厚 生 局	・独立行政法人国立病院機構との連絡調整
農 林 水 産 省 中 国 四 国 農 政 局	・農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地農業用施設等の防護に関すること。 ・農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること。 ・農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること。 ・農地、農業用施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握 ・農地、農業用施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業に関すること。 ・被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関すること。 ・主要食糧の供給に関すること。
林 野 庁 近 畿 中 国 森 林 管 理 局 (島根森林管理署)	・国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 ・国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ・災害対策に必要な木材の供給
中 国 経 済 産 業 局	・所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ・電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ・被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 ・被災中小企業の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中 国 運 輸 局	・所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ・輸送等の安全確保に関する指導監督 ・関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ・緊急輸送に関する要請及び支援
気象庁大阪管区气象台 (松江地方气象台)	・気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信

	等の施設及び設備の整備に努めること ・ 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること ・ 気象庁が発表する緊急地震速報について、利用の心得などの周知・広報に努めること ・ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと ・ 災害の発生が予想される時や、災害発生時、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと ・ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
中国総合通信局	・ 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ・ 電波の監理及び電気通信の確保 ・ 災害時における非常通信の運用監督 ・ 非常通信協議会の指導育成 ・ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
厚生労働省 島根労働局 （浜田公共職業安定所 川本出張所） （浜田労働基準監督署）	・ 産業災害防止についての監督指導 ・ 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ・ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ・ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職へのあっせんの実施 ・ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ・ 被災事業主に対する特別措置等の実施
国土交通省 中国地方整備局 （浜田河川国道事務所、 川本出張所）	・ 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ・ 地方公共等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ・ 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言 ・ 国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達 ・ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ・ 災害時における交通確保 ・ 緊急を要する場合は申し合わせに基づく適切な応急措置

中国四国地方環境事務所	・廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 ・家庭動物の保護等に係る支援 ・災害時における環境省本省との連絡調整
中国四国防衛局	・原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関する事 ・災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ・災害時における米軍部隊との連絡調整
中国地方測量部	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 ・防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 ・災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察隊	・災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定公共機関 日本郵便株式会社 （川本郵便局 川本因原郵便局 三原郵便局）	・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 ・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ・簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ・被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道(株)	・鉄道による緊急輸送の確保 ・鉄道の安全管理及び事故対策
西日本電信電話(株) (島根支店)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ・緊急を要する電報及び電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
KDDI(株)(au中国支社)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧

	株式会社N T T ドコモ 中国支社島根支店	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク モバイル(株)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日 本 銀 行	・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報
	日 本 赤 十 字 社 (島根県支部)	・医療、助産等救助保護の実施 ・避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 ・災害救助等のボランティアの連絡調整 ・義援金品の募集及び配分
	独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック 事務所	・医療、助産等救護活動の実施
	日本放送協会（松江放送局）及び県内民間放送機関	・気象等予警報の放送 ・災害応急対策等の周知徹底 ・その他災害に関する広報活動
	中 国 電 力 (株) 中国電力ネットワーク（株）	・ダム、発電所施設の防災管理及び災害復旧 ・電力供給の確保
	日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	・陸路による緊急輸送の確保

指定地方公共機関

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	石 見 交 通 (株)	・ 陸路による緊急輸送の確保 ・ 運航車両等の安全管理及び事故対策
	島 根 県 医 師 会	・ 災害時における医療救護活動の実施
	島 根 県 看 護 協 会	・ 災害時における医療救護活動の実施
	島根県エルピーガス協会	・ エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 ・ エルピーガスの供給
	島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	・ 陸路による緊急輸送の確保
	株 式 会 社 山 陰 放 送	・ 気象等の予報及び警報等の放送
	山陰中央テレビジョン放送株式 会 社	・ 災害応急対策の周知徹底 ・ その他災害に関する広報活動
	日本海テレビジョン放送株式 会 社	
	株 式 会 社 F M 山 陰	

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
全国農業協同組合連合会 肥料農薬部中四国営農資 材事業所島根推進部	・ 緊急物資の調達 ・ 陸路による緊急輸送の協力
島 根 県 農 業 協 同 組 合 島 根 お お ち 地 区 本 部	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又はあっせん ・ 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力
邑 智 郡 森 林 組 合	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又はあっせん
江 川 漁 業 協 同 組 合	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又はあっせん ・ 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力

	・流出油等の防除 ・流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
川 本 町 商 工 会	・物価安定についての協力、徹底 ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
病 院 等 経 営 者	・負傷者等の医療、助産、救護についての協力
一 般 運 輸 業 者	・緊急輸送に対する協力
川本町社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・災害ボランティアの活動に関すること
社会福祉施設経営者	・被災者の保護についての協力 ・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
金 融 機 関	・被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置に関する協力
保育所、小学校、中学校、高等学校	・応急教育対策及び被災施設の災害復旧 ・被災者の一時収容等応急措置についての協力
危険物関係施設管理者	・危険物の保安措置
L P ガ ス 取 扱 機 関	・L P ガス施設の防災管理と災害復旧 ・L P ガスの供給

8 町民及び事業所の責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 町民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備える必要がある。

イ 町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ 町民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町

村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 川本町の地勢、災害記録等

1 地 勢

本町は、中国背梁山地の西端北斜面、県の中部の山間部に位置し、東西 16.5 km・南北 13.5 km・面積 106.43 km²の町域を有し、東に美郷町、北に大田市、西に江津市、南に邑南町にそれぞれ接している。

中央部を北東から南西方向に江の川が横切り、祖式川・三谷川・矢谷川・木谷川・玉繰川・濁川の各河川が、急峻な峡谷を刻み、江の川に流入している。南部町界に沿う高堀・尾部志・帆柱・円山の各々は東西に連なり、聳立して北東にわずかに開ける高原と江の川兩岸に沿う平坦地のほか、耕地は峡谷に沿って小団地を形成している。このため、本町の 81.6%は山林が占めている。

道路は、すべて河川に沿って位置しており、特に江の川に沿って走る国道 261 号は陰陽連絡の重要路線となっている。

市街地は、中央を貫流する江の川のほぼ中程に形成されている。

2 気 象

気象は、山陰特有の低温多湿型で、年間の平均気温の平年値は13.8℃（アメダス川本）、年間の降水量の平年値は1924.1mm（アメダス川本）である。12月～3月の初旬にかけて積雪があり、近年の最深積雪量は江の川沿岸部で15cm程度となっている。また、南部の高原地帯では年平均気温が1～2℃低く、最深積雪量も江の川沿岸に比較して多くなっている。

3 人 口

人口は平成27年国勢調査によると3,442人、世帯数は1,457世帯である。平成17年の前回調査時と比較すると、人口では458人、世帯では209世帯とそれぞれが減少傾向の推移となっている。

人口の年齢構成は、0～14歳9.6%、15～64歳47.0%、65歳以上43.4%であり、4人に1人が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、5歳ごとの年齢構成をみると、若年層の流出傾向が顕著である。このような高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

4 川本町の災害の歴史

本町の災害の主なものは、次のとおりである。

〔川本町周辺で発生した過去の主な風水害〕

発生年月日	種別	耕地災害 (箇所)	土木災害 (箇所)	被害額 (千円)	備考
昭和 47 年 7/9～7/11	水害			5,570,000	雨量：480mm 最高水位：13.98m 死者：1 人 重傷者：2 人 軽傷者：13 人
昭和 58 年 7/20～7/23	水害	410	752	6,698,493	雨量：429mm 最高水位：11.50m 死者：3 人 軽傷者：1 人 最大時間雨量：51mm
平成 30 年 7/6～7/7	水害	11 箇所 5.29ha		—	雨量：232mm 最高水位：14.21m 死者、負傷者：0 人 住家被害：60 棟 76 世帯
令和 2 年 7/13～7/14	水害	5 箇所 1.5ha			雨量：160mm 最高水位：12.98m 死者、負傷者：0 人 住家被害：23 棟 28 世帯

〔川本町周辺で発生した過去の主な地震〕

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
880. 11. 23 元 慶 4. 10. 14	35. 4°	133. 2°	7 程度	出雲	神社、仏閣、家屋転倒す。
1026. 6. 16 万寿 3. 5. 23	不 明	不 明	不 明	石見	現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波(あるいは大海嘯)によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに 16km 上流に達したという。被害は 50km 以上東の黒松(現江津市黒松町)にまで及んだ。
1676. 7. 12 延宝 4. 6. 2	34. 5°	131. 8°	6. 5 程度	石見	津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・堀破損。本丸櫓 2 カ所・出丸櫓 2 カ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ 17 カ所、同孕 72 カ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰 133、うち 16 は土蔵、死 7、傷 35、田畑 50 町ほど潰込みあるいは水除崩る。
1748. 6. 18 寛延 1. 5. 23	不 明	不 明	不 明	松江 (雲州地震)	松江鶴部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。
1778. 2. 14 安永 7. 1. 18	34. 6°	132. 0°	6. 5 程度	石見	那賀郡波佐村(現浜田市)で石垣崩る。都茂村(現益田市)で落石、三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。
1823. 1. 14 文政 5. 12. 3	不 明	不 明	不 明	石見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村(現益田市)で潰家 10 戸。
1835. 3. 12 天保 6. 2. 14	35. 1°	132. 6°	5 ¹ / ₂ 程度	石見	島根県高畑村(現美郷町)で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1854. 12. 24 嘉永7(安政1) . 11. 5	33. 0°	135. 0°	8. 4	和歌山県南方沖 (安政南海地震)	出雲杵築大社(現出雲市)で潰 150 棟。
1859. 1. 5 安政 5. 12. 2	34. 8°	131. 9°	6. 2± 0. 2	石見	島根県一帯、とくに那賀郡・美濃郡が強く、波佐村(現浜田市)で山崩れがあり、周布村(現浜田市)では潰家数戸。下道川村(現益田市)で家・土蔵小損 4。美濃村(現益田市)で潰家 10。高城村(現益田市)で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰 56、蔵損 14、寺社倒 2、山崩れ 10、田畑損 31 町余、ほか道・橋・堤損多し。
1859. 10. 4 安政 6. 9. 9	34. 5°	132. 0°	6. 0～ 6. 5	石見	島根県那賀郡で強く、周布村(現浜田市)でも数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損 4 があつた。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1872. 3. 14 明治 5. 2. 6	35. 15°	132. 1°	7. 1±0. 2	島根県西部沿岸 (浜田地震)	約 1 週間くらい前から鳴動、当日午前 11 時頃微震。ついで本震の約 1 時間前にかなりの地震。また 8~10 分前に微震あり。島根県では、死者 551、負傷者 582、全潰 4, 506、半壊 6, 072、焼失 230、山崩れ 6, 567。道・橋・堤防にも被害があった。海岸で海水の変動あり。
1904. 6. 6 明治 37 年	35. 3°	133. 2°	5. 8	島根県東部	同日の 3 時 40 分に経度、緯度を同じくする M=5. 4 の地震があった。前の地震で能義郡大塚村（現安来市）で家屋の壁破損 1、同郡母里村（現安来市）で堤防の亀裂 2。本震で能義郡宇賀庄村（現安来市）で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。
1914. 5. 23 大正 3 年	35. 35°	133. 2°	5. 8	島根県東部	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂などがあり、玉造温泉は湧出量が 3 倍となり昇温した。【気象集誌】
1941. 4. 6 昭和 16 年	34° 31. 6′	131° 38. 0′	6. 2	山口県北部	山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎（山口県）およびその付近で土塀崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約 10cm 沈下し貨車が転覆した。
1943. 9. 10 昭和 18 年	35° 28. 3′	134° 11. 0′	7. 2	鳥取県東部 (鳥取地震)	壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた（20 基）。 【鳥取地震概報 中央气象台】
1946. 12. 21 昭和 21 年	32° 56. 1′	135° 50. 9′	8. 0	和歌山県南方沖 (南海地震)	島根県では、死者 9、負傷者 16、住家全壊 71、住家半壊 161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。
1950. 8. 22 昭和 25 年	35° 10. 1′	132° 38. 6′	5. 2	島根県西部	震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井水の白濁などの微小被害があった。
1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2′	139° 12. 7′	7. 5	新潟県下越沖 (新潟地震)	津波が本震の約 15 分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隠岐島でも水田が冠水した。島根県では住家床下浸水 1、住家一部破損 38、水田冠水 10 ha の被害があった。

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0'	132° 42. 0'	5. 6	島根県東部	震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区（現雲南市）では墓石がすべて倒れた。 住家一部破損 108 棟、非住家被害 55 棟、公共建物被害 129 棟、道路損壊 59 箇所、その他農地などにも被害。（昭和 52 年島根県災害年報より）
1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05. 0'	132° 42. 0'	6. 1	島根県東部	三瓶山の南東の大田市志学、頓原町（現飯南町）、邑智町（現美郷町）に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。 住家半壊 5 棟、住家一部破損 55 棟、非住家被害 27 棟、公共建物被害 7 棟、文教施設破損 2 箇所、道路損壊 43 箇所、水道損壊 9 箇所、崖くずれ 3 箇所等。（昭和 53 年島根県災害年報より）
1983. 5. 26 昭和 58 年	40° 21. 6'	139° 04. 4'	7. 7	秋田県沖 （昭和 58 年（1983 年）日本海中部地震）	この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心に多数の船舶・港湾施設に被害があり、浸水家屋などもあった。負傷者 5 人、住家床上浸水 141 棟、住家床下浸水 277 棟、非住家浸水 86 棟、公共建物浸水 17 棟、漁船被害 319 隻等。（昭和 58 年島根県災害年報より）
1991. 8. 28 平成 3 年	35° 19. 4'	133° 11. 2'	5. 9	島根県東部	被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のずれ・落下、道路に亀裂・落石、JR 山陰・山陽両線等で運休、大幅な遅れ等があった。 住家一部破損 22 棟、非住家被害 1 棟、公共建物被害 6 棟等。（平成 3 年島根県災害年報より）
1993. 7. 12 平成 5 年	42° 46. 9'	139° 10. 8'	7. 8	北海道南西沖 （平成 5 年（1993 年）北海道南西沖地震）	津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、漁船などを中心に被害が発生した。住家床上浸水 5 棟、住家床下浸水 78 棟、漁船被害 93 隻、漁具被害 19 件等。（平成 5 年島根県災害年報より）
1997. 6. 25 平成 9 年	34° 26. 4'	131° 39. 9'	6. 6	山口県中部	住家一部損壊 3 棟、非住家一部損壊 4 棟、公共建物被害 7 棟等。（平成 9 年島根県災害年報より）

発生年月日	北緯	東経	規模 (M)	震央地名 (地震名)	被害状況
2000. 10. 6 平成 12 年	35° 16. 4′	133° 20. 9′	7. 3	鳥取県西部 (平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震)	伯太町(現安来市)・八束町(現 松江市)・安来市等で大きな被害 が発生し、農作物にも安来市・ 東出雲町(現松江市)・伯太町で 大きな被害が出た。 重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全壊 34 棟、住家半壊 576 棟、住家一 部損壊 3,456 棟、道路被害 43 箇 所、橋梁被害 2 箇所等。(平成 12 年鳥根県災害年報より)
2001. 3. 24 平成 13 年	34° 07. 9′	132° 41. 6′	6. 7	安芸灘 (平成 13 年(2001 年)芸予地震)	軽傷者 3 名の他、住宅、道路、 農業施設等に大きな被害が発生 した。 住家一部損壊 10 棟、公共建物被 害 1 棟、道路被害 2 箇所等。(平 成 13 年鳥根県災害年報より)
2018. 4. 09 平成 30 年	35° 11. 0′	132° 35. 2′	6. 1	鳥根県西部	重傷 2 名、軽傷 7 名、住家全壊 16 棟、住家半壊 58 棟、住家一部 損壊 556 棟等。(鳥根県『4 月 9 日鳥根県西部を震源とする地震 に係る被害状況等について(最 終報)』より)

参考：

地震調査研究推進本部：日本の地震活動

宇佐美龍夫・石井 寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子：日本被害地震総覧 599-2012

第5節 風水害被害想定

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに川本町における風水害及び事故災害等の履歴、全国的にみた各種災害の教訓・課題を反映するものとする。

1 想定災害及び被害の概況

本計画の策定にあたって、川本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

島根県においては、島根県地域防災計画第5章第1「災害被害想定」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害、平成30年7月6日～7日にかけての平成30年7月豪雨と同程度の被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づけている。

2 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時においては、表に示すように時間経過に応じた災害状況の変化が想定される。このような状況のもとで、県、市町村、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされるが、既往災害においては、これらに関して表中に示した様々な傾向・課題が指摘された。

そのため、本計画においては、このような災害事象と傾向・課題を踏まえた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

第6節 事故災害被害想定

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

1 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、空港周辺、あるいは県内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

2 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

3 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

4 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合（F56断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火となる。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

5 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

6 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・ 人的被害死者33人、負傷者53人
- ・ 住家被害全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- ・ 非住家被害全壊555棟、半壊433棟
- ・ り災世帯577世帯、り災者2,237人

第7節 地震被害想定

島根県は、平成22年度から24年度の3か年にわたって、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「島根県地震被害想定調査」を実施した。また、平成28年度から平成29年度にかけて効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的にさらに調査が行われた。町は、これらの調査結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

1 想定地震の設定

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸域 の 地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域 の 地震	青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4		○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

震源断層位置図



2 想定される被害の概要

想定地震のうち、本町を含む邑智郡（旧桜江町を含む。以下この節において同じ。）に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「大田市西南方の地震」の被害想定結果を、地震防災対策を構築するための基礎資料とする。

(1) 地震動、液状化

ア 震度

震源直上から東側にかけて震度6強を示す。また、震度6弱は、多伎町西部より大田市・江津市の全域に分布し、出雲平野まで及んでいる。町域では6強～5強と予測されている。

イ 液状化危険度

出雲平野一帯は発生危険度がかなり高い。また、大田市から出雲市にかけて発生危険度がかなり高い所が点在する。

(2) 物的・人的被害

邑智郡は、崖・斜面被害が大きいと予測される。特に崩積土層の厚く分布する地域もあり、斜面崩壊の発生箇所数が増えると予測され、地すべり発生危険度が高い。邑智郡における被害想定結果をまとめると、次のとおりである。平素より建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策を講じる等の対策が必要不可欠である。

■大田市西南方の地震による想定結果（県）

種別	被害項目	被害単位	冬５時	秋12時	冬18時
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い 急傾斜地（箇所）	96		
		危険性が高い 地すべり地（箇所）	73		
	ため池危険度	危険性が高いため池 （箇所）	－		
建物	揺れによる建物 被害	全壊数（棟）	251	210	251
		半壊数（棟）	2,579	2,419	2,579
	液状化による建 物被害	全壊数（棟）	212		
		半壊数（棟）	570		
	急傾斜地崩壊に よる建物被害	全壊数（棟）	128		
		半壊数（棟）	299		
	津波による建物 被害	想定なし			
	被害合計	全壊数（棟）	591	550	591
半壊数（棟）		3,448	3,288	3,448	
地震火災	出火	出火件数（件）	0	1	3
	延焼	焼失棟数（棟）	1	3	13
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数（人）	3	3	3
		負傷者数（人）	125	92	103
	急傾斜地崩壊に よる死傷者	死者数（人）	9	4	5
		負傷者数（人）	165	70	97
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	6	4	4
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数（人）	0		
		負傷者数（人）	0	5	6
	津波による死者	死者数（人）	想定なし		
	火災による 死傷者	死者数（人）	0	0	1
		負傷者数（人）	0	1	2
	被害合計	死者数（人）	12	7	9
		負傷者数（人）	296	172	212
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯） （１日後）	4,905		
	下水道	影響人口（人）	1,141		
	通信	不通回線数（件）	185		
	電力	停電件数（件）	922		
	都市ガス	供給支障件数（件）	－		
	LPガス	供給支障件数（件）	103		
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	1		
	鉄道	不通区間（駅間数）	－		
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 （箇所）	24		
生活支障等	避難者	避難者数（人） （１～３日後）	4,817		
	疎開者	疎開者数（人） （１～３日後）	2,594		

	帰宅困難者	(人)	41,182
	食料不足	食料(食/日)	17,341
	震災廃棄物	発生量(千トン)	128
	災害用トイレ	必要個数(基)	25
	エレベータ停止	停止台数(基)	422
	医療機能	入院・重傷者数(人)	6
	重要施設	危険性が高い施設(件)	-
経済被害	孤立集落の発生	(地区)	-
	直接経済被害	(億円)	804
	間接経済被害	(億円)	1,212

第8節 減災目標

1 策定の趣旨

地震発生そのものを防ぐことは、不可能であるが、大規模地震による被害を想定し、必要な対策を講じることによって、被害の最小化を図ることは可能である。このため、島根県は国の地震防災戦略を踏まえ、島根県地震被害想定調査により想定された人的被害（死者数）及び経済被害の軽減に関する目標（減災目標）や、その達成のための対策項目に係る目標（具体目標）などを盛り込んだ、「島根県地震・津波防災戦略」（以下「戦略」）を策定した。この戦略は、行政機関のみならず、広く町民や事業者等の理解・協力を得ながら、県内が一体となって取組を進めようとするものである。

町は今後、この戦略に沿って防災活動を進め、県が示した減災目標の達成に努めるものとする。

2 計画期間

平成25年度から令和4年度（10年間）

3 減災目標

「島根県は、災害犠牲者ゼロを目指します。」

計画期間内では、鳥取県沖合（F55）断層の地震による死者数を6割以上、島根半島沖合（F56）断層の地震による経済被害額（直接被害額）を4割以上減少させます。

また、島根県西方沖合（F57）断層の地震の津波による死者数をゼロにします。

4 主要項目

人的被害及び経済被害を軽減するための主な対策項目等については「島根県地震・津波防災戦略【改定版】（平成31年3月）」を参照。

第2編 風水害対策編

第1章 風水害予防計画

川本町における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 災害に強い町土づくりの整備に関する対策

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、浸水災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

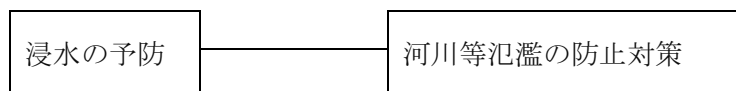
そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、避難行動要支援者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第１節 浸水予防

町は、これまでの水害や集中豪雨に伴う災害等の経験に立ち、住民の生命と財産を守るとともに地域の豊かな自然を守っていくため、災害防止と環境保全の両面から江の川地域の浸水予防対策を推進する。

また、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

施策体系図



１ 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現況

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、「川本町水防計画」参照。

(2) 対策

県及び町は、国において作成した浸水想定区域図（洪水浸水想定区域を示した図）について、住民への周知に努めるとともに、町独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

また、中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

ウ 避難路上の障害物等の把握

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

カ 浸水想定区域内にアンダーパス、地下街等又は要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

２ 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

県内の河川は、上流からの流出土砂により河床が上昇するため、治山事業、砂防ダム、貯砂堰堤の整備による流出土砂の防止、河口部低水路の確保等により河床の上昇を抑えてきた。

さらに、河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸、放水路の開削等により洪水の発生の防止に努めている。

県内の改修済河川は、ある程度の風水害に耐えられるよう整備されているが、通常水位に比べ堤内地盤の低いところなどで堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

県及び町は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設による雨水排水の整備など治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

なお、県管理の河川については、時間雨量 50 mm 相当の洪水に対する整備を推進されている。

3 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

浸水想定区域内にある以下に該当する施設の名称及び所在地は資料編に示すとおりである。

なお、現在、水防法で規定する地下街及び大規模工場等は、町内に存在しない。

(1) 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(3) 大規模工場等（該当工場等が建設もしくは計画された場合は、別途条例により規模等を定める。）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

また、以下についての取組が必要である。

ア 地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練の実施

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難計画の作成及び避難訓練の実施

ウ 大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

エ ア～ウに係る計画を作成又は変更したときは、町へ報告する。

4 水防体制の整備

(1) 消防団（水防団）による水防体制

本町では、消防団が水防団を兼ねている。町及び消防団は、水防体制の強化のため、次の

事項について実施する。

ア 水防訓練の実施

イ 町内河川の分団ごとの管轄区域の指定

ウ 重要水防箇所の把握

エ 定期的な河川巡視及び降雨時の警戒巡視の実施

(2) 水防資機材の整備等

ア 町が保有している水防資機材を定期的に点検し、資機材の種類及び数量の確認と不良・不足物資の交換・補充を行う。

イ 水防活動に必要となる重機の借り上げ等について、町内の建設業者等と必要に応じて協議し、調達ルートを確保しておく。

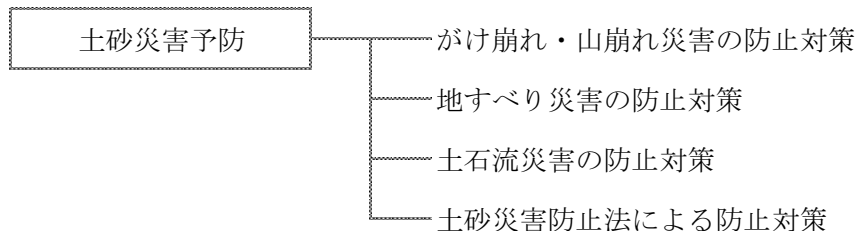
第2節 土砂災害予防

土砂災害の種類として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などがあげられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら土砂災害を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等の集中豪雨等により発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび土砂災害が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

土砂災害のおそれがある箇所については、土砂災害危険箇所図が県により整備されているほか、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防関係事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

施策体系図



1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域からなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生に係る要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

ア 現況

がけ崩れによる危険がある急傾斜地崩壊危険箇所について、県では、防災上緊急度の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊

危険区域に指定し、対策事業を実施している。町内の急傾斜地崩壊危険箇所については、**資料編**のとおりである。

○急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、高さが5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上ある場合（5戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）

イ 対策

急傾斜地の資料を整備し、住民等への周知徹底を図る。特に周辺地域住民に対して、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努めるとともに、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者、占有者、又は維持管理の徹底と危険が及ぶおそれのある施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

また、新たな危険区域箇所を調査把握し、指定を要望する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工と、崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設を優先する。

ア 抑制工

がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって崩壊しやすい不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工等がある。

イ 抑止工

コンクリート擁護工や、土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

ウ その他

がけから少し離して擁壁を作り、崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工等がある。

(3) 治山事業の実施

治山事業は、森林の維持造成を通じて県が行う山腹工事があり、山地災害危険地などの危険度の高い箇所から保安林に指定して防災工事を行い被害防止を図る。また、町が行う林地崩壊防止対策があり、被害の拡大の防止を図る。

(4) 警戒・避難体制の整備

ア 災害発生の防止のため、急傾斜地崩壊危険区域の周辺において危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施するとともに、がけ崩れ発生の危険度を判定し、住民の避難を促す土砂災害予警報システムの活用を推進する。また、危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

イ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(5) 住宅移転の促進等

町は県と連携し災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造において多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 地すべり危険箇所の把握、周知

ア 現況

地すべり危険箇所については、**資料編を参照**

なお、地すべり危険箇所及びこれに隣接する地域のうち、地すべり危険箇所の地すべりを助長若しくは誘発し、又はそのおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

イ 対策

県と協力、連携を図りながら、地すべり危険箇所等の把握のための各種調査を実施する。また、地すべり危険箇所等については、監視を行い、危険の発見に努めるとともに、周辺地域住民に対して周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

地すべり防止工事には、地すべりを**安定させる**抑制工と地すべり**に対する抵抗力を付加することで、その安定化を図る**抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していくが、地すべりの最大の誘因は地下水状況の変化によるものなので、**地下水排除工**が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべり抑止工等を実施していく。

危険箇所のうち未指定箇所については、対策工事を実施するために指定の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の確立

ア 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に関する観測体制を整えけるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト対策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。さらに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

イ 現在、砂防課ホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

ウ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

3 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力がさらに強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険溪流及び危険区域の把握・周知

ア 現況

土石流発生の危険がある区域については、**資料編**を参照

イ 対策

既に調査している箇所以外についても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。また、土石流危険溪流及び危険区域等の資料を整備し、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地については、土石流対策として、砂防工事を実施するほか立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん堤工（土砂

の流出を調節する）、床固工（溪床の安定）、護岸工（溪岸の安定）等がある。

各危険溪流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 治山事業の実施

治山事業溪間工事には、**山地災害危険地区等**で溪流の浸食が進み土砂の流出のおそれのある溪流の溪床・溪岸浸食の防止を図るための谷止工、堆積土砂の流出防止を図るための床固工、溪流の縦横浸食の防止を図るための流路工等がある。施設の施工と併せその上流域の森林整備を一体的に行い効果的に被害の防止を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉施設の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(4) 警戒・避難体制の整備

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、以下に記載する土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）で該当市町村に提供するとともに、砂防課ホームページでも提供する。

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策を行うとともに、周辺住民等への周知徹底を図り、危険箇所には巡視警戒要員の配置等を検討する。

ア 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

ウ 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

エ 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(7) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(i) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、島根県土木部砂防課と松江地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

オ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

カ 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を活用し、判断を行う。

■土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

土砂災害警戒情報の補足情報である土砂災害危険度情報は、それぞれの市町を約1km四方の格子毎に土砂災害の危険性を下記のように区分して発表される。

色	凡例表示	色が持つ意味	とるべき行動	相当する警戒レベル
	警戒	大雨警報(土砂災害)の基準値超過	災害が想定されている区域では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて、高齢者等は自ら避難の判断をする	3相当
	3時間以内に基準値超過	実況又は予測値が土砂災害発生の基準値に到達	災害が想定されている区域では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても、危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	4相当
	2時間以内に基準値超過			
	1時間以内に基準値超過			
	既に基準値超過			

キ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域の円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載し

た印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(5) 住宅移転の促進

ア 町は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

イ 町は関係機関と連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

町は、県の指定を受けた土砂災害警戒区域において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を進める。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

(イ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ウ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に

おける当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
イ ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(ウ) 身体等に著しい危害が生じるおそれ大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

(エ) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(3) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法28、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難指示等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

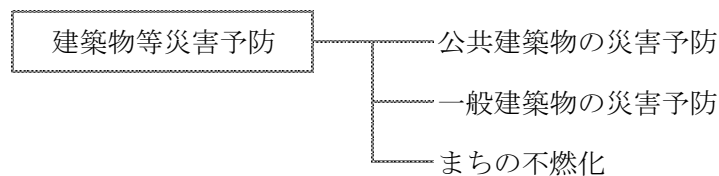
第3節 建築物等災害予防

災害に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の安全性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施などにより、その適切な維持監理に努めるものとする。

さらに、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

施策体系図



1 公共建築物の災害予防

町内の公共建築物は、災害対策本部の設置場所となる役場庁舎をはじめ、避難場所、救護所、物資集積場所等、そのほとんどが災害対策上の拠点施設となる。このため、定期的に点検をし、町財政の範囲内において計画的に改修を行うなど、施設の安全性の確保に努める。

2 一般建築物の災害予防

町は、一般建築物の安全化、不燃化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、パンフレットの配布等により不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 老朽化した既存建築物に対する改修指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である場合には、建築物の補修及び窓ガラス、外装材等の落下物予防措置等について指導に努める。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全性を推進するため、建物の不燃化等

を進める。

イ 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

ウ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

3 まちの不燃化

(1) 「防災まちづくり計画」策定の推進

町が主体となつて行う防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の町レベルの対策及び住民が中心となつて行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等について、基本的な方針、具体的計画、進め方を定めた「防災まちづくり計画」の策定を推進する。

(2) まちの防災構造化の推進

町は、地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策を積極的に推進していく。

(3) 公園等の整備

ア 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

イ オープンスペースの整備・確保

農村公園（笹畑・笹遊里）は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難地として防災上重要な役割を持っている。町は、それらの整備を推進する。また、必要に応じ、農業集落排水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

ウ 共同溝等の整備

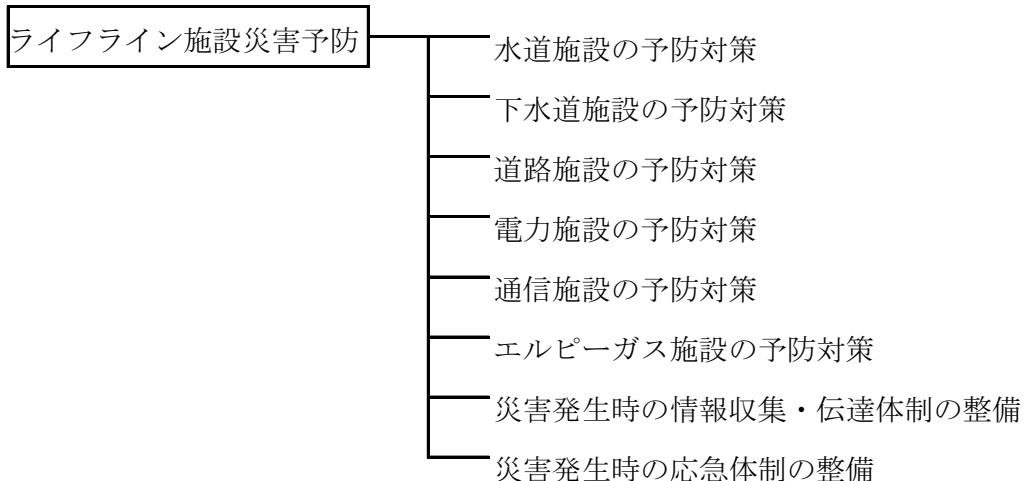
国、県及び町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

第4節 ライフライン施設災害予防

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ると、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたし、避難生活環境の悪化をもたらす等影響は極めて大きい。このため、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進する。

また、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

施策体系図



1 水道施設の予防対策

- (1) 未整備地区の拡張工事や簡易給水施設の設置により、普及率100%を目指す。
- (2) 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。
- (3) 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 生活排水処理計画に基づき、対象区域の浄化槽整備を計画的に推進する。
- (2) 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (3) 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの

確保に努める。

3 道路施設の予防対策

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(1) 道路ネットワークの整備

町内の各地域を結ぶ道路網として、川本～美郷間の主要地方道川本波多線改良工事の早期完成や、川本～大田間の一般県道川本大家線道路改良及び川本～美郷間を結ぶ道路の整備促進を県に要望し、町内の道路ネットワークの構築を目指す。

(2) 30分都市連携軸の充実

町の各地域の中心部と近隣の大田市等を約30分で結ぶ道路の改良整備によって、30分都市連携軸の充実を図り、これらの都市との連携を強化し、医療等の機能補完を図る。

(3) 集落における生活道路の充実

- ア 町道のうち、未改良・未舗装の部分については、集落間を結ぶ道路等、整備の必要性・緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。
- イ 災害により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。

4 電力施設の予防対策

町は、必要に応じて中国電力ネットワーク㈱が行う予防対策に協力する。

5 通信施設の予防対策

町は、まげなねっとかわもとをはじめとして必要に応じて西日本電信電話㈱や携帯電話事業者が行う予防対策に協力する。

6 エルピーガス施設の予防対策

町は、エルピーガス販売事業者の行う予防対策に協力する。

7 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(1) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部消防総務課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時

及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

8 災害発生時の応急体制の整備

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

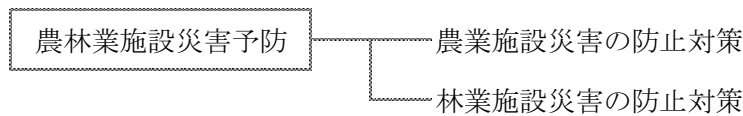
イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5節 農林業施設災害予防

災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図る。

施策体系図



1 農業施設災害の防止対策

(1) ため池整備事業

ア 現況

町内には 144 箇所(貯水量 126,850m³、流域面積 3.7691km²)の農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、決壊した場合、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 保守管理

農業用のため池については、保全対策に基づいて整備計画を策定する。

また、ため池一覧表及び連絡・点検体制表等を整備し、ため池管理簿により日常点検を行うよう努める。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

(2) 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業を検討する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。

2 林業施設災害の防止対策

(1) 山地治山事業

山腹崩壊地、侵食や異常な土砂堆積が見られる溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る復旧治山事業を行う。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて予防治山事業を行う。

(2) 森林整備

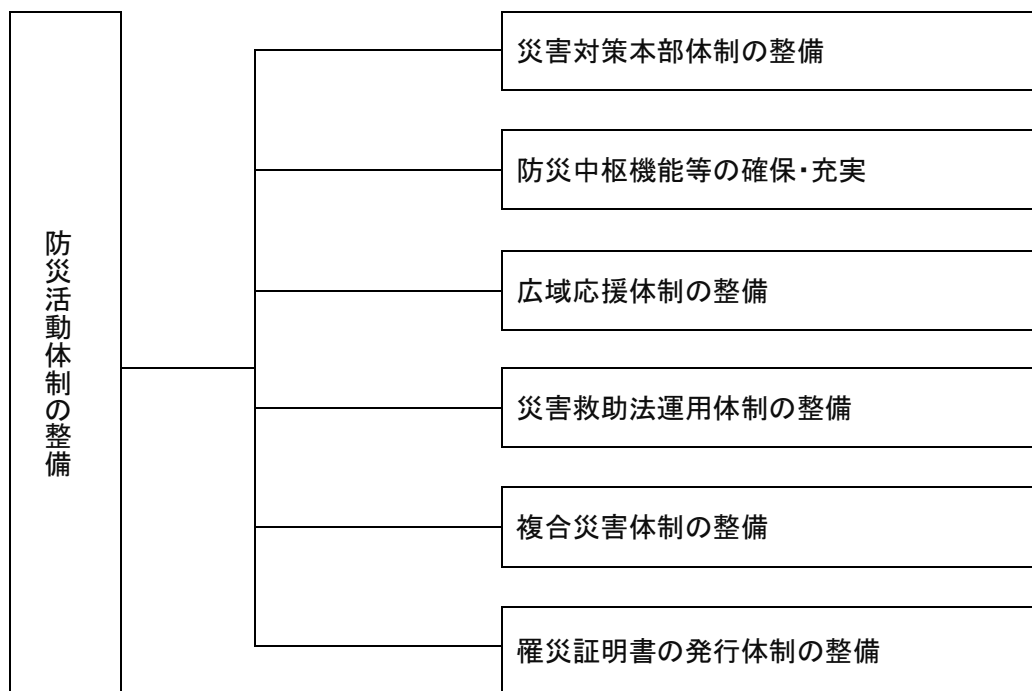
森林は、豪雨災害等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧、防災林の設置、治水のための植林及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。

第6節 防災体制の整備

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町の防災組織及び防災体制・業務継続体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領等を整備しておくとともに、広域応援体制の整備及び災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、応急対策全般への対応力を高め、発災後の復興・復旧を円滑に進めるため、人材の育成を図るとともに退職者の活用や民会の人材の任期付き雇用などの人材確保策を整え、緊急時には外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地等の有効活用を図るものとする。

施策体系図



1 災害対策本部体制の整備

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

(1) 初動（警戒）体制の整備

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

ア 動員計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

イ 非常参集体制の整備

(7) 町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

(4) 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(7) 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

ウ 活動マニュアル等の整備

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、地域防災計画に基づき各所属が災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成しておく。

そのほか、必要に応じ活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

エ 当直員等による体制の確保

町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等の配備を行う。

(2) 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努めるものとする。

(3) 災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

ア 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

ウ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

オ 応急対策用地図

(4) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕

組みの構築に努めるものとする。

(5) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水等の災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等非常用通信手段の確保を図る。また、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

町の災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

3 広域応援体制の整備

町は、平常時から相互応援協定の締結による応援体制の整備を推進する。

また、県・自衛隊への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県・自衛隊と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。自衛隊に対しては、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(1) 応援計画及び受援計画の整備

町防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

ア 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。

イ 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。県、町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、県及び町等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

ア 警察

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一部部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。

イ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

ウ 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

エ 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、遺体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

オ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

カ 運送事業者である公共機関

- (ア) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、町から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。
- (イ) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

4 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日ごろから運用体制を整備しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

町は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会に参加する。

もしくは町の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルを作成するものとする。

5 複合災害対策

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- (2) 災害にあたる要員、資機材等について後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害後との対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 複合災害が発生した場合において対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

する。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

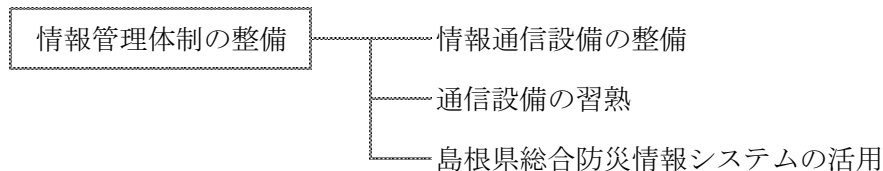
6 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第７節 情報管理体制の整備

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

施策体系図



１ 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の整備に努める。

(2) 応急用資機材の整備

町、県及び防災関係機関は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(3) 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線、ＩＰ告知放送等の通信手段を整備するなどにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 各種データの整備保全

町は被災時での業務継続のため、あらかじめ各種データの（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）整備保全を行う。

２ 通信設備の習熟（総務財政課）

(1) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

(2) 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

3 島根県総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、各種気象・地象等の情報や災害情報を収集し、県及び関係機関への確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関に Web 画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や揭示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより町民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営する Lアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて町民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

4 総合防災情報システムの運用体制の充実

総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの操作研修や情報伝達訓練を通じて、関係機関の操作の習熟を図り、災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

総合防災情報システムは、基幹部分を耐災害性に優れたデータセンターに設置するとともに、通常事務に用いるネットワークからの利用のほか、別途通信回線と専用端末を設け、耐災害性を確保するなどしているが、障害発生時に備えて、防災行政無線 F A X など代替手段による運用についても習熟を図っておく。

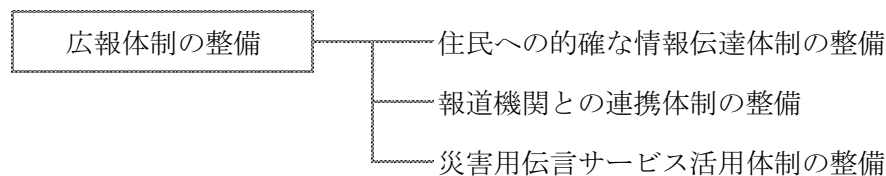
第8節 広報体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

町は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、IP告知放送、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

施策体系図



1 住民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 本町では、被災者への情報伝達手段として、防災行政無線、IP告知放送、広報車、ホームページ、広報紙等を活用することとしているが、このほか多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え、衛星携帯電話の整備や民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

- (2) 町は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電等も含め、的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

- (3) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

- (4) 県及び町は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

- (5) 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより

必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

- (6) 防災関連サイトにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、指定避難所等の端末、自治体のエリアメール、防災拠点施設へのWi-Fiの整備を進め、被災者に必要な情報を即報できる体制を構築する。
- (7) 県及び町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (8) 県及び町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 報道機関との連携体制の整備

町は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時において西日本電信電話株式会社、携帯電話各社と連携して、広報誌・紙、県のホームページの活用など、様々な広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、災害時特設公衆電話の設置など町は関係機関と協議するなど検討しておく。

○災害用伝言サービス

通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うことを目的に、固定電話・携帯電話・インターネットによって提供されるシステム。

現在以下の4つが整備されている。

・災害用伝言ダイヤル

災害発生後、家庭電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う。

・災害用伝言板

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

・災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行える。

・災害用音声お届けサービス

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、同じ通信事業者の対応端末に音声メッセージを送信できる。

第9節 避難体制の整備

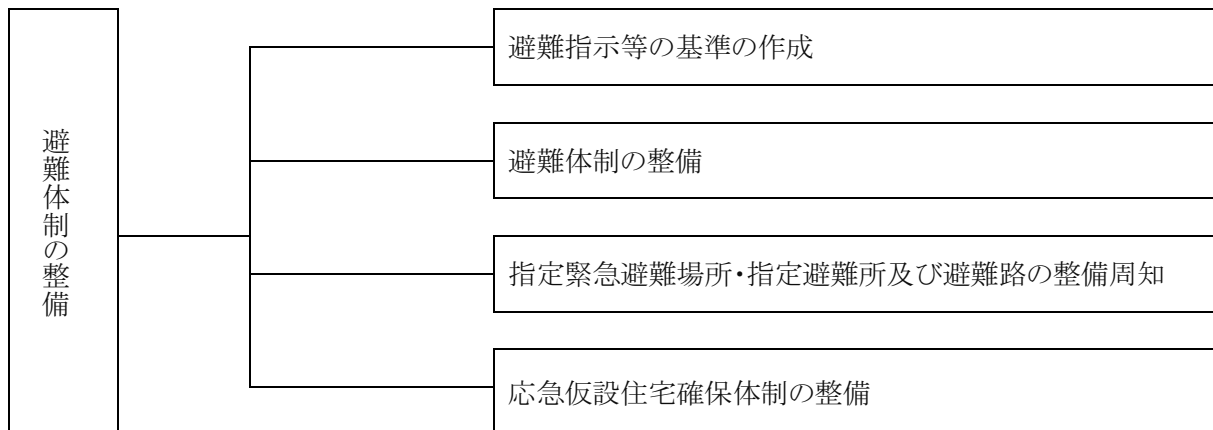
風水害等の災害時には、河川増水、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。町はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を行い、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

また、町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、県、町及び防災関係機関は、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。

施策体系図



1 避難指示等の基準の策定

(1) 避難指示等の類型

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難指示等住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等の一覧及び警戒レベル

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民に求める状況
警戒レベル５	緊急安全確保	堤防の越水、決壊や土砂災害等の災害が既に発生又は切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル４	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル３	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル２	注意報	気象庁が大雨注意報等を発表	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル１	早期注意情報	気象庁が早期注意情報を発表	気象情報等の最新情報に注意し、災害への心構えをする。

(2) 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成

町は、避難指示等に関するガイドラインに基づき、下記の点について検討し、適切な避難指示等を行うため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

ア 避難の概念

(7) 町の責務

- a 住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報として避難指示等を発令
- b 避難指示等の判断に際し、専門的知見を有する指定行政機関などからの助言を重要な判断材料とする。

(4) 避難行動

- a 指定避難所への移動
- b (自宅などから移動しての) 安全な場所への移動 (公園や親戚や友人の家など)
- c 近隣の高い建物などへの移動
- d 建物内の安全な場所での待避

イ 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

(7) 水害

- a 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
- b 対象とする河川の特性を把握

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- b 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

ウ 避難すべき区域

- (7) 避難が必要な区域を特定
- (イ) 当該区域での災害の様相や、避難指示の判断に係る特性を把握

エ 避難指示等の発令の判断基準・考え方

- (7) 高齢者等避難、避難指示の意味合いと、住民に求める行動を確認
- (イ) 住民が指定避難所等へ避難するために必要な時間を把握
- (7) 避難すべき区域毎に、高齢者等避難、避難指示の発令基準（考え方）を策定

オ 避難指示等の伝達方法

- (7) 伝達文の内容の設定
- (イ) 伝達手段及び伝達先の設定

カ 参考とすべき情報

- (7) 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- (イ) 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
- (7) 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
- (イ) 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- (イ) 避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、**水位到達情報（避難判断水位、氾濫危険水位、洪水特別警戒水位）**、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等）
- (イ) 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

(3) 防災マップの作成

町は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

防災マップの作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

2 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等の代表者・嘱託員等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを早期に作成しマニュアルに基づいた整備に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難地への経路及び誘導方法

オ 指定避難所（被災者入所施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(7) 指定避難所入所中の秩序保持

(イ) 指定避難所生活者に対する災害情報の伝達

(ウ) 指定避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難生活者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要援護者への配慮、ペットについての配慮その他避難場所における生活環境の確保

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(7) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平常時における広報

a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

b 住民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

a 広報車による周知

b 避難誘導員による現地広報

c 住民組織を通じての広報

ケ 避難行動要支援者の避難支援に関する事項

- (ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法
- (イ) 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (ウ) 避難行動要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設、不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。特に浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練を行う。

町は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

スーパー等、不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の避難計画

町は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。

学校等においては、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休業を児童及び生徒（以下「児童等」という。）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置等について、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

また、多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難場所、避難経路、誘導方法等を防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- (ア) 家庭訪問、児童カード等を利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通

学路の変更等の指示ができるようにしておく。

- (f) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- (g) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- (h) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の連絡・連携体制の構築に努める。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第2章第8節「避難誘導」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難指示の実施要領の明確化

町長による避難指示が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ本計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、指定避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導ができるようにしておく。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所（地震の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所）を避けるようにする。

ウ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送等の方法を講じておく。

エ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具

体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害、地震等の災害が発生した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとしてあらゆる機会を通じてその指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛けるものとする。

町は、次の事項について、各種広報活動や、コミュニティ活動への指導・協力等を通じて、住民への周知を図る。

ア 自宅周辺の状況を把握しておく。特に付近の災害危険箇所については、その種類や特性等について把握する。

イ 自宅から最も近い避難場所を確認しておく。町が指定する避難場所まで相当距離がある者は、隣近所の協力関係のもとに、近くの民家等を一時的な緊急避難場所としておく。

ウ 自治会等の代表者・嘱託員等を中心とした自治会内の情報伝達体制を整備する。

エ 隣近所の協力体制のもとに、独り暮らしの高齢者等避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難誘導體制について検討しておく。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、告知放送、電話等の利用により伝達する。

カ ケーブルテレビを利用して伝達する。

キ 登録制メールにより伝達する。

ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

ケ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。

コ Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

町長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

町は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めておく。

4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(1) 指定緊急避難場所等の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

(ウ) 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(エ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

(オ) 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

町は災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LAN等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に

必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、町は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 町は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(ウ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者の特性にあわせた指定避難所の指定・整備

町は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に配慮する。

(4) 指定緊急避難場所区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 指定緊急避難場所区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 指定緊急避難場所区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、指定緊急避難場所の収容力に余裕をもたせておく。

(5) 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

ア 避難路の選定と確保

町は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(ア) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(イ) 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

(ロ) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(ハ) 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(ニ) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有するもの。

イ 大規模な火事における指定緊急避難場所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により大規模な火事における指定緊急避難場所及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

(ア) 大規模な火事における指定緊急避難場所にある道路は、終日全域駐車禁止とする。

(イ) 大規模な火事における指定緊急避難場所周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。

(ロ) 上記以外の道路については、避難地から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

(6) 指定緊急避難場所等の住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

ア 広報紙等

イ 案内板等の設置

(7) 誘導標識

(i) 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

(ii) 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

ウ 防災訓練

エ 防災啓発パンフレットの作成、配布

(7) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難場所等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

5 応急仮設住宅の確保体制の整備

町及び県は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

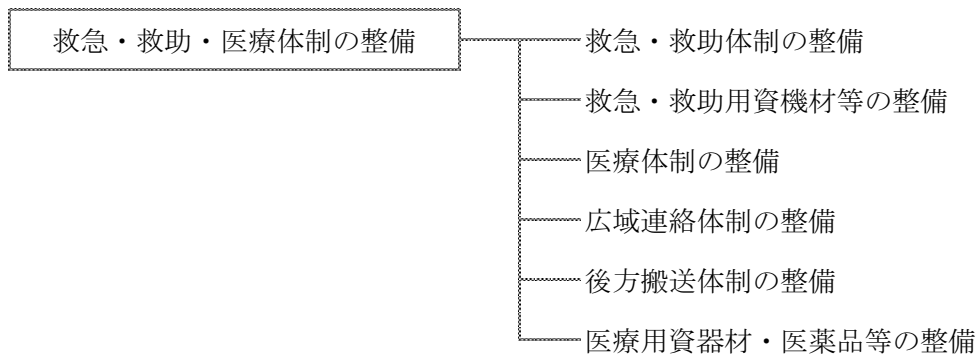
第10節 救急・救助・医療体制の整備

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、必要な体制の整備に努める。

また、平成23年度に整備した広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行うものとし、具体的な手続き等は島根県災害時医療救護実施要綱によるものとする。

施策体系図



1 救急・救助体制の整備

(1) 関係機関等による救急・救助体制の整備

ア 町は、消防団、医療機関、警察、江津邑智消防組合、近隣市町、県等の機関による救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 災害時で予想される被害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に関係機関と当該地域における救出方法や近隣市町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関との相互連絡体制等について、十分検討しておく。

ウ 救急・救助活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実させる。

エ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

オ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助活動への対応とともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業者等と連携を図る。

カ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称DMAT。次節を参照）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。消防団が主体となり、自主防災組織、住民に対して、救急・救助活動を効果的に実施するため、防災訓練や研修会等の教育指導を推進し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得を推進するとともに、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

また、消防団については、日頃から地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努めるよう啓発する。

2 救急・救助用資機材等の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、車両や救急資機材等、救急用装備・資機材等の整備を図る。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出・救助事象に対応するため、消防団、自主防災組織等は、必要な救助用装備・資機材等の整備を図る。

ア 消防団

・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

イ 自主防災組織

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

・防災資機材倉庫等

3 医療体制の整備

風水害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けることによる機能の停止、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成等、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進する。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

(1) 総合的な地域医療ネットワークの充実

ア 救急、高度医療への対応強化

町は、江津邑智消防組合に対し、救急救命士や高規格救急自動車の配置等による搬送体制の充実を要望するとともに、道路整備の促進によって、近隣都市の医療機関等との連携による救急医療や高度医療への対応の強化を図る。

イ 地域医療サービスの充実

町は、地域における医師会・県央保健所・福祉施設等の連携や連絡調整機能の充実を図り、災害時の医療機能の確保に努めるとともに、次の対策を推進する。

(7) 邑智病院、大田市立病院等近隣医療機関の施設充実に係る関係機関への要望

(特に、災害拠点病院である大田市立病院における、非常時の電源確保のための自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保等)

(4) 町内各診療所の施設・設備の充実による地域医療の拠点整備

(7) 医療機関への交通利便性の確保

(2) 緊急医療体制の整備

ア 医療救護班の編成

医療・助産の実施は、医療機関の協力をもって編成し、医療に当たるものとする。

また、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、地元医師会、日本赤十字社島根県支部及び各地域の医療機関との協力・連携体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 救護所の設置、運営計画

救護所は避難所を中心に設置するよう、あらかじめ当該管理者と協議し、設置場所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。運営に関しては、県及び関係医療機関等との協力を図る。また、傷病者が多数発生した場合を想定し、現地救護所の設置についても考慮しておく。

ウ 医療機関及び助産機関

医療機関及び助産機関については、**資料編**を参照

エ 情報連絡体制の充実

町は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等を収集するため、県、医療機関、江津邑智消防組合、県央保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について検討し、整備を図る。

オ 救急方法、家庭看護知識等の普及・啓発

県及び医療機関と連携して、住民のとりべき予防策として救急方法、家庭看護知識の普及に努める。

- (7) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (4) 町、県、日本赤十字社島根県支部及び医療機関が実施する講習会等において、応急手当等の技術の習得に努める。
- (7) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。
- (5) 災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発し、血液の確保体制を確立する。

(3) 後方医療体制の整備

ア 町、県及び関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、町、県及び関係機関はそれぞれの役割分担を明確に定める。

イ トリアージの訓練・習熟

救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するため傷病者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

○トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

ウ 透析患者及び住宅難病患者等への対応

(7) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者や控減症候群に伴う急性腎不全患者に対しても、人工透析等の適切な医療を行う必要があるため、近隣市町等への患者の搬送や県や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

(4) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から県央保健所等を通じて、患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣市町、ボランティア等との連携、関係機関との合同訓練を通じて、災害時における在宅難病患者の円滑な搬送及び救護の体制を確立する。

エ 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、各地区及び住民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報や研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

ク 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、備蓄対策、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておくものとする。

コ 医療チーム受入体制の整備

災害時における被災地の情報収集や医療チーム等の配置調整等を迅速に対応できるよう、災害医療関係機関による「地域災害保健医療対策会議」を開催しながら、関係機関の連携強化を図る。

4 医療用資器材・医薬品等の整備

(1) 医療用資器材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資器材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資器材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(ア) 医薬品等の補給

医薬品等の補給については、健康福祉班が対応するものとし、健康福祉課は、医薬品等の補給体制の編成計画を策定しておく。

(2) 医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、防災センターにおいて、必要最小限の医療用資器材・医薬品等の備蓄を推進する。

医療用資器材・医薬品等の調達先は、資料編を参照のこと。

緊急輸送については、第1章第12節「輸送体制の整備」を参照のこと。

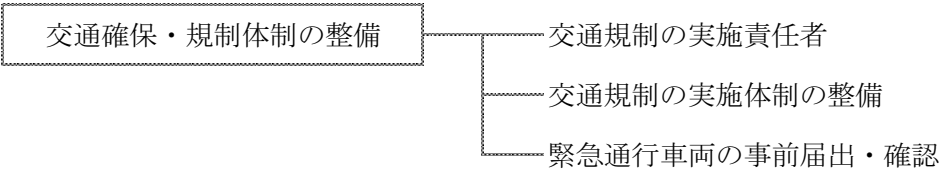
第11節 交通確保・規制体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急交通路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

道路管理者は道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、次のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道）知事 （指定区間を除く国道及び県道） 町長 （町道・農道・林道） 西日本高速道路㈱ （西日本高速道路㈱が管理する道路）	（道路法第46条） 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

2 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、次の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

3 緊急通行車両等の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 町は、県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 町は、届出済証の交付を受けた車両については、災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合、県、県警察本部、警察署において、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 事前の届出の対象となる車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第 32 条の 2 第 2 号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関（「以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は、災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画である車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他の災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項

(4) 事前の届出の申請

緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「緊急通行車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書面（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両確認証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

4 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象となる車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- ウ 患者輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用自動車又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行車両に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後に当該車両に対して**規制除外車両確認証明書**が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

5 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両事前に該当するか否かの審査を行い、該当するものについては、「緊急通行車両事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、**発災後に緊急交通路の指定が行われた場合において**、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、**事前届出を行っていない車両を優先して**、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

(3) 手続き

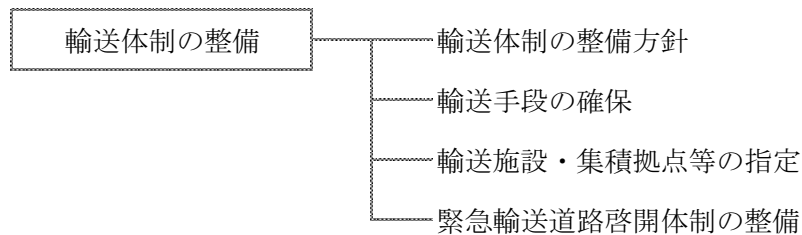
県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

第12節 輸送体制の整備

町は、他の道路管理者と連携し、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、場外離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

施策体系図



1 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町をはじめ、県、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日ごろから関係機関相互の連携の強化に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

ア 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

ウ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。

また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

エ 物資の調達・輸送に必要なとなる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の

輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

オ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

2 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化（総務財政課・地域整備課）

災害時の輸送手段として、次の方法について確保しておく。

(1) 自動車による輸送

- ア 町有車両等
- イ 公共団体等の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- エ その他の民間の車両等
- オ 石油燃料の輸送車両等

(2) ヘリコプターによる輸送

県防災ヘリコプターの出動要請方法等について、職員に周知を図る。

3 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

町は、関係機関と連携して、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点について、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア 緊急輸送路の指定

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町域内の緊急輸送を確保する。

イ 場外離着陸場の指定

町の場外離着陸場を指定し、そのために必要な整備に努める。

(2) 物資集積拠点の指定

救援物資等の備蓄・集積拠点

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町内の集積拠点を確保する。

4 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること。）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

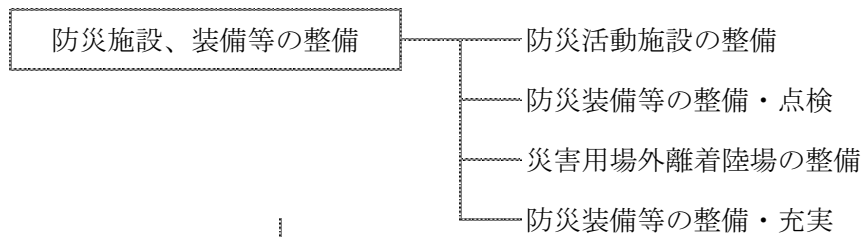
道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第13節 防災施設、装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、あわせて町内に災害用場外離着陸場を整備する。

施策体系図



1 防災活動施設の整備

発災時において、防災対策を円滑に活動させるために、防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図る。

- (1) 既存の施設・設備にあっては、安全点検、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- (2) 町役場庁舎には、停電時の対応が可能なように、自家発電設備の整備を推進する。
- (3) 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

2 防災装備等の整備・点検

応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町及び江津邑智消防組合が災害時の地域における防災拠点施設の整備に当たって、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

- (1) 保有防災装備等の点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

- (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録し、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

3 災害用場外離着陸場の整備

陸路からの緊急輸送が困難な場合は、県の防災ヘリコプター及び県警察のヘリコプター等による空輸を依頼するため、ヘリコプターが離着陸できる災害用場外離着陸場の選定、整備に努める。

また、迅速に航空輸送が行えるように、道路・緊急交通路にもアクセスできる場外離着陸場を整備する。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努めるものとする。

(1) 臨時離発着場の選定

本町における災害対策用ヘリコプター臨時離発着場については、**資料編**を参照。

ア 場外離着陸場の標示

- (7) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を描き、中にHの字を標示する。
- (4) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

イ 危険防止上の留意事項

- (7) ヘリコプターの離着陸は風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (4) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (7) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (5) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

ウ 指定地周辺の環境整備

場外離着陸場と避難場所や救援物資の集結場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

(2) 県消防総務課への届け出

新たに場外離着陸場を選定した場合、本計画に定めるとともに、県消防総務課へ次の事項を届け出る（略図添付）。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア 場外離着陸場番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

(3) 場外離着陸場の管理

選定した場外離着陸場の管理について、平素から当該場外離着陸場の管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

4 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。

保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。町の防災拠点施設を指定する。

(1) 各種防災装備等の整備

ア 特殊車両

イ その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

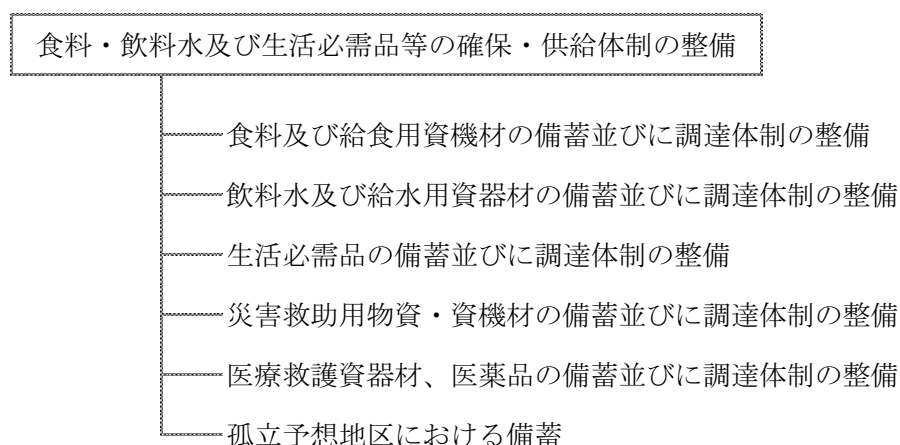
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

災害時には、食料、飲料水、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素より必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達、輸送が可能な体制を確保する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

あわせて、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努めるものとする。

施策体系図



1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 対象者、品目等

(ア) 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、包装米飯、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）、飲料水（ペットボトル）等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

(ウ) 実施責任者及び実施内容

食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事に要請する。

イ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料の備蓄並びに調達計画として策定するものとする。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄（備蓄目標数量）

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等*1 及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、町で1日、町民が1日の備蓄を行うことを目標とする。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

※ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものをいう

(注) *1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄・調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町、県の協力を得て食料の調達を行う。また販売業者などとの調達協定の締結等に努め、その協力を得て食料等の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備（地域整備課・町民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(4) 被災者及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

イ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、災害時における調達先、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画を作成する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

また、迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資機材（ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

(3) 応援体制の整備

激甚災害等のため町のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合に備え、近隣市町又は県、関係機関に応援要請できる体制を整備しておく。

3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・町民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(4) 品目

- ・ 寝具 ・ 衣服 ・ 肌着 ・ 身回り品
- ・ 炊事用具 ・ 食器
- ・ 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ・ 燃料、光熱材料
- ・ 簡易トイレ、仮設トイレ ・ 小型エンジン発電機
- ・ 情報機器 ・ 要配慮者向け用品 ・ 紙おむつ ・ マスク ・ 作業着
- ・ 女性用衛生用品 ・ カセットコンロ、カートリッジ
- ・ 土のう袋 ・ ブルーシート

イ 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、燃料等生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画を策定しておく。なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県及び町は、被害想定に基づく短期的避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に、燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて町が決める。

(3) 燃料等生活必需品等の調達体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を作成し、生産者、販売業者及び輸送業者と十分

協議し、備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努めるものとする。

4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・地域整備課）

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。大規模な災害発生のおそれがある場合には、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害時に県及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に指定避難所及び広域避難において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

(4) 品目

- ・ ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋 ・ バール、ジャッキ、のこぎり
- ・ 発電機、投光器 ・ ハンドマイク
- ・ 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ・ テント、防水シート ・ 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- ・ 仮設トイレ（簡易トイレ）
- ・ 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・ 間仕切り、女性用更衣テント等の指定避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(7) 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資の拋出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努める。

5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備（健康福祉課）

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(イ) 品目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者数）数及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

ア 発災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送体制について協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

6 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

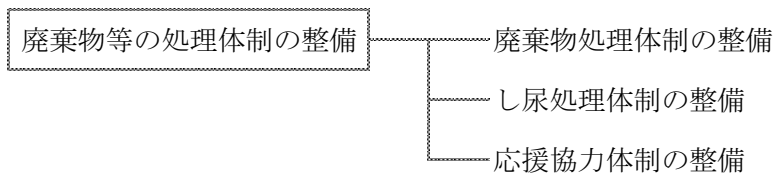
第15節 廃棄物等の処理体制の整備

風水害時には、建物の浸水、焼失等により、廃木材やコンクリート殻類等大量の災害廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を来し、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

施策体系図



1 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の選定を行う。選定の基準は次のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入・搬出に便利なこと。
- エ 分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備（町民生活課）

(1) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等との関係を密にし、迅速な収集処理及びそのために必要となる資機材、人員の確保等ができるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

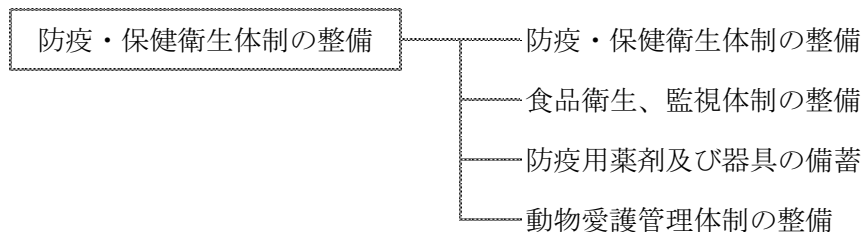
3 応援協力体制の整備（町民生活課）

町は、災害廃棄物の処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、協力体制を整備しておく必要がある。

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

施策体系図



1 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生活動」に示す活動方法・内容について習熟する。

(3) 精神保健活動体制の整備

町は、災害時の心のケアの専門職からなる精神活動班編成の整備に努めるものとする。

2 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、県の体制だけでは十分な対応ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者・団体との連携の強化に努める。

3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4 動物愛護管理体制の整備

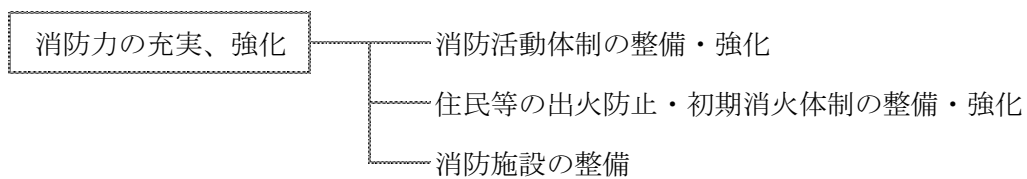
災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第17節 消防力の充実、強化

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、住民による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

施策体系図



１ 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（江津邑智消防組合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（町消防団）により構成されている。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員に対して、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、就業構造の変化、生活圈域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(7) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要な訓練計画を策定し、実施する。

(4) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(ウ) 女性消防団員活動の推進

女性消防団員を確保するとともに、女性消防団員が活動する場を創出し、積極的な活動を推進する。

2 住民等の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、住宅用火災警報器の設置や消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

(3) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

3 消防施設の整備（総務財政課）

今後も国の示す消防水利の基準に適合するよう、国庫補助及び消防施設整備県単補助等の活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備及び装備の促進を図る。

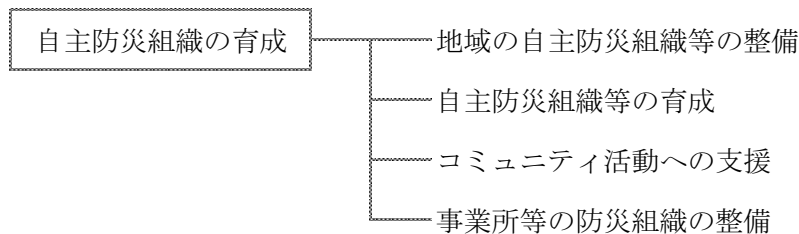
第18節 自主防災組織の育成

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

施策体系図



1 地域の自主防災組織等の整備

(1) 基本方針

災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

(2) 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

ア 自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。

イ 自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることで、自主防災体制の整備を推進する。

ウ 自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織等の育成

- ア 町は、住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、消防本部、関係団体と協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図る。
- イ 町及び消防本部は、研修の実施等による防災リーダーの養成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ウ 町及び消防本部による防災訓練等実態に即した地道な指導の積み重ねにより、自主防災組織の育成を図る。

(4) 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

2 自主防災組織等の育成

本町では、集落単位での自主防災活動を推進している。今後は、その組織体制の整備と自主防災組織等に求められる役割の明確化を図ることが必要である。

自主防災組織等の活動は、主に次の内容である。

(1) 平常時の活動

ア コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 集落における自主防災リーダーの育成

防災に関する各種の取り組み事例の情報提供や防災研修会・人材交流等を推進し、自治会単位における自主防災リーダー（防災士）の育成を図る。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集・伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導

エ 救出・救護

オ 給食・給水

カ 要配慮者の安全確保 等

3 事業所等の防災組織の整備

町は、各事業所が実施する自主防災活動に関しては、それぞれの実情に応じて、次の事項に

について指導する。

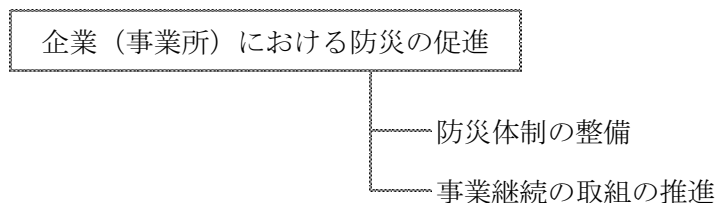
- (1) 町及び防災関係機関の実施する防災事業への協力
- (2) 防災施設及び消防施設の整備
- (3) 避難体制の確立
- (4) 自衛消防隊等の結成
- (5) 防災訓練の実施

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）には、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等を推進する必要がある。

また、あらかじめ商工会、商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

施策体系図



1 防災体制の整備

町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保等の防災体制の整備に努める。

2 事業継続の取組の推進

町は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供等、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業防災力の向上をの促進を図るものとする。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一次避難施設の確保を推進し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、町、商工会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努

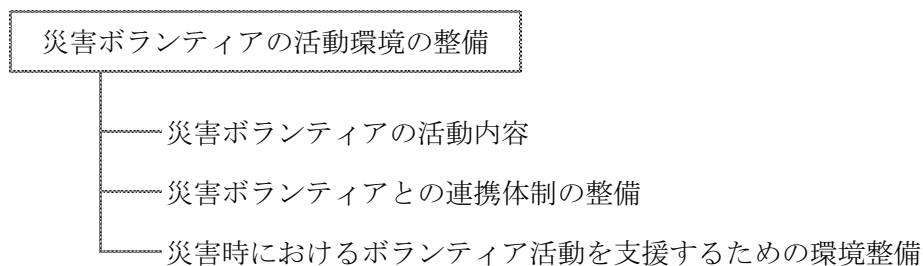
めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

（災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。）県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

施策体系図



1 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 農林、土木・建築物関係の危険度判定（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被

災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）

カ 通訳（外国語、手話）

キ アマチュア無線による通信

ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達

イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援

ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給

エ 軽易な応急・復旧作業

オ 災害ボランティアの受入業務

カ 情報提供

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

町は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの設置に努める。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策について整備を推進するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 災害ボランティアの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識や技術について、講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

(3) ボランティア精神の育成

町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育を通じて積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(4) 災害ボランティア受入れマニュアルの整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入れマニュアルの整備に努める。

マニュアルは川本町社会福祉協議会において定められた「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」と連動を図る。

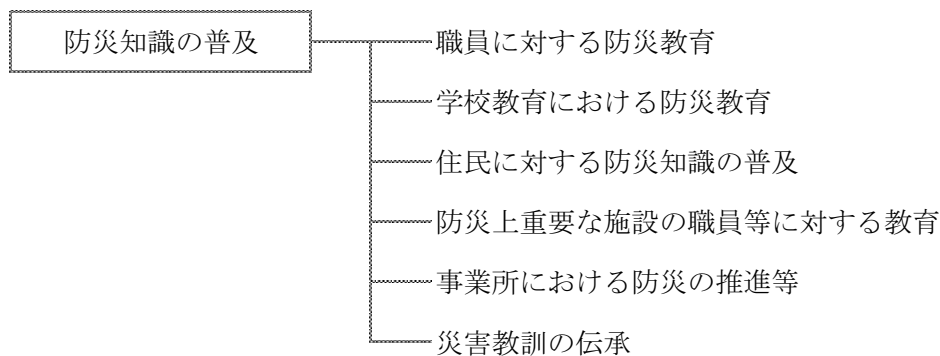
第21節 防災知識の普及

災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

施策体系図



1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、職員に対して、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。その内容においては、職員自身の安全確保についても配慮したものとする。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害時の行動マニュアルの作成・配布

(2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 総合防災情報システムの操作方法等

- オ 防災対策の現状と課題
- カ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- キ 職員のとるべき行動
- ク その他災害対策に必要な事項

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

2 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ・災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ・災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(1) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間・総合的な探求の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

(2) 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施

に努めるとともに、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいらなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく

3 住民に対する防災知識の普及

防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、教育機関や民間団体との密接な連携の下、住民に対してあらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

この場合、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、有識者による防災関連の講座や研修会、実地研修の開催等により、防災上必要な知識の普及に努めるとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 広報媒体等による普及

(7) 広報紙、ホームページ等による普及

(4) 防災パンフレット、防災マップ、防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及

- (ウ) 防災訓練による普及
- (エ) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- (2) 普及の内容
 - ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
 - イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
 - ウ 風水害に対する平素の心得
 - (ア) 浸水及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握（地震災害及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握）
 - (イ) 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
 - (ウ) 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
 - (エ) 火災の予防
 - (オ) 応急救護等の習得
 - (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
 - (キ) 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（３日分程度）
 - (ク) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
 - (ケ) 自主防災組織の結成
 - (コ) 要配慮者への配慮
 - (サ) ボランティア活動への参加
 - (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
 - (ス) 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
 - (セ) ライフライン途絶時の対策
 - (ソ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (タ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - エ 災害発生時の心得
 - (ア) 災害発生時にとるべき行動（場所別）
 - (イ) 出火防止と初期消火
 - (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - (エ) 救助活動
 - (オ) 防災行政無線やホームページ、テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - (カ) 避難実施時に必要な措置
 - (キ) 避難場所での行動
 - (ク) 自主防災組織の活動
 - (ケ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
 - (コ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）

- (サ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動、避難場所での行動
- (シ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (ス) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (セ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生の再建に資する行動
- (ソ) その他災害対策に必要な事項

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。防災学習の内容については、職員自身の安全確保にも配慮したものとなるようにする。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

5 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

町は、事業所におけるこうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等に取り組むものとする。さらに、事業所職員の防災意識の高揚、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一次避難施設の確保を推進し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

6 災害教訓の伝承

(1) 町

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

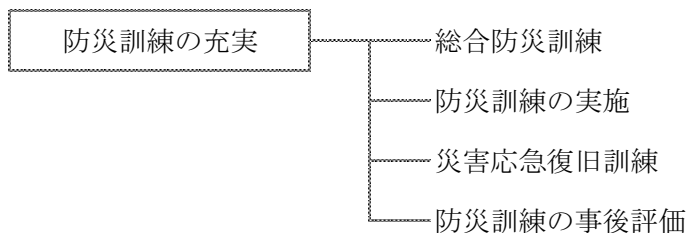
第22節 防災訓練の充実

町は、災害予防の万全を期するため、考えるさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な防災訓練の実施に努める。

応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

施策体系図



1 総合防災訓練

(1) 広域連携

町は、県、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練等災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(2) 単独又は隣接市町村と共同

町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

2 防災訓練の実施（総務財政課）

町は、防災関係機関及び住民の協力を得て、防災訓練を実施する。

(1) シミュレーション（図上）訓練

シミュレーション（図上）訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

ア 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置

イ 復旧資材、救助物資等の緊急輸送

ウ 緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 個別訓練

訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により、実地又は図上において行う。

また、必要に応じ総合防災情報システムを活用して実施するものとする。

ア 非常参集訓練

震災時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、町の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

イ 災害対策本部設置訓練

町は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する

ウ 消防訓練

消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

エ 避難訓練

・学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

オ 情報収集・非常通信訓練

災害時には、有線設備、地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処するため災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。

カ 医療救護訓練

町、県及びDMA T、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(3) その他の訓練

町は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立の可能性等の情報を提供するとともに、D I G (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム)の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練の事後評価（総務財政課）

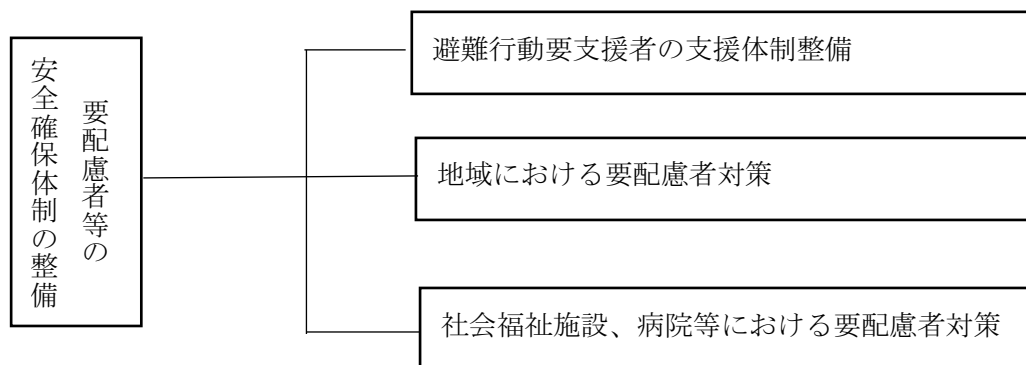
防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、以後の防災体制や防災活動要領等の改善について検討、反映させるものとする。

第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

災害発生時には、児童（乳幼児を含む。）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者（難病患者を含む）、高齢者、妊産婦、外国人、観光客・旅行者等の要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動要支援者は、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら災害から避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

施策体系図



1 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 避難行動用支援者名簿

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

ア 介護保険における要介護・要支援認定者 要介護3以上

イ 移動支援が必要な障がい者

ウ 本人から申し出のあった妊産婦及び乳幼児

エ 難病患者

オ 75歳以上の高齢者（在住外国人を含む）

カ その他上記以外の要移動支援者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

町は避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等の必要とする要件
- キ 上記に上げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難支援者等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

避難者支援等関係者となるものは次に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会
- キ 上記に上げるもののほか、避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するように努めるものとする。

ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

(6) 名簿の更新

町は住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(7) 名簿提供における情報の管理

町は避難行動要支援者名簿の提供に関しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを

説明するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うように指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、団体責任者が避難行動要支援者名簿を取り扱うよう指導するものとする。

キ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

ク 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ケ 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(8) 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族に加え、地域ぐるみの協力のもとで、避難行動要支援者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

2 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成

町は、防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、今後5年間（令和8年度）で個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 個別避難計画作成の優先度及び範囲

ア 手上げ方式

1 避難行動要支援者名簿(2)避難行動要支援者名簿の範囲に記載している対象者であって、災害時の避難支援を希望し、平常時から支援者に個人情報を開示することに同意する者とする。

イ 町で優先度が高いと認めた要支援者

独居世帯や危険度認知が難しい要支援者、避難所までの自力での移動が困難な要支援者は優先的に避難計画を策定する必要があるため、以下のとおり優先度を決定し、優先的に計画策定の支援を行う。

- ①災害危険性（江の川洪水、土砂災害）
- ②世帯の状況（同居・独居）
- ③移動方法（自力で移動できるか、家族の支援で移動できるか）
- ④危険度認知（避難情報等の情報・危険度を適切に収集できるか）

(3) 個別避難計画の作成に必要な個人情報及び入手方法

個別避難計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報を中心に必要な情報を収集し、その他必要な情報については、福祉専門職や自治会等からの聞

き取りにより情報を収集する。

(4) 個別避難計画の更新及び管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 個別避難計画の提供

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画の作成支援

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 地域における要配慮者対策（総務財政課・健康福祉課）

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ少なくするために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員等高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

(3) 防災基盤の整備

町は、県の協力を得て、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の指定避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送できる環境を整備する。社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

(4) 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、町は県と、しまね国際センターが共同で設置する「災害時多言語支援センター」へ協力を求め、多言語による災害情報の発信や、指定避難所等での翻訳・通訳等の支援を行う。

4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

町は、社会福祉施設、病院等の管理者に対して、次の事項を指導する。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所

を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

特に土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練の実施を行う。

(4) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

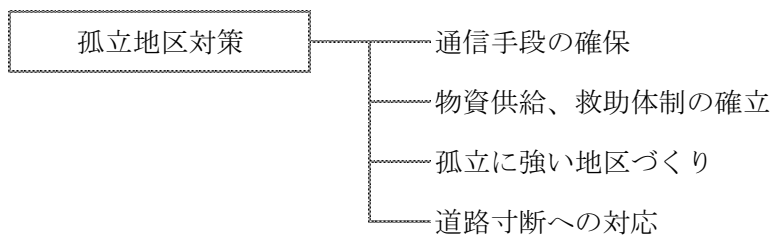
(5) 緊急連絡体制の整備

災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立する。施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第24節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

施策体系図



1 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 災害に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、避難行動要支援者の有無、
備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具等、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備に努めるものとする。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第２章 風水害応急対策計画

川本町における周到でかつ十分な風水害応急対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

１ 活動体制の確立に関する対策

風水害による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町、県及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、町は、町職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等を設置し、情報管理体制等を迅速に確立する。必要に応じて、県、他の市町村・消防機関への広域応援要請、県を通じての自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化する。また、災害救助法の適用により、救助体制を確立する。

２ 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

風水害発生前から発生直後の警戒・避難期において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、気象予報・警報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、水防、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者(難病患者を含む)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者への支援に留意する。

３ 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

風水害による被害が一段落した事態において、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

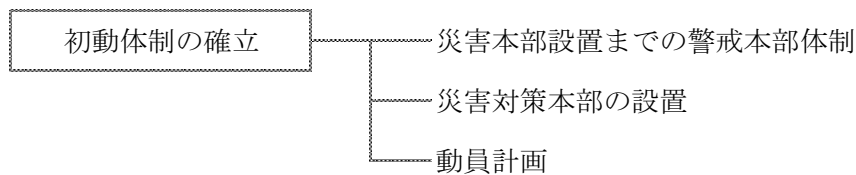
また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び、燃料等生活必需品等を供給するため、年齢・性別によるニーズの違いや避難行動要支援者に配慮しながら、備蓄物資を活用するほか、必要物資を調達する。さらに、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、災害発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

第１節 初動体制の確立

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置等災害初動体制を確立し、被害の拡大を防止するための災害応急対策活動を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者（難病患者を含む）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、要配慮者への支援に留意する。

施策体系図



１ 災害本部設置までの警戒本部体制

町は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、県総合防災情報システムを活用するなど、災害発生直後の災害警戒本部体制（災害対策本部設置前の活動体制）を早急に確立して災害応急対策に着手する。

(1) 災害準備体制

ア 体制の基準及び手続

本節 3(3)動員配備体制を参照。

イ 災害体制の内容

降雨状況や気象予報・警報等及び被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。また、災害の程度により第１次体制に動員ができるように準備する。

- ） 災害警戒本部の構成員となる本部連絡員は、気象情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機する。また、第１次体制の対象となる課は、第１次体制の指示に備えるものとする。

(2) 災害警戒本部体制（第１次体制）

ア 体制の基準及び手続

本節 3(3)動員配備体制を参照。

イ 災害体制の内容

災害警戒本部を設置し、災害対策本部を設置する前の警戒体制を確立し、降雨状況や気象予報・警報等及び被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。また、災害の程度により第２次体制に動員ができるように準備する。

(7) 災害警戒本部に本部長及び副本部長をおく。本部長には町長（不在時：副町長）をもって充て、副本部長には副町長（不在時：総務財政課長）をもって充てる。

(4) 各課長は、職員の動勢を把握し、第２次体制の準備を行う。関係各課は、災害の工程により第２次体制のもとで災害対策本部体制に即座に移行できるよう準備する。

(3) 意思決定権者

警戒本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行う。ただし、町長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、副町長が行うものとする。

2 災害対策本部の設置

川本町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、必要があると認めるときは、「川本町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を川本町役場内に設置し、関係機関と協力して災害の防御、救助、警備その他災害の応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

庁舎が被災し、本部を設置できない場合は悠邑ふるさと会館を代替場所とする。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

(1) 本部の設置及び廃止

本部の設置及び廃止は、町長（本部長）の指示により決定する。

ア 設置基準

本節 3「動員計画」に定める第２次体制をとったとき。

イ 廃止基準

(7) 災害に係る危険性がなくなつたと認めたとき。

(4) 災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行うものとする。ただし、町長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、①副町長 ②総務財政課長 ③総務財政課長補佐の順位により、行うものとする。

(3) 本部の組織

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（各部長・議長・消防団長・副団長・消防署員）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部会議

本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

(7) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。

(4) 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(5) 本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

オ 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策上必要と認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(7) 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

カ 本部各班の構成及び事務分掌

本部各班の構成及びそれぞれの事務分掌は、別表２のとおりである。

3 動員計画

災害応急対策活動に必要な職員の動員計画は次のとおりとする。

(1) 動員の実施機関

本部長の命により各班長が行い、各班に調整の必要があるときは、本部長が行う。

(2) 職員の動員

ア 各班長は各班の実情に応じた動員の方法をあらかじめ定めておくものとする。

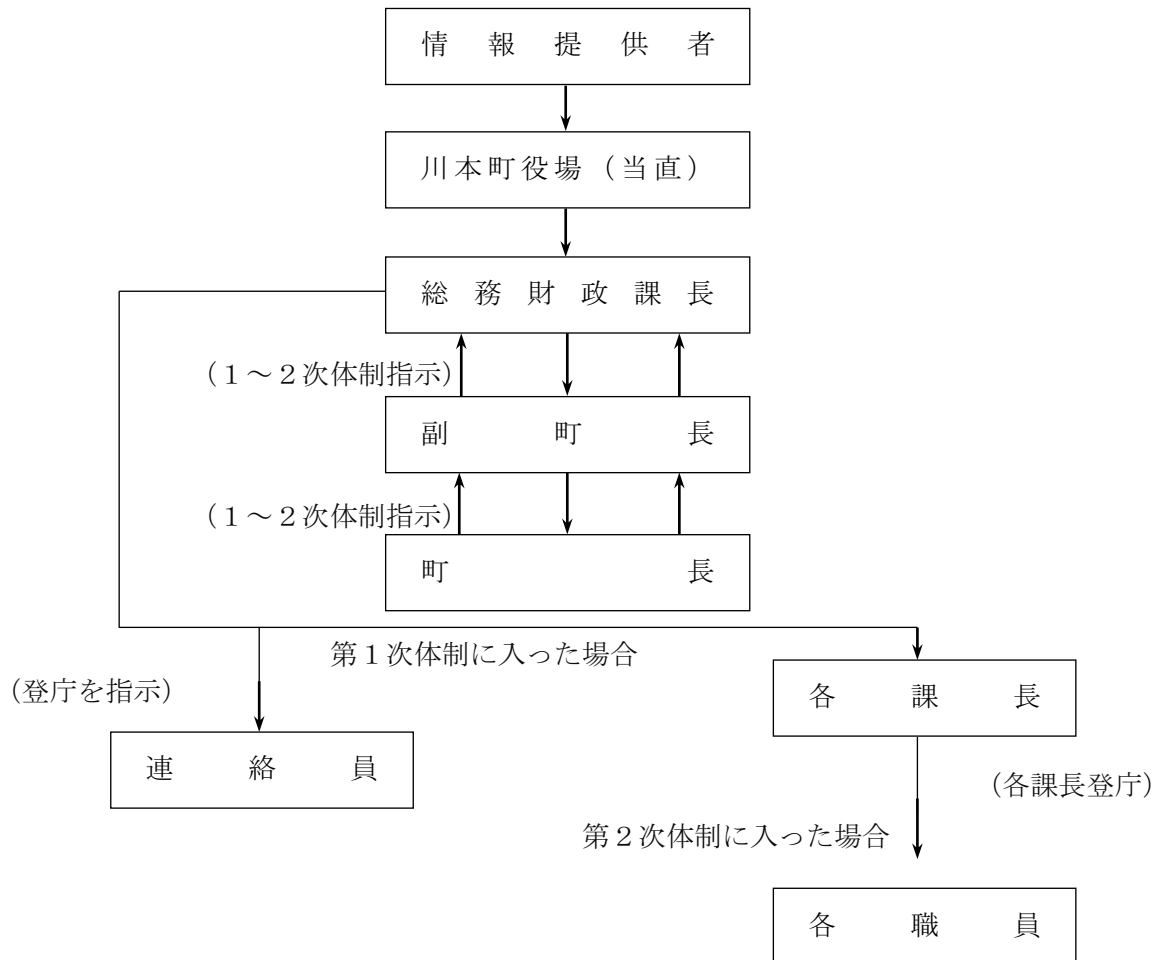
イ 職員の招集は電話、急使、その他の方法による。

ウ 職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると自ら判断した場合は、自主的判断により直ちに登庁する。（消防団員と役場職員を兼務している者は、役場職務を優先する。）

(3) 動員配備体制

体制	準 備 体 制	災害警戒本部体制 (第１次体制)	災害対策本部体制 (第２次体制)	災害復旧体制 (第３次体制)
時 期	1 暴風・大雨・はん濫等の各種警報が発表され、災害発生危険がある場合 2 軽微な災害が発生した場合で必要と認めた場合	1 河川の水位が警戒水位を越える等災害の危険が極めて増大した場合 2 災害が発生した場合で必要と認めた場合	1 大規模な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合 2 災害が発生し、その規模及び範囲から、特に対策を要すると町長が認めた場合	1 大規模な災害が発生し、町長が必要と認めた場合
決定	総務財政課長が決定する。	町長が決定する。	町長が決定する。	町長が決定する。
動 員 内 容	1 各課長は、職員の動勢を把握し、第１次体制の準備を行う。 2 関係各課は、災害情報の収集連絡を行う。 3 時間外は、総務課職員及び各課長は自宅待機とする。	1 関係各課長は、防災活動に従事する。 2 第３次体制の準備を行う。 3 時間外には、２名以上の職員を役場内に連絡員として配備する。 4 全職員自宅待機とする。	1 各班は全面的に防災活動を行う。 2 直接災害に関係のない職員にあっては、班長の指示に従いいつでも防災活動ができるよう待機する。 3 時間外にあっては全課長を動員し、必要に応じて関係職員を動員する。	1 各班は全面的に復旧活動を行う。 2 直接災害に関係のない職員にあっては、班長の指示に従いいつでも復旧活動ができるよう待機する。
動 員 人 員	総務財政課 若干名 地域整備課 若干名	総務財政課員 地域整備課員 その他各課・室・局長	全職員を対象に編成 災害対策本部設置	全職員を対象に編成 災害対策本部設置

(4) 時間外における動員伝達

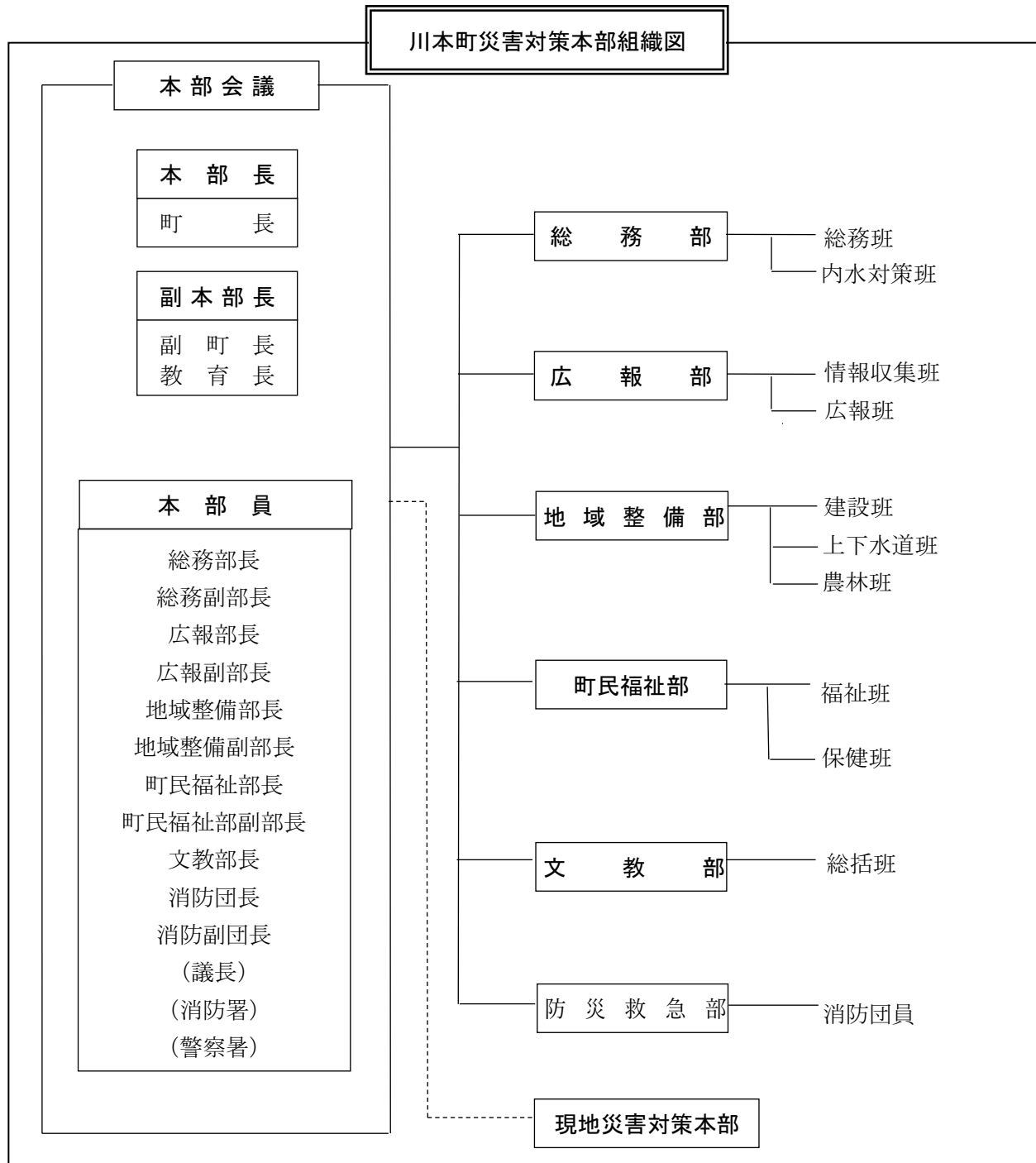


(関係職員登庁)

(5) 伝達の方法

時間内の伝達は口頭、電話とし、時間外は電話、使走による。緊急を要する場合は防災行政無線による放送による。

別表１ 川本町災害対策本部組織図



別表２ 災害対策本部各班の事務分掌表

部 名	事 務 分 掌
総務部 部長 総務財政課長 副部長 会計室長 総務班長 総務財政課員 内水対策班長 地域整備課内水担当者	1 職員の動員及び指揮 2 総合連絡調整 3 国、県、他市町村との連絡調整 4 災害見舞及び表彰に関すること。 5 公用車の配車その他災害時の輸送に関すること。 6 警察、消防団（水防団）との連絡及び調整に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 8 防災訓練計画及び実施に関すること。 9 電気通信関係の災害対策と被害調査に関すること。 10 交通安全施設関係の災害対策等に関すること。 11 町有財産、公の施設その他公共建物の災害対策及び被害調査に関すること。 12 災害救助用仮設住宅の建物及び住宅の応急修理に関すること。 13 自治会その他協力関係機関への応援要請に関すること。 14 被災地の防犯に関すること。 15 本部の庶務に関すること。 16 本部会議に関すること。 17 防災会議その他関係機関団体との連絡調整 18 陳情に関すること。 19 災害関係の予算措置に関すること。 20 漂流物の受付及び公告に関すること。 21 内水排除に関すること。 22 その他各班に属さないこと。
広報部 部長 まちづくり推進課長 副部長 議会事務局長 情報収集班長 まちづくり推進課員 広報班 総務財政課員	1 気象警報・注意報等の情報収集と伝達に関すること。 2 災害広報の発行に関すること。 3 被害状況の把握及び報告に関すること。 4 各無線の送受信及び告知放送に関すること。 5 情報発信に関すること。 6 総務班の補助

部 名	事 務 分 掌
地域整備部 部長 地域整備課長 副部長 産業振興課長 建設班長 地域整備課員 上下水道班長 地域整備課員 農林班長 産業振興課員	1 道路、橋りょうその他公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 土木関係災害用資材機械の調達に関すること。 3 建設業者との連絡に関すること。 4 土木関係機関との連絡調整 5 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。 6 道路障害物の排除（除雪を含む。）に関すること。 7 治山、治水関係施設の災害対策及び被害調査に関すること。 8 農道及び林道の災害対策の被害調査に関すること。 9 農地の災害対策及び被害調査に関すること。 10 地すべり対策に関すること。 11 水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。 12 災害時の給水に関すること。 13 農業集落排水施設の被害調査に関すること。 14 農作物、林産物及び林産施設の災害対策と被害調査に関すること。 15 家畜及び家畜施設、水産物及び水産施設の災害対策と被害調査に関すること。 16 商業及び鉱業関係の災害対策及び被害調査に関すること。 17 災害用食糧及び生活必需品の調達に関すること。 18 災害時における種苗、肥料、農薬等の確保に関すること。 19 被災農家の災害融資に関すること。 20 り災商工業者の災害融資に関すること。 21 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 22 農林水産共同利用施設関係の災害対策及び被害調査に関すること。 23 産業関係機関及び農業協同組合との連絡調整

部 名	事 務 分 掌
町民福祉部 部長 健康福祉課長 副部長 町民生活課長 福祉班長 健康福祉課員 保健班長 健康福祉課員	1 災害救助に関すること。 2 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 り災者に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用に関すること。 4 り災世帯に対する災害援護資金並びに被災者生活再建支援金等の融資に関すること。 5 人及び住家被害認定調査に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 遺体の搜索処理及び埋葬に関すること。 8 被害納税者の調査減免等に関すること。 9 衣料、生活必需品等の供給に関すること。 10 炊き出し、食料の確保に関すること。 11 廃棄物処理に関すること。 12 児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13 県央保健所その他関係機関との連絡調整 14 応急医療及び助産に関すること。 15 医薬品に関すること。 16 り災者の栄養指導に関すること。 17 被災者の相談に関すること。 18 衛生材料及び防疫剤に関すること。 19 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。廃棄物処理に関すること。 20 保育所児童の避難救護に関すること。 21 避難行動要支援者の調査、把握に関すること 22 り災者に対する身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の適用に関すること。 23 飲料水給水に関すること。（水道施設を除く） 24 被災証明に関すること。 25 帰宅困難者に関すること。 26 仮設住宅に関すること。
文教部 部長 教育課長 総括班長 教育課員	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 応急教育対策に関すること。 4 児童及び生徒の避難対策に関すること。 5 災害時における学用品の調達及び支給に関すること。 6 災害時における学校給食対策に関すること。 7 教育関係機関との連絡調整 8 スクールバスの運行に関すること。 9 指定避難所の開設に関すること。
防災救急部 部長 消防団長	1 消防団員の動員に関すること。 2 巡視及び警戒に関すること。 3 指定避難所までの避難誘導に関すること。 4 災害の応急工作及び非常警備に関すること。 5 人命救助及び救助に関すること。

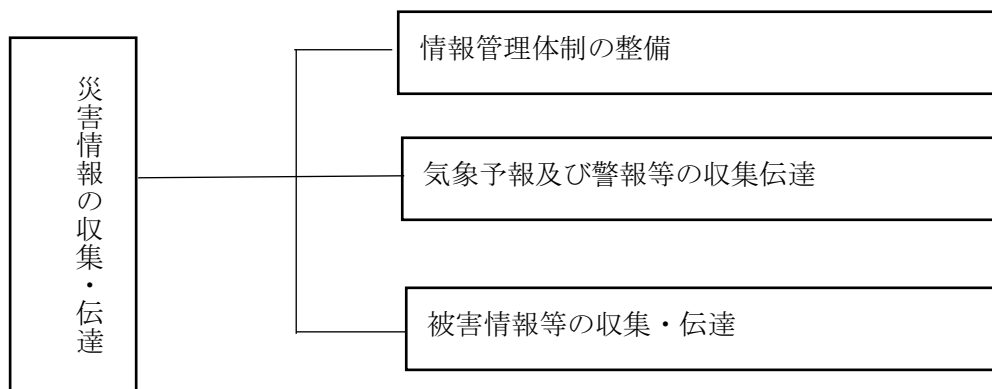
第２節 災害情報の収集・伝達

風水害時において県、町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

施策体系図



１ 情報管理体制の確立

(１) 町の情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡系統として市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(２) 町の情報連絡手段の確保

町は、災害時の町の無線通信連絡体制として、防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、ＮＴＴ一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているＣＡＴＶ、有線放送電話、農協・漁業電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ア 総合防災情報システムの活用

町は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に

活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する

イ 町防災行政用無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、地域の状況により陸上移動局（車載・携帯）を現地に配備し、迅速かつ的確な情報連絡を行う。また、詳細な運用については、別途定める管理運用規定による。

ウ 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

災害時優先電話	所在地名称	電話番号
	川本町役場本庁舎	0855-72-0631

エ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

（ア） 利用資格者

原則として、非常通信はだれでも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

（イ） 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（本町の場合は川本警察署）に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

オ アマチュア無線の活用

町内のアマチュア無線局開設者に対し協力を求め、その無線網を活用して、被災現場との連絡や、町外の災害情報の収集等を行う。

カ 伝達手段の多重化・多様化

災害時における警報等の伝達手段として、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用する。

2 気象予報及び警報等の収集・伝達

（1）気象予報及び警報伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市町村及び放送事業者等は、伝達を受

けた気象予報及び警報等を市町村防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達し、市町村は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市町村、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

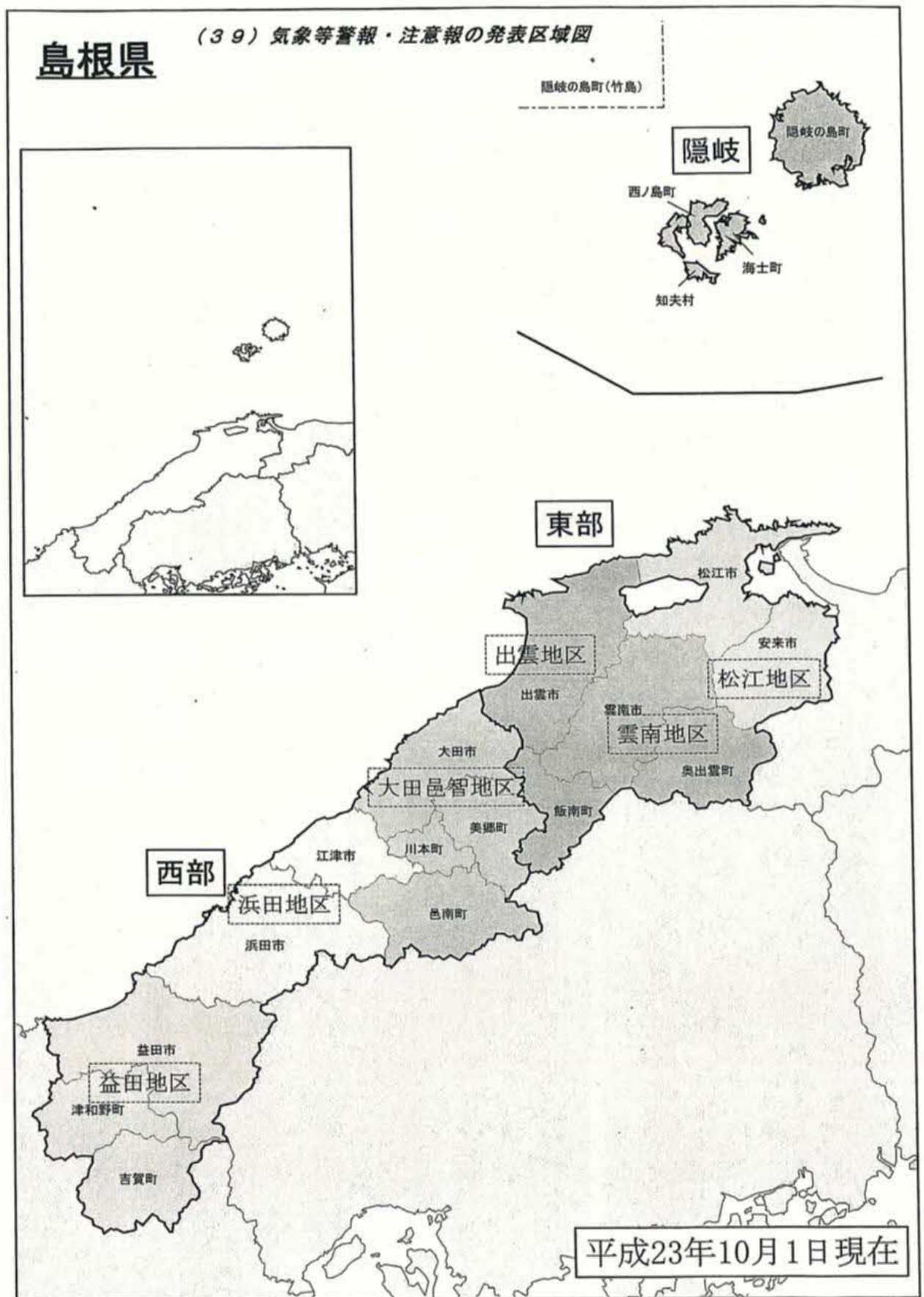
（２）気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

ア 気象予報及び警報等の発表

（ア） 気象予報及び警報等は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象として発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は資料編のとおりである。

（イ） 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、一次細分地域の東部・西部・隠岐又は市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

なお、気象予報及び警報等地区細分境界は次表のとおりである。



発 表 基 準			
注 意 報	風雪注意報	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い平均風速が 12m／s 以上になると予想される場合	
	強 風 注 意 報	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が12m／s 以上になると予想される場合	
	大 雨 注 意 報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。	
		市町村	表面雨量指数基準 土壌雨量指数基準
		川本町	6 9 1
	大 雪 注 意 報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件が該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが平地で15cm、山沿いで20cm以上になると予想される場合	
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、浸水、土砂災害等の災害発生するおそれがあるとき	
	濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・濃霧によって視程100m以下が予想される場合	
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合	
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・最小湿度40%以下、実効湿度60%以下になると予想される場合（湿度の値は、気象官署の値とする。）	
	なだれ注意報	具体的には次のいずれかの条件に該当し、雪崩によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ① 積雪100cm以上 ② 積雪が50cm以上あり、30cm以上の降雪が予想される場合 ③ 積雪が50cm以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合（最高気温の値は浜田特別気象観測所の値とする。） ④ 積雪が50cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合	
	着 雪 注 意 報	着雪によって通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが15cm以上になり、気温が－2℃～1℃になると予想される場合	
	霜 注 意 報	晩霜によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・4月上旬から5月中旬までの最低気温が3℃以下と予想される場合	
	低 温 注 意 報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・最低気温が-4℃以下（気温は浜田特別地域気象観測所）と予想される場合	
	洪 水 注 意 報	具体的には次のいずれかの条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
		市町村	流域雨量指数基準

		川本町	小谷川流域=2.9, 濁川流域=18.8, 木谷川流域=6.4, 矢谷川流域=6.4, 三谷川流域=10.9, 祖式川流域=6.9, 奥三俣川流域=6.7, 飯谷川流域=4.4, 大槇谷流域=4.1 ＜複合基準＞江の川流域=（5, 50.1）祖式川流域=（5, 6.9）：（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値	
	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合		
	浸 水 注 意 報	浸水によって災害が予想される場合		
警 報	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い、平均風速が20m／s 以上になると予想される場合		
	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が20m／s 以上になると予想される場合		
	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。		
		市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		川本町	1 1	1 5 3
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが平地で25cm、山沿いで35cm以上になると予想される場合		
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
		市町村	流域雨量指数基準	
		川本町	小谷川流域=3.7, 濁川流域=23.5, 木谷川流域=8.1, 矢谷川流域=8.1, 三谷川流域=13.7, 祖式川流域=8.7, 奥三俣川流域=8.4, 飯谷川流域=5.1, 大槇谷流域=5.2 ＜複合基準＞江の川流域=（5, 50.1）	
	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に新たな注意報、警報、特別警報に切り換えられる。
- 3 地面現象注意報、警報、浸水注意報、警報は標題を出さないで関連する気象注意報、気象警報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
- 4 山沿いとは、標高200m以上の場所のことをいう。（大雪警報、大雪注意報については標高200m以上）

特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。		
	大 雨 特 別 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。		
		市町村	雨量基準	土壌雨量指数基準
		川本町	4 8 時間降水量 3 7 7 mm以上 3 時間降水量 1 4 2 mm以上	2 1 5
		「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 ※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意		
	大 雪 特 別 警 報	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
		赤名	164	152
		瑞穂	106	102
	地 面 現 象 特 別 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。		

< 参考 >

表面雨量指数： 短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警

報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。

土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標及び、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標及び、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1 km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。

イ 気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象に、台風や大雨などについての情報を発表する。

また、気象庁は竜巻注意情報及び記録的短時間大雨情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量等※1で1時間の降水量が100mmの雨量を観測又は解析した場合に発表する。

ウ 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）の発表

気象庁は、警報級の現象が予想されている時には、その可能性を〔高〕、〔中〕の2段階の確度を付して発表する。当日から翌日にかけては、時間を区切って、島根県東部、島根県西部、島根県隠岐を発表単位で、2日先から5日先にかけては、1日ごとに島根県を単位として発表する。

※1 「解析雨量等」とは、気象庁、国土交通省水管理、国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし全国を1 km四方に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図 2.2.2.6）による。

ウ 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

（暫定基準を設定する事象）

- ・震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

エ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、市町村長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報（本編第 1 章第 2 節「土砂災害の予防」表）や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

オ 島根県における監視基準

- （ア） 県内を 5 km 格子ごとに区切った全ての格子（285）に、5 km 格子及び 1 km 格子の雨量を用いて基準を設定する。
- （イ） R B F N 出力値は、奥出雲町は 0.4、その他の市町村は 0.2 とする。
- （ウ） 監視基準は適宜見直しを行う。
- （エ） 各ブロックの監視基準（60 分間積算雨量、土壌雨量指数）は、資料編による。

（4） 水防警報の伝達

水防法第 16 条の規定に基づき、指定した江の川（下流）については、国土交通大臣が水防警報を発表した場合の伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

（5） 洪水予報の伝達

水防法第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項に基づき、国土交通大臣が指定した江の川（下流）について、国土交通大臣と気象庁長官は共同して洪水予報を発表した場合の伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

（6） 水位周知河川における水位情報の伝達

水防法第 13 条に基づき、国土交通大臣が指定した江の川（下流）について、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に達した場合の伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

（7） 火災警報等の伝達（消防法第 22 条、災害対策基本法第 55 条・第 56 条）

ア 県は、気象官署から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは県総合防災情報システム、電話、電報等により、速やかに町及び関係機関に通報する。

イ 町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的气象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより周知を図る。

(8) 知事、町長が行う警告等の伝達

ア 知事が、災害に対処するために町又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。

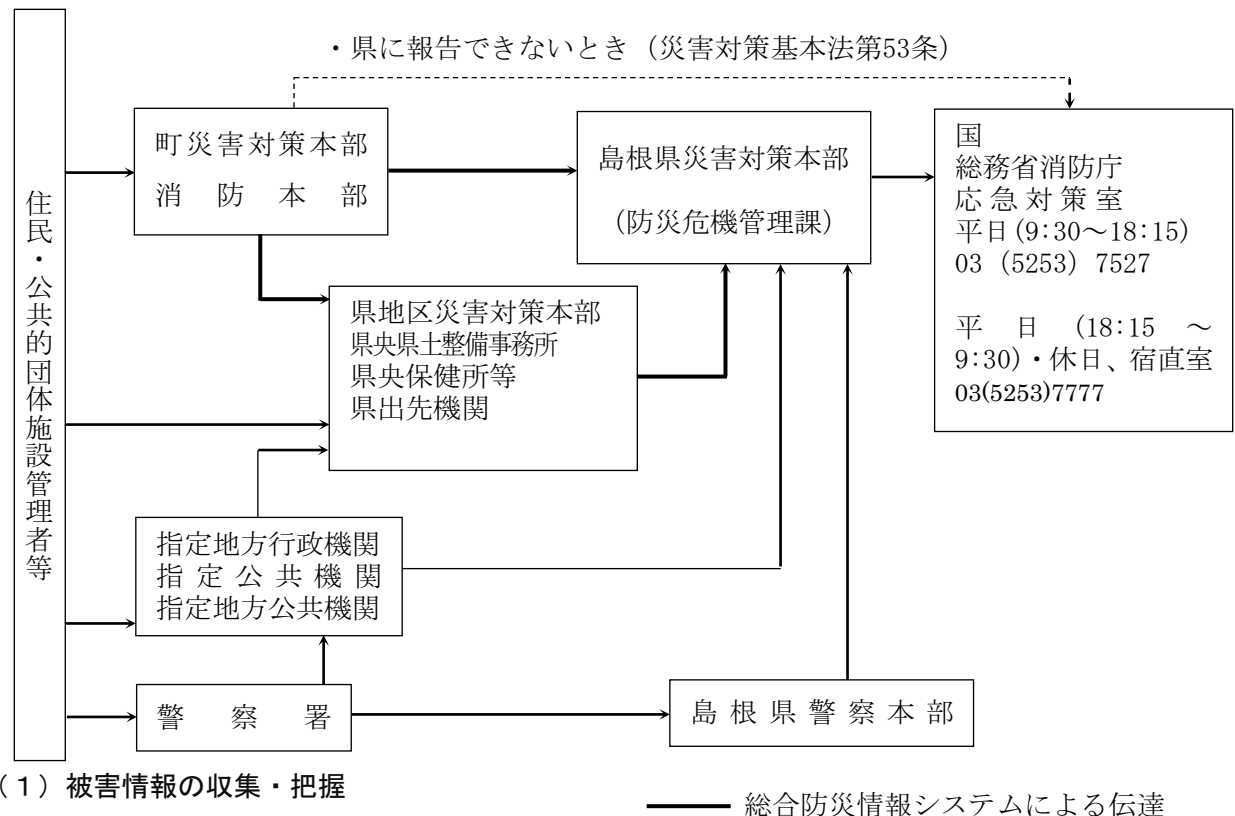
イ 町長が発令する避難指示、退去勧告等警告の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、本計画に定めるところによるものとするが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

3 被害情報の収集伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

情報の収集・伝達系統



風水害時は、警戒・避難期から降雨・水位等の気象状況や被害状況の概況を把握することが重要である。さらに、風水害時における被災地の状況は刻々と変化する上、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、総合防災情報システムや地理空間情報等を活用し、初動期における被害情報等の伝達を重視する。

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、町は、県総合防災情報システムの端末のほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。

（2）異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行われるものとする。（災害対策基本法第54条[関連]消防法第24条、水難救護法第2条）

ア 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。

発見者から通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報するものとする。

イ 町長の措置

発見者又は警察官から通報を受けた町長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に（災害対策基本法第54条[関連]気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）周知を図る。

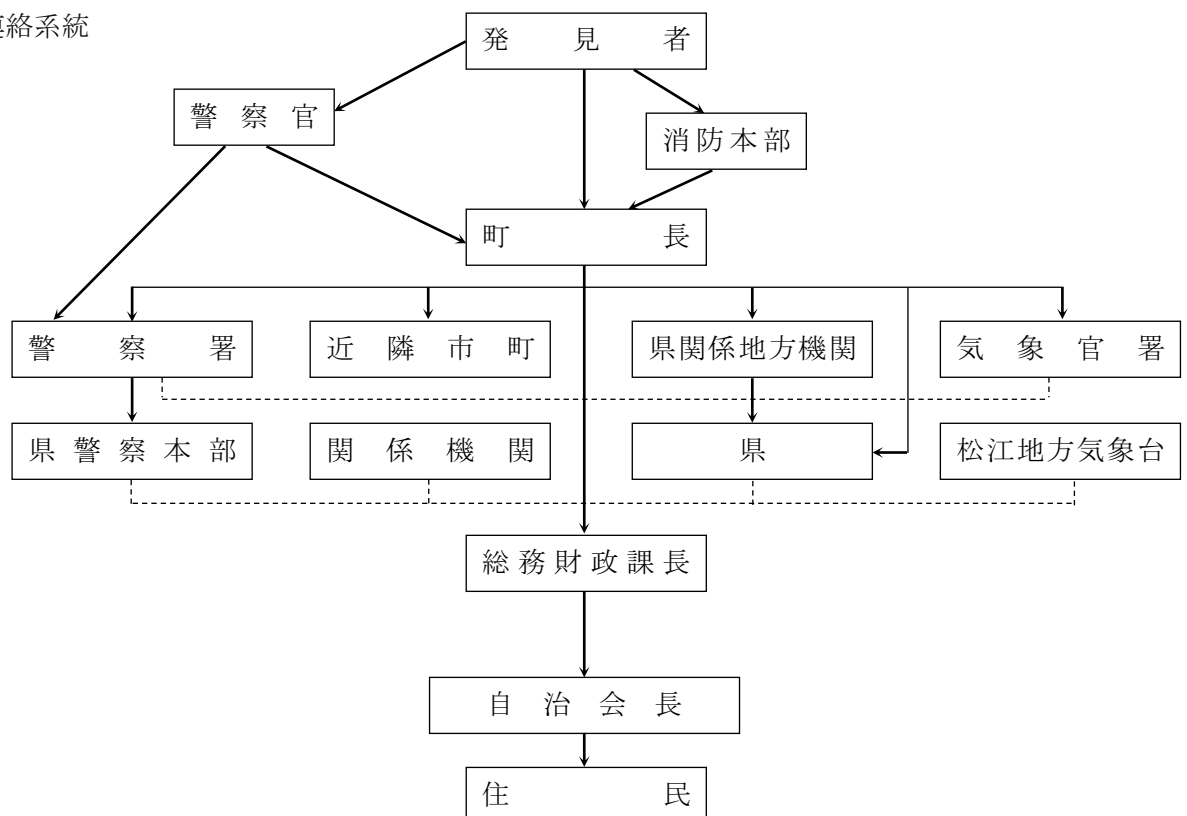
（ア） 気象官署（気象に関する異常現象の場合）

（イ） 警察署

（ウ） 県の関係地方機関

（エ） 災害に関係のある近隣市町長

ウ 連絡系統



（３）被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

ア 収集方法

- （ア） 自治会長、消防団分団長から電話、使送等により被害報告を受ける。
- （イ） 参集職員から参集途中の状況を聴取する。
- （ウ） 住民からの通報を受ける。

なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを覚知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

（ア）発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

（イ）中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

（ウ）確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ 調査事項

所定の被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準(1)

被害等区分		判 定 基 準
人的被害	(1)死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	(3)重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)り災者	り災世帯の構成員
	(5)り災世帯	住家に(8)、(9)、(11)の被害を受けた世帯
	(6)世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を１世帯とし取扱う。)

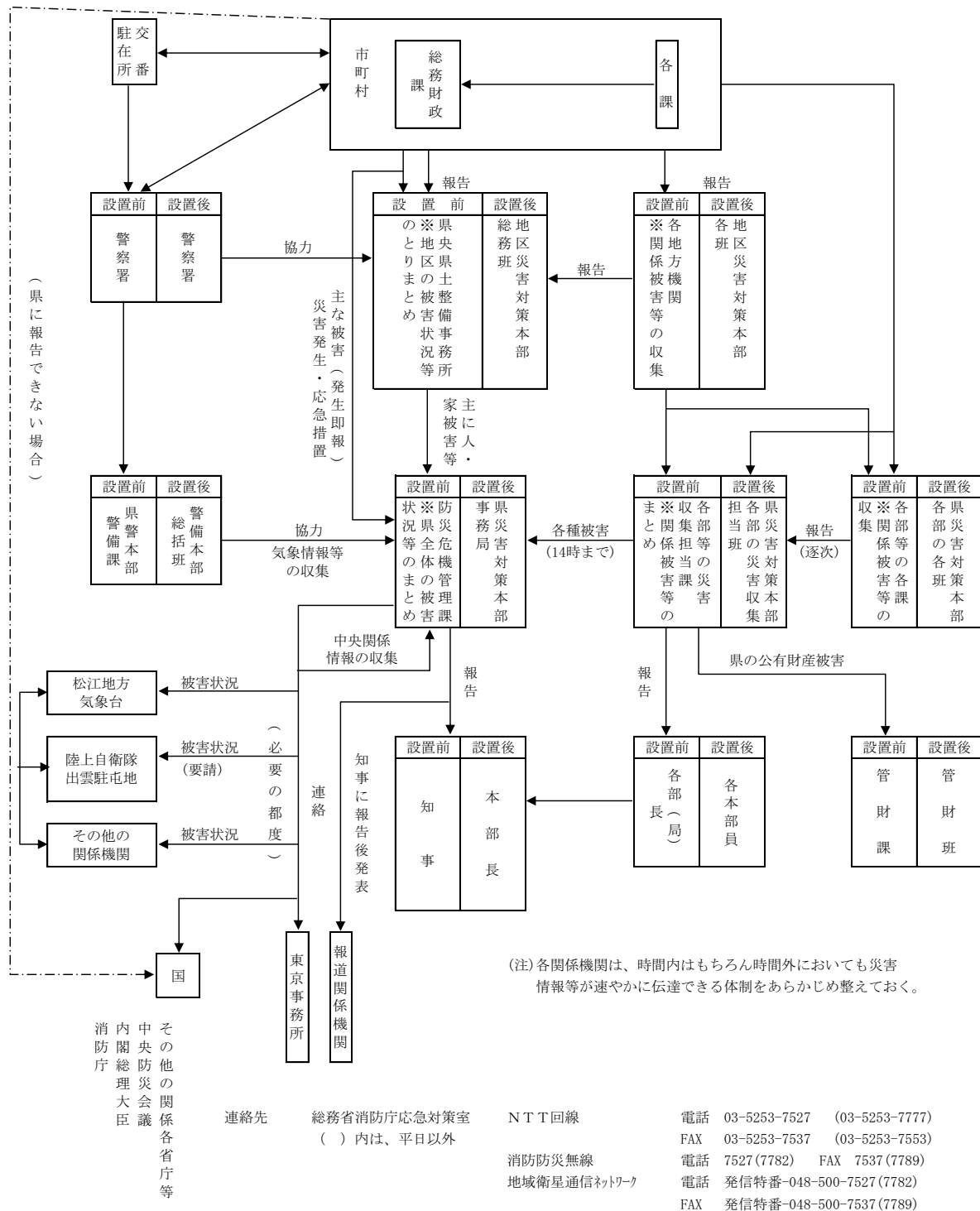
建 物 の 被 害	(7)住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする（半壊、半焼も同様）。
	(9)住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10)破 損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上程度に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)床 上 浸 水	浸水がその住家の床上に達した程度のも及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)床 下 浸 水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの
	(13)非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

農 地 の 被 害	(14)流	失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの
	(15)埋	没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの
	(16)流	入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25cm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの
	(17)冠	水	作物全部が水中に没した状態のもの
	(18)浸	水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ、冠水に至らない状態のもの

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分	判 定 基 準
人 的 被 害 住 家 の 被 害 農 地 被 害	判定基準(1)と同じ。
非 住 家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの
道 路 損 壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋 梁 流 失	市町村道以外の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山 、 が け 崩 れ	がけ崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの
通 信 施 設 の 破 損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
無 線 放 送	市町村、農協等が設置した無線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水 道 障 害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの
た め 池 水 路 決 壊	ため池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの
堤 防 の 決 壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
そ の 他 の 被 害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの

(4) 災害状況の通報及び被害状況報告



ア 町における通報及び報告

(ア) 通報責任者

町は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

(イ) 被害状況等の取りまとめ及び報告

各課は、被害の調査結果を定められた時間に総務財政課に提出するものとする。総務財政課長は、被害状況を取りまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から町長に報告し、県総合防災情報システム等により直ちに県に連絡する。

イ 町から県への報告

町は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(ア) 各所掌事務に係る報告は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から所轄各課が所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。

(イ) 災害発生即報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は総務部庶務班）及び県央県土整備事務所に報告する。

(ウ) 被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告するものとする。

(エ) 被害規模を早期に把握するため、町は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

ウ 町から国への報告

町が県に報告できない場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

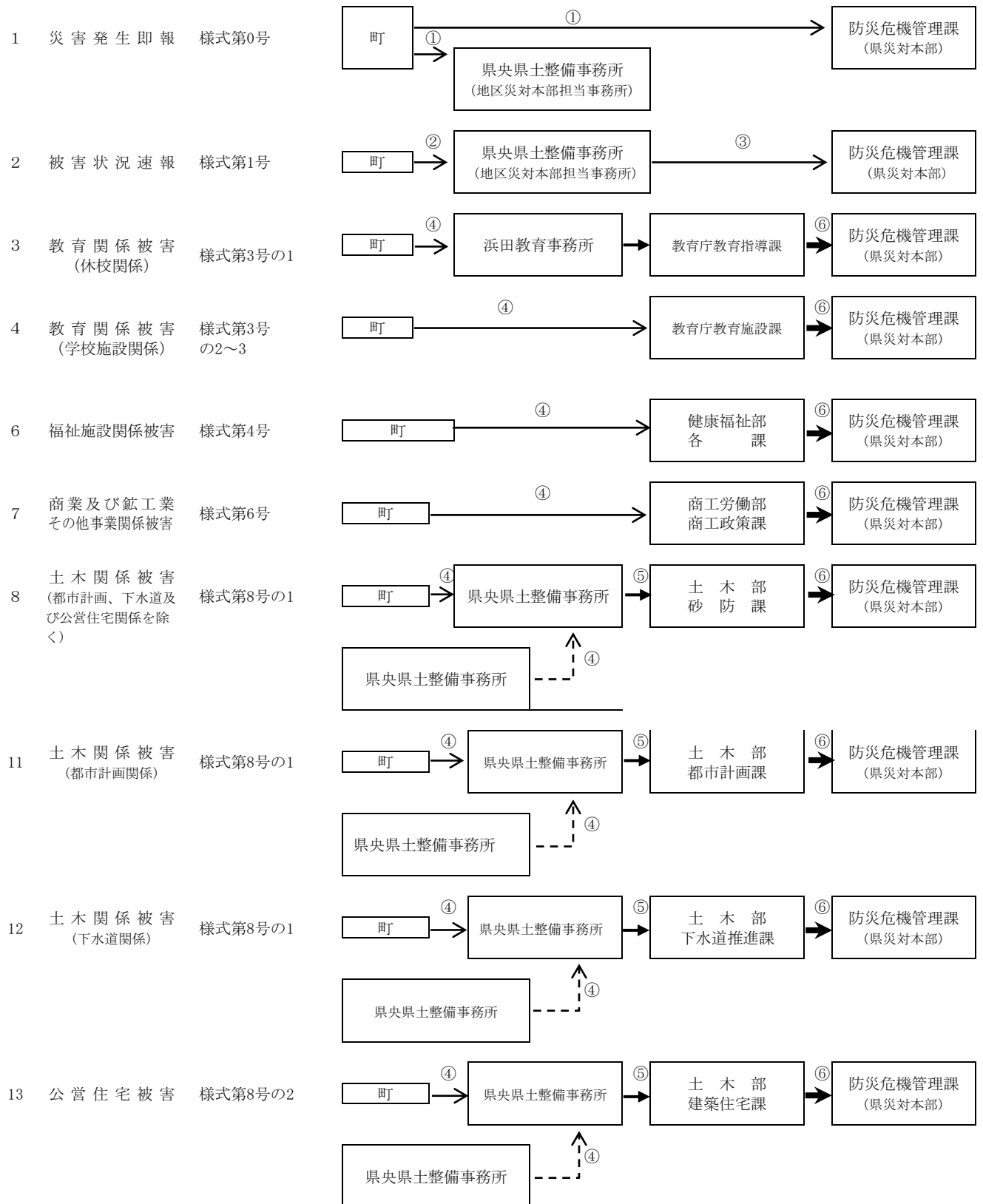
エ 報告の種類及び時間等

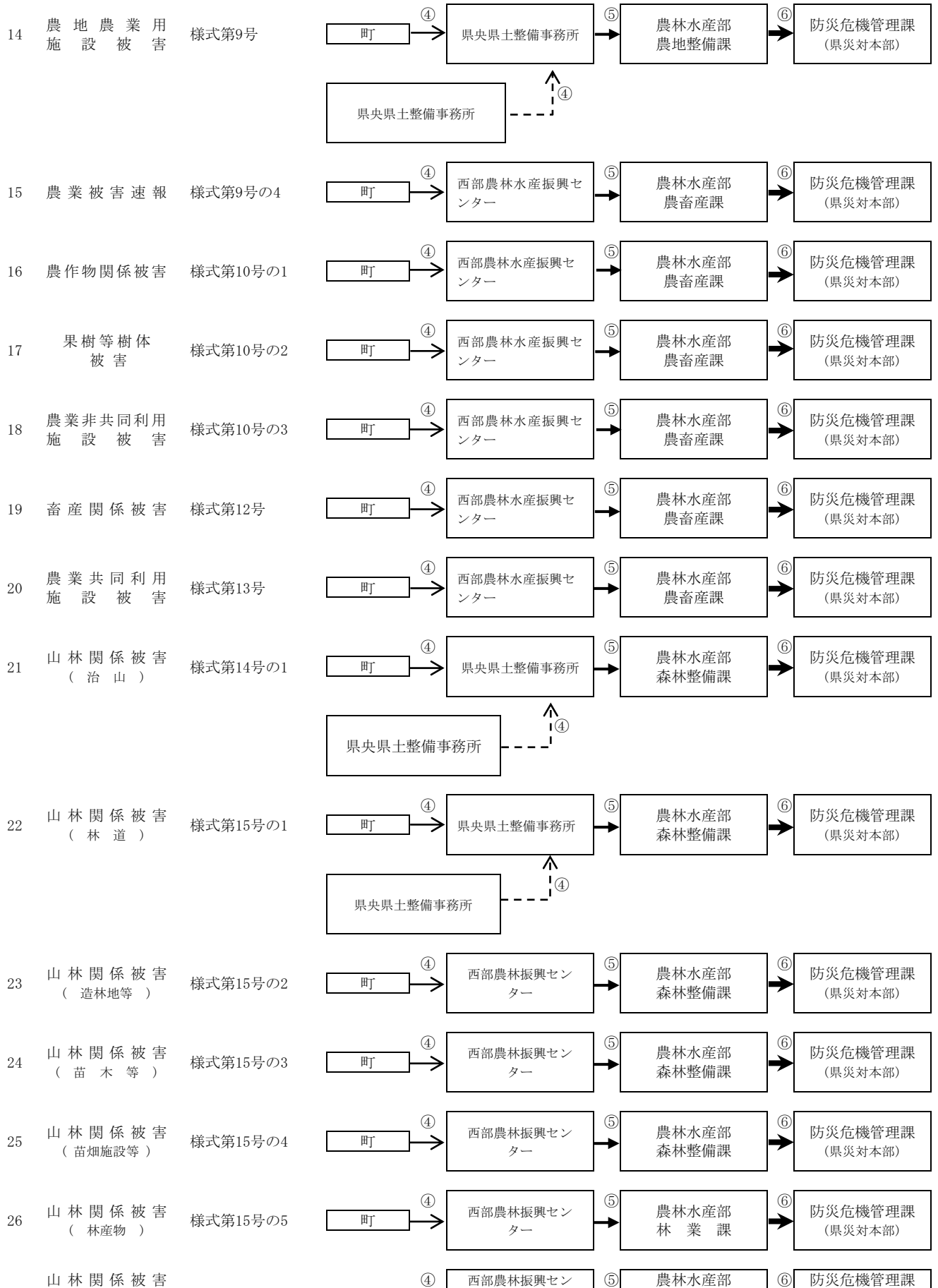
区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	町→県央県土整備事務所・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるもので昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→県央県土整備事務所→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県央県土整備事務所が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～ 様式第23号による	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため、関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画等のもとなるので正確を期すること。
災害対策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町・県央県土整備事務所・県関係課→防災危機管理課	
被害地点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ラ イ フ ラ イ ン	電気、エルピーガス、電信電話、下水道、簡易水道被害の状況	町・県関係課→防災危機管理課→販売事業者→県エルピーガス協会→消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積 20 ヘクタール以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

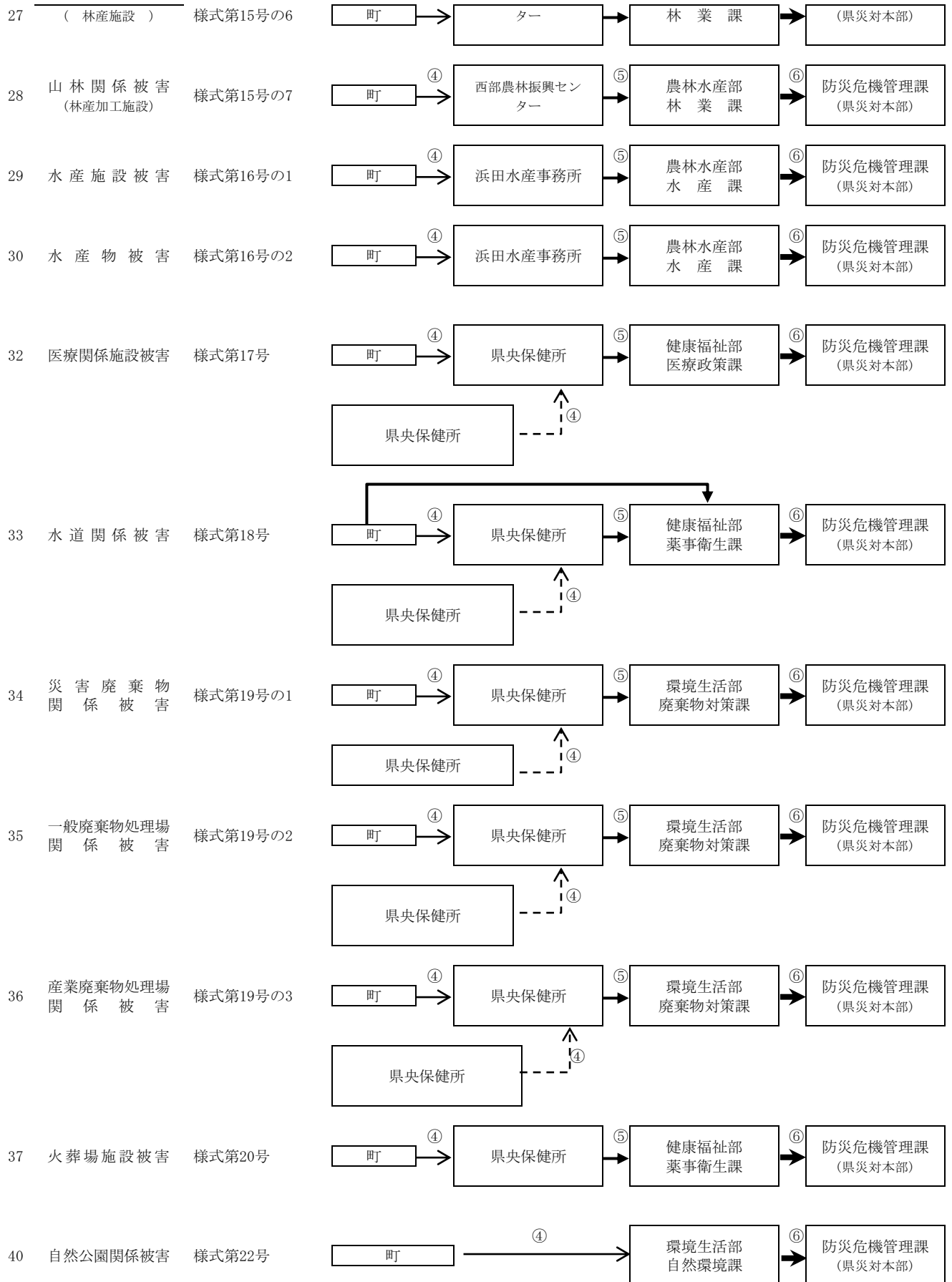
（注） 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

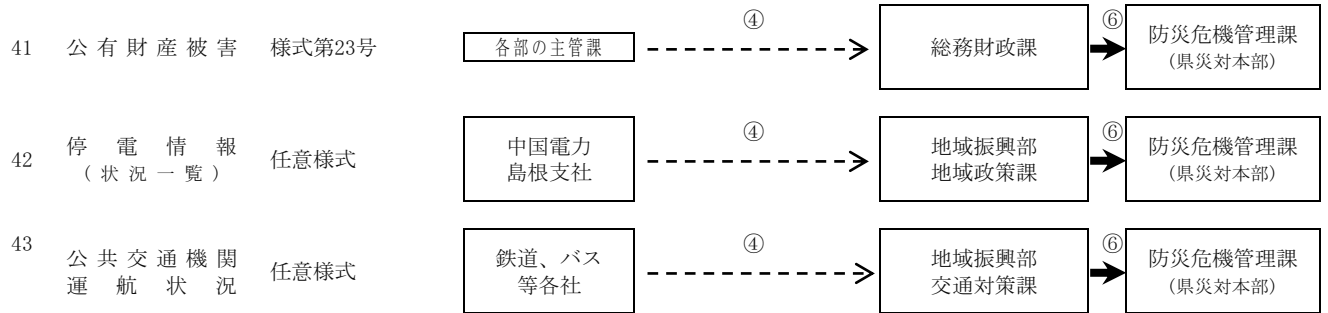
オ 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別報告系統は次のとおりである。









凡例

- ①：「即報報告」による報告
- ②：「被害報告」による報告
- ③：「被害速報集計確認」による報告
- ④：「被害詳報」による報告
- ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
- ⑥：「被害詳報県計報告」による報告

- ➡：市町村管理分被害
- ➡：県管理分被害

- ➡：出先機関管轄範囲内
- ➡：市町村範囲内
- ➡：県内全て

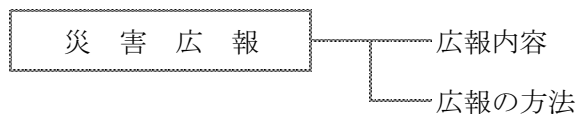
第3節 災害広報

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町は、防災関係機関と連携し、通信手段の確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

施策体系図



1 広報内容

(1) 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報

- ア 雨量、河川水位等の状況
- イ 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- エ 避難の必要の有無、指定避難所の開設状況等

(2) 災害発生直後の広報

- ア 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
- イ 災害応急対策の状況（地区ごとの取組状況等）
- ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等）
- エ 電気・ガス・下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(3) 応急復旧活動段階の広報

- ア 住民の安否（被災者台帳の作成、災害用伝言サービス等の案内）
- イ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(4) 支援受入れに関する広報

- ア 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- イ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(5) 被災者に対する広報

町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(6) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの案内・利用呼びかけ、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報など

2 広報の方法

(1) 住民への広報

防災行政無線、IP 告知放送、広報車、ホームページ、広報紙ほか、町が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県を通じて報道機関に協力を要請し、災害広報を実施する。

広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

また、指定避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(ア) 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、告知放送、CATV等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

- a ホームページ等を活用した広報
- b SNS等を活用した情報提供
- c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

町総務財政課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による調整を要請する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

（1）安否情報の提供

県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

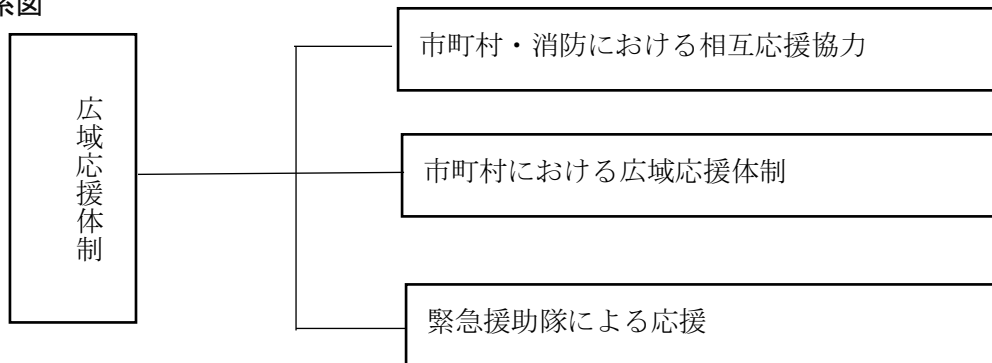
なお、被災者の中に、配偶者等から暴力やストーカー行為を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て広域的な応援体制を迅速に構築し、災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

施策体系図



1 市町村相互の応援

- (1) 災害が発生した場合、町は災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

応援を求められた場合、災害応急対策のうち消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

- (2) 被害がさらに拡大した場合、同一ブロック内の市町村に対し、応急措置の実施について必要な応援協力を要請する。

また、必要な場合、町は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

- (3) 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

2 県内消防本部の応援

- (1) 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により町の消防力で災害の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

(2) 緊急消防援助隊等による応援

ア 応援要請

- (ア) 町長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。
- (イ) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (ウ) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。
- (エ) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

イ 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	島根県消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部長等及び島根県に出動した指揮支援部隊長
調整本部員	・島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員 ・代表消防機関又は代表消防機関代行の職員 ・被災地消防本部の職員
調整本部の業務	① 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること ② 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること ③ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ④ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること ⑤ 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること ⑥ 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること ⑦ 島根県災害対策本部に設置された医療政策班等との連絡調整に関すること ⑧ その他必要な事項に関すること

ウ 指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行う。

エ 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

3 自主防災組織との協力体制

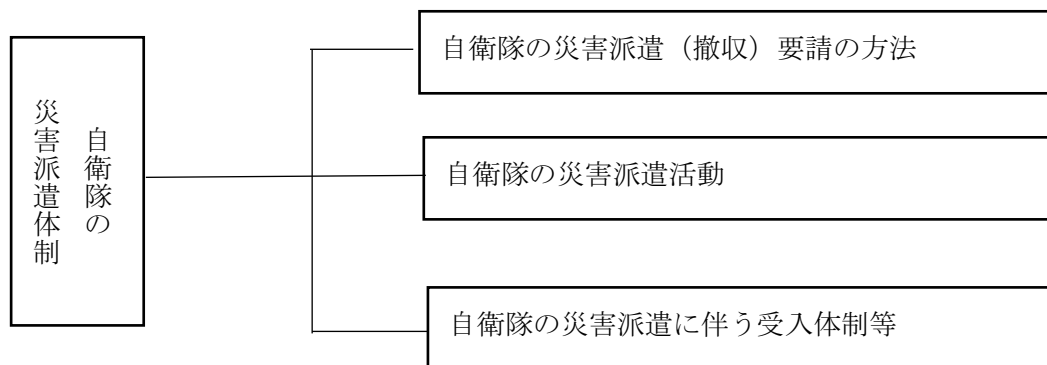
町域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう日常から関係者等に周知を図る。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (2) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (4) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (5) その他の災害応急対策業務への協力
- (6) 避難行動要支援者の保護等

第5節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、行うこととなるが、派遣要請に当たっては、公共性・緊急性・非代替性の3つの災害派遣原則に鑑み、町は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める。

施策体系図



1 自衛隊の派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
 - イ 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）
 - ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。（非代替性の原則）
- この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

2 派遣の要請方法

1. 災害派遣の区分

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

る場合

イ 要請を待たないで行う派遣

(ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合

(イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

(エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第 83 条第 3 項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2. 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

町長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。（資料編「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）。

(2) 要求手続

市町村長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市町村長は必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 活動の内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね以下のとおりとする

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、応急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認めるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び撤去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

4 派遣部隊の受入体制の整備

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（所在や出入りの便を考慮する。）。
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意する。

5 使用資器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、次の物資を除き、町において準備す

る。

- ア 部隊等装備資材
- イ 食料
- ウ 燃料
- エ 衛生資材等

(2) 必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

(3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行う。

6 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、ヘリポート適地を選定し、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通知しておく。

7 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

8 経費の負担

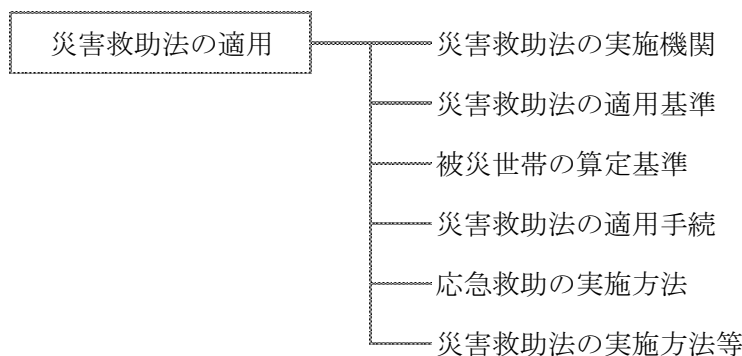
自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第6節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、町域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

施策体系図



1 災害救助法の実施機関

(1) 実施責任者

知事より委任されている救助、及び災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、救助は町長が実施する。

(2) 町への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、町はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第30条及び島根県災害救助法施行細則第29条の規定により、次の各号に掲げる救助の実施に関する権限は、町長に委任されている。したがって、災害救助法が適用された場合は、町において実施する。

- ア 避難所の供与
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬

- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本町の滅失世帯（住家滅失世帯）数が30世帯以上のとき。（1号基準）
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,000世帯以上に達したときで、かつ、本町の滅失世帯数が15世帯以上に達したとき。（2号基準）
- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、（3号前段基準）。
- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと（3号前段基準）。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること（4号基準）。

[府令]次のいずれかに該当すること

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会通知局（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の者が死傷した場合

ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特種の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特種の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

3 被災世帯の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

本章第3節「災害情報の収集・伝達」に掲げる被害状況の判定基準による。

(3) 住家及び世帯の単位

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

4 災害救助法の適用手続

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、以下のとおりとなるが、関係各課は相互に密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- ① 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- ② 適用申請（町長から知事へ）
- ③ 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から町長へ）
- ④ 災害救助法による救助の実施指示（町長から関係各課へ）

５ 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第２編風水害対策計画第２章の該当節
救助の総括 被害状況等の調査・報告 応急仮設住宅の供給 避難所の設置運営 炊き出し等食品の給与 飲料水の供給 生活必需品の給与 応急医療の実施、助産 救出 被災住宅の応急修理 教科書・学用品等の供与 遺体の埋火葬 遺体等の搜索 検案等遺体の処理 障害物の除去	本節 災害救助法の適用 第３節 災害情報の収集・伝達 第３編 第２章 第２７節 住宅の確保及び応急対策 第８節 避難活動 第２０節 食料の供給 第１９節 給水活動 第２１節 生活必需品の供給 第１０節 救急・救助活動 第１０節 救急・救助活動 第３編 第２章 第２７節 住宅の確保及び応急対策 第２３節 文教対策 第２６節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬 第２６節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬 第２６節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬 第２４節 廃棄物等の処理
輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・遺体の搜索 ・遺体の処理 ・救済用物資の整理配分	第１３節 緊急輸送 第３章 第２節 生活再建等支援対策の実施 第８節 避難活動 第１１節 医療救護活動 第１０節 救急・救護活動 第１９節 給水活動 第２６節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬 第２６節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬 第３章 第２節 生活再建等支援対策の実施

６ 災害救助法の実施方法等

（１）災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

（２）救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

（３）救助の種類及び内容等

災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間等については、**資料編**を参照

救助法の適用を受けた場合には、各担当課において適切な指示及び処理をするよう指導する。

災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1．費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2．避難に当たっての輸送費は別途計上。 3．避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	<u>1．費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。</u> <u>2．同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</u> <u>3．高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</u> <u>4．供与期間は2年以内。</u>
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<u>1．費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</u> <u>2．供与期間は建設型仮設住宅と同様。</u>
炊き出しその他のによる食品の給与	1．避難所に受け入れた者 2．住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは棄損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1．備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2．現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。

被災者の救出	１．現に生命、身体が危険な状態にある者 ２．生死不明な状態にある者	災害発生の日から ３日以内	１．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２．輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	１．住家が半壊（焼）し若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２．大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から １か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は１か月以内、文房具及び通学用品は１５日以内	１．備蓄物資は評価額。 ２．入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から １０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から １０日以内	１．輸送費、人件費は別途計上。 ２．災害発生後３日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	災害発生の日から １０日以内	１．検案は原則として救護班。 ２．輸送費、人件費は別途計上。 ３．死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から １０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１．被災者の避難に係る支援 ２．医療及び助産 ３．被災者の救出 ４．飲料水の供給 ５．死体の捜索 ６．死体の処理 ７．救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者について十分考慮する。

避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

施策体系図

避難活動	要避難状況の早期把握・判断
	避難の指示
	警戒区域の設定
	避難の指示の伝達
	避難誘導
	避難誘導時の安全確保
	避難所の開設及び運営
	広域一時滞在

1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

上記において避難行動の判断ができるように住民への周知には努めるものの、想定を上回る規模の災害があることも考慮して、住民各人が自ら判断して屋内安全確保を含めた避難行動をとることが必要である。

ア 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難の勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市町村・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

2 避難の指示等

(1) 避難の指示権者及び時期

避難の指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

ア 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ 町は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

ウ 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。

エ 町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 町は、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

表 1 高齢者等避難の発令者及び時期

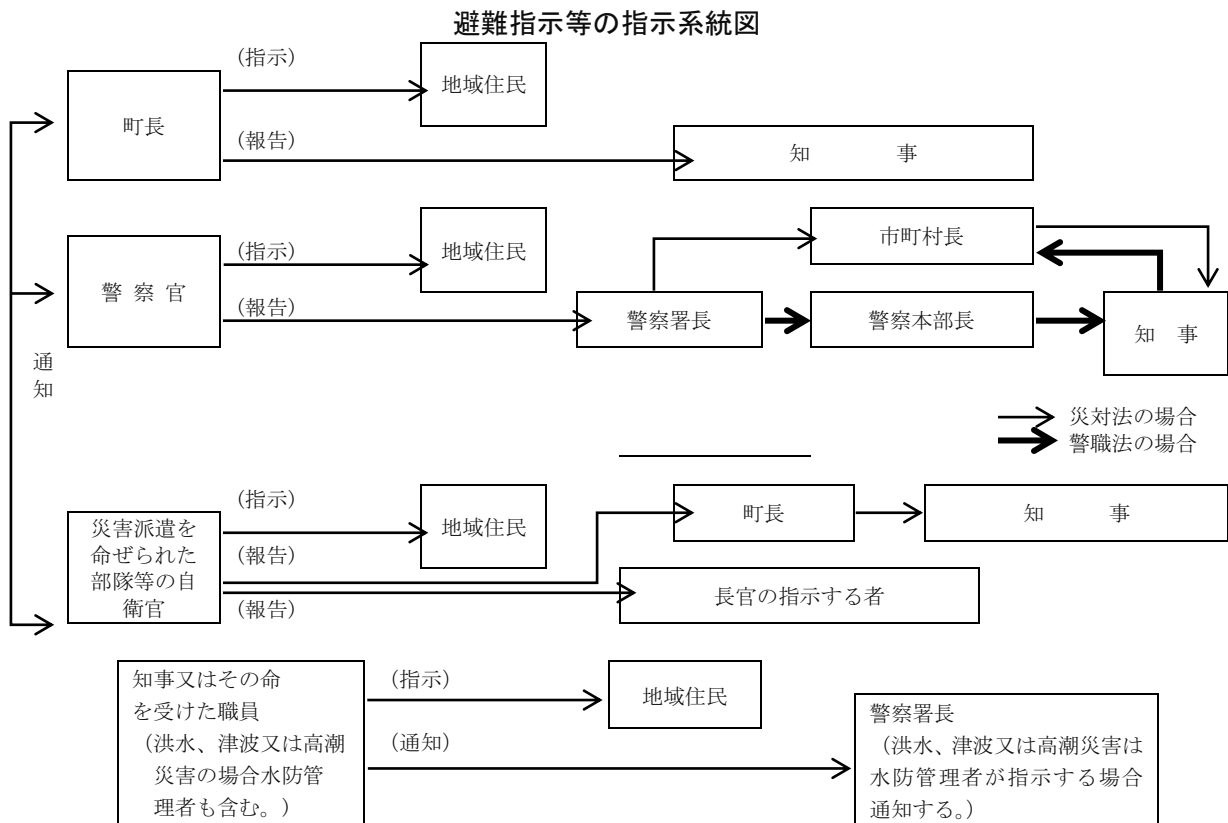
発令者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	- 要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	県知事に報告（窓口は防災危機管理課）

表2 避難の指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの勧告・指示 「緊急安全確保」の指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口は防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条第1項、第2項 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危険を受けのおそれのある者	立退きの指示 「緊急安全確保」の指示 警告、避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けのおそれのある者	警告、避難について必要な措置(警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた県職員)水防管理者		水防法第29条	洪水による災害 ・河川等のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。



(2) 避難指示等の内容と避難行動

ア 避難指示等の種類

(ア) 「高齢者等避難」

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(イ) 「避難指示」

山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の兆候を直前に把握した場合や、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強い

(ロ) 緊急安全確保

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、緊急安全確保を発令することができる。

イ 避難行動

避難指示等の発令時に行う避難行動は次の全ての行動とする。

- (ア) あらかじめ定められた避難場所への移動（立ち退き避難）
- (イ) 自宅等から公園や親戚や友人宅等への移動（立ち退き避難）
- (ロ) 近隣の高い建物への移動（立ち退き避難）

(エ) 建物内の安全な場所への待避（安全確保行動）

ウ 避難指示等の判断基準

災害種別ごとの避難指示等の発令の判断基準の設定に関する具体的な事項は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

エ 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示、勧告の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(3) 避難指示の伝達方法

ア 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

(ア) 避難すべき理由（危険の状況）

(イ) 避難経路及び避難先

(ウ) 避難後における財産保護の措置

イ 避難対策の通報・報告

(ア) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

(イ) 避難のための立退きの準備、避難指示等、屋内安全確保など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

(ウ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

(エ) 町は、避難措置の実施に関し本計画に、次の事項を定めておく。

- a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- b 避難措置を実施する区域別責任者
- c 避難の伝達方法
- d 地域ごとの避難場所及び避難方法
- e その他の避難措置上必要な事項

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、住民の保護のために必要な警戒区域を設定する場合は、町長若しくは委任を受けた吏員が行う。

町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条第1項により、知事は応急措置の全部又は一部を代行する。

なお、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う

災害全般について	- 市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員（災害対策基本法第63条第1項） - 警察官（災害対策基本法第63条第2項） - 海上保安官（災害対策基本法第63条第2項） - 自衛官（災害対策基本法第63条第2項）
火災について	- 消防吏員・消防団員（消防法第28条） - 警察官（消防法第28条）
水災について	- 水防団長・水防団員（水防法第21条） - 警察官（水防法第21条） - 消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	- 消防吏員・消防団員（消防法第36条） - 警察官（消防法第36条）

(2) 警戒区域設定の権限

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市町村長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ア) 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官若しくは海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町村長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知する。

(ウ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。
この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市町村長へ通知する。

(エ) 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(オ) 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

県は、国による応急措置が迅速に行えるよう、あらかじめ応急措置の内容、応援の手順、連絡方法等を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 警戒区域設定の周知等

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

イ 町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

4 避難の指示の伝達

(1) 避難計画に基づく伝達

町は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」及び本計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供、必要な協力を行うものとする。

なお、指定避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

避難指示等の伝達経路は、本編第1章第8節「情報管理体制の整備」に示す広報体制に準じ行う。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難指示等の伝達方法は、次のとおりとし、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知が最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう市町村が保有する市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること、繰り返しわかりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

- カ テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、告知放送、電話、その他の施設の利用による伝達
- キ ケーブルテレビを利用した伝達
- ク 登録制メールによる伝達
- ケ 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達
- コ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達
- サ Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

(3) 要配慮者への配慮

町長は、高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児及び妊産婦及び外国人等の情報の伝わりにくい要配慮者への避難の指示の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。

(4) 各種施設等

学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設、医療施設・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じ、町は必要に応じて支援する。

また、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、町と学校等とであらかじめ定めておく。

5 避難誘導

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川の増水、土砂災害等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、又は避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合同所及び誘導責任者（自治会長又は消防団等から選定）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民が混乱に陥らず、安全に避難できるようにする。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

- (4) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (7) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- (4) 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (7) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (4) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定緊急避難場所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (7) 指定避難所の開設に当たって、町長は、指定避難所の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (4) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (7) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び近隣市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、住民が自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合い、助け合いながら自主的に安全な場所へ避難するものとする。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の指定避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他

の機関に応援を要請して救出活動を行い、指定避難所への収容を図る。

6 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、町職員等の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援等の緊急支援を行うものとする。

7 指定避難所及び指定緊急避難場所開設及び運営

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設

ア 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設及び管理

指定避難所及び指定緊急避難場所の開設は町長が行い、災害救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、知事から町長に事前に委任されている。）。指定避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

なお、町長は、指定避難所又は指定緊急避難場所を開設したときは、その都度管理者及び補助者を任命し、指定避難所等の管理及び避難者の保護に当たらせる。

イ 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、指定緊急避難場所又は指定避難所を開設したときは、町長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、指定避難所に受入れすべき者を誘導、保護しなければならない。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

この場合、町は以下の点に留意する。

a 指定避難所又は指定緊急避難場所の立地条件及び建築物の安全の確認

- b 川本警察署等との連携
- c 開設**指定**避難所又は**指定緊急**避難場所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- d 避難所責任者の選任とその権限の明確化
- e 避難者名簿の作成
- f 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

- g 次の事項についての県へ報告を行う。

- (a) **指定**避難所又は**指定緊急**避難場所開設の目的、日時及び場所
- (b) 箇所数、収容状況及び収容人員
- (c) 開設期間の見込み
- (d) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- (e) **指定**避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は以下の点に留意する。

避難所運営マニュアルに即し、**指定**避難所の運営に関して役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア **指定**避難所の避難所運営

- (ア) グループ分け
- (イ) プライバシーの確保や女性への配慮（専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布等）、ペットへの配慮と、それらの状況の把握
- (ウ) 情報提供体制の整備
- (エ) 避難所運営ルール of 徹底

指定避難所を円滑に運営するための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- (オ) **指定**避難所のパトロール等
- (カ) 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- (キ) 福祉避難所の開設等

福祉避難所（避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した**指定**避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を**指定緊急**避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

- (ク) 年齢性別によるニーズの相違への配慮
- (ケ) 食事供与の状況把握

- (ロ) トイレの設置状況の把握
 - (ハ) ダンボールベッド、パーティションの活用状況の把握
 - (ニ) 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備
 - ア 避難所運営における女性の参画の推進
 - イ 女性専用の物干し場の設置
 - ウ 女性専用の更衣室、授乳室の設置
 - エ 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
 - オ 性暴力・DV防止に関するポスター等の掲示
 - カ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
 - キ 女性や子育て家庭の安全に配慮した指定避難所運営
 - (ホ) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
 - (ヘ) 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営
- イ 保健衛生対策
- 指定避難所の衛生管理については、以下の点に留意し、感染症の発生等を防ぐ。
- (ア) 救護所の設置
 - (イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケア等必要な措置を講じる。
 - (ウ) 福祉的支援ニーズへの対応
町の要請に基づき、島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる
 - (エ) 仮設トイレの確保
要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。
 - (オ) 入浴、洗濯対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。
 - (カ) 食品衛生対策
食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
 - (キ) し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
 - (ク) 家庭動物のためのスペースの確保
必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - (ケ) 感染症対策の実施

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の早期閉鎖

町及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

(4) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8 広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、県外の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

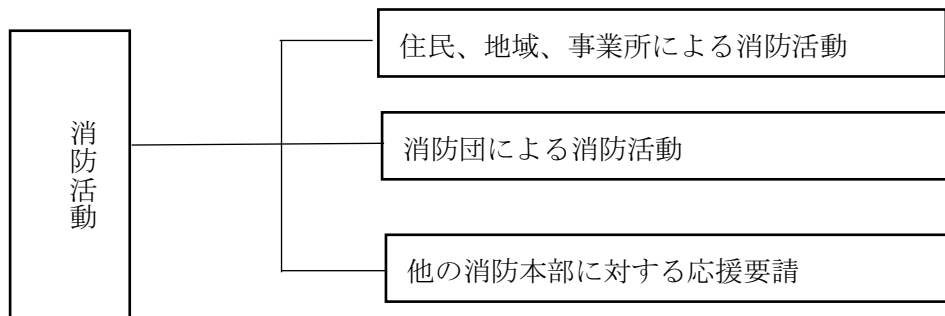
(3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(4) 政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第8節 消防活動

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、町・消防機関はもとより住民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能を挙げて当たる。

施策体系図



1 住民、地域、事業所による消防活動

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、住民、事業者挙げて初期消火に努める。

また、町は、乾燥・強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかに防災行政無線、広報車等を活用し、住民に対して出火防止の徹底を呼びかける。

（1）住民の活動

火災等が発生した場合、住民はまず身の安全を確保し、初期消火に努める。

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるロウソク等火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。

（2）集落の活動

ア 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の使用停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに消火器、可搬式ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動に当たる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

（3）事業所の活動

- ア 火気の停止、プロパンガスの供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり、拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

2 消防団による消火活動

（1）出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

（2）消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

（3）救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

（4）避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 他の消防本部に対する応援要請

（1）消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

（2）知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

（3）緊急かつ広域的な応援要請

ア 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもって

して対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

イ 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接町長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡される。町長は、措置を求められたときは、直ちに応援活動を行う。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (7) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (4) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (6) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (5) 町への進入経路及び結集場所（待機場所）
- (6) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- (7) 応援消防隊の誘導方法
- (4) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (6) 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

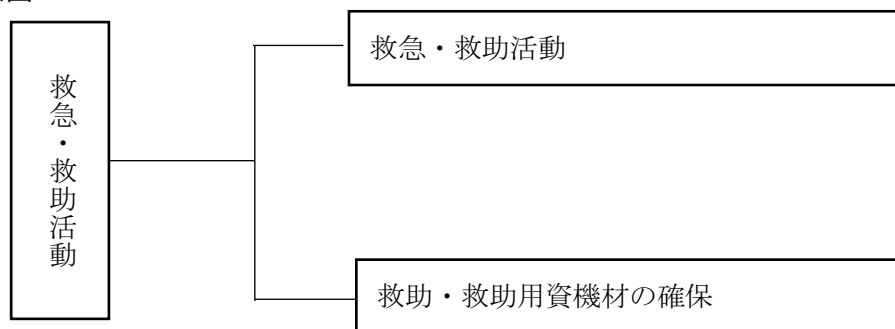
(5) 惨事ストレスへの対策

消防活動を実施するにあたり、団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9節 救急・救助活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

施策体系図



1 実施体制の確立

(1) 救急救助活動（町及び消防本部）

ア 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (7) 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (4) 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命の救護することを優先する。
- (7) 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送（町及び消防本部）

ア 傷病者の救急搬送は、重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるかを判断し救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。

イ 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動（町及び消防本部）

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。

なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(4) 警察

ア 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。

イ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。

ウ 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(5) 自衛隊

ア 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

イ 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(6) 消防庁

必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる

(7) 国土交通省、西日本高速道路株式会社、県及び町

高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(8) 住民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 救急・救助用装備・資機材の調達（総務班・健康福祉班）

(1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等については、民間業者の協力を得て調達する。

(4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第 10 節 医療救護活動

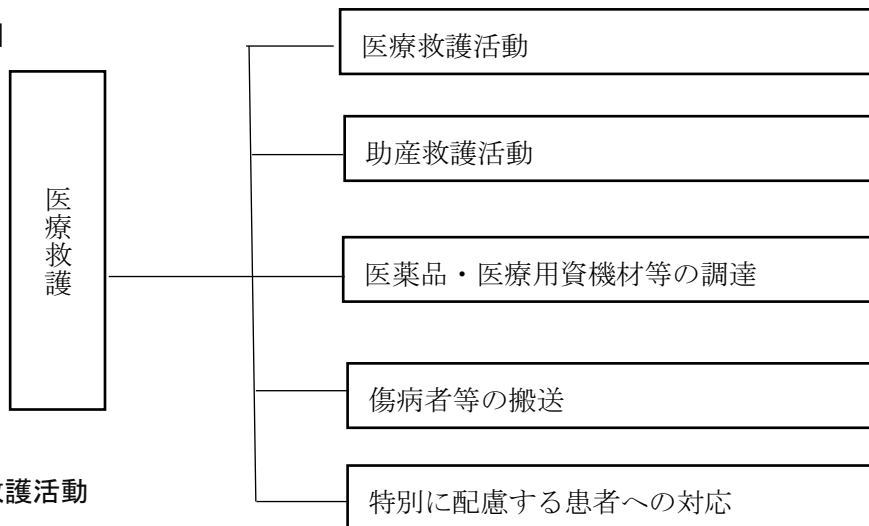
災害時には、多数の傷病者が町内各所で同時多発して一時に医療機関に集中し、また、医療機関も被害を受けることも考えられる。被災者の万全の救護を期するには、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備や医薬品・資器材の確保についての計画が必要である。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、被災者の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していく。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県ＤＰＡＴ実施要領」による。

施策体系図



1 医療救護活動

(1) 実施体制の確立

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施するものとし、町長は、関係機関の協力を得て医療救護班を編成する。なお、災害の種類及び程度により医師会の医療救護班の出動を要請して医療救護を行う。また、災害の程度により、町では対応が困難な場合は、県健康福祉部及びその他関係機関に協力を要請する。

また、町長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県健康福祉部に医療救護について迅速、的確な要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

災害時において県、町、関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

(3) DMA Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMA Tの派遣に関する協定書に基づき、DMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMA Tの派遣を要請する。

派遣されたDMA Tは、日本DMA T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

(4) 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMA Tの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う

(5) 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市町村による対応が困難な場合は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

(6) 医療救護班の派遣・活動

地域災害保健医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、町から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

(7) D P A Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県D P A T実施要

領及びD P A T先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、D P A T先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はD P A T事務局を通じて他の都道府県に対し、D P A Tの派遣要請をする。派遣されたD P A Tは、D P A T活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

2 助産救護活動

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

(1) 助産救護班の編成・派遣

知事は、市町村長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

(2) 助産救護班の業務内容

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ ガーゼ、その他衛生材料の支給
- エ 新生児のケア

(3) 連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

(4) 助産救護活動の原則

助産救護活動は、原則として助産救護班による救護者等において行うものとするが、助産救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施することができる。（町内の医療機関は資料編を参照）。

(5) 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式１～３に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

3 医薬品・医療用資器材等の調達

(1) 医薬品・医療用資機材等の調達

医薬品及び医療資器材は、備蓄しているものを優先的に使用するが不足する場合には、最寄りの販売業者等から調達することを原則とする。また、災害の状況等により県あてに調達を要請する。

(2) 輸血用血液製剤の調達

輸血用血液製剤については、県あてに調達の要請をする。

4 傷病者等の搬送

傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容することとするが、これが困難な場合は、その他の後方医療機関等に協力を求める。

(1) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長及び消防機関は、トリアージタグを用いて重傷度に応じた振り分けを行い、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 町及びその他の関係機関は搬送車両の手配・配車を要請する。

(イ) 重傷者等については、必要に応じて県、自衛隊等の関係機関が所有するヘリコプター等の手配を要請する。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

(ア) 医療救護班が保有している自動車を使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。

(イ) 傷病者搬送の要請を受けた場合、町及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、広域災害救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を確実に提供できるよう、災害時医療情報提供体制の充実を図る。

(3) 透析患者・在宅難病患者への対応

ア 透析患者への対応

人工透析に必要な慢性腎不全患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性の患者に対しても血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、県、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要するため、県及び保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る。

5 特別に配慮を要する患者への対応

(1) 透析患者等への医療対応

県及び町は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに

(2) 在宅難病患者への対応

様式 1

様式 2

様式 3

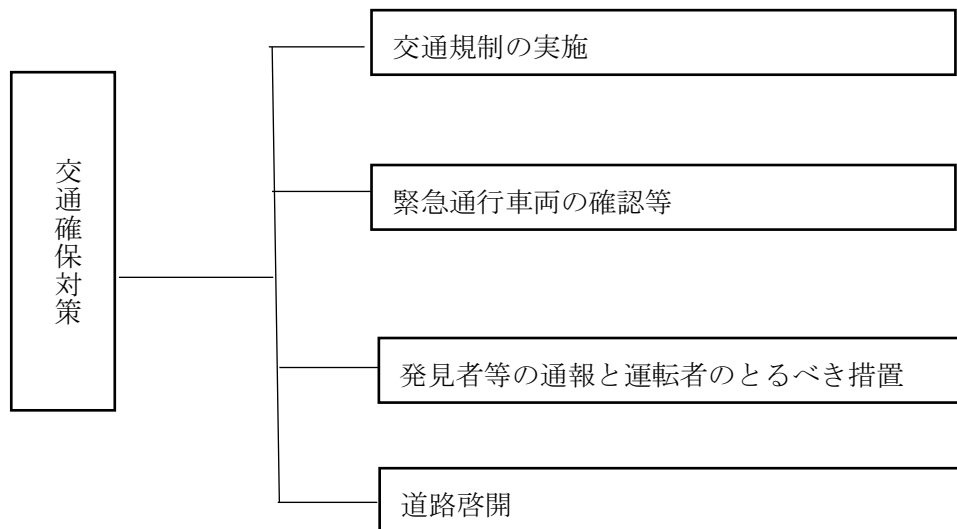
本 隊

第 11 節 交通確保対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道 路 管 理 者	(1)災害時の交通規制 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。 (2)災害時における車両の移動等 道路管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 県警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 (2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 (3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の

	区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、又必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は道路区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
	(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のイの措置をとることができる。

2 交通規制の実施

(1) 知事による緊急通行車両の通行ルート確保のための指示

知事は、市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(2) 道路管理者等と警察機関の相互連絡

道路管理者等と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者等は警察機関へ、警察機関は道路管理者等へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は県土木部道路維持課へ報告する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当な迂回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者等と警察との緊密な連携をとること。

(4) 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等を受けたときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

(8) 医療機関等への情報提供

(9) 路上放置車両等に対する措置

イ 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式 2）。

様式1 規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- １ 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- ２ 縁線及び区分線の太さは１センチメートルとする。
- ３ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ４ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

３ 発見者等の通報と運転者のとるべき行動

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

- (１) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - (エ) 避難のために車両を使用しないこと。
- (２) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
 - イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

４ 道路啓開

- (１) 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

ア 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

イ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、町等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

ウ 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開作業の実施

ア 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び町は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

イ 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町及び各道路管理者等は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 道路啓開は原則として第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路（本章第１２節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

(イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

(ウ) 道路啓開に際しては、２車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合できる待避所を設ける。

(エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

(オ) 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。

(カ) 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

(キ) 道路啓開で発生した土砂・流木や災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(ク) 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

(ケ) 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

5 緊急通行車両の確認等

町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書の申請をし、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			



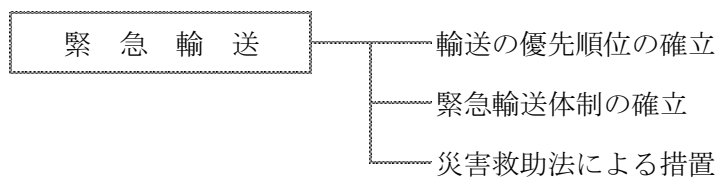
- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考：用紙は、日本産業規格A5とする。

第 12 節 緊急輸送

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

施策体系図



１ 輸送の優先順位の確立

(1) 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施者は次のとおりとする。

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施 する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべ き責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の対象

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全
②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位
をもって実施する。

第 1 段階 警戒避難期	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 事態安定期	○第 1 段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 復 旧 期	○第 2 段階の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

２ 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200) 石見交通株式会社 (電話 0856-22-1100)
航空機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県（防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに第八管区海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100) 本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

(2) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ・輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ・輸送を必要とする区間
- ・輸送の予定日時
- ・その他必要な事項

(3) 強制確保

ア 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

イ 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

(4) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

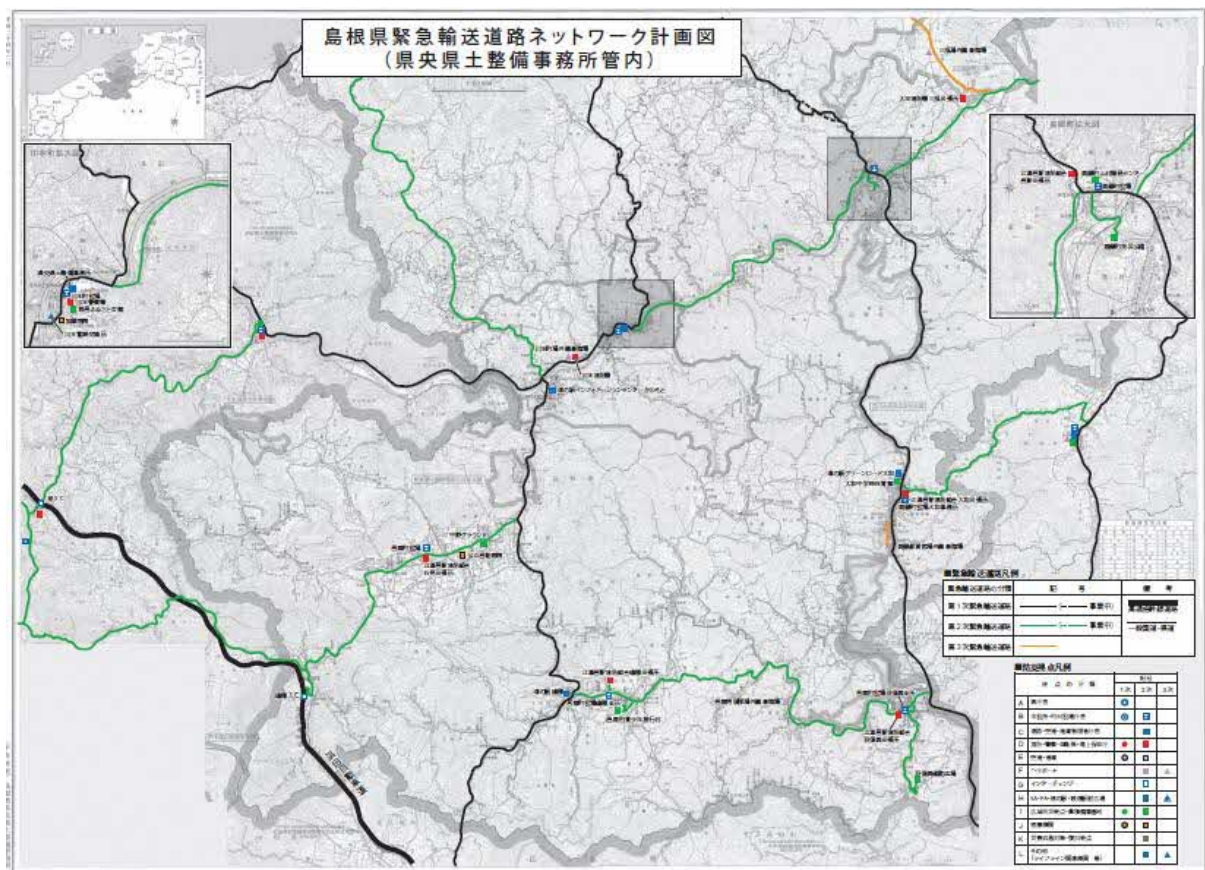
(5) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

区分	緊急輸送道路の内容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定する。



(2) 緊急輸送拠点の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点の種類	内容
県庁、市町村役場その他 防災関係機関の所在地	・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・市町村役場〔第1次〕～〔第2次〕、市町村支所〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕
市町村物資集積予定地	・市町村物資集積予定地〔第2次〕
道路空間を利用した防災 拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・道の駅〔第2次〕
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、浜田医療センター、益田赤十字病院、隠岐広域連立隠岐病院、松江市立病院）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕

※第1次〕～〔第3次〕

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和2年3月策定、令和元年度改訂）」により定められている第1次～第3次防災拠点

(3) 輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を確保する。

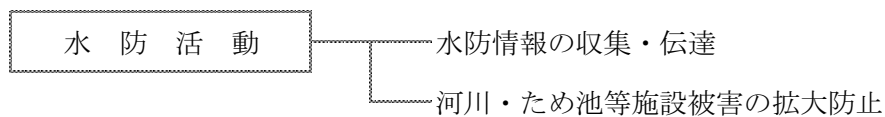
(4) 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第13節 水防活動

町は、防災関係機関と連携し、異常降雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

施策体系図



1 水防情報の収集・伝達

- (1) 本章第2節「災害情報の収集伝達」により気象注意報・警報等を受信するほか、総合防災情報システム、インターネット及び携帯電話（国：川の防災情報 県情報システム）等により雨量・河川水位の観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。洪水予報伝達系統図及び水防警報については、川本町水防計画参照。
- (2) 危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。
- (3) 浸水想定区域内における地下街等や要配慮者利用施設、条例で定めるところによる大規模な工場その他の施設については避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また次により洪水予報、水位到達情報を伝達するものとする。
 - ①防災行政無線
 - ②電話連絡

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止

町は、河川増水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

- (1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川増水等による浸水被害の発生、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。
- (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。
- (3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

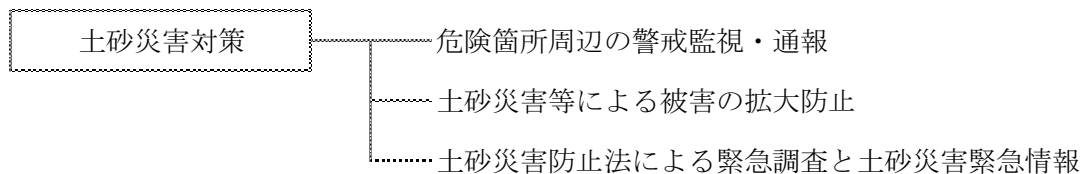
上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立ち退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第１４節 土砂災害対策

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する。

施策体系図



１ 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 土砂災害発生前

土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、その地区の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害発生後

急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべり等により土砂災害が発生した地区がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

２ 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地区において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、町及び各施設管理者は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に

対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 専門家等の派遣による支援

町は県の協力を得て、警戒・監視活動を実施する。また、必要に応じて、アドバイザー制度*¹を活用するほか、砂防ボランティア*²山地防災ヘルパー*³等の派遣要請を行う。

エ 避難誘導

本章第７節「避難活動」を参照

- * １ アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
- * ２ 砂防ボランティア：平成８年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。
- * ３ 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべり等治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

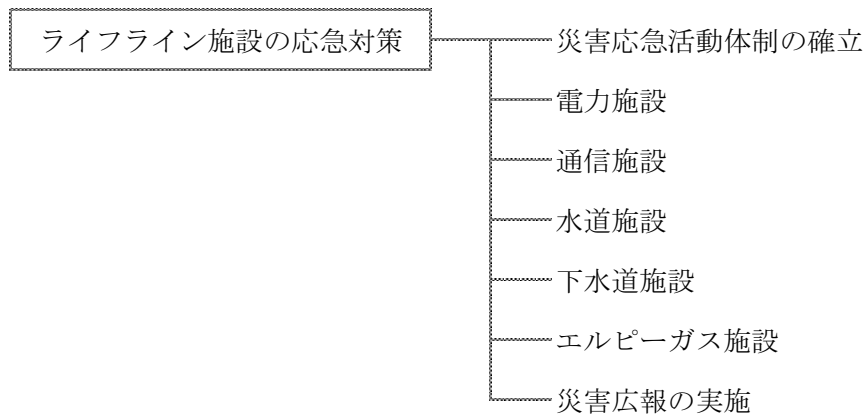
３ 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第 15 節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

施策体系図



1 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、町、県及びライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 電力施設

町は、中国電力ネットワーク㈱の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

3 通信施設

町は、NTT西日本㈱等の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

4 水道施設

町は、水道施設について、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

(1) 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のため、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

(2) 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

5 下水道施設

町管理の下水道施設について、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(1) 管 渠

下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。

(2) ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家発電装置によって排水不能事態が起こらないようにする。

6 エルピーガス施設

町は、エルピーガス販売事業者の行う次の応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止
- (3) エルピーガス設備の総点検の実施と早期安全供給の開始
- (4) 防災関係機関への通報
- (5) 従業員及び住民に対する人命安全措施

7 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。
この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネットホームページ、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関等からの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	中国電力ネットワーク(株)浜田ネットワークセンター(ネットワークサービス課)	080-1937-8150
L P ガス	エルピーガス協会 各エルピーガス販売事業者	0852-21-9716 各エルピーガス販売事業者
水 道	県（薬事衛生課）	0852-22-5263
	町（地域整備課）	0855-72-0637
IP 告知放送	NTT 西日本 IP サポート	0120-248-995
	町（まちづくり推進課）	0855-72-0634
下水道	県（下水道推進課）	0852-22-6580
	町（地域整備課）	0855-72-0637
電話	N T T 西日本島根支店 事業推進室	0852-22-8205
	(株)N T T ドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-25-9501
	K D D I (株) a u 島根支店	0852-26-9550

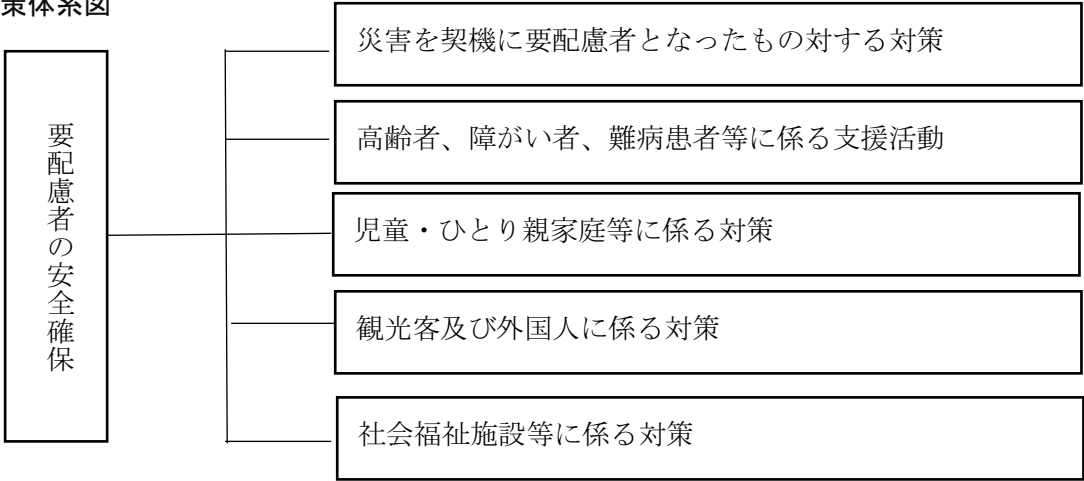
第16節 要配慮者の安全確保

災害時には、高齢者、病弱者(難病患者を含む。)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に災害を契機に新たに要配慮者となったものについては、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進し、要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

施策体系図



1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 町において把握している要配慮者や新たに発生した要配慮者については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して指定避難所へ移送する。

イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 町内の社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。（本章第7節「避難活動」参照）

イ 町は、県の協力を得て、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者については、優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

ウ ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとるものとする。ただし、それらが不足する場合は、町及び県に応援を要請する。

エ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

町は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

(1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 指定避難所等において、高齢者、障がい者、難病患者等に配慮した食事を工夫する。

(4) 指定避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(5) 指定避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定緊急避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(7) 要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の援護

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳の犠牲者の確認や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童のメンタルヘルスの実施

被災児童の精神的不安定に対応するため、県の協力を得てメンタルヘルスクアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、防災行政無線、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(4) ひとり親家庭等の支援

町は被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、中学生までの児童を養育するための手当の給付に関する情報提供に努める。

5 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

旅館等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。（本章第７節「避難活動」参照）

また、町（消防本部を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

町は、県の協力を得て、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を「やさしい日本語」や英語等の多言語による携帯メールマガジン、パンフレット等により、外国人への情報提供を行う。

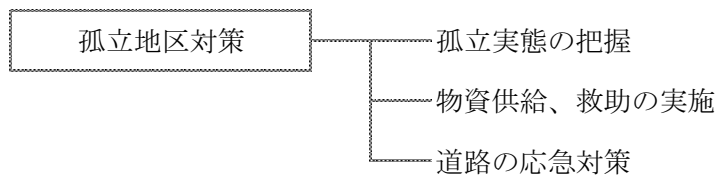
イ 相談窓口の開設

町は、県の協力を得て、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第17節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

施策体系図



1 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、町は住民等と連絡をとり被害状況の把握を行う。

また、必要に応じて防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立地区のヘリテレ映像の入手に努める。

(2) 通信手段の確保

町防災行政無線、衛星携帯電話、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

2 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

3 道路の応急対策

町は県及び関係機関と連携し、道路の被災情報を速やかに収集・共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第 18 節 飲料水の供給

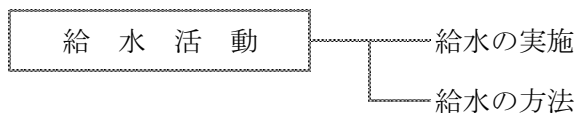
災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請をし、給水活動を実施する。指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

施策体系図



１ 給水の実施

(1) 被災者に対する給水

ア 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。

イ 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や指定避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 通水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

ウ 給水活動

給水施設の被災状況を把握し、次のような方法により給水活動を実施する。

(ア) 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(イ) 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」

を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

(ウ) 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

エ 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線、広報車等によりきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

オ 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

カ 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

キ 給水基準

被災地における最低給水量は、一人１日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（一人１日3ℓ）とするなど）。

ク 応援要請

激甚災害等のため町のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(2) 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合の措置は、**本章第６節「災害救助法の適用」**による。

ア 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）

イ 支出できる費用

（ア）水の購入費

（イ）給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

（ウ）薬品及び資材費

ウ 期間

災害発生の日から７日以内

２ 給水の方法

給 水 方 法	内 容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

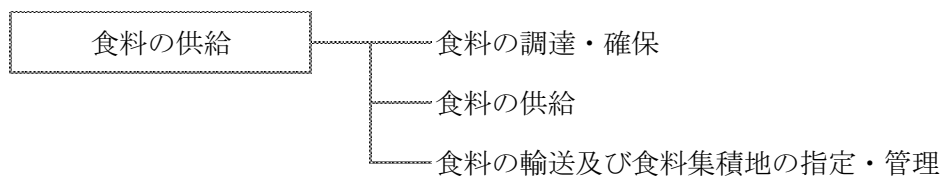
第19節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

施策体系図



1 食料の調達・確保

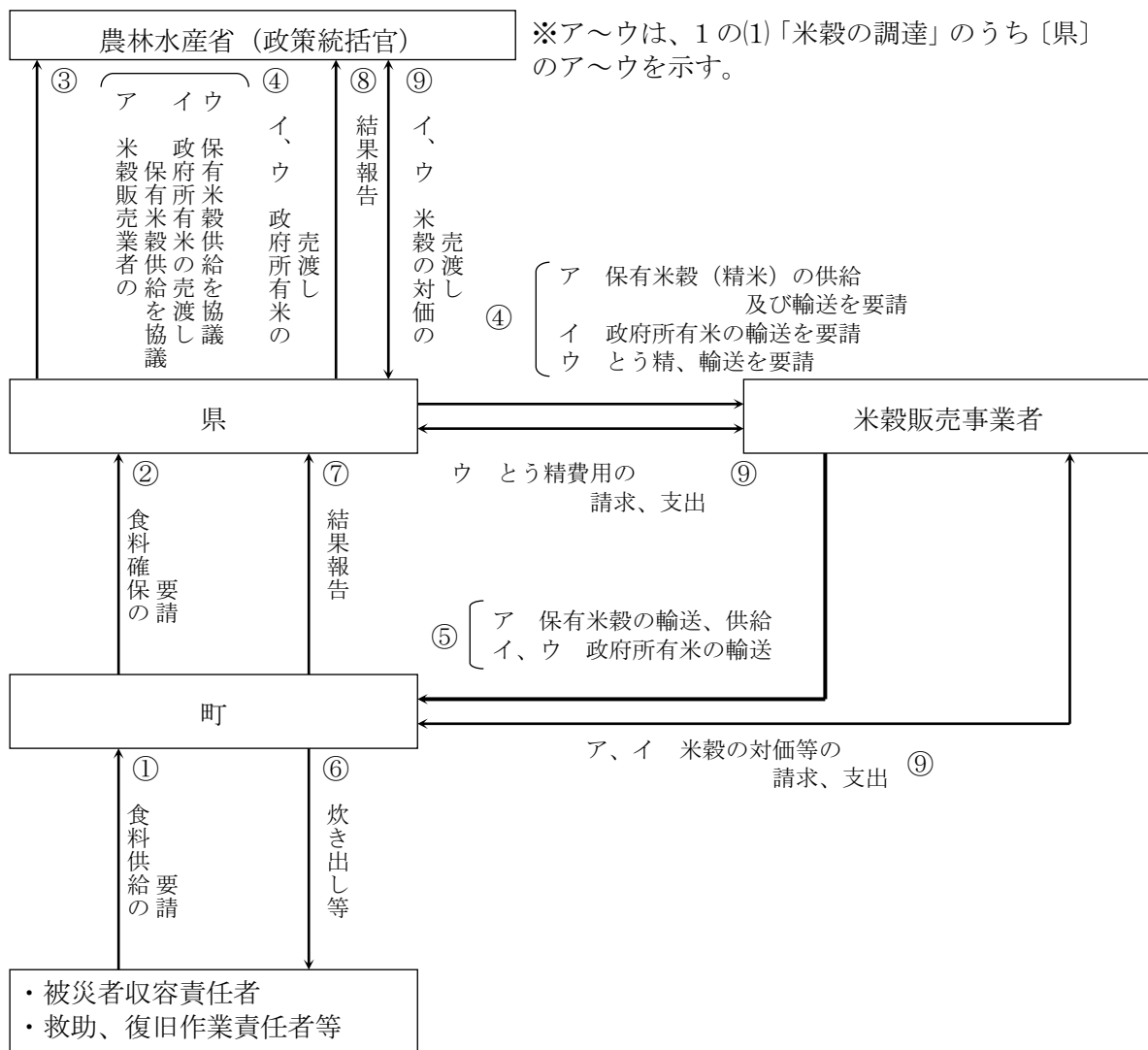
(1) 米穀の調達

〔県の体制〕

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により町の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、町の要請に基づき農林水産省（政策統括官付農産企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に対し、政府所有米の売り渡しを要請する。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府保有米の直接売却を受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府保有米の直接購入を行い、町に対し米穀の供給を行う。



(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。ただし、JA島根島根おおち地区本部等の町内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は近隣市町長に対し調達を依頼する。

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 避難所等に受け入れた者
- イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- ウ 旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 食料供給の手段・方法

- ア 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し、食料の配分及びその他の食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- (7) 各指定避難所等における食料の受入れ確認及び受給の適正を図るための責任者の配置
- (4) 住民への事前周知等による公平な配分
- (7) 要配慮者への優先配分
- (エ) 食料の衛生管理体制の確保

ウ 品目

- (7) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食料等（乾パン、即席めん、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- (4) 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク、粉ミルク及び調整粉乳とし、ほ乳瓶も併せて確保・調達する。
- (7) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達・確保」を参照）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。
- (エ) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- (カ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (カ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- (キ) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。**本章第6節「災害救助法の適用」**による。

なお、一人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品 目	基 準	
米 穀 等	被災者（炊き出し）	1食当たり精米換算200g以内
	応急供給	一人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算300g以内
乾 パ ン	1食当たり	1包（115g入り）
食 パ ン	1食当たり	185g以内
調 整 粉 乳	乳幼児1日当たり	200g以内

3 食料の輸送及び食料集積地の指定・管理

- (1) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町域内における食料の移動は、町が行う。
- (2) 災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園等を食料集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した食料の集配拠点とする。

なお、町は県に対し、選定した集積地を報告する。

- (3) 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から、集積地への輸送が難しい場合、県は町と協議の上、適切な場所を定めて関係業者に輸送依頼するものとする。

第 20 節 生活必需品の供給

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生することが考えられる。また、避難生活が長期化した場合、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

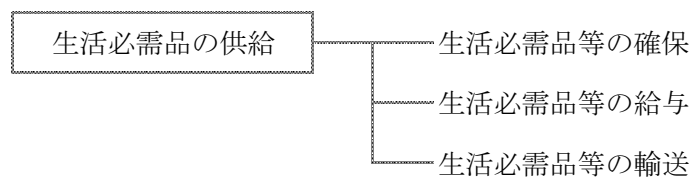
このため、衣料、寝具、燃料、その他生活必需品等、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮するものとする。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

施策体系図



１ 生活必需品等の確保

- (1) 災害時において、被災者への生活必需品の給（貸）付の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）付の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

- (2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた町の生活必需品等の給（貸）付に基づき、備蓄物資の放出又は関係業者等からの調達により確保する。

- (3) 状況により、町のみで対応が困難な場合には、近隣市町、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

２ 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。

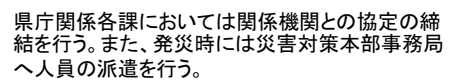
被災者への配布基準は、原則として、県災害救助法施行細則の定めるところによる（本章第 6 節「災害救助法の適用」参照）。

- (1) 被災者への配分方法等については、町が定める配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合等、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため、町のみでは実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。

３ 生活必需品等の輸送

- (1) 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、町が選定する集積地等へ輸送する（救済活動チャート図参照）。
- (2) 県が調達した物資について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- (3) 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から (1)、(2)により難しい場合は、県は、町と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は町へ供給する物資について町長に対し引取りを指示する。
- (4) 町が調達した物資の町集積地までの輸送及び町域内における物資の移動は、町が行う。
- (5) 災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園等を集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、町は県に対し、選定した集積地を報告する。
- (6) 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。
- (7) 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

広域防災拠点における救援活動チャート図

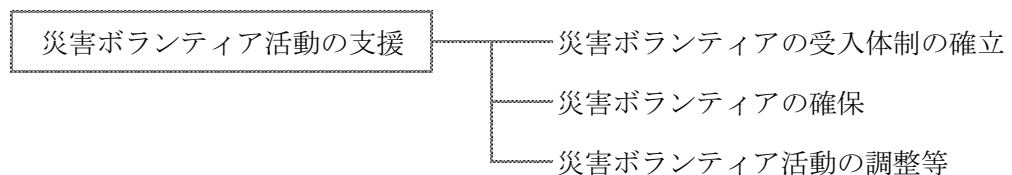


第21節 災害ボランティア活動の支援

大規模な災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。町は、災害救援ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成等活動体制の確立を図るとともに、町災害救援ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制について検討を行い、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

また、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

施策体系図



1 災害ボランティアの受入体制の確立

- (1) 町は、大規模な災害が発生した場合、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と密接に連携し、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。設置後、その旨を速やかに県に連絡する。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 災害ボランティアの確保

(1) 一般分野のボランティア

ア 地区単位でのボランティア活動

被災を免れた地区の自治会長に対し、ボランティア活動に協力してもらえる住民の取りまとめについて要請する。

イ 児童生徒等によるボランティア活動

教育委員会は、各学校の児童生徒等によるボランティア活動が可能かどうか、学校長と協議、検討する。

ウ 町外からのボランティアの受け入れ

町外から一般ボランティアを受け入れなければならないような大規模災害発生時において、ボランティアの受付、登録、調整、コーディネート等を町単独で実施することが困難な場合は、県等に対し、応援を要請する。

(2) 専門分野のボランティア

町で人員を確保できない場合には、県に対し、必要な分野のボランティアの派遣を要請する。

3 災害ボランティア活動の調整等

(1) 把握したボランティアの必要性やボランティアの受付状況を踏まえて需給調整を行うとともに、受付したボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

(2) ボランティアに対して、活動拠点を提供し、必要な物資を確保する等必要な支援・協力を行う。

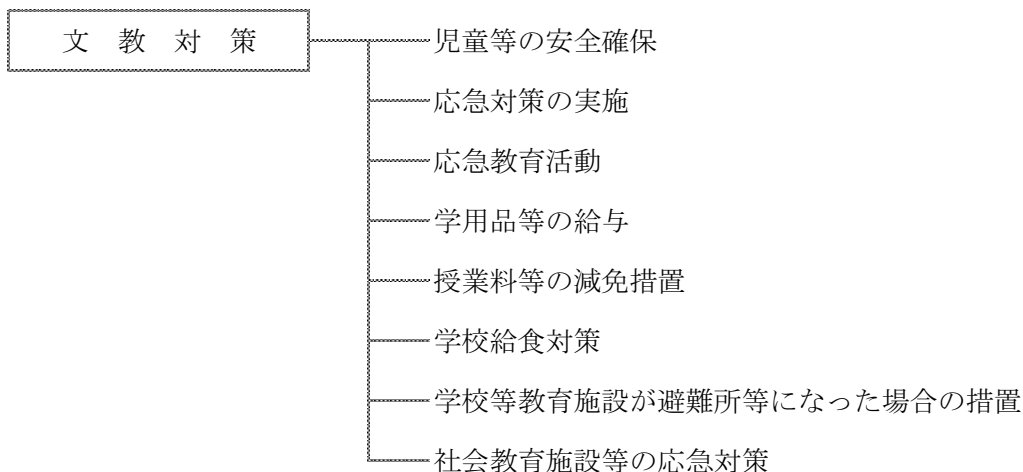
第 22 節 文教対策

公立の小学校、中学校、高等学校、教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び町においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

施策体系図



1 児童等の安全確保

(1) 最優先課題

学校等は災害時には、児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも小学校低学年児童等災害時に要配慮者となることが予想される子供たちに対しては、避難の指示・避難誘導に当たっては特段の配慮が必要である。

(2) 災害時の対応

災害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に、休憩時間や放課後等授業時間以外にあっては、児童等の掌握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

(3) 児童等の保護者への引き渡し

ア 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。

イ 児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子供を連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名簿や事前に準備しておいた「引き渡し確認カー

ド」等の利用等、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し万全を期することとする
ウ 留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校で児童等を保護する。

2 応急対策の実施

(1) 教育委員会の対応

町は、所管する学校と連絡を取り、気象情報・通学路の状況・公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校に避難を指示するとともに、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

(2) 学校の対応

ア 校長は状況に応じ、児童等に対し適切な緊急避難の指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、教育委員会への報告は、報告できるものから逐次行う。

イ 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

ウ 校長は状況に応じ、可能な限り当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置を取る。

エ 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

オ 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

3 応急教育の実施

(1) 教育委員会の対応

町は、所管する学校の児童等及び教職員並びに施設の状況等に応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設のあっせん等により応急教育の実施を支援するものとする。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

(2) 学校の対応

ア 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。

イ 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

ウ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連携は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。

エ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

オ 避難場所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

カ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

キ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

ク 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所轄の教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

4 学用品の調達及び支給

(1) 学用品の給与の対象

風水害により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、喪失し又は損傷したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒であって、町長により被災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与（調達及び支給）の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(3) 給与（調達及び支給）の実施

ア 教科書、教材の給与

(7) り災児童生徒の調査は、町長が行うものとする。

(4) 学用品の調査報告は町長から知事へ行うものとする。

(7) 学用品の給与は町長が行うが、町長において調達困難などときには、知事が調達を行う

イ 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

5 授業料等の減免措置

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあつては授業料、以下同様）の

支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6 学校給食対策

(1) 学校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町に報告し、協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 指定避難所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

(2) 学校給食用物資は、関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともに、その他必要な措置を依頼する。

7 学校等教育施設が指定避難所等になった場合の措置

教育施設が指定避難所等に指定された場合、その運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 学校長等と協議の上、施設・設備を点検し、指定避難所として使用する部分を決定する。

(2) 指定避難所に管理責任者を置き、学校長等と十分協議しながらその運営に当たる。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

(7) 在館の施設利用者の避難誘導

(4) 負傷者の救護、医療機関への搬送

(7) 施設の安全点検、応急処置

(エ) 町、教育委員会、消防本部への連絡、応援要請

(7) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置

(7) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

(7) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査

(4) 教育委員会への連絡

(7) 施設の安全点検、応急処置

(エ) 資料の保存

エ 施設が指定避難所となった場合は、施設管理者は町に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

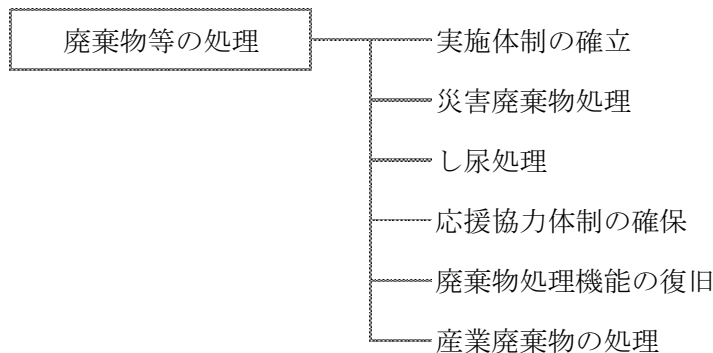
被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

また、文化財保存活用地域計画を策定し、防災・防犯対策、災害発生時の対応を検討する。

第 23 節 廃棄物等の処理

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

施策体系図



1 実施体制の確立

(1) 災害廃棄物処理体制

ア 災害廃棄物処理計画等

町は、災害により発生する廃棄物等を迅速に処理するため、別途定める災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

イ 広域応援体制

(ア) 廃棄物の処理は市町が個別に行っている事業であるため、被災地域に対しては、市町村等間の廃棄物等の収集運搬、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が重要となる。

(イ) 町は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように普段より施設の維持管理等を十分に行っておくとともに、事前に察知できる風水害対策への準備をしておくことが大切である。

(ウ) 県及び町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界及び仮設トイレを扱うリース関連業界を把握し、風水害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるように、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

(2) 被災地の廃棄物処理

災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。

また、災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要があり、発生量を把握するため、各市町村は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）

(3) 近隣市町又は県への応援要請

町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に対し近隣市町等の応援を得られるよう連絡調整等の協力を要請する。

2 災害廃棄物処理

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置場の指定

ア 風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

- （ア）他の応急対策活動に支障のないこと。
- （イ）環境衛生に支障がないこと。
- （ウ）搬入・搬出に便利なこと。
- （エ）分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、町が処理を行う。

また、県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、邑智郡総合事務組合の施設で処理する。処理施設に余裕がない場

合や、被害を受けて使用が不可能な場合は、事前に関係団体と協議の上代替措置を講ずる。

3 し尿処理

(1) 作業体制の確保

- ア 平常作業からの全面応援及び近隣市町からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努める。
- イ 被災地における防疫面から、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

(2) 処理対策

- ア 指定避難所等からのし尿
指定避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。
- イ 水洗トイレ
水洗トイレを使用している世帯及び団地等において、災害により使用不可能となった場合、民間の関係業者の協力を得て、各地区ごと又は指定避難所ごとに共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

4 応援協力体制の確保

町は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

5 廃棄物処理機能の復旧

- (1) 邑智郡総合事務組合等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 邑智郡総合事務組合等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議の上、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄処理活動を行う。

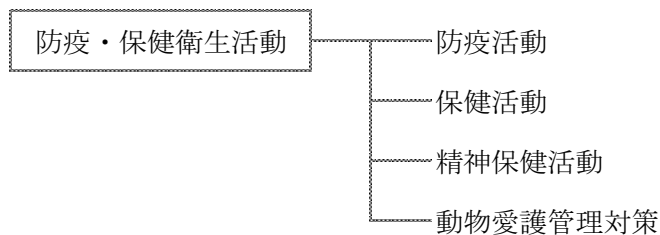
6 産業廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。

第 24 節 防疫・保健衛生活動

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

施策体系図



1 防疫活動

(1) 防疫活動組織

町は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立しておき被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

(2) 防疫活動内容

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

2 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可班の編成能性が高いことから、町は、県と連携して次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて指定避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師が指定避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

3 精神保健活動

(1) 発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、D P A Tを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

ア 被災住民全般

(7) 指定避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。

(4) 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。

イ 高齢者

ウ 障がい者

エ 児童

オ 外国人

カ その他（公務員、災害救助要員）

4 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

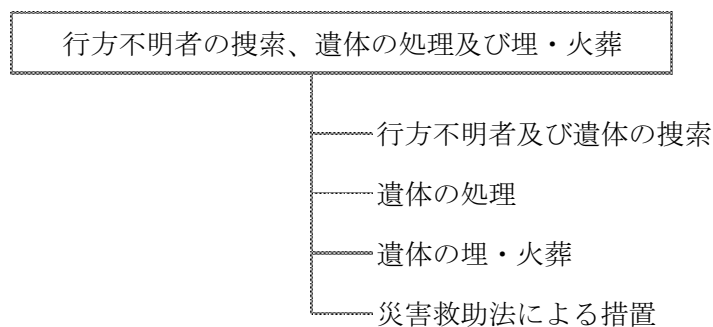
町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第25節 遺体対策

災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

施策体系図



1 行方不明者及び遺体の搜索

遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・県警察本部・消防本部等の協力のもとに実施する。

2 遺体の収容等

(1) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、市町村長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

ア 町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

イ 遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

ウ 町は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

(3) 遺体の検視

警察官が、各種の法令等に基づいて検視を行うものとする。

3 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、町が実施する。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

(2) 遺体の仮埋葬

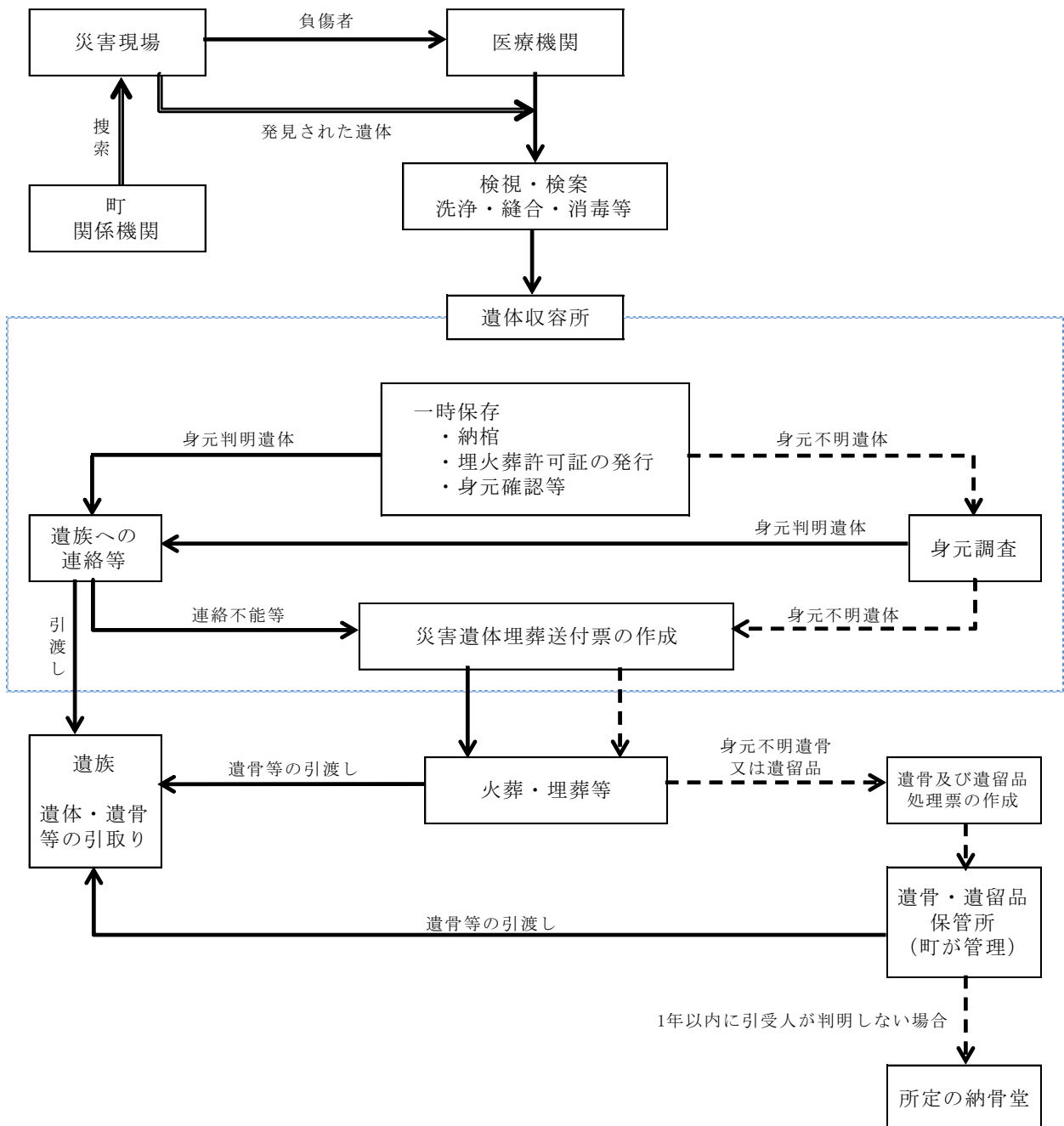
ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第7節「災害救助法の適用」による。

■遺体搜索、火葬、埋葬の流れ

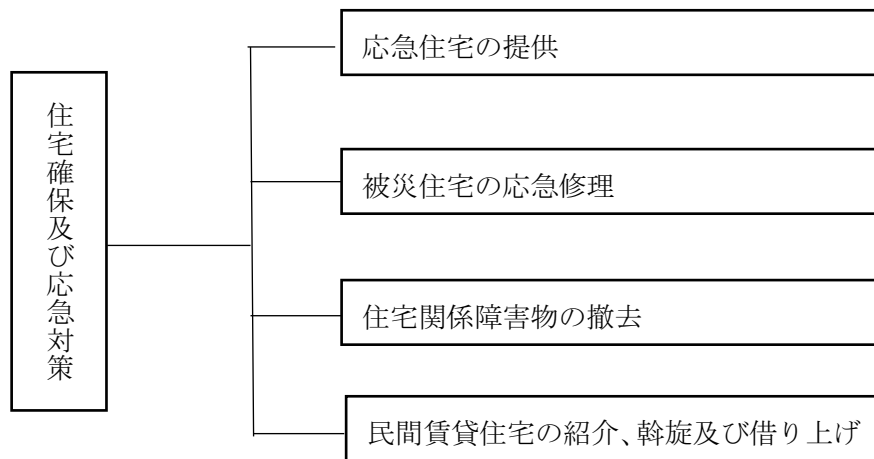


第 26 節 住宅確保及び応急対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理又は応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

施策体系図



1 応急住宅の提供

(1) 対象者

- ア 家屋が全壊、全焼又は大破、半焼して生活できない状態となった世帯
- イ 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

(2) 必要住宅戸数の把握

町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県へ報告する。その際、世帯ごとの家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項も把握する。

(3) 応急住宅提供の方針

- ア 公的住宅の空家で提供可能なものを提供する。
- イ 町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 入居者の決定

町が民生委員その他関係者の意見を聞き、決定する。

県の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

(5) 応急仮設住宅の建設

ア 実施主体

(ア) 応急仮設住宅の建設は、町長が行う。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所とし、公共用地等の中から町が適地選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造又は木造等とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。

要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

エ 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

オ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

カ 災害救助法の適用の場合

(ア) 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(イ) 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

(6) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

ア 応急仮設住宅における安心・安全の確保

イ 心のケア対策

孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアへの対策を実施する。

ウ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

エ 家庭動物対策

応急仮設住宅における、家庭動物の受け入れに配慮する。

2 被災住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合、災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ、借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1) 対象者

ア 住家が半壊、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理を行うことができない世帯

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した世帯

(2) 修理家屋の選定

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、災害救助法に則って行い（本編第6節災害救助法の適用）居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

3 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

(1) 実施主体

ア 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行う。

(2) 障害物除去の方法

ア 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。

(3) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。

ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部に協力を要請するとともに、その旨を町に通知するものとする。

島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部は、要請に基づき、無報酬で空家の紹介、斡旋を行うよう努めるものとする。

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。

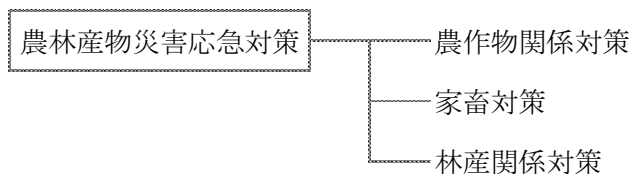
なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度等の確立を図る。

また、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から速やかに借り上げ、その供与期間は、原則として2年以内とする。

第 27 節 農林産物災害応急対策

町は、災害から農林産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

施策体系図



1 農作物関係対策

(1) 被害状況の把握

町は、JA島根おち地区本部等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、西部農林水産振興センター県央事務所を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、被災地向け改植用苗の補給を県に要請する等、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(3) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される農作物の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

町は県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第4章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け

緊急供給を依頼する。

オ 防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県内の防除機具を動員して使用する。

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除対策

松江地方気象台から発表される霜に関する注意報を県から受け取った場合は、町及びＪＡ島根おおち地区本部は、防災行政無線及び広報車等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は４月上旬から５月中旬である。

2 家畜対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を西部農林水産振興センターに報告するとともに、関係機関と一体になって次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市町村、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市町村長に届出を行わせるとともに、市町村長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等の実施、踏み込み消毒槽の設置、関係者以外の立ち入り禁止(家畜伝染病予防法第9条)

イ 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条）

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及び死亡獣畜の処理

(4) 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。その場合は協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、飼料販売業者に対し、必要数量の確保及び供給について要請を行う。

3 林産関係対策

(1) 被害状況の把握

町は、県の協力を得て、巡視により造林地、治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をとる。

また、被害状況について、西部農林振興センター県央事務所及び県央県土整備事務所を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 災害対策技術指導

町は、県及び森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等についての技術指導を行う。

特に被害木については、早期に処分し、病虫害等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみ等を起こした幼齢林木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図るよう指導する。

(3) 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、県及び森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(4) 森林病虫害等の防除

町は、森林病虫害等を防除するため、県及び森林組合等の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

第1章 風水害予防計画

川本町における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 災害に強い町土づくりの整備に関する対策

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、浸水災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

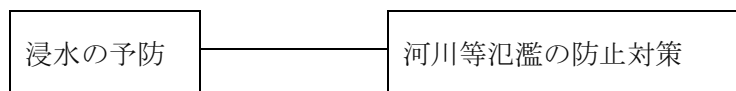
そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、避難行動要支援者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第１節 浸水予防

町は、これまでの水害や集中豪雨に伴う災害等の経験に立ち、住民の生命と財産を守るとともに地域の豊かな自然を守っていくため、災害防止と環境保全の両面から江の川地域の浸水予防対策を推進する。

また、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

施策体系図



１ 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現況

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、「川本町水防計画」参照。

(2) 対策

県及び町は、国において作成した浸水想定区域図（洪水浸水想定区域を示した図）について、住民への周知に努めるとともに、町独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

また、中小河川による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

ウ 避難路上の障害物等の把握

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

カ 浸水想定区域内にアンダーパス、地下街等又は要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

２ 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

県内の河川は、上流からの流出土砂により河床が上昇するため、治山事業、砂防ダム、貯砂堰堤の整備による流出土砂の防止、河口部低水路の確保等により河床の上昇を抑えてきた。

さらに、河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸、放水路の開削等により洪水の発生の防止に努めている。

県内の改修済河川は、ある程度の風水害に耐えられるよう整備されているが、通常水位に比べ堤内地盤の低いところなどで堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

県及び町は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設による雨水排水の整備など治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

なお、県管理の河川については、時間雨量 50 mm 相当の洪水に対する整備を推進されている。

3 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

浸水想定区域内にある以下に該当する施設の名称及び所在地は資料編に示すとおりである。

なお、現在、水防法で規定する地下街及び大規模工場等は、町内に存在しない。

(1) 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(3) 大規模工場等（該当工場等が建設もしくは計画された場合は、別途条例により規模等を定める。）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

また、以下についての取組が必要である。

ア 地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、避難計画の作成及び避難訓練の実施

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くように努め、避難計画の作成及び避難訓練の実施

ウ 大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画を策定し、訓練の実施や自衛水防組織を置くように努める。

エ ア～ウに係る計画を作成又は変更したときは、町へ報告する。

4 水防体制の整備

(1) 消防団（水防団）による水防体制

本町では、消防団が水防団を兼ねている。町及び消防団は、水防体制の強化のため、次の

事項について実施する。

ア 水防訓練の実施

イ 町内河川の分団ごとの管轄区域の指定

ウ 重要水防箇所の把握

エ 定期的な河川巡視及び降雨時の警戒巡視の実施

(2) 水防資機材の整備等

ア 町が保有している水防資機材を定期的に点検し、資機材の種類及び数量の確認と不良・不足物資の交換・補充を行う。

イ 水防活動に必要となる重機の借り上げ等について、町内の建設業者等と必要に応じて協議し、調達ルートを確保しておく。

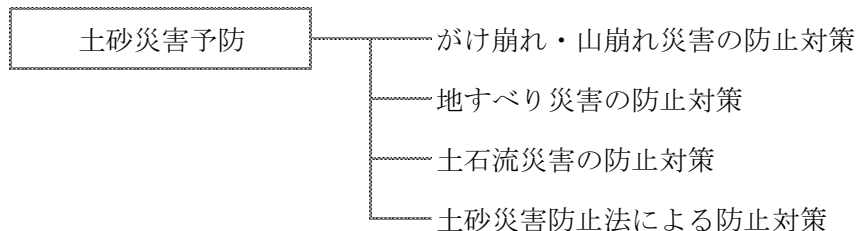
第2節 土砂災害予防

土砂災害の種類として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などがあげられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら土砂災害を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等の集中豪雨等により発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび土砂災害が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

土砂災害のおそれがある箇所については、土砂災害危険箇所図が県により整備されているほか、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防関係事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

施策体系図



1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域からなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生に係る要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

ア 現況

がけ崩れによる危険がある急傾斜地崩壊危険箇所について、県では、防災上緊急度の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊

危険区域に指定し、対策事業を実施している。町内の急傾斜地崩壊危険箇所については、**資料編**のとおりである。

○急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、高さが5 m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上ある場合（5戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）

イ 対策

急傾斜地の資料を整備し、住民等への周知徹底を図る。特に周辺地域住民に対して、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努めるとともに、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者、占有者、又は維持管理の徹底と危険が及ぶおそれのある施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

また、新たな危険区域箇所を調査把握し、指定を要望する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工と、崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設を優先する。

ア 抑制工

がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって崩壊しやすい不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工等がある。

イ 抑止工

コンクリート擁護工や、土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

ウ その他

がけから少し離して擁壁を作り、崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工等がある。

(3) 治山事業の実施

治山事業は、森林の維持造成を通じて県が行う山腹工事があり、山地災害危険地などの危険度の高い箇所から保安林に指定して防災工事を行い被害防止を図る。また、町が行う林地崩壊防止対策があり、被害の拡大の防止を図る。

(4) 警戒・避難体制の整備

ア 災害発生の防止のため、急傾斜地崩壊危険区域の周辺において危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施するとともに、がけ崩れ発生の危険度を判定し、住民の避難を促す土砂災害予警報システムの活用を推進する。また、危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

イ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(5) 住宅移転の促進等

町は県と連携し災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造において多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 地すべり危険箇所の把握、周知

ア 現況

地すべり危険箇所については、資料編を参照

なお、地すべり危険箇所及びこれに隣接する地域のうち、地すべり危険箇所の地すべりを助長若しくは誘発し、又はそのおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

イ 対策

県と協力、連携を図りながら、地すべり危険箇所等の把握のための各種調査を実施する。また、地すべり危険箇所等については、監視を行い、危険の発見に努めるとともに、周辺地域住民に対して周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

地すべり防止工事には、地すべりを安定させる抑制工と地すべりに対する抵抗力を付加することで、その安定化を図る抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していくが、地すべりの最大の誘因は地下水状況の変化によるものなので、地下水排除工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべり抑止工等を実施していく。

危険箇所のうち未指定箇所については、対策工事を実施するために指定の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の確立

ア 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に関する観測体制を整えけるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト対策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。さらに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

イ 現在、砂防課ホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

ウ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

3 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力がさらに強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険溪流及び危険区域の把握・周知

ア 現況

土石流発生の危険がある区域については、**資料編**を参照

イ 対策

既に調査している箇所以外についても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。また、土石流危険溪流及び危険区域等の資料を整備し、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地については、土石流対策として、砂防工事を実施するほか立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん堤工（土砂

の流出を調節する）、床固工（溪床の安定）、護岸工（溪岸の安定）等がある。

各危険溪流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 治山事業の実施

治山事業溪間工事には、**山地災害危険地区等**で溪流の浸食が進み土砂の流出のおそれのある溪流の溪床・溪岸浸食の防止を図るための谷止工、堆積土砂の流出防止を図るための床固工、溪流の縦横浸食の防止を図るための流路工等がある。施設の施工と併せその上流域の森林整備を一体的に行い効果的に被害の防止を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉施設の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(4) 警戒・避難体制の整備

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、以下に記載する土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）で該当市町村に提供するとともに、砂防課ホームページでも提供する。

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策を行うとともに、周辺住民等への周知徹底を図り、危険箇所には巡視警戒要員の配置等を検討する。

ア 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

ウ 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

エ 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(7) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(イ) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、島根県土木部砂防課と松江地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

オ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

カ 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を活用し、判断を行う。

■土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

土砂災害警戒情報の補足情報である土砂災害危険度情報は、それぞれの市町を約1km四方の格子毎に土砂災害の危険性を下記のように区分して発表される。

色	凡例表示	色が持つ意味	とるべき行動	相当する警戒レベル
	警戒	大雨警報(土砂災害)の基準値超過	災害が想定されている区域では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて、高齢者等は自ら避難の判断をする	3相当
	3時間以内に基準値超過	実況又は予測値が土砂災害発生の基準値に到達	災害が想定されている区域では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても、危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。	4相当
	2時間以内に基準値超過			
	1時間以内に基準値超過			
	既に基準値超過			

キ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域の円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載し

た印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(5) 住宅移転の促進

ア 町は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

イ 町は関係機関と連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

町は、県の指定を受けた土砂災害警戒区域において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を進める。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

(イ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ウ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に

おける当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
イ ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(ウ) 身体等に著しい危害が生じるおそれ大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

(エ) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(3) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法28、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難指示等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

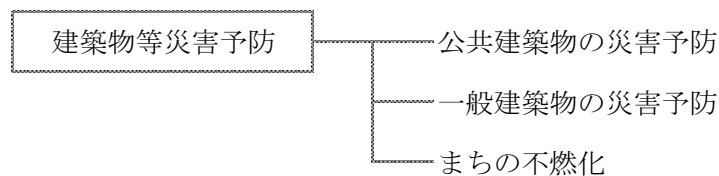
第3節 建築物等災害予防

災害に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の安全性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施などにより、その適切な維持監理に努めるものとする。

さらに、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

施策体系図



1 公共建築物の災害予防

町内の公共建築物は、災害対策本部の設置場所となる役場庁舎をはじめ、避難場所、救護所、物資集積場所等、そのほとんどが災害対策上の拠点施設となる。このため、定期的に点検をし、町財政の範囲内において計画的に改修を行うなど、施設の安全性の確保に努める。

2 一般建築物の災害予防

町は、一般建築物の安全化、不燃化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、パンフレットの配布等により不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 老朽化した既存建築物に対する改修指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である場合には、建築物の補修及び窓ガラス、外装材等の落下物予防措置等について指導に努める。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全性を推進するため、建物の不燃化等

を進める。

イ 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

ウ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

3 まちの不燃化

(1) 「防災まちづくり計画」策定の推進

町が主体となつて行う防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の町レベルの対策及び住民が中心となつて行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等について、基本的な方針、具体的計画、進め方を定めた「防災まちづくり計画」の策定を推進する。

(2) まちの防災構造化の推進

町は、地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策を積極的に推進していく。

(3) 公園等の整備

ア 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

イ オープンスペースの整備・確保

農村公園（笹畑・笹遊里）は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難地として防災上重要な役割を持っている。町は、それらの整備を推進する。また、必要に応じ、農業集落排水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

ウ 共同溝等の整備

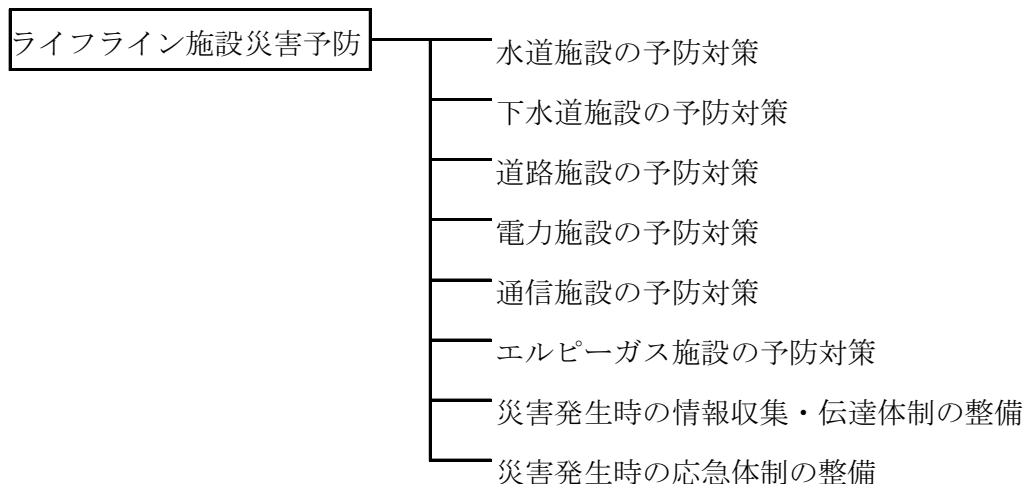
国、県及び町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

第4節 ライフライン施設災害予防

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ると、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたし、避難生活環境の悪化をもたらす等影響は極めて大きい。このため、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進する。

また、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

施策体系図



1 水道施設の予防対策

- (1) 未整備地区の拡張工事や簡易給水施設の設置により、普及率100%を目指す。
- (2) 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。
- (3) 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 生活排水処理計画に基づき、対象区域の浄化槽整備を計画的に推進する。
- (2) 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (3) 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの

確保に努める。

3 道路施設の予防対策

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(1) 道路ネットワークの整備

町内の各地域を結ぶ道路網として、川本～美郷間の主要地方道川本波多線改良工事の早期完成や、川本～大田間の一般県道川本大家線道路改良及び川本～美郷間を結ぶ道路の整備促進を県に要望し、町内の道路ネットワークの構築を目指す。

(2) 30分都市連携軸の充実

町の各地域の中心部と近隣の大田市等を約30分で結ぶ道路の改良整備によって、30分都市連携軸の充実を図り、これらの都市との連携を強化し、医療等の機能補完を図る。

(3) 集落における生活道路の充実

- ア 町道のうち、未改良・未舗装の部分については、集落間を結ぶ道路等、整備の必要性・緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。
- イ 災害により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。

4 電力施設の予防対策

町は、必要に応じて中国電力ネットワーク㈱が行う予防対策に協力する。

5 通信施設の予防対策

町は、まげなねっとかわもとをはじめとして必要に応じて西日本電信電話㈱や携帯電話事業者が行う予防対策に協力する。

6 エルピーガス施設の予防対策

町は、エルピーガス販売事業者の行う予防対策に協力する。

7 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(1) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部消防総務課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時

及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

8 災害発生時の応急体制の整備

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

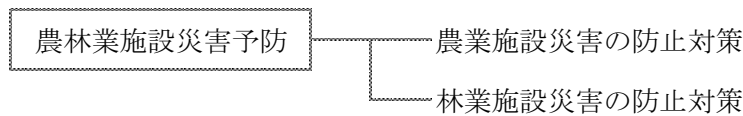
イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5節 農林業施設災害予防

災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図る。

施策体系図



1 農業施設災害の防止対策

(1) ため池整備事業

ア 現況

町内には 144 箇所(貯水量 126,850m³、流域面積 3.7691km²)の農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、決壊した場合、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 保守管理

農業用のため池については、保全対策に基づいて整備計画を策定する。

また、ため池一覧表及び連絡・点検体制表等を整備し、ため池管理簿により日常点検を行うよう努める。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

(2) 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業を検討する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。

2 林業施設災害の防止対策

(1) 山地治山事業

山腹崩壊地、侵食や異常な土砂堆積が見られる溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る復旧治山事業を行う。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて予防治山事業を行う。

(2) 森林整備

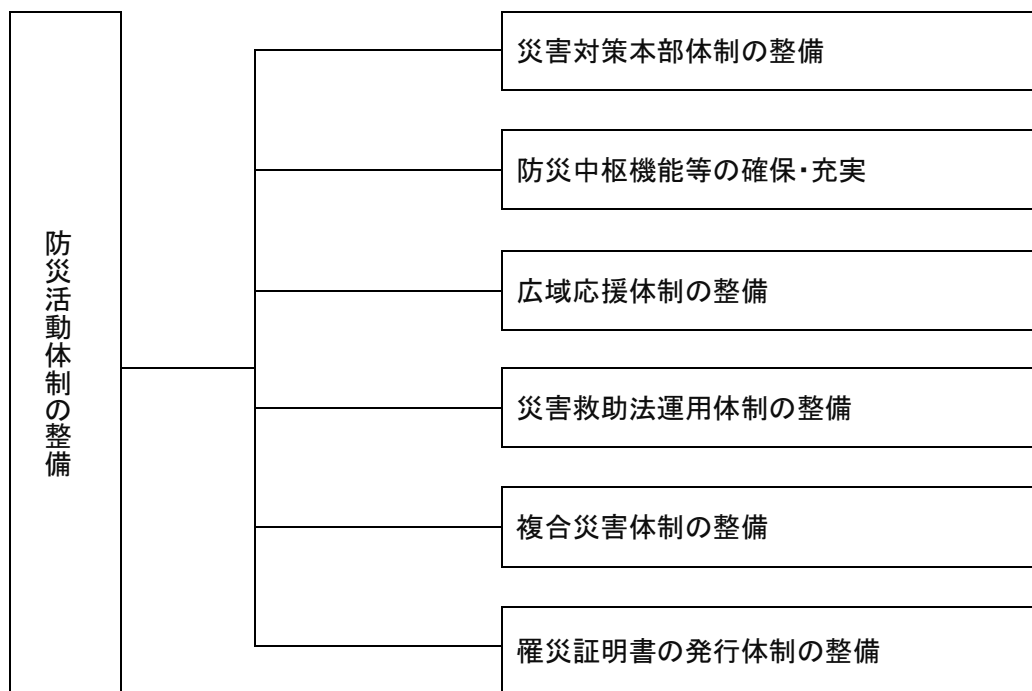
森林は、豪雨災害等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧、防災林の設置、治水のための植林及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。

第6節 防災体制の整備

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町の防災組織及び防災体制・業務継続体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領等を整備しておくとともに、広域応援体制の整備及び災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、応急対策全般への対応力を高め、発災後の復興・復旧を円滑に進めるため、人材の育成を図るとともに退職者の活用や民会の人材の任期付き雇用などの人材確保策を整え、緊急時には外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地等の有効活用を図るものとする。

施策体系図



1 災害対策本部体制の整備

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

(1) 初動（警戒）体制の整備

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

ア 動員計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

イ 非常参集体制の整備

(7) 町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図る。

(4) 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(7) 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

ウ 活動マニュアル等の整備

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、地域防災計画に基づき各所属が災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成しておく。

そのほか、必要に応じ活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

エ 当直員等による体制の確保

町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等の配備を行う。

(2) 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努めるものとする。

(3) 災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

ア 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

ウ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

オ 応急対策用地図

(4) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕

組みの構築に努めるものとする。

(5) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水等の災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等非常用通信手段の確保を図る。また、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

町の災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

3 広域応援体制の整備

町は、平常時から相互応援協定の締結による応援体制の整備を推進する。

また、県・自衛隊への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県・自衛隊と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。自衛隊に対しては、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(1) 応援計画及び受援計画の整備

町防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

ア 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。

イ 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。県、町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、県及び町等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

ア 警察

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一部部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。

イ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

ウ 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

エ 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、遺体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

オ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

カ 運送事業者である公共機関

- (ア) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、町から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。
- (イ) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

4 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日ごろから運用体制を整備しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

町は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会に参加する。

もしくは町の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルを作成するものとする。

5 複合災害対策

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- (2) 災害にあたる要員、資機材等について後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害後との対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 複合災害が発生した場合において対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

する。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

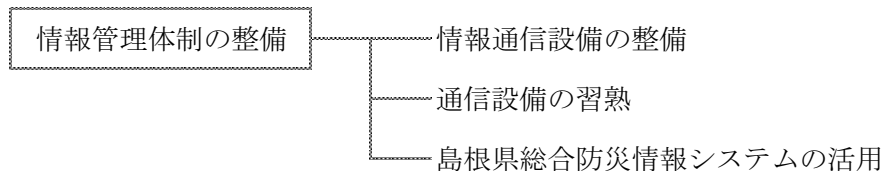
6 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (3) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第７節 情報管理体制の整備

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

施策体系図



１ 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の整備に努める。

(2) 応急用資機材の整備

町、県及び防災関係機関は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(3) 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線、ＩＰ告知放送等の通信手段を整備するなどにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 各種データの整備保全

町は被災時での業務継続のため、あらかじめ各種データの（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）整備保全を行う。

２ 通信設備の習熟（総務財政課）

(1) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

(2) 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

3 島根県総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、各種気象・地象等の情報や災害情報を収集し、県及び関係機関への確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関に Web 画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や揭示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより町民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営する Lアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて町民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

4 総合防災情報システムの運用体制の充実

総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの操作研修や情報伝達訓練を通じて、関係機関の操作の習熟を図り、災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

総合防災情報システムは、基幹部分を耐災害性に優れたデータセンターに設置するとともに、通常事務に用いるネットワークからの利用のほか、別途通信回線と専用端末を設け、耐災害性を確保するなどしているが、障害発生時に備えて、防災行政無線 F A X など代替手段による運用についても習熟を図っておく。

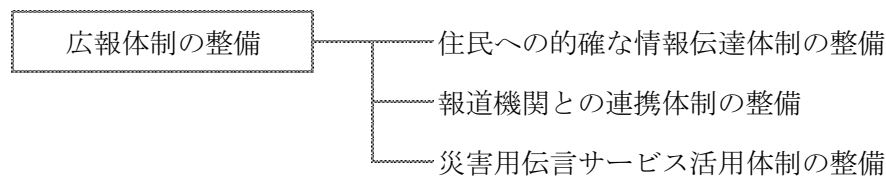
第8節 広報体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

町は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、IP告知放送、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

施策体系図



1 住民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 本町では、被災者への情報伝達手段として、防災行政無線、IP告知放送、広報車、ホームページ、広報紙等を活用することとしているが、このほか多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え、衛星携帯電話の整備や民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

- (2) 町は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電等も含め、的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

- (3) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

- (4) 県及び町は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。

- (5) 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより

必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

- (6) 防災関連サイトにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、指定避難所等の端末、自治体のエリアメール、防災拠点施設へのWi-Fiの整備を進め、被災者に必要な情報を即報できる体制を構築する。
- (7) 県及び町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (8) 県及び町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 報道機関との連携体制の整備

町は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時において西日本電信電話株式会社、携帯電話各社と連携して、広報誌・紙、県のホームページの活用など、様々な広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、災害時特設公衆電話の設置など町は関係機関と協議するなど検討しておく。

○災害用伝言サービス

通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うことを目的に、固定電話・携帯電話・インターネットによって提供されるシステム。

現在以下の4つが整備されている。

・災害用伝言ダイヤル

災害発生後、家庭電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う。

・災害用伝言板

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

・災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行える。

・災害用音声お届けサービス

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、同じ通信事業者の対応端末に音声メッセージを送信できる。

第9節 避難体制の整備

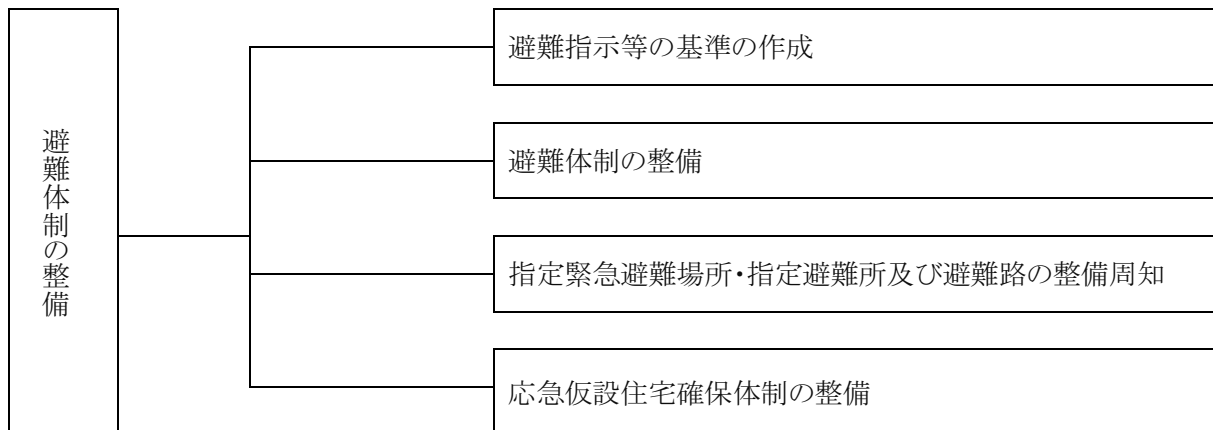
風水害等の災害時には、河川増水、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。町はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を行い、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から体制を整備しておく必要がある。

また、町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、県、町及び防災関係機関は、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。

施策体系図



1 避難指示等の基準の策定

(1) 避難指示等の類型

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難指示等住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等の一覧及び警戒レベル

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民に求める状況
警戒レベル５	緊急安全確保	堤防の越水、決壊や土砂災害等の災害が既に発生又は切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル４	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル３	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル２	注意報	気象庁が大雨注意報等を発表	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル１	早期注意情報	気象庁が早期注意情報を発表	気象情報等の最新情報に注意し、災害への心構えをする。

(2) 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成

町は、避難指示等に関するガイドラインに基づき、下記の点について検討し、適切な避難指示等を行うため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

ア 避難の概念

(7) 町の責務

- a 住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報として避難指示等を発令
- b 避難指示等の判断に際し、専門的知見を有する指定行政機関などからの助言を重要な判断材料とする。

(4) 避難行動

- a 指定避難所への移動
- b (自宅などから移動しての) 安全な場所への移動 (公園や親戚や友人の家など)
- c 近隣の高い建物などへの移動
- d 建物内の安全な場所での待避

イ 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

(7) 水害

- a 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
- b 対象とする河川の特性を把握

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- b 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

ウ 避難すべき区域

- (7) 避難が必要な区域を特定
- (イ) 当該区域での災害の様相や、避難指示の判断に係る特性を把握

エ 避難指示等の発令の判断基準・考え方

- (7) 高齢者等避難、避難指示の意味合いと、住民に求める行動を確認
- (イ) 住民が指定避難所等へ避難するために必要な時間を把握
- (7) 避難すべき区域毎に、高齢者等避難、避難指示の発令基準（考え方）を策定

オ 避難指示等の伝達方法

- (7) 伝達文の内容の設定
- (イ) 伝達手段及び伝達先の設定

カ 参考とすべき情報

- (7) 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- (イ) 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
- (7) 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
- (イ) 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- (7) 避難指示等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、**水位到達情報（避難判断水位、氾濫危険水位、洪水特別警戒水位）**、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等）
- (7) 情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

(3) 防災マップの作成

町は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

防災マップの作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

2 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等の代表者・嘱託員等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを早期に作成しマニュアルに基づいた整備に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難地への経路及び誘導方法

オ 指定避難所（被災者入所施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(7) 指定避難所入所中の秩序保持

(イ) 指定避難所生活者に対する災害情報の伝達

(ウ) 指定避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難生活者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要援護者への配慮、ペットについての配慮その他避難場所における生活環境の確保

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(7) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平常時における広報

a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

b 住民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

a 広報車による周知

b 避難誘導員による現地広報

c 住民組織を通じての広報

ケ 避難行動要支援者の避難支援に関する事項

- (ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法
- (イ) 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (ウ) 避難行動要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設、不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。特に浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練を行う。

町は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

スーパー等、不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の避難計画

町は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。

学校等においては、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休業を児童及び生徒（以下「児童等」という。）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置等について、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

また、多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難場所、避難経路、誘導方法等を防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- (ア) 家庭訪問、児童カード等を利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通

学路の変更等の指示ができるようにしておく。

- (f) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- (g) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- (h) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所の連絡・連携体制の構築に努める。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第2章第8節「避難誘導」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難指示の実施要領の明確化

町長による避難指示が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ本計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、指定避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導ができるようにしておく。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所（地震の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所）を避けるようにする。

ウ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送等の方法を講じておく。

エ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具

体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害、地震等の災害が発生した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとしてあらゆる機会を通じてその指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛けるものとする。

町は、次の事項について、各種広報活動や、コミュニティ活動への指導・協力等を通じて、住民への周知を図る。

ア 自宅周辺の状況を把握しておく。特に付近の災害危険箇所については、その種類や特性等について把握する。

イ 自宅から最も近い避難場所を確認しておく。町が指定する避難場所まで相当距離がある者は、隣近所の協力関係のもとに、近くの民家等を一時的な緊急避難場所としておく。

ウ 自治会等の代表者・嘱託員等を中心とした自治会内の情報伝達体制を整備する。

エ 隣近所の協力体制のもとに、独り暮らしの高齢者等避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難誘導體制について検討しておく。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、告知放送、電話等の利用により伝達する。

カ ケーブルテレビを利用して伝達する。

キ 登録制メールにより伝達する。

ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

ケ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。

コ Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

町長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

町は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めておく。

4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(1) 指定緊急避難場所等の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

(ウ) 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(エ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

(オ) 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

町は災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話、無線LAN等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に

必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

なお、町は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 町は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(ウ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者の特性にあわせた指定避難所の指定・整備

町は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に配慮する。

(4) 指定緊急避難場所区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 指定緊急避難場所区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 指定緊急避難場所区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、指定緊急避難場所の収容力に余裕をもたせておく。

(5) 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

ア 避難路の選定と確保

町は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(ア) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(イ) 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

(ロ) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(ハ) 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(ニ) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有するもの。

イ 大規模な火事における指定緊急避難場所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により大規模な火事における指定緊急避難場所及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

(ア) 大規模な火事における指定緊急避難場所にある道路は、終日全域駐車禁止とする。

(イ) 大規模な火事における指定緊急避難場所周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。

(ロ) 上記以外の道路については、避難地から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

(6) 指定緊急避難場所等の住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

ア 広報紙等

イ 案内板等の設置

(7) 誘導標識

(i) 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

(ii) 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

ウ 防災訓練

エ 防災啓発パンフレットの作成、配布

(7) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難場所等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

5 応急仮設住宅の確保体制の整備

町及び県は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

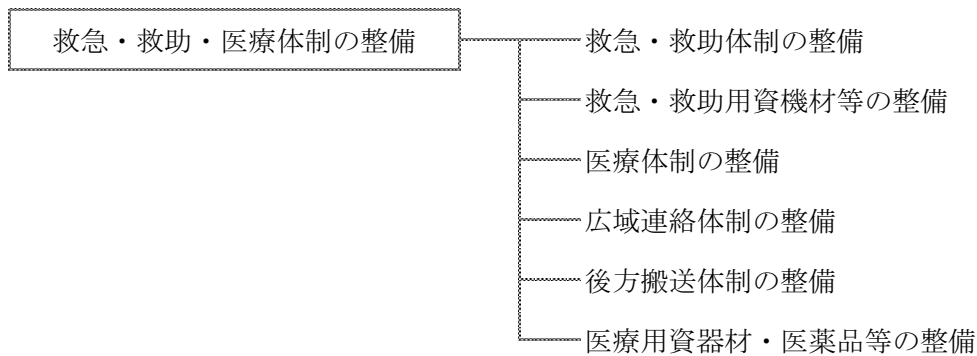
第10節 救急・救助・医療体制の整備

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、必要な体制の整備に努める。

また、平成23年度に整備した広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行うものとし、具体的な手続き等は島根県災害時医療救護実施要綱によるものとする。

施策体系図



1 救急・救助体制の整備

(1) 関係機関等による救急・救助体制の整備

ア 町は、消防団、医療機関、警察、江津邑智消防組合、近隣市町、県等の機関による救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 災害時で予想される被害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に関係機関と当該地域における救出方法や近隣市町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関との相互連絡体制等について、十分検討しておく。

ウ 救急・救助活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実させる。

エ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

オ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助活動への対応とともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業者等と連携を図る。

カ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称DMAT。次節を参照）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。消防団が主体となり、自主防災組織、住民に対して、救急・救助活動を効果的に実施するため、防災訓練や研修会等の教育指導を推進し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得を推進するとともに、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

また、消防団については、日頃から地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努めるよう啓発する。

2 救急・救助用資機材等の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、車両や救急資機材等、救急用装備・資機材等の整備を図る。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出・救助事象に対応するため、消防団、自主防災組織等は、必要な救助用装備・資機材等の整備を図る。

ア 消防団

・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

イ 自主防災組織

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

・防災資機材倉庫等

3 医療体制の整備

風水害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けることによる機能の停止、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成等、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進する。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

(1) 総合的な地域医療ネットワークの充実

ア 救急、高度医療への対応強化

町は、江津邑智消防組合に対し、救急救命士や高規格救急自動車の配置等による搬送体制の充実を要望するとともに、道路整備の促進によって、近隣都市の医療機関等との連携による救急医療や高度医療への対応の強化を図る。

イ 地域医療サービスの充実

町は、地域における医師会・県央保健所・福祉施設等の連携や連絡調整機能の充実を図り、災害時の医療機能の確保に努めるとともに、次の対策を推進する。

(7) 邑智病院、大田市立病院等近隣医療機関の施設充実に係る関係機関への要望

(特に、災害拠点病院である大田市立病院における、非常時の電源確保のための自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保等)

(4) 町内各診療所の施設・設備の充実による地域医療の拠点整備

(7) 医療機関への交通利便性の確保

(2) 緊急医療体制の整備

ア 医療救護班の編成

医療・助産の実施は、医療機関の協力をもって編成し、医療に当たるものとする。

また、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、地元医師会、日本赤十字社島根県支部及び各地域の医療機関との協力・連携体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 救護所の設置、運営計画

救護所は避難所を中心に設置するよう、あらかじめ当該管理者と協議し、設置場所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。運営に関しては、県及び関係医療機関等との協力を図る。また、傷病者が多数発生した場合を想定し、現地救護所の設置についても考慮しておく。

ウ 医療機関及び助産機関

医療機関及び助産機関については、**資料編**を参照

エ 情報連絡体制の充実

町は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等を収集するため、県、医療機関、江津邑智消防組合、県央保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について検討し、整備を図る。

オ 救急方法、家庭看護知識等の普及・啓発

県及び医療機関と連携して、住民のとるべき予防策として救急方法、家庭看護知識の普及に努める。

- (7) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (4) 町、県、日本赤十字社島根県支部及び医療機関が実施する講習会等において、応急手当等の技術の習得に努める。
- (7) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。
- (5) 災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発し、血液の確保体制を確立する。

(3) 後方医療体制の整備

ア 町、県及び関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、町、県及び関係機関はそれぞれの役割分担を明確に定める。

イ トリアージの訓練・習熟

救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するため傷病者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

○トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

ウ 透析患者及び住宅難病患者等への対応

(7) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者や控減症候群に伴う急性腎不全患者に対しても、人工透析等の適切な医療を行う必要があるため、近隣市町等への患者の搬送や県や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

(4) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から県央保健所等を通じて、患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣市町、ボランティア等との連携、関係機関との合同訓練を通じて、災害時における在宅難病患者の円滑な搬送及び救護の体制を確立する。

エ 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、各地区及び住民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報や研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

ク 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、備蓄対策、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておくものとする。

コ 医療チーム受入体制の整備

災害時における被災地の情報収集や医療チーム等の配置調整等を迅速に対応できるよう、災害医療関係機関による「地域災害保健医療対策会議」を開催しながら、関係機関の連携強化を図る。

4 医療用資器材・医薬品等の整備

(1) 医療用資器材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資器材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資器材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(ア) 医薬品等の補給

医薬品等の補給については、健康福祉班が対応するものとし、健康福祉課は、医薬品等の補給体制の編成計画を策定しておく。

(2) 医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、防災センターにおいて、必要最小限の医療用資器材・医薬品等の備蓄を推進する。

医療用資器材・医薬品等の調達先は、資料編を参照のこと。

緊急輸送については、第1章第12節「輸送体制の整備」を参照のこと。

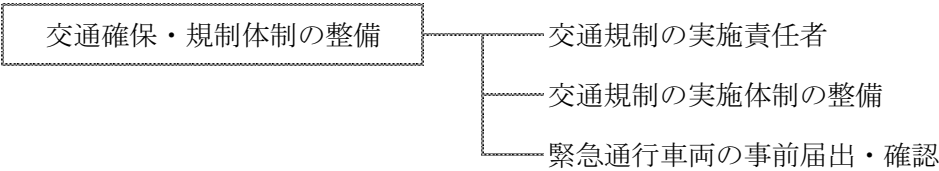
第11節 交通確保・規制体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急交通路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

道路管理者は道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、次のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道・農道・林道) 西日本高速道路㈱ (西日本高速道路㈱が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

2 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、次の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

3 緊急通行車両等の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 町は、県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 町は、届出済証の交付を受けた車両については、災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合、県、県警察本部、警察署において、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 事前の届出の対象となる車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第 32 条の 2 第 2 号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関（「以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は、災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画である車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他の災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項

(4) 事前の届出の申請

緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「緊急通行車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書面（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両確認証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

4 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象となる車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- ウ 患者輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用自動車又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行車両に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後に当該車両に対して**規制除外車両確認証明書**が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

5 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両事前に該当するか否かの審査を行い、該当するものについては、「緊急通行車両事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、**発災後に緊急交通路の指定が行われた場合において**、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、**事前届出を行っていない車両を優先して**、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

(3) 手続き

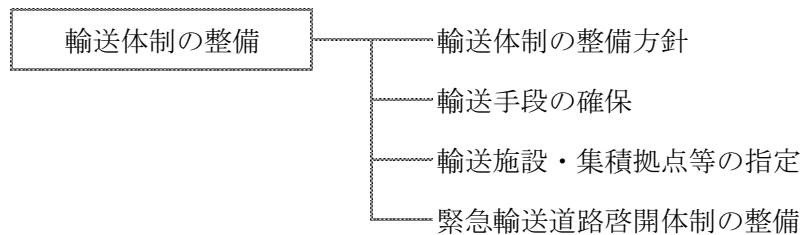
県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

第12節 輸送体制の整備

町は、他の道路管理者と連携し、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、場外離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

施策体系図



1 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町をはじめ、県、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日ごろから関係機関相互の連携の強化に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

ア 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

ウ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。

また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

エ 物資の調達・輸送に必要なとなる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の

輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

オ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

2 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化（総務財政課・地域整備課）

災害時の輸送手段として、次の方法について確保しておく。

(1) 自動車による輸送

- ア 町有車両等
- イ 公共団体等の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- エ その他の民間の車両等
- オ 石油燃料の輸送車両等

(2) ヘリコプターによる輸送

県防災ヘリコプターの出動要請方法等について、職員に周知を図る。

3 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

町は、関係機関と連携して、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点について、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア 緊急輸送路の指定

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町域内の緊急輸送を確保する。

イ 場外離着陸場の指定

町の場外離着陸場を指定し、そのために必要な整備に努める。

(2) 物資集積拠点の指定

救援物資等の備蓄・集積拠点

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町内の集積拠点を確保する。

4 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること。）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

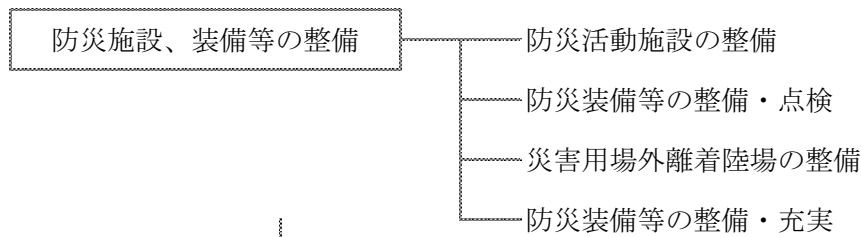
道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第13節 防災施設、装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、あわせて町内に災害用場外離着陸場を整備する。

施策体系図



1 防災活動施設の整備

発災時において、防災対策を円滑に活動させるために、防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図る。

- (1) 既存の施設・設備にあっては、安全点検、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- (2) 町役場庁舎には、停電時の対応が可能なように、自家発電設備の整備を推進する。
- (3) 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

2 防災装備等の整備・点検

応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町及び江津邑智消防組合が災害時の地域における防災拠点施設の整備に当たって、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

- (1) 保有防災装備等の点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

- (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録し、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

3 災害用場外離着陸場の整備

陸路からの緊急輸送が困難な場合は、県の防災ヘリコプター及び県警察のヘリコプター等による空輸を依頼するため、ヘリコプターが離着陸できる災害用場外離着陸場の選定、整備に努める。

また、迅速に航空輸送が行えるように、道路・緊急交通路にもアクセスできる場外離着陸場を整備する。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努めるものとする。

(1) 臨時離発着場の選定

本町における災害対策用ヘリコプター臨時離発着場については、**資料編**を参照。

ア 場外離着陸場の標示

- (7) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を描き、中にHの字を標示する。
- (4) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

イ 危険防止上の留意事項

- (7) ヘリコプターの離着陸は風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (4) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (7) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (5) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

ウ 指定地周辺の環境整備

場外離着陸場と避難場所や救援物資の集結場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

(2) 県消防総務課への届け出

新たに場外離着陸場を選定した場合、本計画に定めるとともに、県消防総務課へ次の事項を届け出る（略図添付）。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア 場外離着陸場番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

(3) 場外離着陸場の管理

選定した場外離着陸場の管理について、平素から当該場外離着陸場の管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

4 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。

保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。町の防災拠点施設を指定する。

(1) 各種防災装備等の整備

ア 特殊車両

イ その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

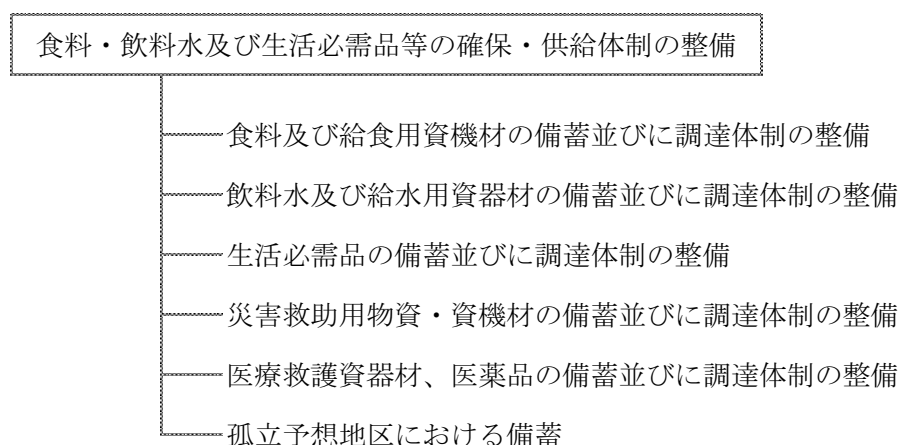
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

災害時には、食料、飲料水、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素より必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達、輸送が可能な体制を確保する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

あわせて、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努めるものとする。

施策体系図



1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 対象者、品目等

(ア) 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、包装米飯、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）、飲料水（ペットボトル）等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

(ウ) 実施責任者及び実施内容

食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事に要請する。

イ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料の備蓄並びに調達計画として策定するものとする。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄（備蓄目標数量）

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等*1 及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、町で1日、町民が1日の備蓄を行うことを目標とする。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

※ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものをいう

(注) *1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄・調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町、県の協力を得て食料の調達を行う。また販売業者などとの調達協定の締結等に努め、その協力を得て食料等の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備（地域整備課・町民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(4) 被災者及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

イ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、災害時における調達先、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画を作成する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

県、町及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

また、迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資機材（ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

(3) 応援体制の整備

激甚災害等のため町のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合に備え、近隣市町又は県、関係機関に応援要請できる体制を整備しておく。

3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・町民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(4) 品目

- ・ 寝具 ・ 衣服 ・ 肌着 ・ 身回り品
- ・ 炊事用具 ・ 食器
- ・ 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ・ 燃料、光熱材料
- ・ 簡易トイレ、仮設トイレ ・ 小型エンジン発電機
- ・ 情報機器 ・ 要配慮者向け用品 ・ 紙おむつ ・ マスク ・ 作業着
- ・ 女性用衛生用品 ・ カセットコンロ、カートリッジ
- ・ 土のう袋 ・ ブルーシート

イ 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、燃料等生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画を策定しておく。なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県及び町は、被害想定に基づく短期的避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に、燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて町が決める。

(3) 燃料等生活必需品等の調達体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を作成し、生産者、販売業者及び輸送業者と十分

協議し、備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努めるものとする。

4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・地域整備課）

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。大規模な災害発生のおそれがある場合には、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害時に県及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に指定避難所及び広域避難において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

(4) 品目

- ・ ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- ・ バール、ジャッキ、のこぎり
- ・ 発電機、投光器
- ・ ハンドマイク
- ・ 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ・ テント、防水シート
- ・ 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- ・ 仮設トイレ（簡易トイレ）
- ・ 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・ 間仕切り、女性用更衣テント等の指定避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(7) 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資の拋出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努める。

5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備（健康福祉課）

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目等

(7) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(イ) 品目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者数）数及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

ア 発災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送体制について協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

6 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

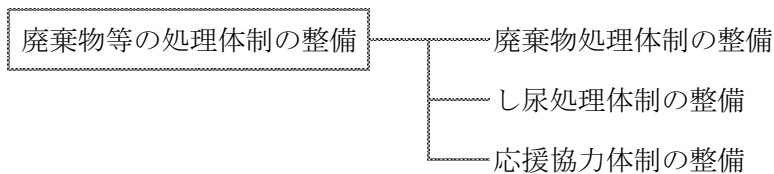
第15節 廃棄物等の処理体制の整備

風水害時には、建物の浸水、焼失等により、廃木材やコンクリート殻類等大量の災害廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を来し、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

施策体系図



1 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の選定を行う。選定の基準は次のとおりとする。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入・搬出に便利なこと。
- エ 分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備（町民生活課）

(1) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等との関係を密にし、迅速な収集処理及びそのために必要となる資機材、人員の確保等ができるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

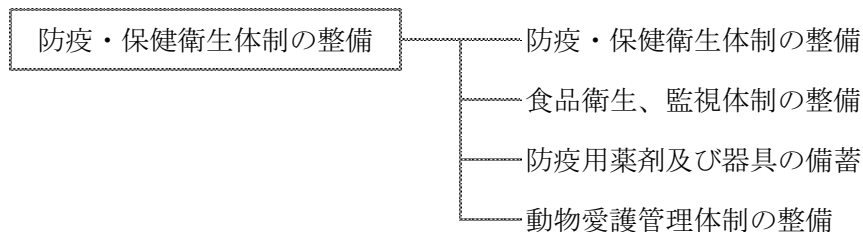
3 応援協力体制の整備（町民生活課）

町は、災害廃棄物の処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、協力体制を整備しておく必要がある。

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

施策体系図



1 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生活動」に示す活動方法・内容について習熟する。

(3) 精神保健活動体制の整備

町は、災害時の心のケアの専門職からなる精神活動班編成の整備に努めるものとする。

2 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、県の体制だけでは十分な対応ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者・団体との連携の強化に努める。

3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4 動物愛護管理体制の整備

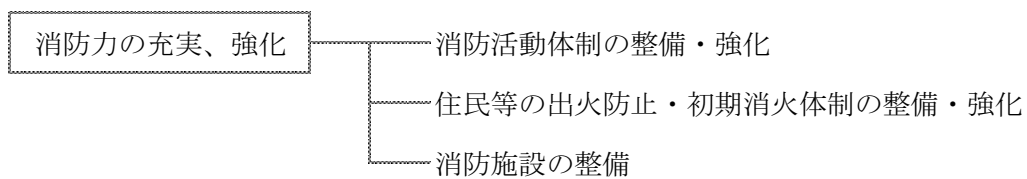
災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第17節 消防力の充実、強化

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、住民による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

施策体系図



１ 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（江津邑智消防組合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（町消防団）により構成されている。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員に対して、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、就業構造の変化、生活圈域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(7) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要な訓練計画を策定し、実施する。

(4) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(ウ) 女性消防団員活動の推進

女性消防団員を確保するとともに、女性消防団員が活動する場を創出し、積極的な活動を推進する。

２ 住民等の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、住宅用火災警報器の設置や消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

(3) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

３ 消防施設の整備（総務財政課）

今後も国の示す消防水利の基準に適合するよう、国庫補助及び消防施設整備県単補助等の活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備及び装備の促進を図る。

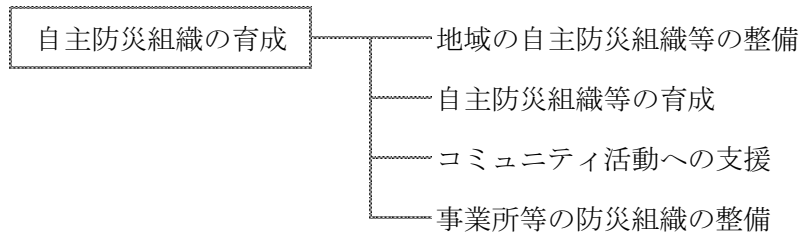
第18節 自主防災組織の育成

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

施策体系図



1 地域の自主防災組織等の整備

(1) 基本方針

災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

(2) 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

ア 自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。

イ 自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げるにより、自主防災体制の整備を推進する。

ウ 自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織等の育成

- ア 町は、住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、消防本部、関係団体と協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図る。
- イ 町及び消防本部は、研修の実施等による防災リーダーの養成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ウ 町及び消防本部による防災訓練等実態に即した地道な指導の積み重ねにより、自主防災組織の育成を図る。

(4) 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

2 自主防災組織等の育成

本町では、集落単位での自主防災活動を推進している。今後は、その組織体制の整備と自主防災組織等に求められる役割の明確化を図ることが必要である。

自主防災組織等の活動は、主に次の内容である。

(1) 平常時の活動

ア コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 集落における自主防災リーダーの育成

防災に関する各種の取り組み事例の情報提供や防災研修会・人材交流等を推進し、自治会単位における自主防災リーダー（防災士）の育成を図る。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集・伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導

エ 救出・救護

オ 給食・給水

カ 要配慮者の安全確保 等

3 事業所等の防災組織の整備

町は、各事業所が実施する自主防災活動に関しては、それぞれの実情に応じて、次の事項に

について指導する。

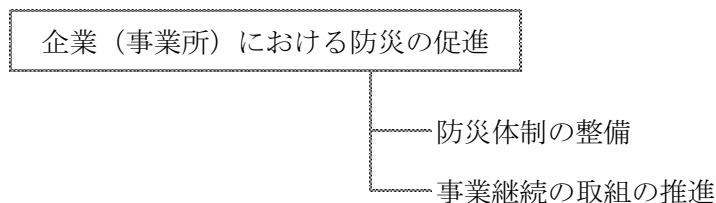
- (1) 町及び防災関係機関の実施する防災事業への協力
- (2) 防災施設及び消防施設の整備
- (3) 避難体制の確立
- (4) 自衛消防隊等の結成
- (5) 防災訓練の実施

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）には、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等を推進する必要がある。

また、あらかじめ商工会、商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

施策体系図



1 防災体制の整備

町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保等の防災体制の整備に努める。

2 事業継続の取組の推進

町は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供等、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業防災力の向上をの促進を図るものとする。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一次避難施設の確保を推進し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、町、商工会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努

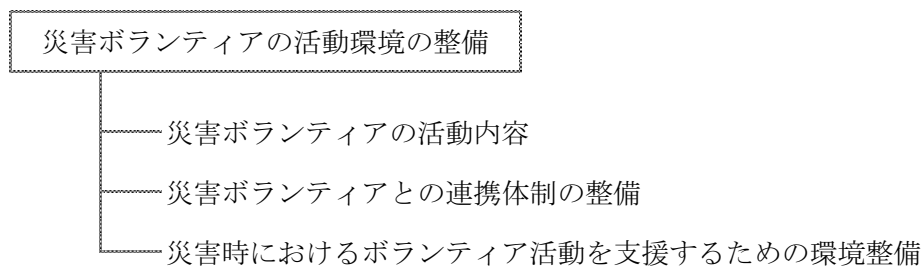
めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

（災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。）県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

施策体系図



1 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

(1) 専門ボランティア

ア 救助・救急

イ 医療

ウ 高齢者、障がい者等の介護

エ 農林、土木・建築物関係の危険度判定（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被

災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）

カ 通訳（外国語、手話）

キ アマチュア無線による通信

ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達

イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援

ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給

エ 軽易な応急・復旧作業

オ 災害ボランティアの受入業務

カ 情報提供

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

町は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの設置に努める。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策について整備を推進するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 災害ボランティアの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識や技術について、講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

(3) ボランティア精神の育成

町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育を通じて積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(4) 災害ボランティア受入れマニュアルの整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入れマニュアルの整備に努める。

マニュアルは川本町社会福祉協議会において定められた「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」と連動を図る。

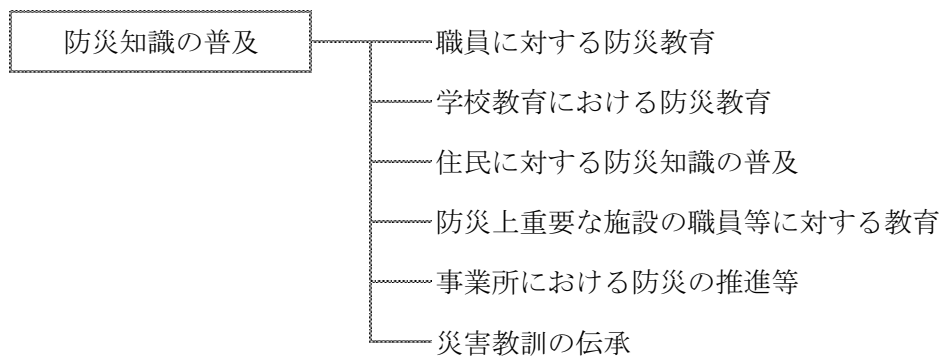
第21節 防災知識の普及

災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

施策体系図



1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、職員に対して、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。その内容においては、職員自身の安全確保についても配慮したものとする。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害時の行動マニュアルの作成・配布

(2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 総合防災情報システムの操作方法等

- オ 防災対策の現状と課題
- カ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- キ 職員のとるべき行動
- ク その他災害対策に必要な事項

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

2 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ・災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ・災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(1) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間・総合的な探求の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

(2) 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施

に努めるとともに、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいらなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく

3 住民に対する防災知識の普及

防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、教育機関や民間団体との密接な連携の下、住民に対してあらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

この場合、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、有識者による防災関連の講座や研修会、実地研修の開催等により、防災上必要な知識の普及に努めるとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 広報媒体等による普及

(7) 広報紙、ホームページ等による普及

(4) 防災パンフレット、防災マップ、防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及

- (ウ) 防災訓練による普及
- (エ) 防災器具、災害写真等の展示による普及
- (2) 普及の内容
 - ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
 - イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
 - ウ 風水害に対する平素の心得
 - (ア) 浸水及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握（地震災害及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握）
 - (イ) 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
 - (ウ) 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
 - (エ) 火災の予防
 - (オ) 応急救護等の習得
 - (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
 - (キ) 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（３日分程度）
 - (ク) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
 - (ケ) 自主防災組織の結成
 - (コ) 要配慮者への配慮
 - (サ) ボランティア活動への参加
 - (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
 - (ス) 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
 - (セ) ライフライン途絶時の対策
 - (ソ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (タ) 自動車へのこまめな満タン給油
 - エ 災害発生時の心得
 - (ア) 災害発生時にとるべき行動（場所別）
 - (イ) 出火防止と初期消火
 - (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - (エ) 救助活動
 - (オ) 防災行政無線やホームページ、テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - (カ) 避難実施時に必要な措置
 - (キ) 避難場所での行動
 - (ク) 自主防災組織の活動
 - (ケ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
 - (コ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）

- (サ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動、避難場所での行動
- (シ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (ス) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (セ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生の再建に資する行動
- (ソ) その他災害対策に必要な事項

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。防災学習の内容については、職員自身の安全確保にも配慮したものとなるようにする。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

5 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

町は、事業所におけるこうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援等に取り組むものとする。さらに、事業所職員の防災意識の高揚、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一次避難施設の確保を推進し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

6 災害教訓の伝承

(1) 町

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

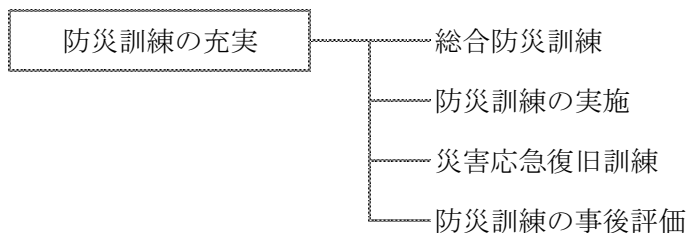
第22節 防災訓練の充実

町は、災害予防の万全を期するため、考えるさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な防災訓練の実施に努める。

応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

施策体系図



1 総合防災訓練

(1) 広域連携

町は、県、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練等災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(2) 単独又は隣接市町村と共同

町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

2 防災訓練の実施（総務財政課）

町は、防災関係機関及び住民の協力を得て、防災訓練を実施する。

(1) シミュレーション（図上）訓練

シミュレーション（図上）訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

ア 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置

イ 復旧資材、救助物資等の緊急輸送

ウ 緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 個別訓練

訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により、実地又は図上において行う。

また、必要に応じ総合防災情報システムを活用して実施するものとする。

ア 非常参集訓練

震災時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、町の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

イ 災害対策本部設置訓練

町は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する

ウ 消防訓練

消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

エ 避難訓練

・学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

オ 情報収集・非常通信訓練

災害時には、有線設備、地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処するため災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。

カ 医療救護訓練

町、県及びDMA T、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(3) その他の訓練

町は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立の可能性等の情報を提供するとともに、D I G (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム) の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練の事後評価（総務財政課）

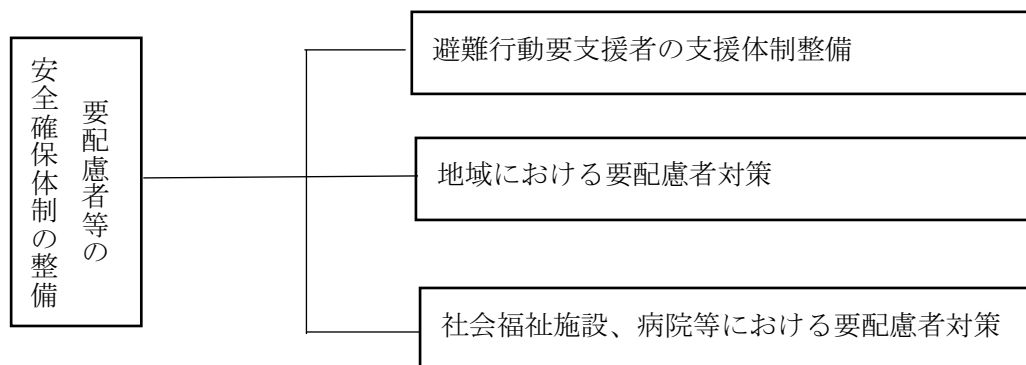
防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、以後の防災体制や防災活動要領等の改善について検討、反映させるものとする。

第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

災害発生時には、児童（乳幼児を含む。）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者（難病患者を含む）、高齢者、妊産婦、外国人、観光客・旅行者等の要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動要支援者は、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら災害から避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

施策体系図



1 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

ア 避難行動用支援者名簿

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

ア 介護保険における要介護・要支援認定者 要介護3以上

イ 移動支援が必要な障がい者

ウ 本人から申し出のあった妊産婦及び乳幼児

エ 難病患者

オ 75歳以上の高齢者（在住外国人を含む）

カ その他上記以外の要移動支援者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

町は避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等の必要とする要件
- キ 上記に上げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難支援者等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

避難者支援等関係者となるものは次に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会
- キ 上記に上げるもののほか、避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するように努めるものとする。

ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

(6) 名簿の更新

町は住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(7) 名簿提供における情報の管理

町は避難行動要支援者名簿の提供に関しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを

説明するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うように指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、団体責任者が避難行動要支援者名簿を取り扱うよう指導するものとする。

キ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

ク 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ケ 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(8) 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族に加え、地域ぐるみの協力のもとで、避難行動要支援者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

2 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成

町は、防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、今後5年間（令和8年度）で個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 個別避難計画作成の優先度及び範囲

ア 手上げ方式

1 避難行動要支援者名簿(2)避難行動要支援者名簿の範囲に記載している対象者であって、災害時の避難支援を希望し、平常時から支援者に個人情報を開示することに同意する者とする。

イ 町で優先度が高いと認めた要支援者

独居世帯や危険度認知が難しい要支援者、避難所までの自力での移動が困難な要支援者は優先的に避難計画を策定する必要があるため、以下のとおり優先度を決定し、優先的に計画策定の支援を行う。

- ①災害危険性（江の川洪水、土砂災害）
- ②世帯の状況（同居・独居）
- ③移動方法（自力で移動できるか、家族の支援で移動できるか）
- ④危険度認知（避難情報等の情報・危険度を適切に収集できるか）

(3) 個別避難計画の作成に必要な個人情報及び入手方法

個別避難計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者名簿に記載されている情報を中心に必要な情報を収集し、その他必要な情報については、福祉専門職や自治会等からの聞

き取りにより情報を収集する。

(4) 個別避難計画の更新及び管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 個別避難計画の提供

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画の作成支援

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 地域における要配慮者対策（総務財政課・健康福祉課）

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ少なくするために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員等高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

(3) 防災基盤の整備

町は、県の協力を得て、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の指定避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送できる環境を整備する。社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

(4) 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性及び防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、町は県と、しまね国際センターが共同で設置する「災害時多言語支援センター」へ協力を求め、多言語による災害情報の発信や、指定避難所等での翻訳・通訳等の支援を行う。

4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

町は、社会福祉施設、病院等の管理者に対して、次の事項を指導する。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所

を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

特に土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練の実施を行う。

(4) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

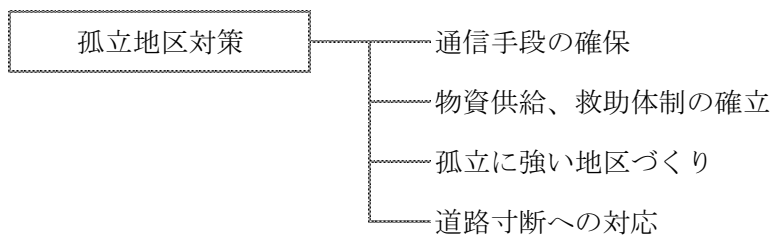
(5) 緊急連絡体制の整備

災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立する。施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第24節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

施策体系図



1 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 災害に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、避難行動要支援者の有無、
備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具等、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備に努めるものとする。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

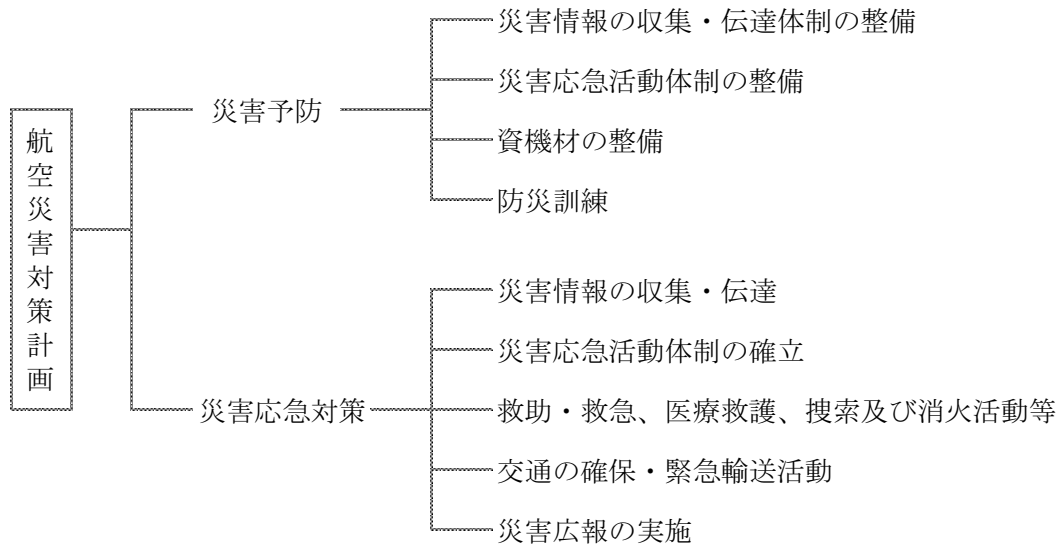
緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第１節 航空災害対策計画

施策体系図



１ 災害予防

本町の上空を飛行中に墜落炎上等の事故が発生することも考えられるため、航空機による災害に対して的確な対応が行えるよう、国・県及び関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

(1) 災害情報の収集・伝達体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

このため、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みを整備するよう努める。

町では、県総合防災情報システム等を活用して災害情報を収集し、関係機関に的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(2) 災害応急活動体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(3) 資機材の整備

航空機事故が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

(4) 防災訓練

航空災害発生時には、県、町、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 災害応急対策

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、町、県、消防本部、医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなるため、町は、県等の防災関係機関と協力し、収集・連絡された情報に基づき、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

(1) 災害情報の収集・伝達

町、県及び防災関係機関は、航空災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもと、各機関で情報収集・伝達体制を確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努め、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要の把握に努める。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

ア 情報管理（通信連絡）体制の確立

(7) 情報管理（通信連絡）体制の確立

航空事故発生時の町の通信連絡系統としては、県総合防災情報システムを基幹的な通信系統とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

(4) 町の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政無線をはじめ、ＮＴＴ一般加入電話、その他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

イ 情報等の収集・伝達

町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、町防災行政無線・県総合防災情報シ

システム等により速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、第２章第１節「初動体制の確立」を参照。

(3) 救助・救急、医療救護、捜索及び消火活動等

活動に当たっては、災害の発生場所（町内での発生か、町周辺での発生か）に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

ア 町及び町周辺で発生した場合の救助・救急、医療救護及び捜索

(7) 救助・救急、医療救護活動

a 救助・救急、医療体制の確立

町及び町周辺で災害が発生した場合の救難活動は、各消防本部が一時的にこれに当たり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。また、医療協定による医療救護活動に当たっては、県（健康福祉部）は、県医師会と協力するほか、必要に応じ中国四国厚生局、日赤島根県支部等に協力要請し、各機関等の医療救護班の派遣を要請する。このとき、医療救護に関する総合的な連絡調整は、県（健康福祉部）が行う。

なお、県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国５県又は中国・四国９県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

その他、救助・救急及び医療救護については、第２章第９節「救急・救助活動」及び第１０節「医療救護活動」を参照

(4) 捜索

墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になる等航空災害発生のおそれがある場合、県警察本部、消防本部がヘリコプター等を活用して捜索活動を実施する。捜索は、人命の危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があると同時に、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、災害の発生を知ると同時に多くの消防隊を集結して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止のため重点的に消火活動を実施する。

イ 消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命の危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処

しなければならず、関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。

したがって、町は、消防活動に当たって、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、関係機関との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

なお、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

ウ 油流出・漏洩、水質汚濁等への対応

航空災害にともなって、機体からの油流出、漏洩により、周辺河川等の水質汚濁が生じた場合は、県（環境生活部）、消防本部、土木建築事務所等と連携し、防除活動を実施する。

(4) 交通の確保・緊急輸送活動

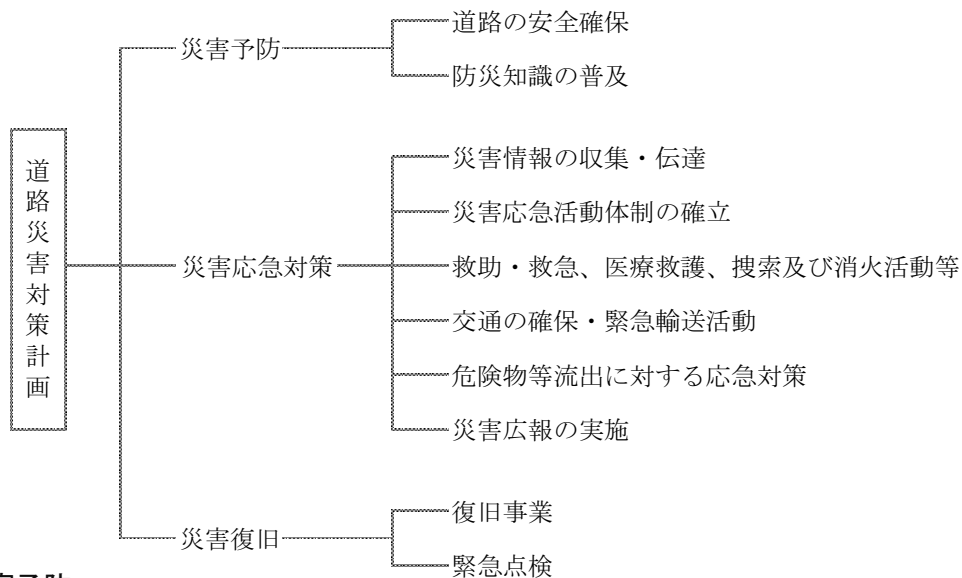
第2章第11節「交通確保対策」、第12節「緊急輸送」を参照

(5) 災害広報の実施

第2章第3節「災害広報」を参照

第2節 道路災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通情報の充実

(7) 気象情報等の活用体制の整備

県総合防災情報システムによりリアルタイムで気象情報等を伝達できる体制が整備されているが、関係職員がそれらを道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

(4) 道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、う回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板等の路側通信機器の整備、県警察本部との連携方法、県総合防災情報システムを活用した情報の収集・提供に努める。

イ 道路施設等の整備

(7) 道路施設等の監視・点検体制の整備

県等と連携を図り、応急復旧体制、道路管理連絡員制度等、より一層の整備を進める。

(4) 災害防除事業の実施

町は県と連携し、管理する道路において各種点検により判明した危険箇所のうち、危険度が高く、緊急性の高い箇所から必要な施設の整備等の対策をより一層進める。

ウ 災害応急・復旧体制の整備

(7) 関係機関の相互連携の確保

災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、消防本部、警察署、日本赤十字社島根県支部、医師会等とも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の確立を図る。

(4) 通信体制の整備

既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

また、平常時において、無線通信設備の点検の実施や県及び各道路管理者等と連携した通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

(7) 情報管理体制の確立

道路交通情報センターや県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等により、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

エ 組織体制の整備

(7) 参集及び動員の体制

町は、大規模な道路災害に備え、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制及び事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。

また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の作成を検討する。

(4) 防災関係機関の相互連携体制の強化

県、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

オ 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

(7) 救助・救急体制

町及び消防本部は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

(4) 医療救護体制

第2章第10節「医療救護活動」を参照

(7) 消火体制

消防本部と平常時より連携を図り、道路災害における消火活動に備えておく。

カ 交通の確保・緊急輸送体制の整備

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。**第1章第12節「輸送体制の整備」を参照。**

キ 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部では、高圧ガス、火薬類等についての事故取扱要領が整備されているが、それ

以外の危険物については適宜対応する体制となっている。町は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

ク 応急復旧活動体制の整備

災害時の道路啓開や応急復旧は、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、建設業協会の協力により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備する。また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料整備を進める。

(2) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

ア 防災知識の普及・啓発

道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

イ 防災訓練

県の行う総合防災訓練と連携し、訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

2 災害応急対策

大規模な事故や災害等の発生により道路構造物の被災等が発生した場合の各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図る。

イ 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について、町は、県、自衛隊、警察署等、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知する。

なお、災害応急活動体制については、**第２章第１節「初動体制の確立」**を参照。

(3) 救助・救急、医療救護及び消火活動

各道路管理者は、町、県、警察署、消防本部等の要請により、救出・救助の初期活動に協力することが求められた場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

ア 救助・救急活動

第２章第９節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護

第２章第１０節「医療救護活動」を参照

ウ 消火活動

(7) 消防本部の体制

町は、町域内の道路災害により消火活動の必要が認められた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(4) 他の消防機関に対する応援要請

第２章第８節「消防活動」を参照

(7) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、**第２章第５節「自衛隊の災害派遣要請」**を参照。

(4) 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救助・救急、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救助・救急、消火活動等のための交通を確保する必要性がある。

ア 交通規制等

第２章第１１節「交通確保対策」を参照

イ 緊急輸送手段の確保

第２章第１２節「緊急輸送」を参照

(5) 危険物等流出に対する応急対策

道路災害により危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合等は、道路管理者は、消防本部のほか警察署等関係機関と密に連絡を取り、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

(6) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第２章第３節「災害広報」**に準じて行う。

3 災害復旧

(1) 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第１次、第２次、第３次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するため、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

(2) 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第３節 危険物等災害対策計画

施策体系図



１ 災害予防

危険物等災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

町、県及び消防本部は、災害による危険物等災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物等施設の管理者に対し自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

また、危険物等施設の管理者は、危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ア 消防法に定める危険物

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底等普及・啓発を図る。また、危険物等施

設の管理者にあつては自主的な保安体制の強化に努める。

イ 高圧ガス施設

町、県及び消防本部は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）に基づき、関係事業者に対する指導の強化や保安意識の啓発等を図る。また、高圧ガス施設管理者にあつては、自主的な保安体制の強化に努める。

ウ 毒劇物取扱施設

町は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。

- (7) 研修会等で防災教育の徹底
- (4) 立入検査時の施設の安全化指導
- (7) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (2) 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備
- (4) 治療方法を記した書類の整備

エ 火薬類施設

火薬類等は火薬類取締法及び武器等製造法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、町、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

町、県、消防本部及び関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みの整備が必要である。そのため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(3) 災害応急活動体制の整備

各危険物施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、町は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

ア 参集及び動員の体制

町は、大規模な危険物等災害に備え、迅速かつ的確な応急対策が実施ができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

イ 応急活動マニュアルの整備

職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携についての応急活動のためのマニュアルの作成を検討する。

(4) 防災資機材の整備

危険物災害に備えて化学消火剤を備蓄し、これを有効に活用する計画をたて、さらに年次計画に基づいて備蓄化を図る。その他にも各種危険物等の性質を考慮し、必要な防災資機材の整備を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発

町は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

2 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする各機関と連携し、各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努める。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、**第２章第１節「初動体制の確立」**を参照

(3) 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合等は、町は防除活動、避難誘導活動等に協力し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

(4) 救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防機関に協力する。

ア 救助・救急活動

第２章第９節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護

第２章第１０節「医療救護活動」を参照

ウ 消火活動

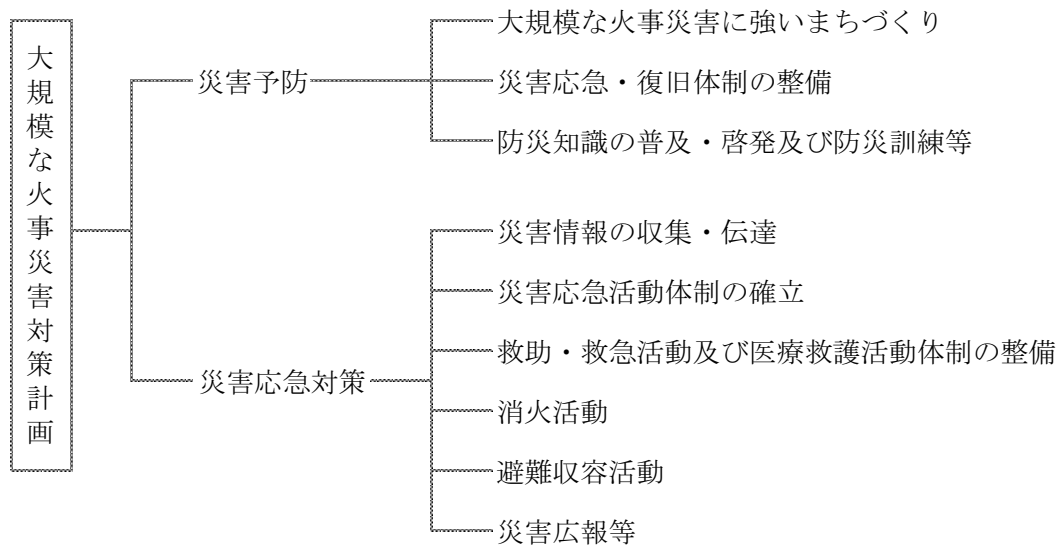
第２章第８節「消防活動」を参照

(5) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第２章第３節「災害広報」**に準じて行う。

第4節 大規模な火事災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

大規模火災による被害を未然に防ぐため、まちの不燃化の推進や災害応急活動体制の整備、防火防災知識の普及・啓発等基本的な対策を推進する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

イ 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災機関施設、地域生活の根幹をなす水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、その影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 情報収集・伝達体制の整備

(7) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておく

ともに、広く警報等を伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、消防信号等の情報伝達手段を整備する。

a 火災警報の発表基準

町長は、知事より通報のあった場合のほか、地域的气象状況により自ら判断し、必要と認めた場合に発表する。

(f) 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

防災関係職員の県総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発生から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、システムの活用体制の整備を進める。

(g) 夜間・休日等における体制の整備

町は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(h) 通信体制の整備

防災行政無線、一般加入電話、無線電話機等、町は現状の通信体制について、より一層の整備に努める。

イ 災害応急体制の整備

町は、火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について、風水害の動員配備体制に準じた体制を整備する。

また、大規模災害に対応できる職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

ウ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第１章第９節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

エ 消火活動体制の整備

(7) 消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員の出動の伝達方法は消防法の定めるところにより、消防団長が適切に措置する。

(f) 消防水利の整備

消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(g) 住民との連携

町は、消防署、消防団、各地区等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防署等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(h) 資機材の整備

町は消防署と連携し、消防用機械・資機材等の整備を進める。

オ 避難収容活動体制の整備

第１章第９節「避難体制の整備」を参照

カ 広域応援体制の整備

第１章第６節「防災体制の整備」を参照

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して大規模な火事の被害想定等の活用により、地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育委員会・各学校等においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

イ 各種防災資料等の配布

地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、避難時の心得等の作成に努め、住民等に配布する。

ウ 防災訓練の実施

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

エ 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

２ 災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 発生直後の災害情報の収集・伝達

(ｱ) 被害情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。県は、町等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。また、県警察は被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡することとなっている。

(ｲ) 通信手段の確保

町は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

イ ヘリコプターによる被害状況の把握

町は、大規模火事災害時において県防災ヘリコプターを活用し、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送等の措置を実施する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置

を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、第2章第1節「初動体制の確立」を参照。

(3) 救助・救急活動及び医療救護活動体制の整備

ア 救助・救急活動

町は、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関と連携し、救助・救急活動を実施する。

イ 医療救護活動

(7) 医療機関相互の連絡・連携体制の確立

医療救護活動において、町は、医療機関、日赤島根県支部、消防本部等との連携を強化し、体制を確立する。

(4) 医薬品・医療用資材等の整備

県及び日赤島根県支部の協力を得て、必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

(4) 消火活動

町は、防災関係機関と連携し、迅速に消防体制を確立する。同時に住民、各地区、事業所は初期消火に努める。

(5) 避難収容活動

町、消防本部及び警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導を行う。

ア 指定避難所は、本計画に定める施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

イ 避難は、火災現場の風下に位置する住民から高齢者、障がい者、病人、子供等の避難行動要支援者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

ウ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

エ 消防団員、町職員等により避難者の実態の把握及び避難所の警戒に当たる。

(6) 災害広報等

ア 住民及び被災者への対応

町及び防災関係機関は、住民や被災者等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、各関係機関の施策の実施状況、交通規制情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等について、連携して迅速、適切な情報伝達活動を実施する。

情報伝達に当たり、町、消防本部等は、避難行動要支援者に配慮し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等を活用した広報を実施するとともに、必要に応じ報道機関の協力を得るなど広く情報を伝達できるよう努める。

なお、町等は、報道機関の個別取材等に対しては、災害応急対策に支障が出るおそれがあるので、それぞれの体制を整備し対応する。

イ 問い合わせ等の対応

住民等からの各種問い合わせに対し、迅速な対応ができるよう、町は、窓口・人員を配置し、専用電話を設置するなどの措置を講じ、災害応急対策に支障が出ないように努める。

3 災害復旧

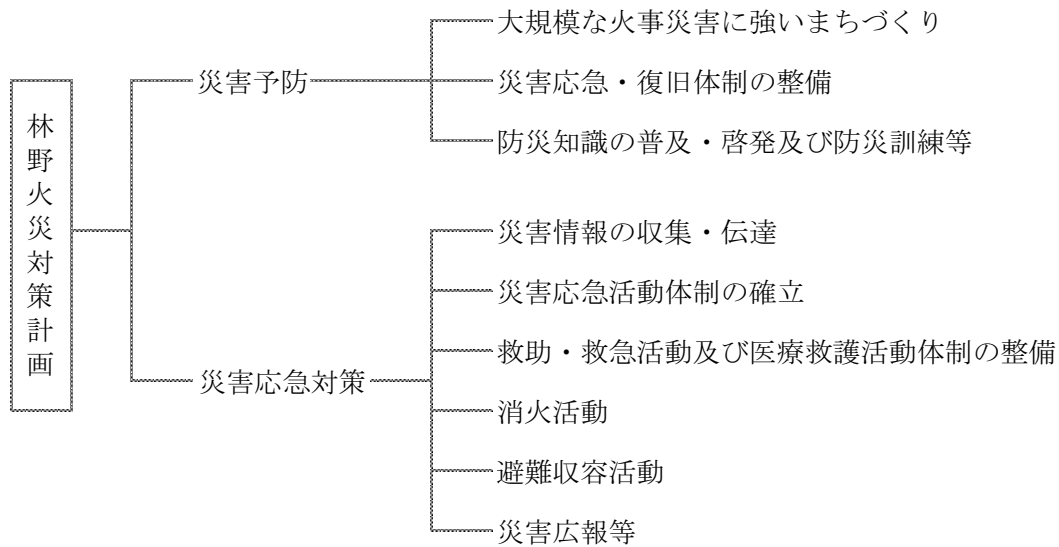
町は、物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第５節 林野火災対策計画

施策体系図



１ 災害予防

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。このため、火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止、又はその軽減を図るための対策を推進する。

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

イ 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるため、町は県及び消防本部と連携してそれらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の対応化を図り、その適正配置に努める。

ウ 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られ

るよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。町、県、消防本部等は状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進めるとともに、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

エ 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり、車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 災害応急体制の整備

町は、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第2編第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

ウ 消火活動体制の整備

(7) 空中消火体制の整備

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び消防本部において資機材の配備等がなされているため、町はヘリポートの整備に努める。また、効果的な消火活動を実施するには空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携の確保を図る。

(4) 住民との連携

町は、県及び消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

(7) 残火処理体制

大規模林野火災においては、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見し、適切に対処する必要があるため、必要に応じてこれに協力する。

エ 避難収容活動体制の整備

第1章第9節「避難体制の整備」を参照

オ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災体制の整備」を参照

カ 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織の整備やマニュアルの作成等を検討する。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 事前点検及び警戒巡視の実施

町は県及び消防本部、森林組合等と協力し、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

多発期、多発時間及び火災警報発表時並びに出火の危険性が多い地域を重点的に取り上げ、関係機関と連携のもと、総合的な巡視及び監視を計画的に実施する。

イ 防災知識の普及・啓発

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特にたき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が占めている。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置くものとし、林野火災多発期における山火事予防運動の実施など防火思想の普及宣伝に努める。

ウ 防災訓練の実施

県が実施する林野火災を想定した防災訓練等に参加する。

2 災害応急対策

林野における火災の発生に対し、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐため必要な対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

町は消防署と連携し、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、大規模火災の懸念から森林管理署に連絡、また県総合防災情報システムにより県に連絡する。

なお、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、第2編第2章第1節「初動体制の確立」を参照。

(3) 救助・救急及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

第2章第9節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護活動

第2章第10節「医療救護活動」を参照

(4) 消火活動

ア 消防署と住民等との連携

消防署は速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民及び各地区等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う。また、消防署が協力を求めた場合、町はそのための連絡調整に努める。

なお、住民による消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

イ 応援要請等

第2章第8節「消防活動」を参照

(5) 交通の確保・緊急輸送活動

第2章第11節「交通確保対策」、第12節「緊急輸送」を参照。

(6) 避難収容活動

避難収容活動については、第2章第7節「避難活動」を参照

なお、指定避難所は、本計画に定める施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

(7) 災害広報の実施

災害広報の実施については、第2章第3節「災害広報」に準じて行う。

(8) 二次災害の防止活動等

ア 治山事業等

町は県と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

イ 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、県（農林水産部、環境生活部）と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

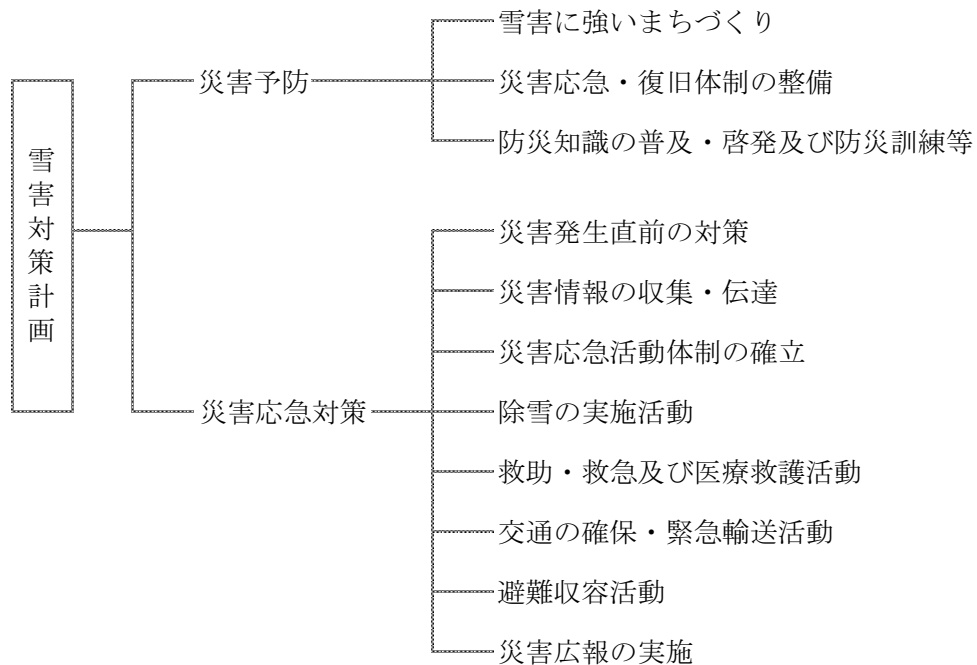
3 災害復旧

町は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、町は県と連携し、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う

第6節 雪害対策計画

施策体系図



1 災害予防

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、町民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 雪害に強いまちの形成

町及び関係機関は、冬期における交通の確保を図るとともに、危険箇所等の把握に努める。

また、県と連携を図り、防雪施設等の整備・充実に努める。

また、雪崩危険箇所、特に家屋裏山の立木は保護林として計画伐採を行うよう指導する。

未立木地又は幼齢林が家屋裏にある地域については、防雪柵の設置を図る。

イ 除雪体制の整備

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなった時等、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(7) 道路除雪体制

豪雪時の道路交通の確保を図り、要員の確保等最大限の効率的・効果的な除雪に努め、

除雪体制のより一層の整備に努める

また、県・国・市町村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(イ) 除雪援助体制

山間部等の多雪地域においては、独り暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭では、豪雪時の除雪活動がうまく進まないおそれがある。このため、町は、こうした世帯に対しては、除雪依頼をした場合の費用援助や民生児童委員、警察官、近隣住民、自治会、ボランティア等からなるコミュニティによる除雪を促進するなど除雪援助体制の整備を検討する。

また、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難な場合や危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

そして、熟練したオペレータの高齢化や現象等地域に必要な除雪体制の確保の課題に対応するため、県及び町は契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

町管理の水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講ずる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

エ 雪害に対する建築物の安全性の確保

町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 災害発生直前対策関係

(イ) 警戒・避難体制の整備

雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合等の避難指示や気象警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講ずる。

(イ) 住民の避難誘導体制の整備

積雪、融雪等に配慮した指定避難所・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施等、避難誘導活動のための対策を検討する。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。

イ 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

町は、県等関係機関相互において連携を図り、情報の収集・連絡に努めるとともに、夜間、休日の場合等にも対応できる体制の整備を図る。

また、平常時において無線通信設備の点検を実施し、県及び消防本部等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

県は必要に応じ、該当市町村に対して支庁・県土整備事務所等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

ウ 災害応急活動体制の整備

(7) 参集及び動員の体制

雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合等における具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

現在、県においては、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定に基づき、雪害時の孤立地区対策として、特に町による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、防災関係機関及び民間企業等との連携を図り、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図れるような体制にしていくことを検討する。

エ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

オ 緊急輸送活動体制の整備

(7) 積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

(4) 孤立地区対策

町は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備等必要な交通路を確保するための対策を整備する。

カ 避難収容活動体制の整備

(7) 避難・収容活動

町は、指定避難所（収容避難施設）・避難路の指定並びに住民への周知、避難計画の策定、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施を図る。

指定避難所の指定に当たっては、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を指定するとともに、指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、常備薬、炊き出し道具、毛布、仮設トイレ、マット等のほか、空調、洋式トイレ等高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の備蓄に努める。

また、指定避難所の暖房設備については、各施設の状況を検証し、必要な整備を実施する。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて補助暖房設備を検討しておく。

(4) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、雪崩災害の危険に配慮した用地選定、資材の供給体制等、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

キ 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

また、県は災害の規模等に鑑み、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 防災知識の普及・啓発

(7) 雪崩の危険に関する普及・啓発

町は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及・啓発に努めているが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

a 雪崩危険箇所、特にがけ崩れのあった箇所について、適宜査察を実施し、赤旗等による標示を行うとともに、雪崩の早期発見に努める。

b 雪崩注意報を住民に周知徹底すること。

c 気象上昇等により、雪崩の危険が増大したときの住民に対する警告又は避難について、自治会長等と連携を密にし対策を講ずる。

(4) 自主的な除雪活動等の普及

各地区等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

イ 防災訓練の実施

雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練が今後実施された場合、町は、県、消防本部、民間企業、ボランティア団体等関係機関と連携し、訓練の参加を図る。

2 災害応急対策

豪雪に伴う交通の途絶等による集落の孤立、雪崩災害等の応急的な予防や被害軽減を図るため、関係機関は相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策が必要である。このため、雪害発生時において、町及び関係機関は必要な対策を実施する。

(1) 災害発生直前の対策

町は県と連携し、迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等により危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩等の応急措置により事前の危険を排除する。また、危険箇所の住民に対する周知を図り、事前避難が必要と判断される場合は、避難指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

(2) 災害情報の収集・伝達

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

(3) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、第２章第１節「初動体制の確立」を参照。

(4) 除雪の実施活動

ア 除雪対策の組織

除雪は通常の場合、建設課長が行うものとするが、豪雪等異常積雪時の場合は、前記の３に準じて災害応急活動体制を設け、総合的な応急対策を実施する。

なお、国土交通省、県、隣接市町村等と連絡を密にし、協力体制を確保する。

イ 除雪路線の緊急順位

県の除雪計画に従い、重要な町道及び消防上必要な道路について緊急除雪するものとする。
その他の道路についても住民の協力を得て必要に応じ除雪に当たる。

なお、町は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

ウ 消防団員等の出動要請及び資機材の確保

(7) 消防団員等の出動要請

主要交通路を確保するとともに緊急に除雪作業を行うため、消防団員に応援を要請する。
また、必要に応じてボランティア団体等に対し、協力を要請する。

(4) 資機材の確保

除雪機械を必要とするときは、町内の当該機械所有者又は県に対し、優先貸与又は配置を要請する。

(5) 救助・救急及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

第2章第9節「救急・救助活動」を参照。

イ 医療救護活動

第2章第10節「医療救護活動」を参照。

(6) 交通の確保・緊急輸送活動

第2章第11節「交通確保対策」、第13節「緊急輸送」を参照。

なお、雪害に伴う輸送拠点等を確保するため、町や道路、鉄道交通等各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧を図る。

(7) 避難収容活動

避難収容活動については、**第2章第7節「避難活動」**を参照。

なお、除雪により避難路の確保を図るとともに、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路に対する孤立地区の対策を考慮する。

また、避難住民を収容する避難施設及び応急仮設住宅の設置に当たっては、積雪期の気候、要配慮者等について考慮する。

(8) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第3節「災害広報」**に準じて行う。

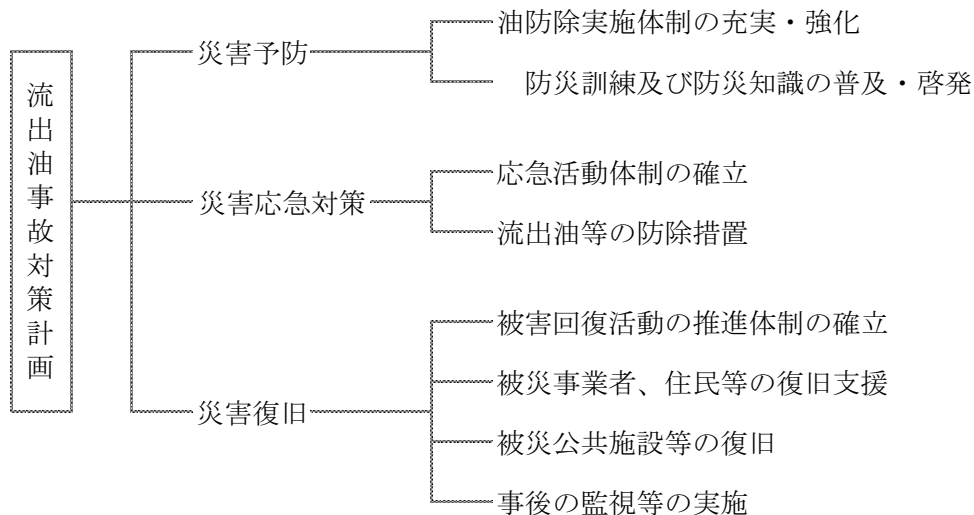
なお、町は県及び関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。

(9) 被災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請等、各種の支援措置を迅速かつ的確に処理し、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に被災証明の交付体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付できるよう、体制の整備を図ることとする。

第７節 流出油事故対策計画

施策体系図



１ 災害予防

流出油事故による災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の油防除並びに回収油の処理等の実施体制の整備に努める。また、流出油事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

(1) 油防除実施体制の充実・強化

流出油事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、早急に初動体制を確立し油防除（除去）活動等、実施体制の確立を図る。

油防除（除去）活動には、多くの資機材が必要となるため、オイルマット等資機材の整備に努める。

(2) 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

流出油事故発生時には、町職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

２ 災害応急対策

油等危険物が流出した場合、町は、防災関係機関及び関係事業所の対策に協力し、防除作業が速やかに実施できる協力体制を確立し、的確な防除措置の実施を図る。

(1) 応急活動体制の確立

流出油災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の流域等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとり、流出油による二次災害の防止に努める。

(2) 流出油等の防除措置

町は、関係機関及び関係事業所等との密接な連携のもとに、それぞれが保有する人員、設備、資機材を活用して次の防除措置に協力する。

ア 流出油等の拡散状況の調査

イ 流出油等の拡散の防止

ウ 流出油等から発生する可燃性ガスの検知の実施

エ 付近住民に対する火気使用の制限と、必要により避難の指示

オ 作業員及び資機材の確保

カ 回収油等の回収・処理

3 災害復旧

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(1) 被害回復活動の推進体制の確立

町は、県と連携し、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

(2) 被災事業者、住民等の復旧支援

町は県と連携し、流出油により被害を受けた商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

(3) 被災公共施設等の復旧

町は、国及び県と連携し、迅速かつ円滑に、被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

(4) 事後の監視等の実施

流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を要請する。

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

川本町における周到でかつ十分な震災予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 地震災害に強い町土づくり

地震による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、地盤災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業等の安全対策を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 震災応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や震災時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震警報及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、地震、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料等生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 防災教育の推進

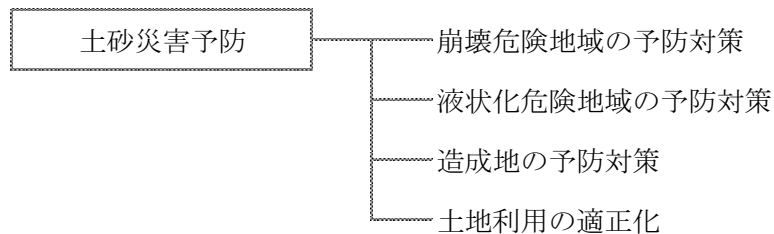
地震災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、NPO・災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、避難行動要支援者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 土砂災害予防

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、町域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤による危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

施策体系図



1 崩壊危険地域の予防対策

(1) 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、次の対策を促進する。

ア 地すべり危険箇所の把握、周知

県は、国土交通省及び農林水産省関係の地すべり危険箇所調査により危険箇所の把握に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものが「地すべり防止区域」として指定されている。本町の地すべり危険箇所は資料編のとおりである。

イ 地すべり防止対策工の実施

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりを安定させる抑制工と地すべりに対する抵抗力を付加

することで、その安定化を図る抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図るとともに、対策工事を実施する。

ウ 警戒体制の確立

(7) 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

現在、砂防課ホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるため、これらのシステムを十分に活用し、地域住民の認識を高める。

(4) 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

イ 崩壊防止対策の実施

(7) 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

(4) 町は県と連携し、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

急傾斜地崩壊対策工事は、避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設を優先する。

ウ 警戒・避難体制の整備

(7) 地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の

指示や改善命令等を行う。

- (イ) 危険地域の住民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。
- (ウ) 町は、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

エ 住宅移転の促進等

町は県と連携し、災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)の促進を図る。

(3) 土石流災害の予防対策

ア 土石流危険渓流の砂防指定地

危険度の高い渓流に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため定期的に土石流危険渓流の調査の促進を図る。

イ 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事を実施するほか土砂災害防除のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

ウ 警戒体制の確立

- (ア) 地震による災害発生防止のため、危険度の高い渓流の周辺で保全・管理に関する住民への周知・指導を実施する。
- (イ) 町は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布す

るなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

エ 住宅移転の促進等

町は県と連携し、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認めながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の指示を行う。

(4) 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流等の急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

県は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可し、町又は県は居室を有する建築物は、作用すると想定される力に対して建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。また、県は土砂災害の発生するおそれが急迫しており住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれの大きい建築物の所有者等に対し、移転等の指示を行う。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

ア 土砂災害警戒区域における対策

(ア) 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

- a 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項
- b 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(イ) ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し

住民に周知する。

イ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(ウ) 身体等に著しい危害が生じるおそれ大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の指示

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の指示を行うことができる。

(エ) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(5) 震災後の土砂災害の予防対策

震災後は地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件でも土砂災害が発生しやすくなるので、崩壊危険地域の点検、降雨時の土砂災害警戒情報発表暫定基準を策定している。

2 液状化危険地域の予防対策

(1) 液状化現象の調査研究

沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

町は県と協力して、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の住民への普及に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、次の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設設備に反映させる。

ア 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

(7) 地盤改良による工法

a 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法

- b 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
- c 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- d 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- e 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

(4) 構造物で対応する方法

- a 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- b 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、次の対策工法が有効である。

- (7) 置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
- (4) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
- (7) 基礎杭を用いる。

ウ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの対策工法の概要は次のとおりである。

(7) 管路に施す工法

a 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

b 新設管の耐震化

- ・ 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- ・ ダクダイル铸铁管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- ・ 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

(4) 地盤改良工法

前記 ア 土木施設構造物 (7)に同じ。

(3) 液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

県は、地震災害の軽減を図るため、液状化被害の危険性を示した図など、町が液状化ハザードマップの作成に必要な各種データの提供に努める。

町は、液状化被害の危険性を示した図等に避難場所など、地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した液状化ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう努める。

3 造成地の予防対策

(1) 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己居住の用に供する目的で行うもの以外は原則として認めない。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域内での住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 土地利用の適正化

(1) 土地条件の評価

ア 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

イ 災害強度評価の実施

前記アの情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していくこととする。

ウ 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

(2) 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物等災害予防

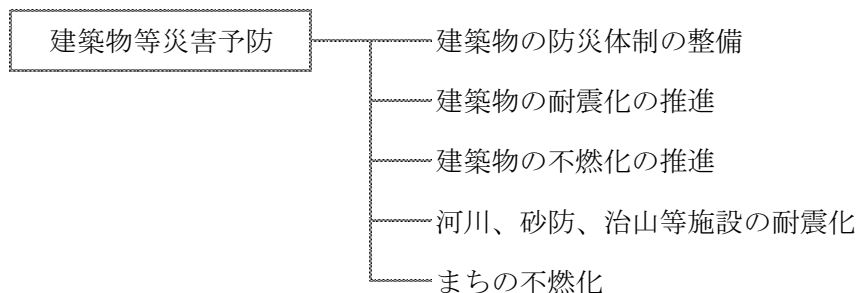
建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

施策体系図



1 建築物の防災体制の整備

(1) 関係団体等との協力体制の整備

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関係団体等との協力・支援体制を整備し、情報交換等を行う。

(2) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して、情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、住民の意識啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 防災上重要な施設の耐震化

町は、防災上重要な施設について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等による安全性の確保を図る。

(2) 不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

劇場・駅等不特定多数の人が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

町は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りが地震の際倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。この際、町及び県は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

(4) 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとし、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(5) 各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

(6) 社会福祉施設の耐震化の促進

社会福祉施設の耐震化を推進するため、耐震性が把握されていない民間社会福祉施設（昭和56年の新耐震基準導入以前に建築された施設）を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

3 建築物の不燃化の推進

(1) 密集住宅地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地区は、大規模地震時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(3) 延焼遮断帯等の整備

町及び県は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(4) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、住宅密集地等の火災に対応できるよう、各種事業により、貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(5) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。
また、防災活動拠点施設等の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4 河川、砂防、治山等施設の耐震化

(1) 河川

町内には、江の川があり、破堤による危険性がある。

県が河川堤防の耐震点検を行ってきたが、これらの対策を行うとともに、河道改修を行い、安全性の向上を図る。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応出来る体制とする。

(2) 砂防等施設

島根県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、地震による地山のゆるみの増加に伴い、土砂災害の危険性が一層高まることが予想されており、町は施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

ア 砂防対策

砂防施設の整備により、避難路・避難場所等の保全を一層推進する。また、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び、砂防ダムへの地震計の設置や、雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

イ 地すべり防止対策

地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで町は、県が実施する総合的な地すべり防止対策工事に協力するとともに、地域住民の協力のもと、地すべり防止区域の指定の促進を図る。また、順次対策事業を推進する。さらに、地震直後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えると共に、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

ウ 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。町も地震直後の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図るとともに、地震による災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、或いは必要に応じて防災措置の指示や改善命令を行うなど警戒体制の確立を図る。

エ 治山施設

山腹崩壊地、荒廃渓流、山地災害危険地区の治山施設の整備により、山腹崩壊、土石流から被害の防止を図る。一定規模以上の治山ダムにおいては地震荷重を考慮する。既設の

治山施設については、定期点検、緊急点検を実施し、亀裂や洗掘を発見した場合には、早急に補修する。

(3) ダム

ア 現況

町外には中国電力が運営管理する浜原ダムがあり、建設目的は発電等である。建設に関しては河川管理施設等構造令をはじめとした諸設計基準により設計しているが、耐震設計については同法令に基づき「震度法」により設計している。設計条件を上回る地震時に堤体や付属施設等に予期せぬ自体が生じた場合はダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。ダム放流に関する通報連絡系統は資料のとおりである。

イ 予防対策

次の事項に関してダム管理者である中国電力に対して注意喚起、指導する。

- (7) ダム設計に関する諸資料を整備し、平常時の維持管理の徹底
- (4) 老朽化、漏水、諸設備の故障などの早期に発見して安全性を考慮して必要な修理及び対策
- (7) ダム下流地域の災害を未然に防ぐため、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備する。

地震の観測については、ダム周辺の地震の情報を収集する。

(4) ため池

町内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼすおそれがある。

町は、老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、町を通じて地域住民等に周知する。

5 まちの不燃化

(1) 「防災まちづくり計画」策定の推進

町が主体となつて行う防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の町レベルの対策及び住民が中心となつて行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等について、基本的な方針、具体的計画、進め方を定めた「防災まちづくり計画」の策定を推進する。

(2) まちの防災構造化の推進

町は、地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動

の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策を積極的に推進していく。

(3) 公園等の整備

ア 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

イ オープンスペースの整備・確保

農村公園（笹遊里）は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難地として防災上重要な役割を持っている。町は、それらの整備を推進する。また、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

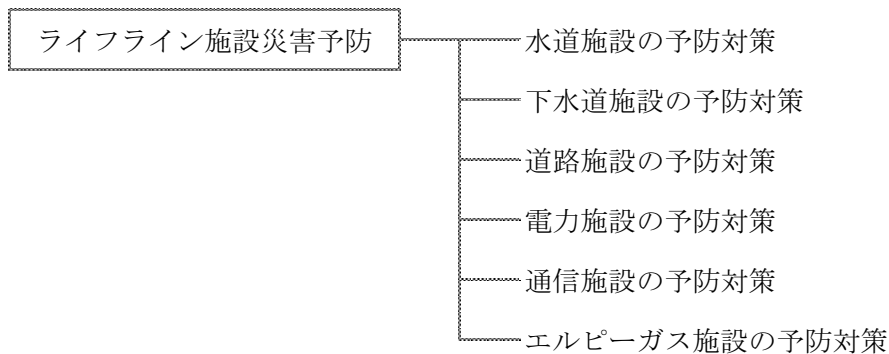
ウ 共同溝等の整備

町、県及び国は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

第3節 ライフライン施設災害予防

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

施策体系図



1 水道施設の予防対策

- (1) 未整備地区の拡張工事や簡易給水施設の設置により、普及率100%を目指す。
- (2) 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。
- (3) 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (4) 水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進する。
 - ア 貯水、取水、浄水施設等、水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。
 - イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。
 - ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。
 - エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
 - オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮

断弁を整備するよう努める。

カ 指定避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 整備計画に基づき、対象区域の施設整備を計画的に推進する。
- (2) 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (3) 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの確保に努める。

3 道路施設の予防対策

(1) 道路ネットワークの整備

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、町内の各地域を結ぶ道路網として、川本～美郷間の主要地方道川本波多線改良工事の早期完成や、川本～邑南間を結ぶ道路の整備促進を県に要望し、町内の道路ネットワークの構築を目指す。

(2) 30分都市連携軸の充実

町の各地域の中心部と近隣の大田市、美郷町、邑南町等を約30分で結ぶ道路の改良整備によって、30分都市連携軸の充実を図り、これらの都市との連携を強化し、医療等の機能補完を図る。

(3) 集落における生活道路の充実

ア 町道のうち、未改良・未舗装の部分については、集落間を結ぶ道路等、整備の必要性・緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。

イ 地震により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。

ウ 橋梁については、施設の定期的な点検を行い、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強工事等により、耐震性を確保する。

4 電力施設の予防対策

町は、必要に応じて中国電力ネットワーク（株）が行う予防対策に協力する。

5 通信施設の予防対策

町は、必要に応じてまげなねっとかわもとをはじめとして必要に応じて西日本電信電話(株)や携帯電話事業者が行う予防対策に協力する。

6 エルピーガス施設の予防対策

町は、エルピーガス販売事業者の行う予防対策に協力する。

7 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(1) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部消防総務課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

8 災害発生時の応急体制の整備

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

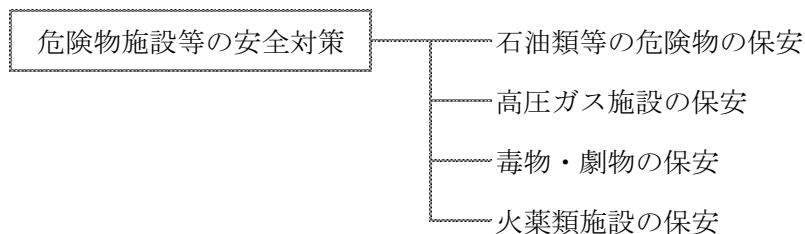
イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第４節 危険物施設等の安全対策

石油類等の危険物、火薬類、高圧ガス又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防本部等の行うこれらの施設への立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害の防止に万全を期する。

施策体系図



１ 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 県及び消防本部は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱い等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性があるため、県、消防本部及び関係機関は連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立についての指導

県及び消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

２ 高圧ガス施設の保安

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3 毒物・劇物の保安

(1) 立入検査の実施

県及び消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防御の指導を行う。

(2) 耐震対策の強化・指導

県及び消防本部は、事業者に対して次の指導を行う。

ア 研修会等での耐震教育の徹底

イ 立入検査時の耐震措置及び施設の耐震化の指導

ウ 毒物・劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

エ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備

オ 治療方法を記した書類の整備

4 火薬類施設の保安

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 火薬類の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施

イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第５節 防災体制の整備

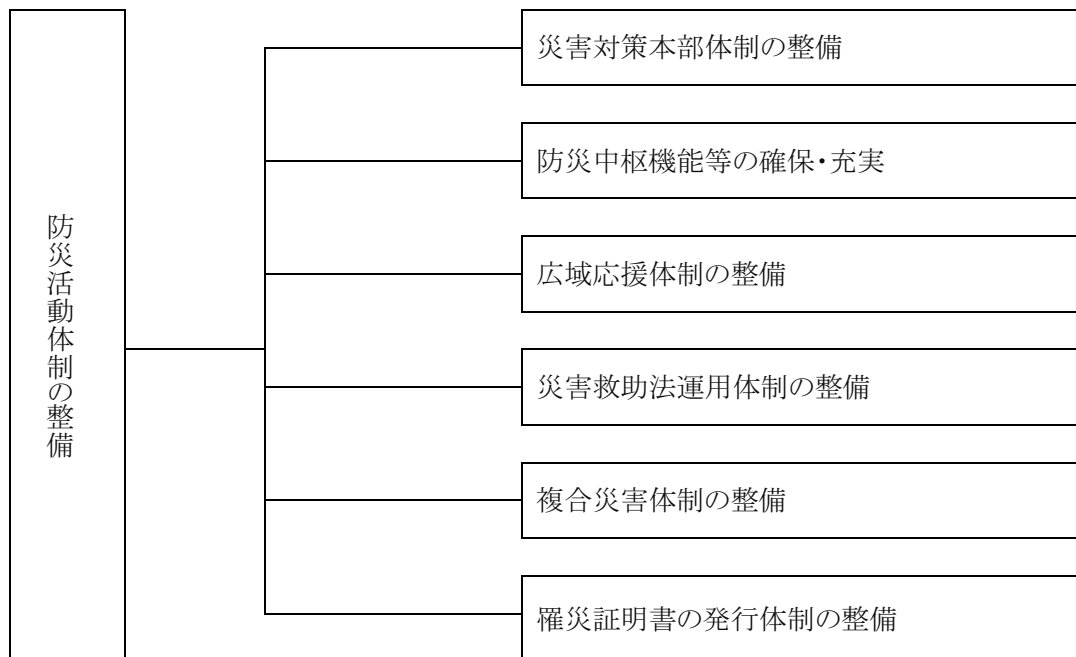
震災時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努め、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えておくものとする。

また、町、県は避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

施策体系図



１ 災害対策本部体制の整備

風水害対策編と同様（第２編第１章第６節 防災体制の整備 参照）

２ 防災中枢機能の整備

風水害対策編と同様（第２編第１章第６節 防災体制の整備 参照）

３ 広域応援体制の整備

風水害対策編と同様（第２編第１章第９節 避難体制の整備 参照）

4 災害救助法等の運用体制の整備

風水害対策編と同様（第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照）

5 公的機関等の業務継続性の確保

風水害対策編と同様（第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照）

6 複合災害対策

風水害対策編と同様（第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照）

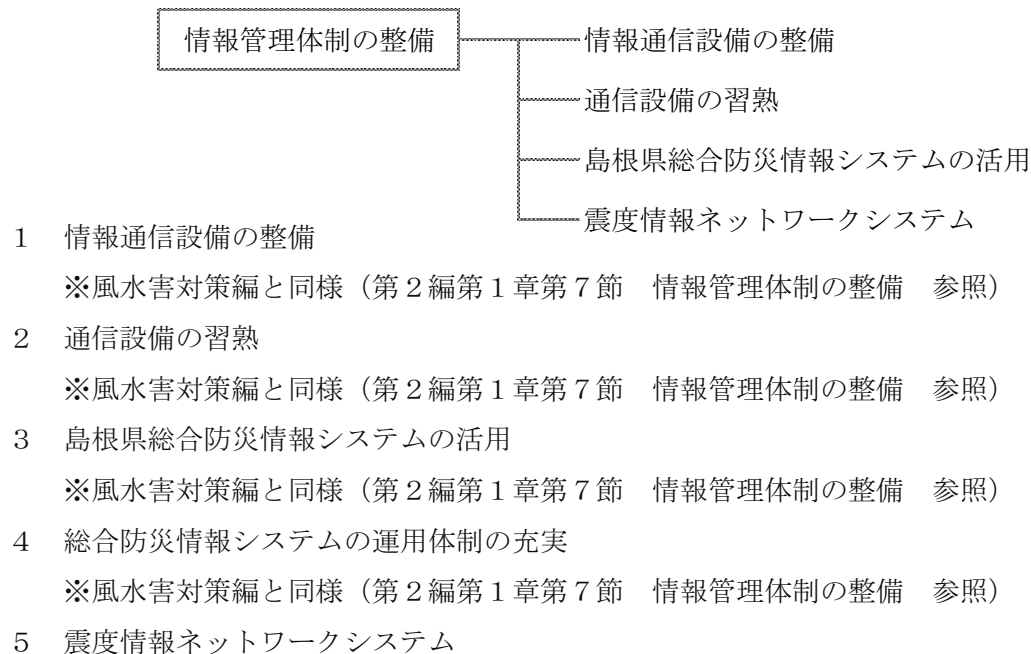
7 罹災証明書の発行体制の整備

風水害対策編と同様（第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照）

第6節 情報管理体制の整備

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

施策体系図



県内全 19 市町村 59 箇所（県設置分 53 箇所、気象庁設置分 2 箇所、防災科学技術研究所設置分 4 箇所）に設置する震度計の観測震度を収集・伝達するシステムで、国（消防庁）及び市町村の初動体制の早期確立を目的として整備されており、また、その情報を気象庁に提供することにより、気象庁が発表する震度情報等に活用している。なお、気象庁が発表対象としている震度観測点には、県がシステムで収集するもののほか、気象庁及び防災科学技術研究所が設置するものが含まれている。

5 注意報・警報等伝達体制の整備

- (1) 気象庁は、地震・津波に関する予報及び警報等に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。
- (2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。
- (3) 町、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

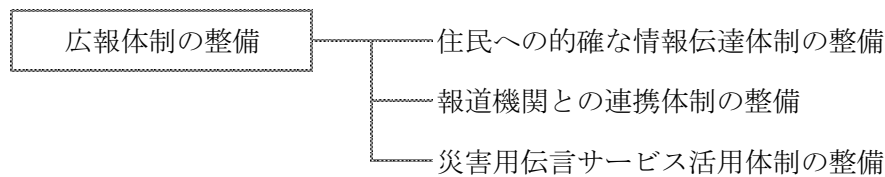
第7節 広報体制の整備

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

町は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、IP告知放送、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等、Lアラート（災害情報共有システム）を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

施策体系図



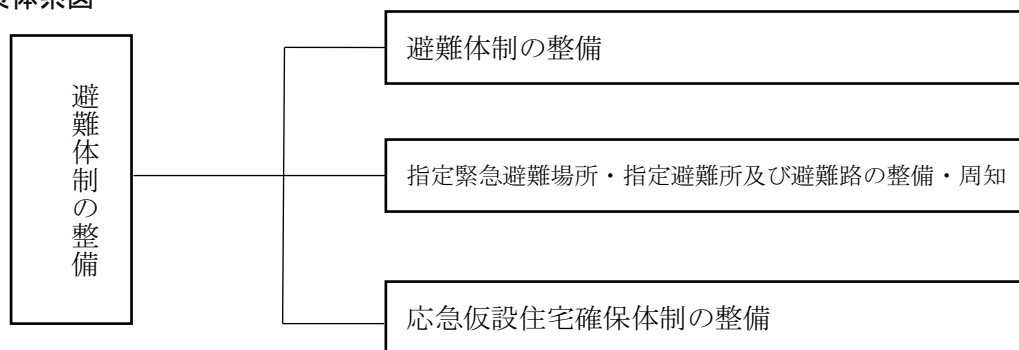
- 1 住民への的確な情報伝達体制の整備
※風水害対策編と同様（第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照）
- 2 報道機関との連携体制の整備
※風水害対策編と同様（第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照）
- 3 災害用伝言サービス活用体制の整備
※風水害対策編と同様（第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照）

第8節 避難体制の整備

大規模地震発生時における避難者の収容のため、町は、事前に避難場所、また避難場所へ向かう避難路等について、震災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、誘導體制等について定めておく。

また、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

施策体系図



1 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等の代表者・嘱託員等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の基準及び伝達方法

イ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難地への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給水措置

(イ) 給食措置

(7) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(カ) に対する応急救護

(ク) 要配慮者の救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 指定避難所入所中の秩序保持

(イ) 指定避難所生活者に対する災害情報の伝達

(ロ) 避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(ハ) 避難生活者に対する各種相談業務

(ニ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要配慮者への配慮、ペットについての配慮、その他避難場所における生活環境の確保

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(ア) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ロ) 情報伝達施設

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

 a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

 b 住民に対する巡回指導

 c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

 a 広報車による周知

 b 避難誘導員による現地広報

 c 住民組織を通じての広報

ク 避難行動要支援者の避難支援に関する事項

(ア) 避難行動要支援者への情報伝達方法

(イ) 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

(ロ) 避難行動要支援者の支援における市町村、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。町は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

スーパー等、不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の避難計画

町は、所管する学校等が地震の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。震災後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 防災体制の確立

(7) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時等を想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制等について、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

なお、震災後は電話等の連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(4) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営等について、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(5) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を充分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は次の事項に留意する。

a 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておく。

b 安全点検日

毎学期1回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

(エ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時等、災害の発生時間帯別における児童等の行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面で教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難誘導体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照）

3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

※風水害対策編と同様（第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照）

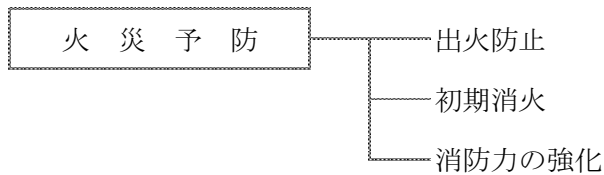
4 応急仮設住宅の確保体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照）

第9節 火災予防

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

施策体系図



1 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そのため、耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底等、防災教育を推進する。

また、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とする火災が発生する場合があるので、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

(2) 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底等、防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2 初期消火

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防本部は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

町及び県は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有

等に努めるものとする。

(2) 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は十分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3 消防力の強化

(1) 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、消防本部は、震災対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備及び耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫等の諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

(2) 現状と短期計画

震災対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受入れを円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

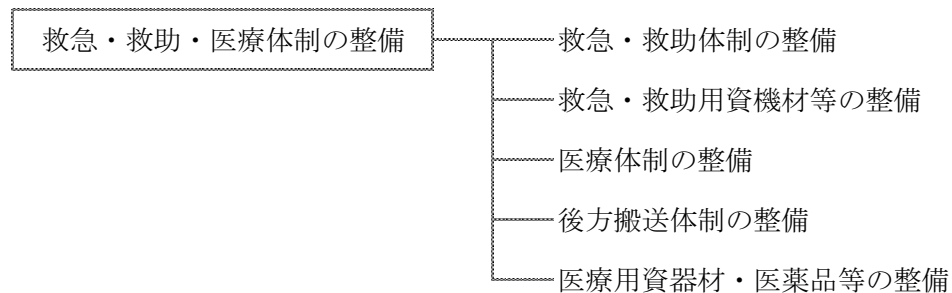
第10節 救急・救助・医療体制の整備

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、必要な体制の整備に努める。

また、平成23年度に整備した広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行うものとし、具体的な手続き等は島根県災害時医療救護実施要綱によるものとする。

施策体系図



1 救急・救助体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照）

2 救急・救助用資機材等の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照）

3 医療体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照）

4 医療用資器材・医薬品等の整備

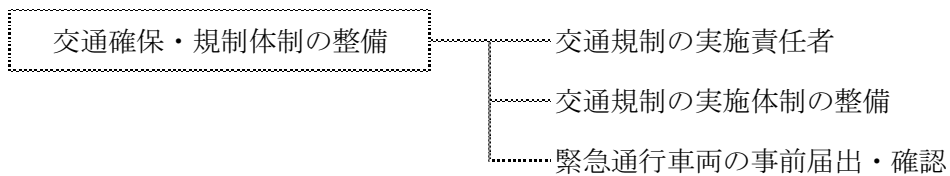
※風水害対策編と同様（第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照）

第11節 交通確保・規制体制の整備

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

施策体系図



１ 交通規制の実施責任者

※風水害対策編と同様 （第２編第１章第１１節 交通確保・規制体制の整備参照）

２ 交通規制の実施体制の整備

※風水害対策編と同様 （第２編第１章第１１節 交通確保・規制体制の整備参照）

３ 緊急通行車両等の事前届出・確認

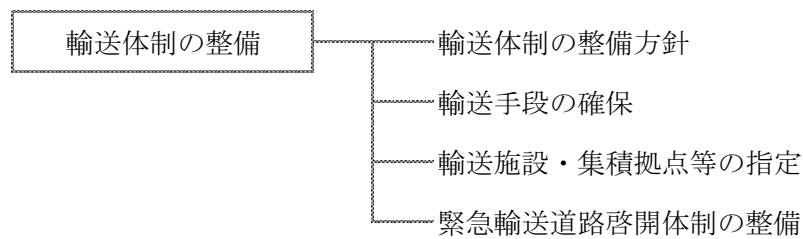
※風水害対策編と同様 （第２編第１章第１１節 交通確保・規制体制の整備参照）

第12節 輸送体制の整備

町は、他の道路管理者と連携し、震災応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、場外離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

施策体系図



1 輸送体制の整備方針

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照）

2 輸送手段の確保

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照）

3 輸送施設・集積拠点等の指定

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照）

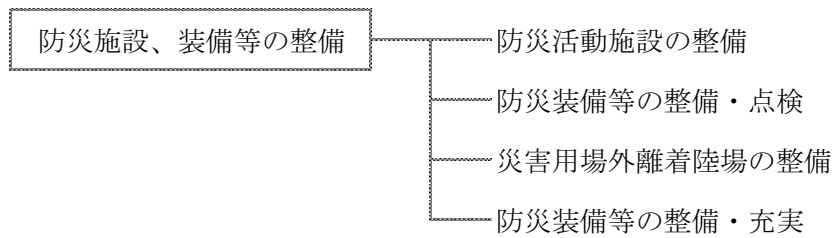
4 緊急輸送道路啓開体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照）

第13節 防災施設、装備等の整備

大規模地震災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、あわせて町内に災害用場外離着陸場を整備する。

施策体系図



1 防災活動施設の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)

2 防災装備等の整備・点検

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)

3 災害用場外離着陸場の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)

4 防災装備等の整備・充実

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)

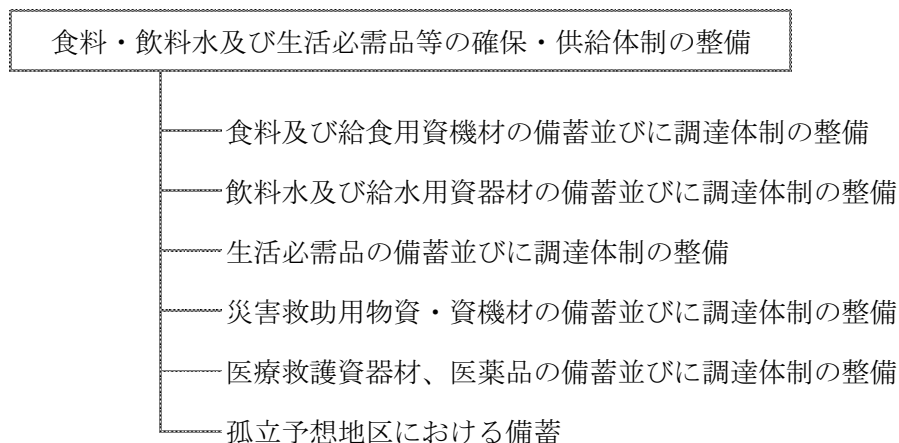
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

地震災害時には、食料、飲料水、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素より必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達、輸送が可能な体制を確保する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

あわせて、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努めるものとする。

施策体系図



1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

6 孤立予想地区における備蓄

※風水害対策編と同様（第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照）

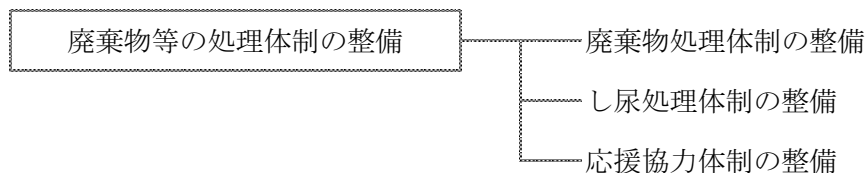
第15節 廃棄物等の処理体制の整備

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、廃木材やコンクリート殻類等大量の災害廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を来し、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

施策体系図



1 廃棄物処理体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)

2 し尿処理体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)

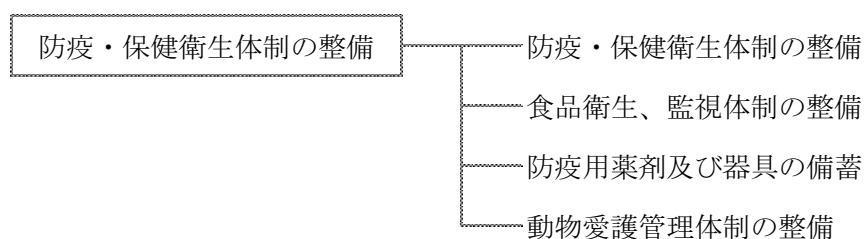
3 応援協力体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておくとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

施策体系図



1 防疫・保健衛生体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照）

2 食品衛生、監視体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照）

3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照）

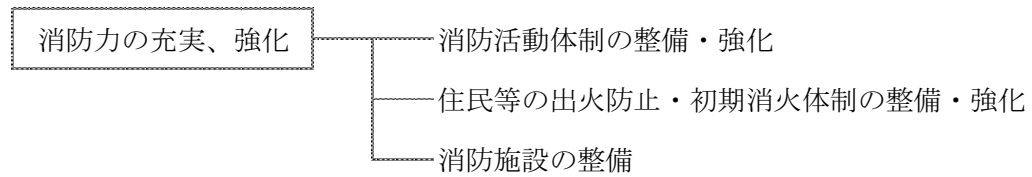
4 動物愛護管理体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照）

第17節 消防力の充実、強化

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や住宅地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

施策体系図



1 消防活動体制の整備・強化

※風水害対策編と同様（第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照）

2 住民等の出火防止・初期消火体制の整備・強化

※風水害対策編と同様（第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照）

3 消防施設の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照）

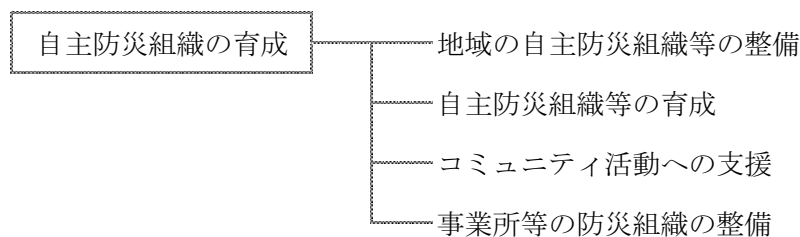
第18節 自主防災組織の育成

大規模地震発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

施策体系図



1 地域の自主防災組織等の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)

2 自主防災組織等の育成

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)

3 事業所等の防災組織の整備

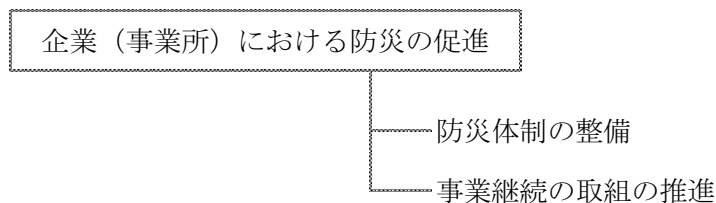
※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）には、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等を推進する必要がある。

また、あらかじめ商工会、商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

施策体系図



1 防災体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第19節 企業（事業所）における防災の促進 参照）

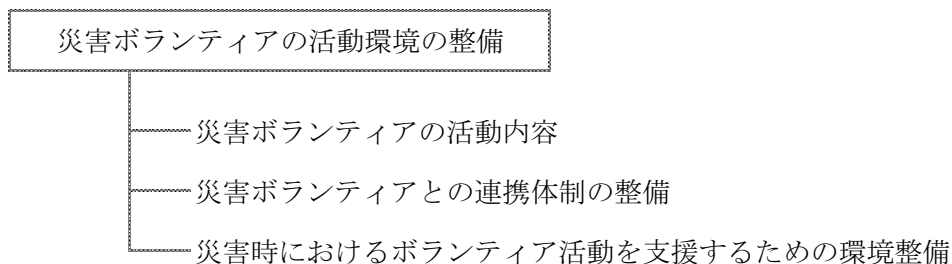
2 事業継続の取組の推進

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第19節 企業（事業所）における防災の促進 参照）

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

施策体系図



1 災害ボランティアの活動内容

※風水害対策編と同様（第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照）

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照）

3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

※風水害対策編と同様（第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照）

第21節 防災知識の普及

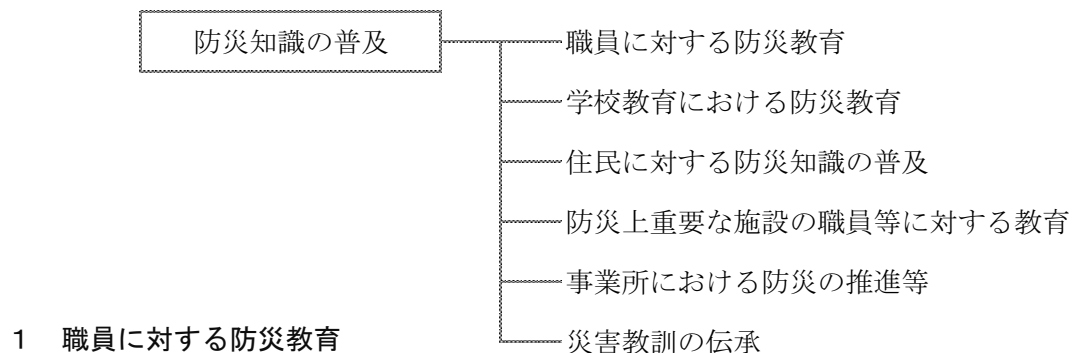
地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

防災教育に関しては、第1編第1章第7節「地震被害想定」の結果、及び平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成23年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）をはじめ全国各地で発生した地震災害による教訓・課題を最大限反映した防災教育とする。

施策体系図



1 職員に対する防災教育

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

2 学校教育における防災教育

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

3 住民に対する防災知識の普及

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

5 事業所における防災の推進等

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

6 災害教訓の伝承

※風水害対策編と同様（第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照）

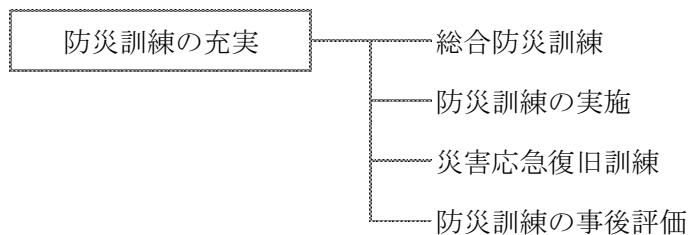
第22節 防災訓練の充実

町は、地震災害予防の万全を期するため、震災時の初期消火、避難等を住民が身をもって体験できるよう、実践的な防災訓練の実施に努める。

応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

施策体系図



1 総合防災訓練

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第2.2節 防災訓練の充実 参照）

2 防災訓練の実施

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第2.2節 防災訓練の充実 参照）

3 災害応急復旧訓練

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第2.2節 防災訓練の充実 参照）

4 防災訓練の事後評価

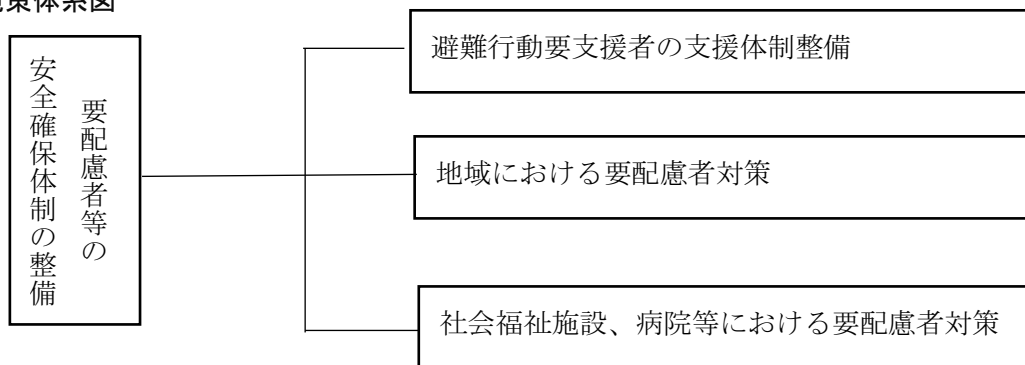
※風水害対策編と同様 （第2編第1章第2.2節 防災訓練の充実 参照）

第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

地震災害発生時には、児童（乳幼児を含む。）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者（難病患者を含む）、高齢者、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動要支援者は、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら災害から避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

施策体系図



1 避難行動要支援者名簿

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照）

2 個別避難計画

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照）

3 地域における要配慮者対策

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照）

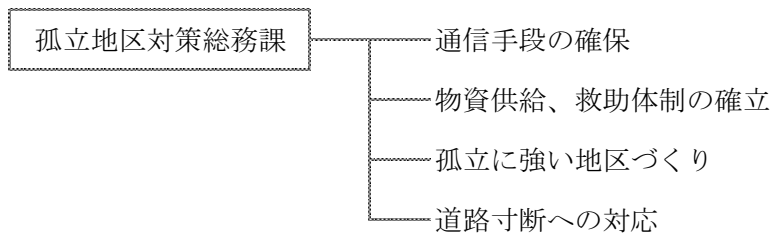
4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

※風水害対策編と同様 （第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照）

第24節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

施策体系図



1 通信手段の確保

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)

2 物資供給、救助体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)

3 孤立に強い地区づくり

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)

4 道路寸断への対応

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)

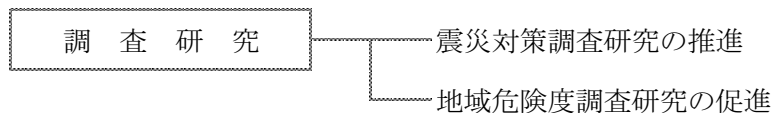
第25節 調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

町においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントの実施について検討するものとする。

施策体系図



1 震災対策調査研究の推進

(1) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

県では平成22年度から平成24年度の3カ年にわたり島根県地震被害想定調査を実施し、9つの想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図るものとする。

(2) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等

2 地域危険度調査研究の促進

町は、今後、防災アセスメント*¹の実施について検討する。実施後は、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ*²等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

(注)

* 1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業

* 2 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図

第２章 震災応急対策計画

川本町における迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するための計画の構成は、以下のとおりである。

１ 活動体制の確立に関する対策

地震による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町、県及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、町は町職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等を設置し、情報管理体制等を迅速に確立する。必要に応じて、県や他の市町村・消防機関への広域応援要請、県を通じた自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化する。また、災害救助法の適用により、救助体制を確立する。

２ 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、地震警報及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者（難病患者を含む）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者への支援に留意する。

３ 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び燃料等生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。

さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

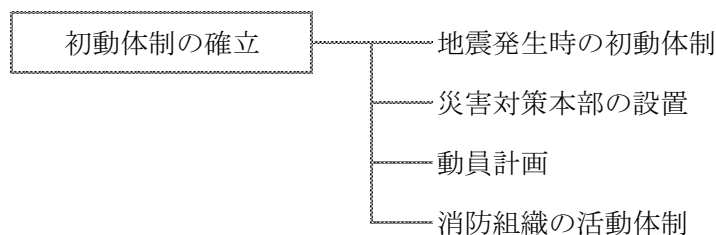
第１節 初動体制の確立

町域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置等、災害初動体制を確立し、被害の拡大を防止するため災害応急対策活動を実施する。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

施策体系図



１ 地震発生時の初動体制

(1) 初動体制の整備

地震災害は突然襲来する災害であり、被災直後には行政としても組織だった行動をとることが困難であり、混乱した状況が発生することが予想される。そのため被災直後の初動体制について検討し、突発的な災害発生時における緊急行動基準等の体制を整え、初期の応急活動を実施する。

(2) 初動能力の確保

地震災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材の保持、技術研修を推進する。

また、住民の希望者や職員に対し、応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的実施し、初動能力の向上と保持を図る。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないう、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プール等、大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁等、構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

２ 災害対策本部の設置

川本町の地域に地震災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、必要があると認めるときは、「川本町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を川本町役場内に設置し、関係機関と協力して災害の防御、救助、警備その他災害の応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

庁舎が被災し、本部を設置できない場合は悠邑ふるさと会館を代替場所とする。

(1) 本部の設置及び廃止

本部の設置及び廃止は、町長（本部長）の指示により決定する。

ア 設置基準

本節３「動員計画」に定める第２次体制をとったとき。

イ 廃止基準

(7) 地震災害に係る危険性がなくなったと認めたとき。

(4) 地震災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行うものとする。ただし、町長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、①副町長 ②総務財政課長 ③総務財政課長補佐の順位により、行うものとする。

(3) 本部の組織（風水害対策編 第２編第２章第１節 初動体制の確立 別表１、２参照）

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（各部長・議長・消防団長・消防副団長・消防署員）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部会議

本部会議は、地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合において、地震災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

(7) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。

(4) 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(7) 本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

オ 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策上必要と認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(7) 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(4) 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

カ 本部各班の構成及び事務分掌

本部各班の構成及びそれぞれの事務分掌は、別表２のとおりである。

3 動員計画

災害応急対策活動に必要な職員の動員計画は次のとおりとする。

(1) 動員の実施機関

本部長の命により各班長が行い、各班に調整の必要があるときは、本部長が行う。

(2) 職員の動員

ア 各班長は各班の実情に応じた動員の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 職員の招集は電話、急使、その他の方法による。

ウ 職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると自ら判断した場合は、自主的判断により直ちに登庁する。（消防団員と役場職員を兼務している者は、役場職務を優先する。）

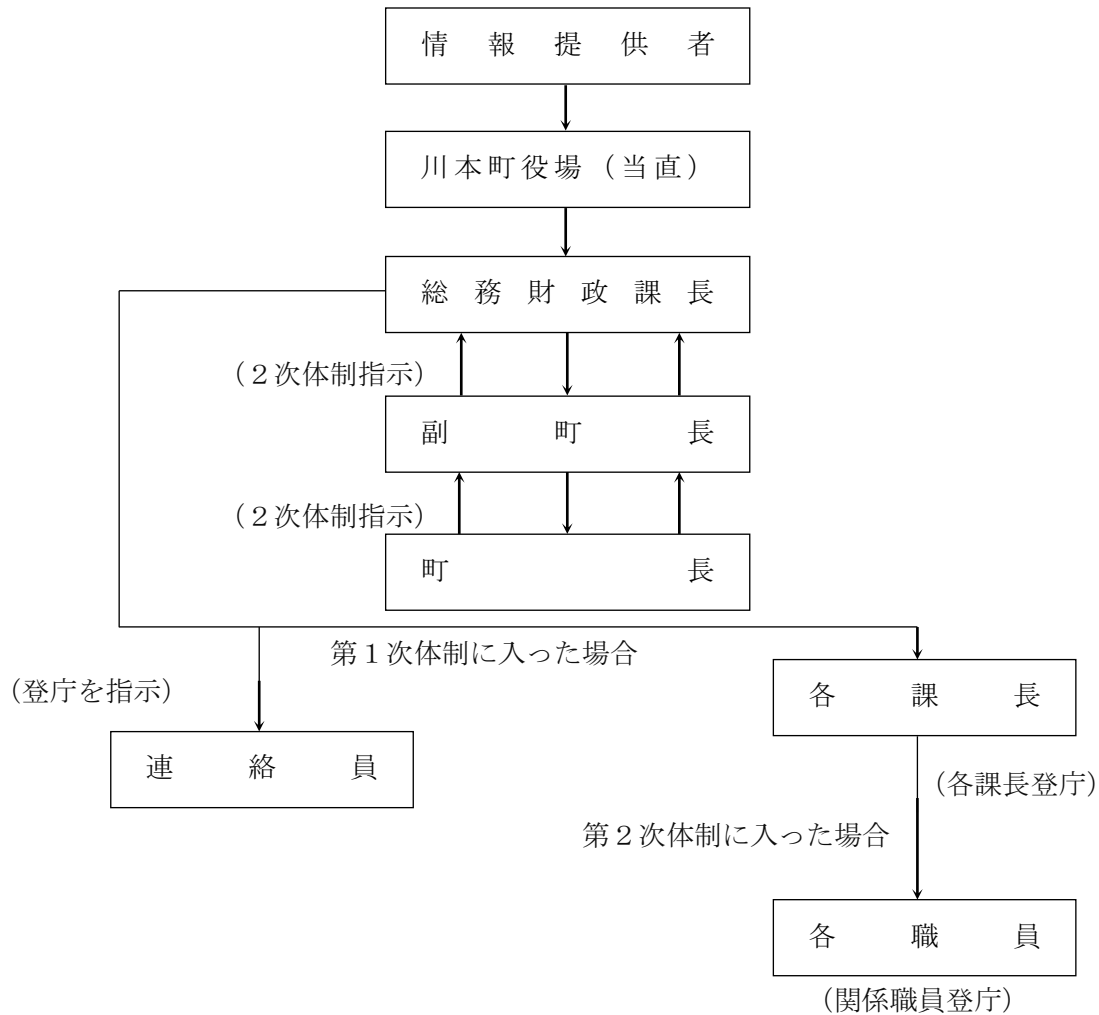
(3) 動員配備体制

体制	準備体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
		第1次体制	第2次体制
時期	1 町域で震度3の地震が観測された場合 2 その他必要と認める場合	1 町域で震度4の地震が観測された場合 2 その他必要と認める場合	1 町域で震度5弱の地震が観測された場合 2 その他必要と認める場合
決定	1 自動的に本体制をとるものとする。 2 総務財政課長が決定する。	1 自動的に本体制をとるものとする。 2 副町長が状況を町長に報告し、町長が決定する。	1 自動的に本体制をとるものとする。 2 町長が決定する。
動員内容	1 各課長は、職員の動勢を把握し、第1次体制の準備を行う。 2 関係各課は、災害情報の収集連絡を行う。 3 時間外は、総務財政課職員及び各課長は自宅待機とする。	1 関係各課長は、防災活動に従事する。 2 第2次体制の準備を行う。 3 時間外には、2名以上の総務財政課職員を役場内に連絡員として配備する。 4 全職員自宅待機とする。	1 各班は全面的に防災活動を行う。 2 直接災害に関係のない職員にあっては、班長の指示に従いいつでも防災活動ができるよう待機する。 3 時間外にあっては全課長を動員し、必要に応じて関係職員を動員する。
動員人員	総務財政課 若干名 地域整備課 若干名	総務財政課 地域整備課 各課・室・局長	おおむね全職員を対象に編成 災害対策本部設置

(4) 職員の自主参集

町域に震度3以上の地震が発生した場合、(3)に基づき、町は準備体制～第2次体制のいずれかの体制を自動的にとるものとする。このため、職員は、震度4以上の地震が発生したときには、配備指令を待たずに自主的に参集するものとする。特に、震度5以上の地震が発生したときには、すべての職員が自主参集しなければならない。

(5) 時間外における動員伝達



(6) 伝達の方法

時間内の伝達は口頭、電話とし、時間外は電話、使走による。緊急を要する場合は防災行政無線による放送による。

4 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模地震災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、地震発生直後の人命救出活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力出来る初動体制を確立する。

(2) 消火活動体制

地震による火災は地震の規模、発生時期、時間帯、気象条件等によって発生件数、延焼拡

大要素も大きく変わることから、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応が出来る体制を確立する。

(3) 救助・救急活動体制

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(4) 消防広域応援体制（県）

地震被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することが出来ない場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第 43 条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

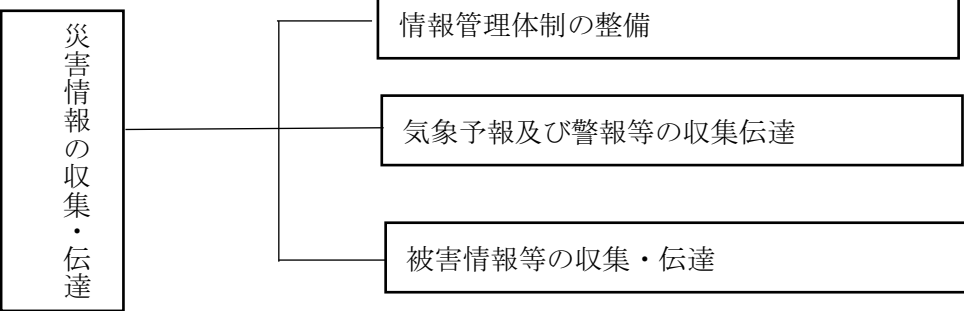
第２節 災害情報の収集・伝達

町は、地震発生時において適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害状況等の収集、伝達活動を行う。

町、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

その際、避難行動要支援者、災害によって孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

施策体系図



１ 情報管理体制の確立

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第２節 初動体制の確立）

２ 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

- ア 県内で震度１以上を観測したとき。
- イ その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 種類及び内容

ア 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類	発表基準	情報の内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

震 源 ・ 震 度 に 関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各 地 の 震 度 に 関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
そ の 他 の 情 報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推 計 震 度 分 布 図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震 動に関する 観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

イ その他、気象庁の提供資料

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

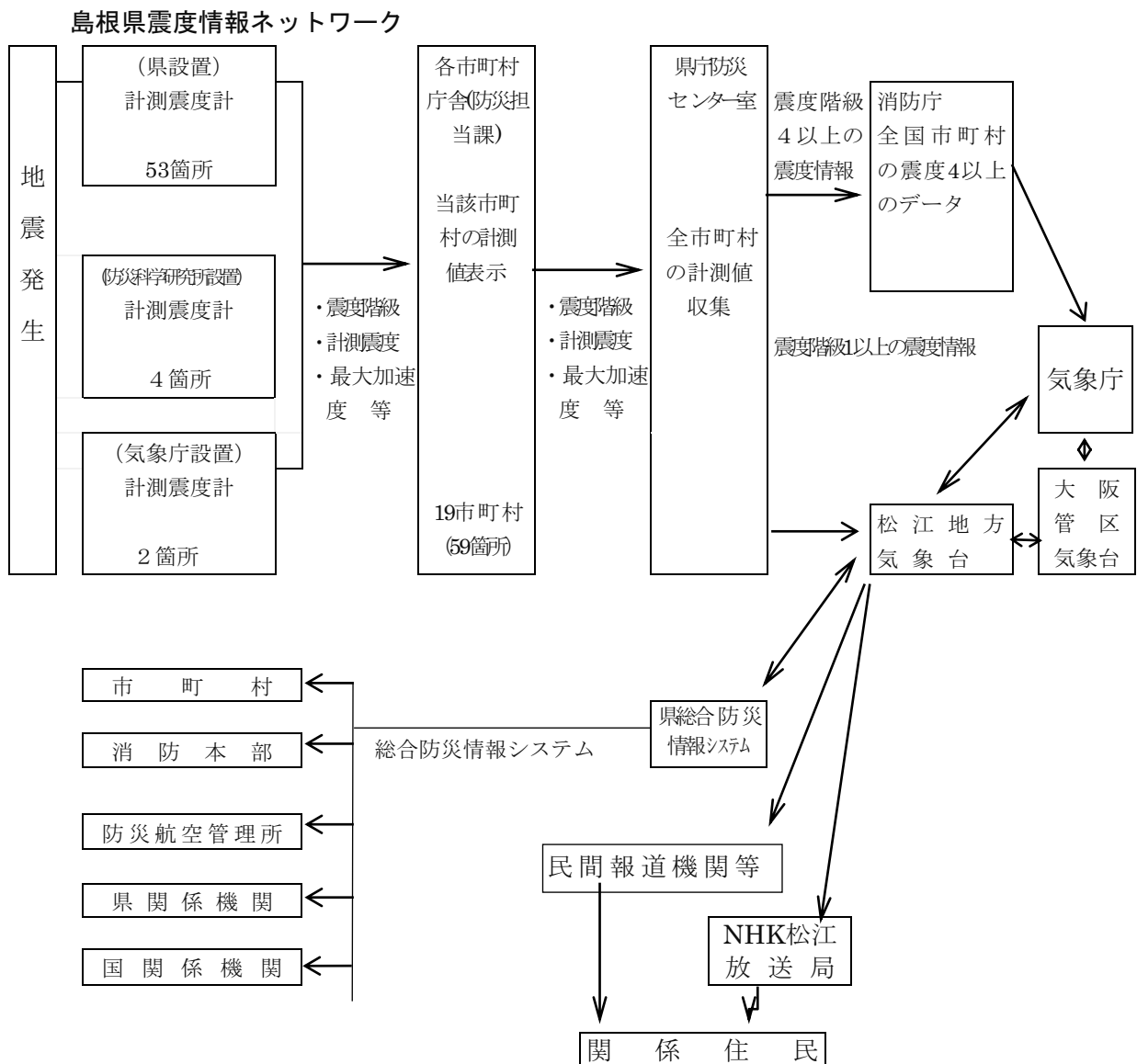
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
管内地震活動図	・定期（毎月月初旬）	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
島根県の地震	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、防災に係る活動を支援するために、週ごとの各地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信することになっている。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

さらに整備された震度計の震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度計の震度情報と同等の品質管理が行えるものについて、気象庁が発表する震度情報に含めて発表することとなった。



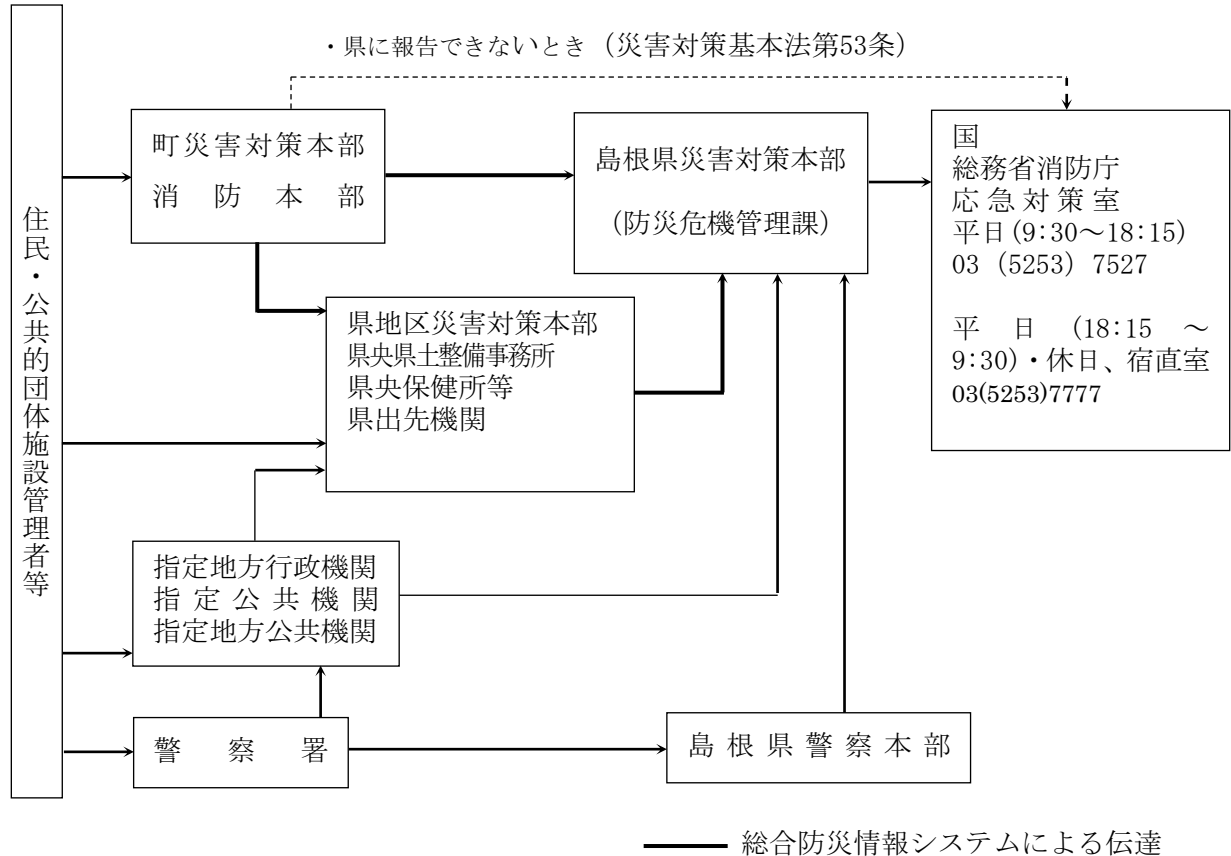
3 被害情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集・伝達系統

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

情報の収集・伝達系統



(2) 被害情報の収集把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は、総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

ア 自治会長、消防団分団長から電話、使送等により被害報告を受ける。

イ 参集職員から参集途中の状況を聴取する。

ウ 住民からの通報を受ける。

なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを覚知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する

(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

ア 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(ア) 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(イ) 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(ウ) 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

(3) 調査事項

所定の被害報告様式の内容について調査する。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害(行方不明者の数を含む。)、建築物被害、農地被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準(1)

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 初動体制の確立 参照)

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 初動体制の確立 参照)

(1) 被害の取りまとめ及び報告

ア 町から県への報告

各課は、被害の調査結果を定められた時間に総務財政課に提出するものとする。総務財政課長は、被害状況を取りまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から町長に報告し、県総合防災情報システム等により直ちに県に連絡する。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各課に対し所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。

(イ) 災害発生即報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は事務局）及び県央県土整備事務所に報告する。

ただし、システムによる報告ができない場合は FAX または電話による。

(ウ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲で現場写真などの画像資料を添付する。

(エ) 被害規模を早期に把握するため、町は情報（119 番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

イ 町から国への報告

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合、町は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市町村は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う（第 3 直接即報基準）。

ウ 報告の種類及び時間等

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置 の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即 報用）以上のもの） ※様式第 0 号による	町→県央県土整備事務所・防災危機管 理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものである ので昼夜間を問わず電話電 報、無線等を利用して報告すること。

速 報	各種被害等の概況 ※様式第１号による	町→県央県土整備事務所→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県央県土整備事務所が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により消防防災課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第２号～様式第23号による	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸 応急対策の決定等 のもとになるもの であるため、関係 課等は迅速に被害 等の収集ができる よう平素から体制 を整えておくもの とする。
確 定 報 告	同	上 町・県出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画等の もとになるので正 確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町・県央県土整備事務所・県関係課→ 防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ラ イ フ ラ イ ン	電気、エルピーガス、電信 電話、下水道、簡易水道被害の状況	町・県関係課→防災危機管理課 販売事業者→エルピーガス協会→消防 総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタール 以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後においては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

エ 報告様式及び様式別報告系統

※風水害対策編と同じ (第２編第２章第２節 災害情報の収集・伝達 参照)

第3節 災害広報

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町は、防災関係機関と連携し、通信手段の確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

施策体系図



1 広報内容

(1) 地震発生直後の広報

ア 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）

イ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等

(2) 地震による被害発生時の広報

ア 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

イ 災害応急対策の状況（地区ごとの取組状況等）

ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等）

エ 電気・ガス・下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

カ 応急危険度判定体制設置の状況（必要性と要請方法）

(3) 応急復旧活動段階の広報

ア 被害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）

イ 安否情報及びその確認方法（市町村ごとの被災者数等。災害用伝言サービス等の案内）

ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給状況（被災市町村・町民への支援内容等）

エ その他生活に密着した情報（県による被災者相談窓口の開設、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな県全域にわたる情報等）

オ 橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

(4) 支援受入れに関する広報

ア 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

イ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(5) 被災者に対する広報

町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(6) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの案内・利用呼びかけ、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報等

2 広報の方法

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第３節 災害広報 参照）

3 住民等からの問い合わせに対する対応

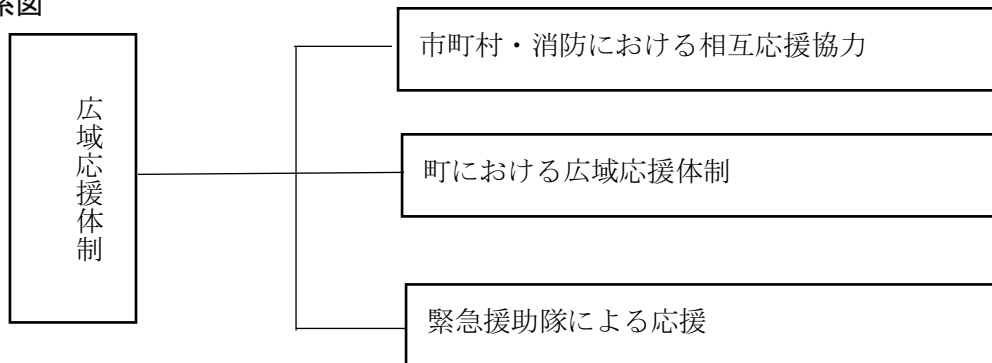
※風水害対策編と同様 （第２編第２章第３節 災害広報 参照）

第4節 広域応援体制

大規模地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て広域的な応援体制を迅速に構築し、災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

施策体系図



1 市町村相互の応援

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)

2 県内消防本部の応援

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)

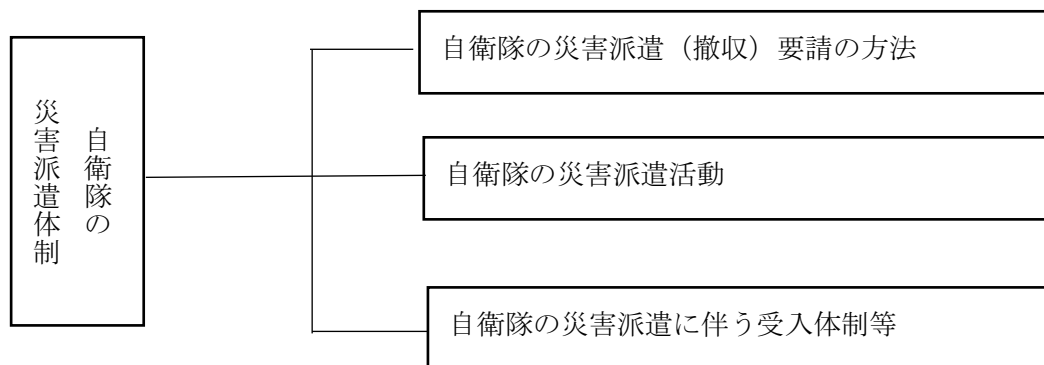
3 自主防災組織との協力体制

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)

第5節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、行うこととなるが、派遣要請に当たっては、公共性・緊急性・非代替性の3つの災害派遣原則に鑑み、町は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような確かな情報提供に努める

施策体系図



1 自衛隊の派遣基準等

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

2 派遣の要請方法

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

3 知事に対する災害派遣要請の要求

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

4 活動の内容

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

5 派遣部隊の受入体制の整備

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

6 使用資器材の準備

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

7 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

8 派遣部隊の撤収要請

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

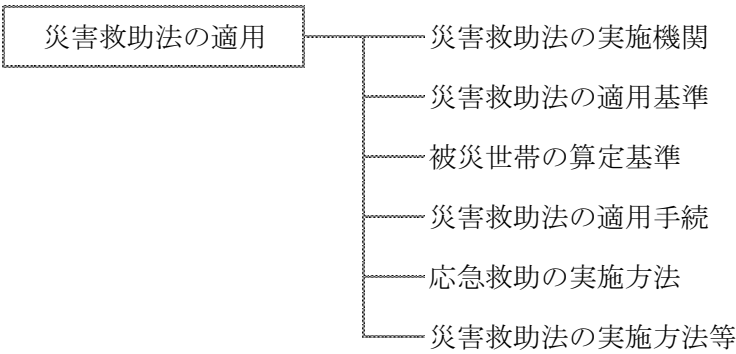
9 経費の負担

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照）

第6節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、町域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

施策体系図



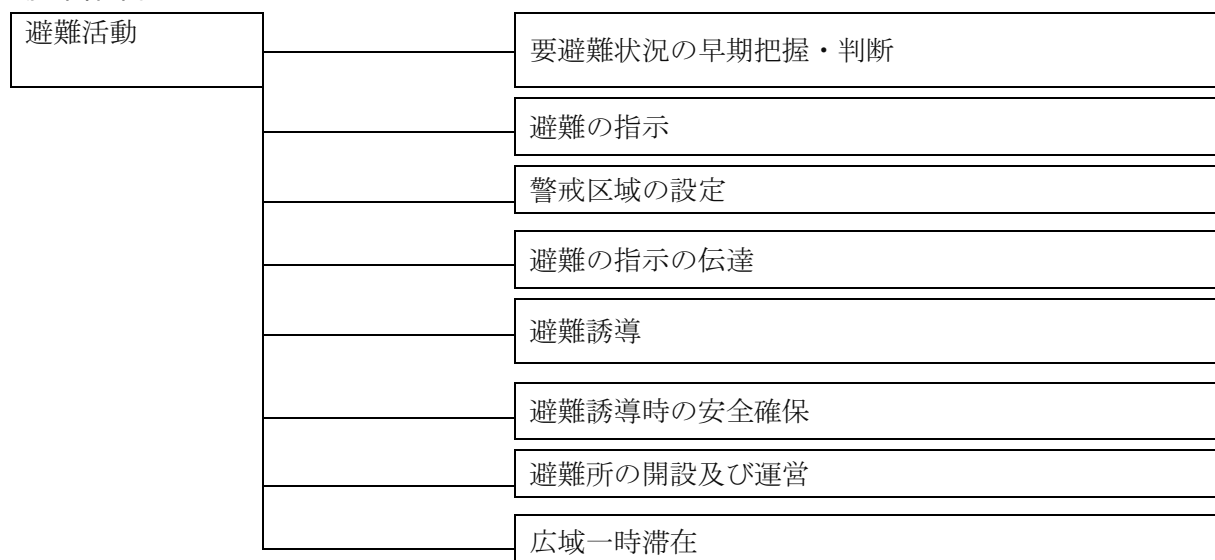
- 1 災害救助法の実施機関
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 2 災害救助法の適用基準
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 3 被災世帯の算定基準
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 4 災害救助法の適用手続
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 5 応急救助の実施方法
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 6 災害救助法の実施方法等
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)

第7節 避難活動

大規模地震発生時においては、火災、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者について十分考慮する。

避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

施策体系図



1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測さ

れる場合に避難が想定されるが、町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

イ 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等における土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

2 避難の指示

(1) 避難の指示権者及び時期

地震災害時に同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

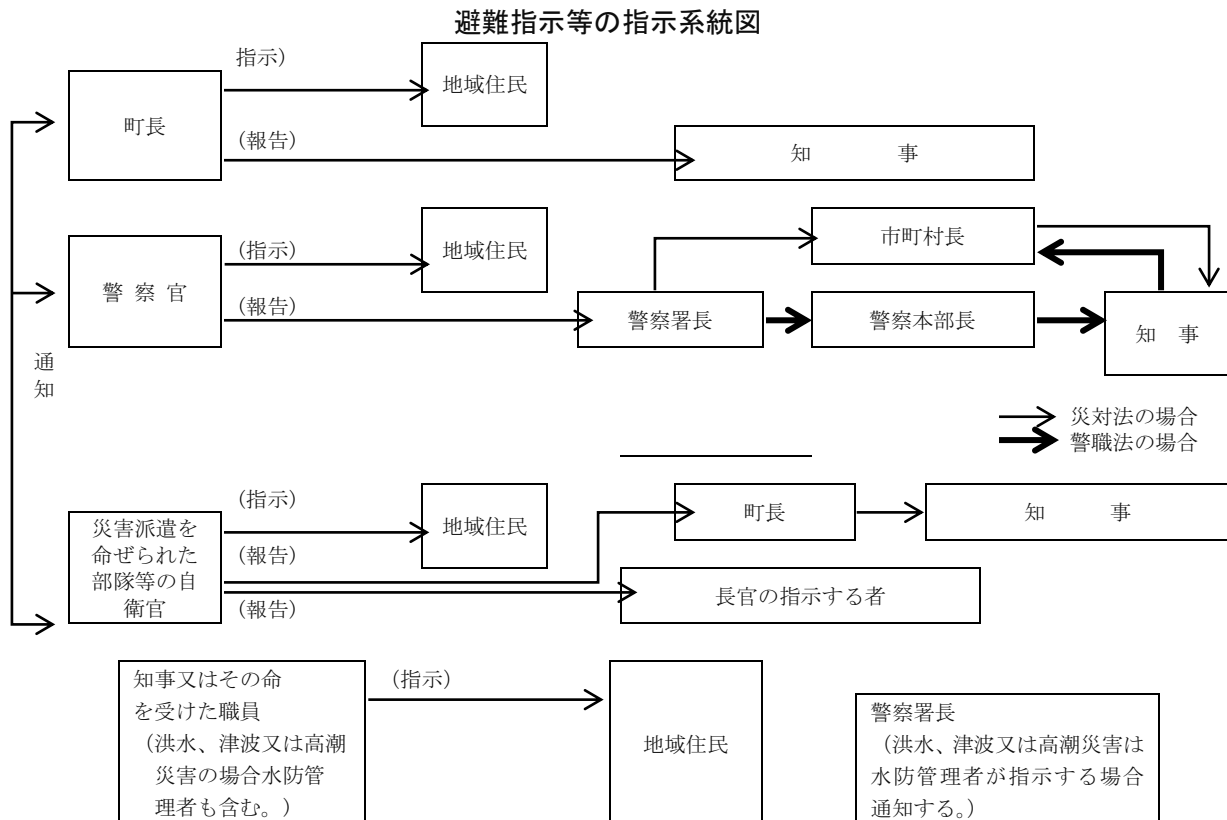
避難の指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。

表 1 避難の指示権者及び時期表

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示 「緊急安全確保」の指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口は防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条第1項、第2項 警察官職務執行法第4条	全災害 ・町長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危険を受けるおそれのある者	立退きの指示 「緊急安全確保」の指示 警告、避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)

自衛官	自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた県職員）水防管理者	水防法第29条	洪水による災害 ・河川等のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上



(2) 避難の指示の内容及びその周知

ア 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長等は、次の内容を明示する。

- (7) 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- (イ) 避難対象地域
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路

- (d) 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- (e) 出火防止の措置
- (f) 電気（配電盤）の遮断措置（ブレーカーを落とす。）
- (g) その他必要な事項

イ 住民への周知

地域住民等に対して、無線放送、広報車、サイレン等を使用し、又は報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

(3) 避難指示の伝達方法

ア 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- (7) 避難すべき理由（危険の状況）
- (i) 避難経路及び避難先
- (ii) 避難先の給食及び救助措置
- (iii) 避難後における財産保護の措置
- (iv) その他必要な事項

イ 避難対策の通報・報告

- (7) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (i) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。
- (ii) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (iii) 町は、避難措置の実施に関し本計画に、次の事項を定めておく。
 - a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - b 避難措置を実施する区域別責任者
 - c 避難の伝達方法
 - d 地域ごとの避難場所及び避難方法
 - e その他の避難措置上必要な事項

3 警戒区域の設定

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

4 避難の指示の伝達

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

5 避難誘導

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

6 避難誘導時の安全確保

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

７ 指定避難所及び避難場所開設及び運営

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

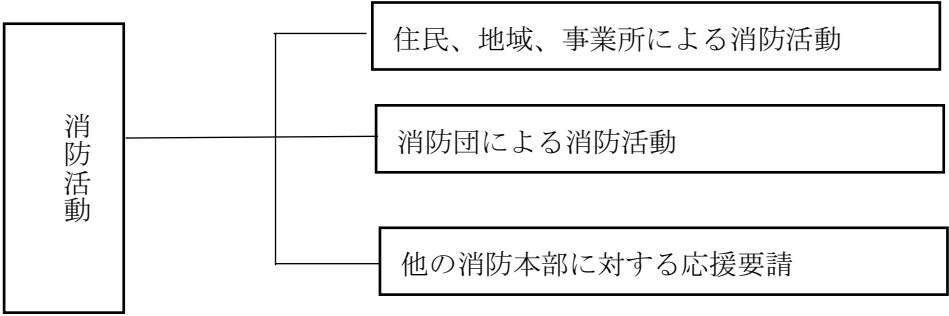
８ 広域避難 ※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第７節 避難活動 参照）

第8節 消防活動

地震火災は、地震による被害のうち、その時の条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、消防機関は、全機能をあげて応急対策に取り組む。

施策体系図



1 住民、地域、事業所による消防活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)

2 消防団による消火活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)

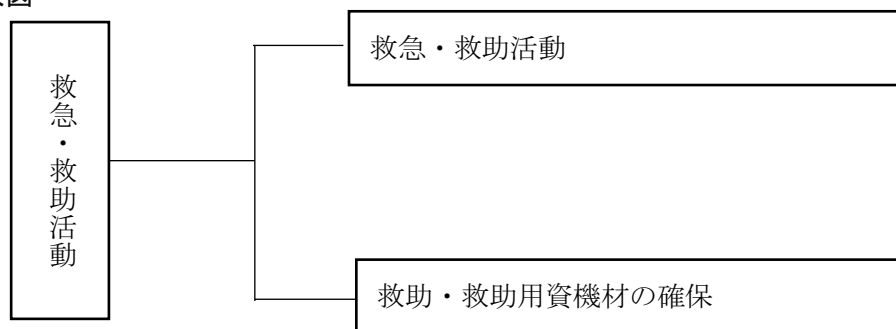
3 他の消防本部に対する応援要請

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)

第９節 救急・救助活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

施策体系図



１ 実施体制の確立

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第９節 消防活動 参照）

２ 惨事ストレス対策

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第９節 消防活動 参照）

３ 救急・救助用装備・資機材の調達

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第９節 消防活動 参照）

第10節 医療救護活動

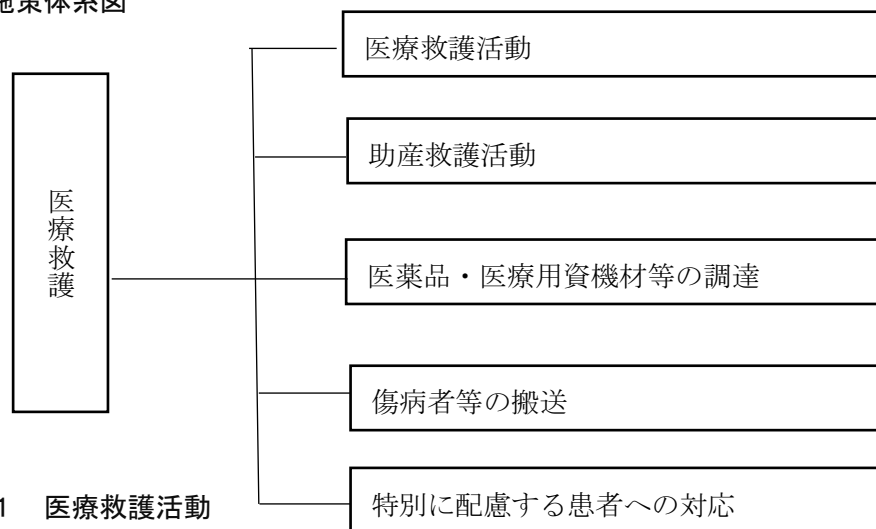
地震災害時には、多数の傷病者が町内各所で同時多発して一時に医療機関に集中し、また、医療機関も被害を受けることも考えられる。被災者の万全の救護を期するには、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備や医薬品・資器材の確保についての計画が必要である。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、被災者の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していく。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T実施要領」による。

施策体系図



1 医療救護活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

2 助産救護活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

3 医薬品・医療用資器材等の調達

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

4 傷病者等の搬送

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

5 特別に配慮を要する患者への対応

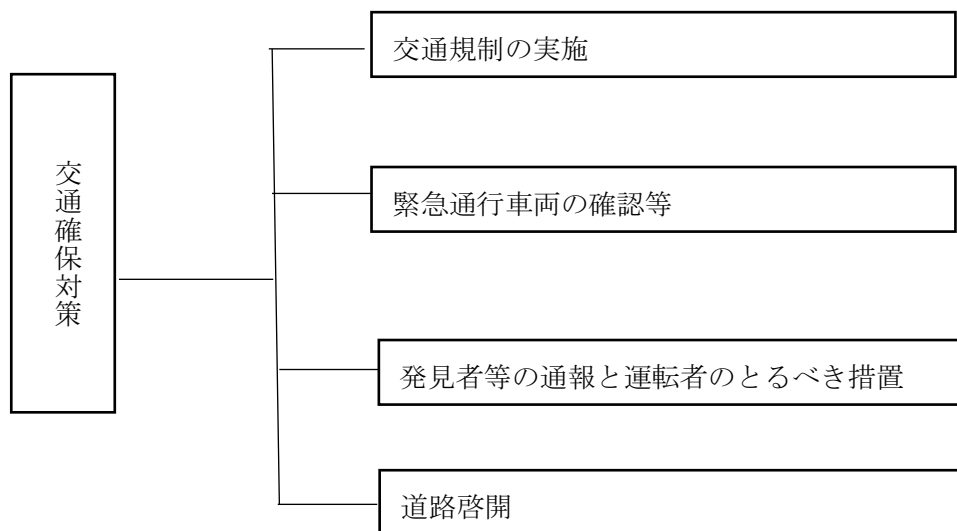
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

第 11 節 交通確保対策

震災時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施機関

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

2 交通規制の実施

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

3 発見者等の通報と運転者のとるべき行動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

4 道路啓開

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

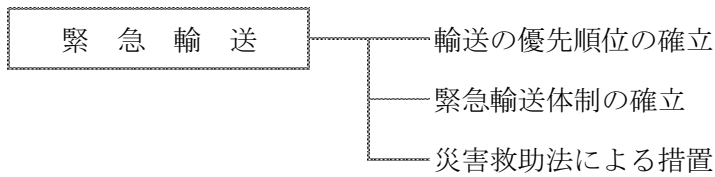
5 緊急通行車両の確認等

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

第12節 緊急輸送

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

施策体系図



1 輸送の優先順位の確立

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第12節 緊急輸送 参照）

2 緊急輸送手段の確保

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第12節 緊急輸送 参照）

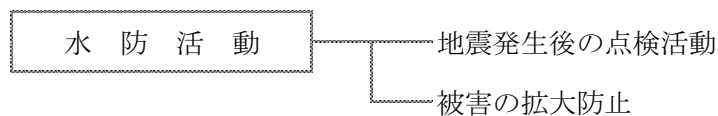
3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第12節 緊急輸送 参照）

第 13 節 水防活動

町は、防災関係機関と連携し、地震後の施設の損壊及び地盤沈下による浸水や土砂災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

施策体系図



1 地震発生後の点検活動

(1) 河川等の点検、警戒活動

町は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる。

許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

(2) 水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

(3) ため池の点検

町は、町域において震度４以上の地震が発生した場合、以下フロー図にある「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、県に報告する。

対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

2 被害の拡大防止

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川堤防等の決壊等による出水防止措置

河川堤防等の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(2) 河川施設等の早期復旧

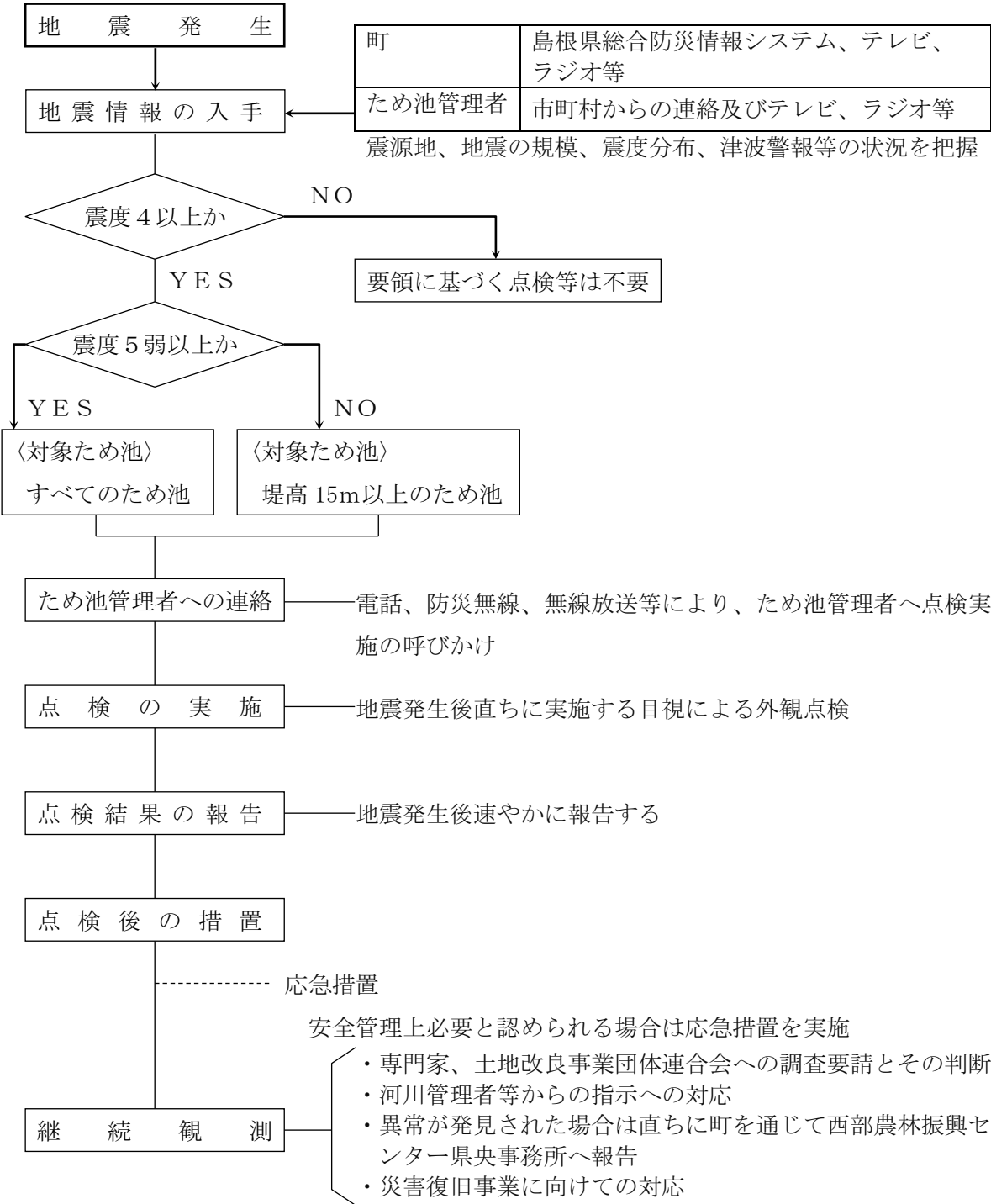
そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設等については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(3) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立ち退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

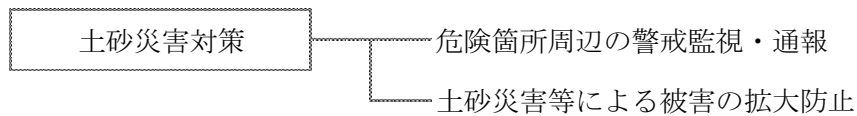
「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」フロー



第 14 節 土砂災害対策

地震発生時において、土砂災害の発生が予想される場合、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する。

施策体系図



1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第１４節 土砂災害対策 参照）

2 土砂災害等による被害の拡大防止

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第１４節 土砂災害対策 参照）

3 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

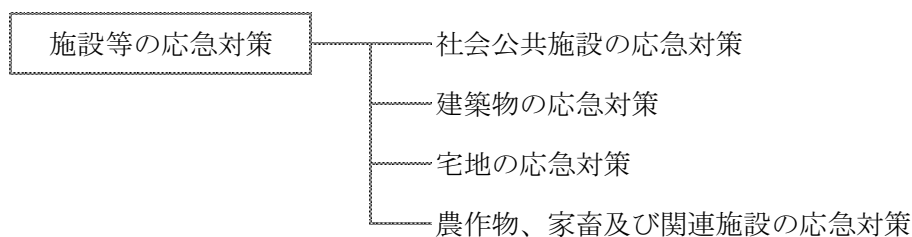
※風水害対策編と同様 （第２編第２章第１４節 土砂災害対策 参照）

第 15 節 施設等の応急対策

応急対策活動上重要な社会公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、町は施設管理者、県及び防災関係機関と協力し、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

施策体系図



1 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、施設管理者は、地震発生後施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

町は、各社会公共施設の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が図られるとともに、自主的な災害活動により被害の軽減、及び震災後における災害復旧が順調に行われるよう以下のような措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 指定避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 施設入居者の人命救助を第一とする。

2 建築物の応急対策

(1) 応急対策実施制度の設置

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、西部県民センターの建築担当部署と密接な関係を取り、応急対策活動にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

町が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、町に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

(3) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等の落下による二次災害の発生を防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は県に実施を要請するとともに、住民に応急危険度判定実施について広報する。

危険度判定の実施にあたっては、県と連絡を密にし、判定業務の執行に協力する。また、判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明を行い、二次災害の発生を防止する。

(4) 応急対策業務への応援要請

町は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

3 宅地の応急対策

(1) 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

(2) 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

4 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

(1) 被害状況の報告

町は、地震が発生した場合、農作物等の被害状況を西部農林水産振興センター県央事務所に報告する。

(2) 地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を西部農林振興センター県央事務所に報告するとともに、関係機関と一体となって家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

ア 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

県の指示に従い、薬剤散布等、家畜伝染病の発生及びまん延の防止に努める。

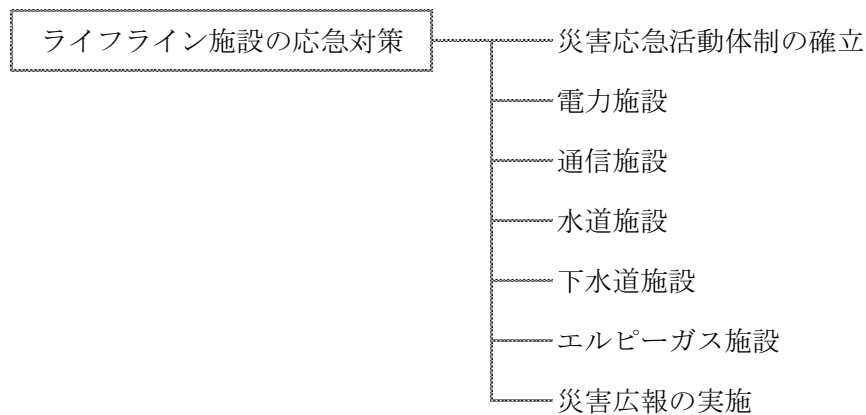
イ 飼料等確保対策

被災地における家畜飼料を確保するため、飼料販売業者に対し、必要数量の供給について協力要請を行う。また、搾乳事業者と連携し、震災時における集乳路線の確保を行う。

第 16 節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

施策体系図



1 災害応急活動体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

2 電力施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

3 通信施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

4 水道施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

5 下水道施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

6 エルピーガス施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

7 災害広報の実施

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

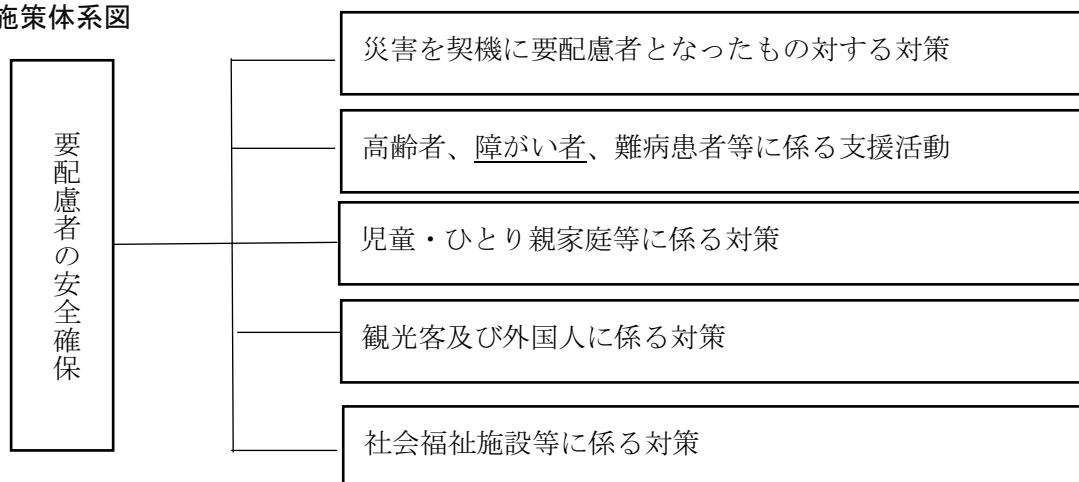
第 17 節 要配慮者の安全確保

震災時においては、避難行動要支援者や高齢者、病弱者（難病患者を含む。）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に災害を契機に新たに要配慮者となったものについては、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進し、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

施策体系図



1 要配慮者に対する対策

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照）

2 社会福祉施設等に係る対策

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照）

3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照）

4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照）

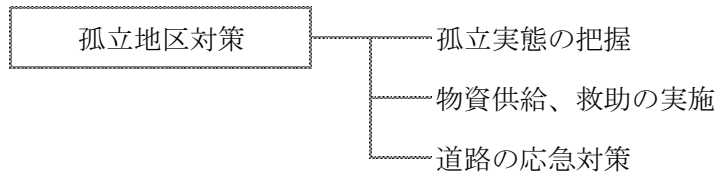
5 観光客及び外国人に係る対策

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照）

第 18 節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

施策体系図



1 孤立実態の把握

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 7 節 孤立地区対策 参照)

2 物資供給、救助の実施

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 7 節 孤立地区対策 参照)

3 道路の応急対策

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 7 節 孤立地区対策 参照)

第 19 節 飲料水の供給

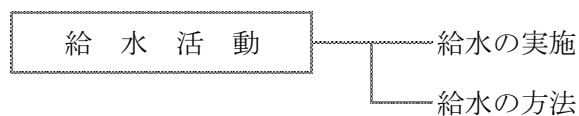
震災時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請をし、給水活動を実施する。指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

施策体系図



1 給水の実施

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第１８節 飲料水の供給 参照）

2 給水の方法

※風水害対策編と同様 （第２編第２章第１８節 飲料水の供給 参照）

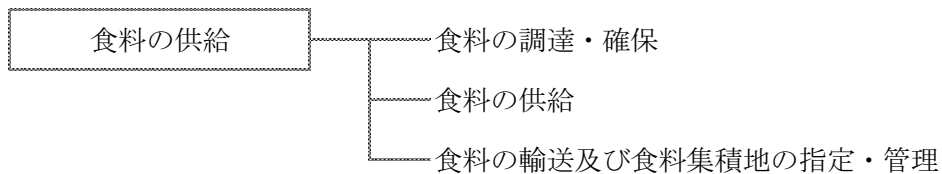
第 20 節 食料の供給

震災時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

施策体系図



1 食料の調達・確保

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 9 節 食料の供給 参照)

2 食料の供給

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 9 節 食料の供給 参照)

3 食料の輸送及び食料集積地の指定・管理

※風水害対策編と同様 (第 2 編第 2 章第 1 9 節 食料の供給 参照)

第 21 節 生活必需品の供給

震災時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生することが考えられる。また、避難生活が長期化した場合、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

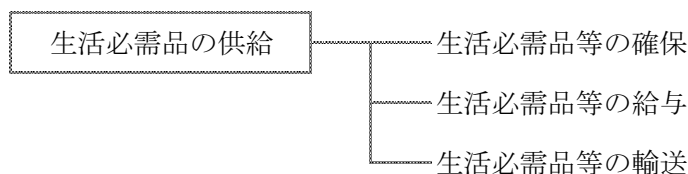
このため、衣料、寝具、燃料、その他生活必需品等、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮するものとする。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

施策体系図



1 生活必需品等の確保

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)

2 生活必需品等の給与

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)

3 生活必需品等の輸送

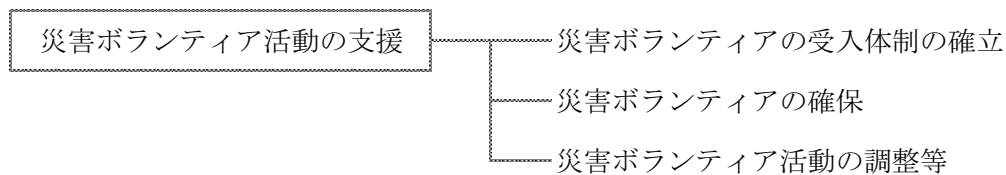
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)

第 22 節 災害ボランティア活動の支援

大規模地震災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。町は、災害救援ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図るとともに、町災害救援ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制について検討を行い、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

また、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

施策体系図



1 災害ボランティアの受入体制の確立

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照）

2 災害ボランティアの確保

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照）

3 災害ボランティア活動の調整等

※風水害対策編と同様 （第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照）

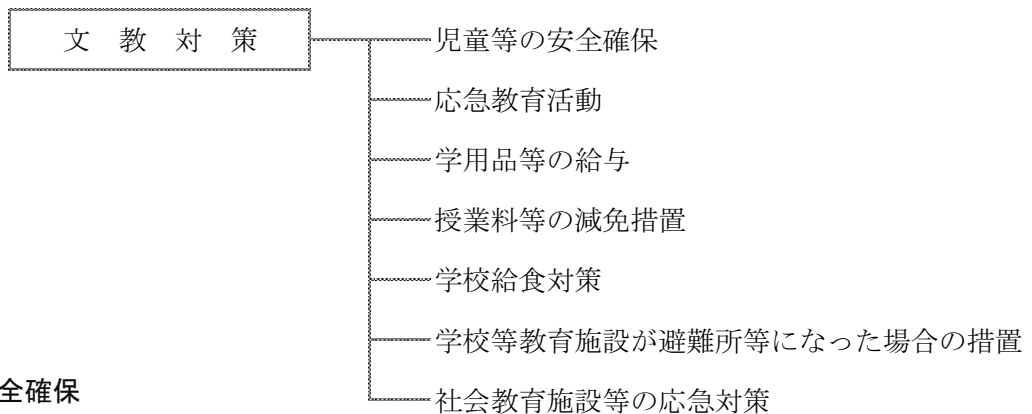
第23節 文教対策

公立の小学校、中学校、高等学校、教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び町においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

施策体系図



1 児童等の安全確保

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

2 応急対策の実施

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

3 応急教育の実施

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

4 学用品の調達及び支給

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

5 授業料等の減免措置

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

6 学校給食対策

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

7 学校等教育施設が指定避難所等になった場合の措置（教育班）

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

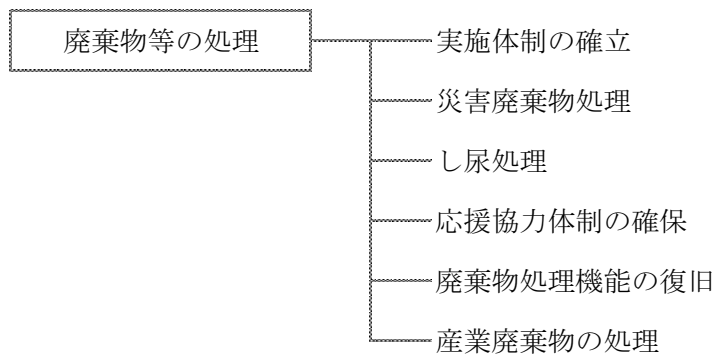
8 社会教育施設等の応急対策

※風水害対策編と同様（第2編第2章第2.2節 文教対策 参照）

第 24 節 廃棄物等の処理

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

施策体系図



1 実施体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

2 災害廃棄物処理

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

3 し尿処理

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

4 応援協力体制の確保

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

5 廃棄物処理機能の復旧

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

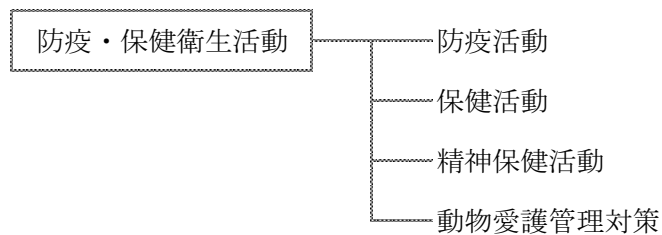
6 産業廃棄物の処理

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

第 25 節 防疫・保健衛生活動

地震災害発生時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

施策体系図



1 防疫活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)

2 保健活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)

3 精神保健活動

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)

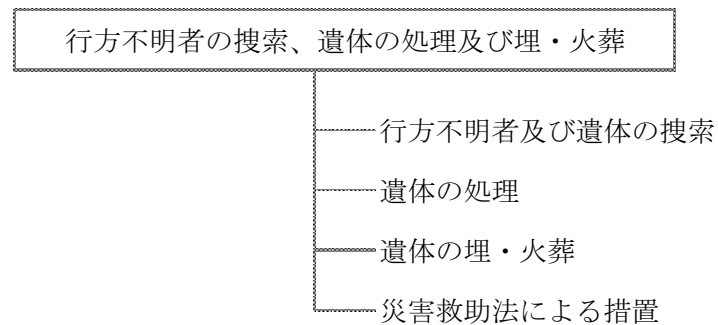
4 動物愛護管理対策

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)

第 26 節 遺体対策

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

施策体系図



1 行方不明者及び遺体の搜索

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)

2 遺体の収容等

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)

3 遺体の埋・火葬

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)

4 災害救助法による措置

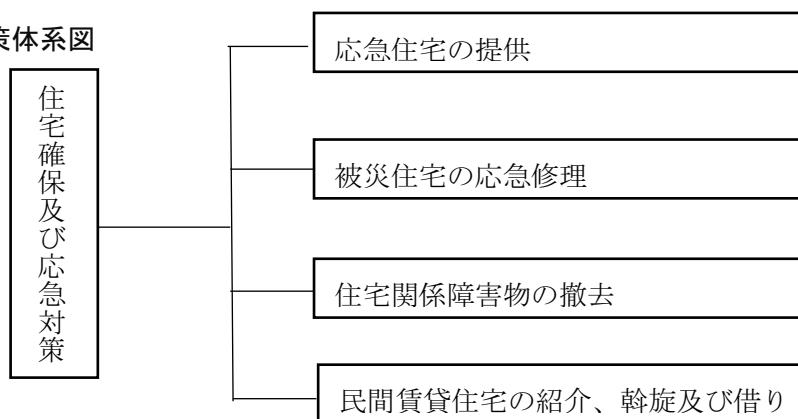
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)

第 27 節 住宅の確保及び応急対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理又は応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

施策体系図



1 応急住宅の提供

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

2 被災住宅の応急修理

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

3 住宅関係障害物の除去

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

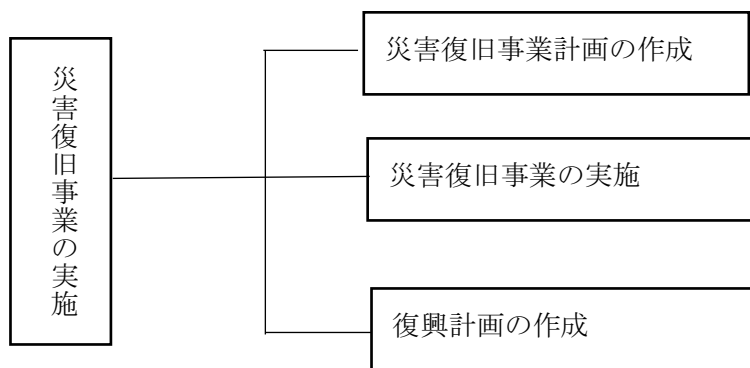
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

第1節 震災復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に、災害に強いまちづくりを進めるための復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて要配慮者（障がい者、高齢者等）の参画も促進するものとする。

施策体系図



- 1 事業計画の作成方針の検討
※風水害対策編と同様 （第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照）
- 2 災害復旧事業の実施
※風水害対策編と同様 （第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照）
- 3 復興計画の作成
※風水害対策編と同様 （第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照）

第2節 生活再建等支援対策の実施

地震災害時に多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援施策を講ずる。

施策体系図

生活再建支援対策の実施		被災者の生活相談
		被災者の被災状況の把握
		雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）
		義援金、義援品の受付、配分
		生活資金及び事業資金の融資
		郵便・電話等の支援措置
		税等の徴収猶予・減免
		災害慶弔金・災害障害見舞金等の支給
		被災者生活再建支援法に基づく支援

1 被災者の生活相談

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

2 被災者の被災状況の把握

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

3 雇用機会の確保

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

4 義援金、義援品の受付、配分

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

5 生活資金及び事業資金の融資

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

6 郵便・電話等の支援措置

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

7 税等の徴収猶予、減免

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

9 被災者生活再建支援法に基づく支援

※風水害対策編と同じ 第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

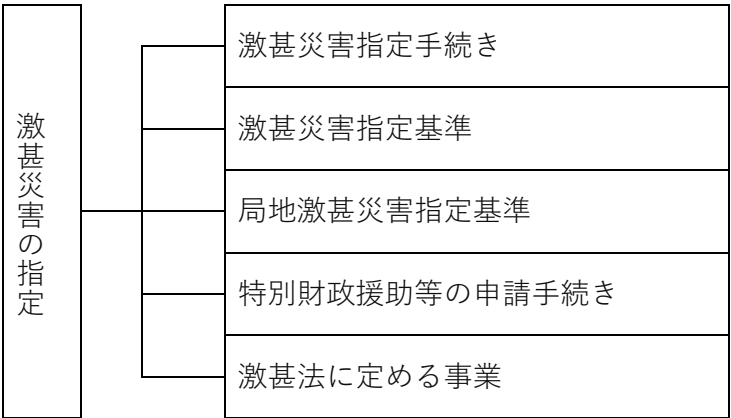
第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、町としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

施策体系図



- 1 激甚災害指定の手続
※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)
- 2 激甚災害指定基準
※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)
- 3 局地激甚災害指定基準
※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)
- 4 特別財政援助等の申請手続等
※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)
- 5 激甚法に定める事業
※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)

第4編 資料編

1 防災組織に関する資料

1 - 1 川本町防災会議条例 (平成12年4月1日 条 例 第 9 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川本町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川本町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 川本町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 島根県知事の部内の職員のうちから町長が島根県知事の同意を得て任命する者
 - (2) 島根県警察の職員のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (3) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (7) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の数は、25人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、島根県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1-2 川本町防災会議運営要綱 (平成19年3月26日 告示第21号)

第1条 この要綱は、川本町防災会議条例(昭和38年条例第34号)第5条の規定に基づき、川本町防災会議(以下「会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し、必要なことを定めることを目的とする。

第2条 会長に事故があるときは、副町長がその職務を代理する。

第3条 会議は、会長が招集しその議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 会議は、毎年度当初これを行う。ただし、災害の発生その他の事由により会議の必要を生じたときは、その都度行うものとする。

2 委員は、会議の必要を認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第5条 前2条の規定にかかわらず特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係ある委員と協議して決定することができる。

2 会長が前項の決定をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

第6条 会長は、必要に応じ、各課の課長、議会事務局及び関係委員会その他の職員をして会議に提出する議案の作成、防災計画の立案及び修正の事務に当たらせ、建議させることができる。

第7条 会長は、会長が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 災害が発生した場合において当該被害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において当該被害にかかわる災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 川本町災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和38年10月10日から実施する。

附 則(平成19年3月26日告示第21号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

1-3 川本町災害対策本部条例（平成27年9月17日 条例第20号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川本町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をおき、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

（雑則）

第5条 前各条に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月19日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

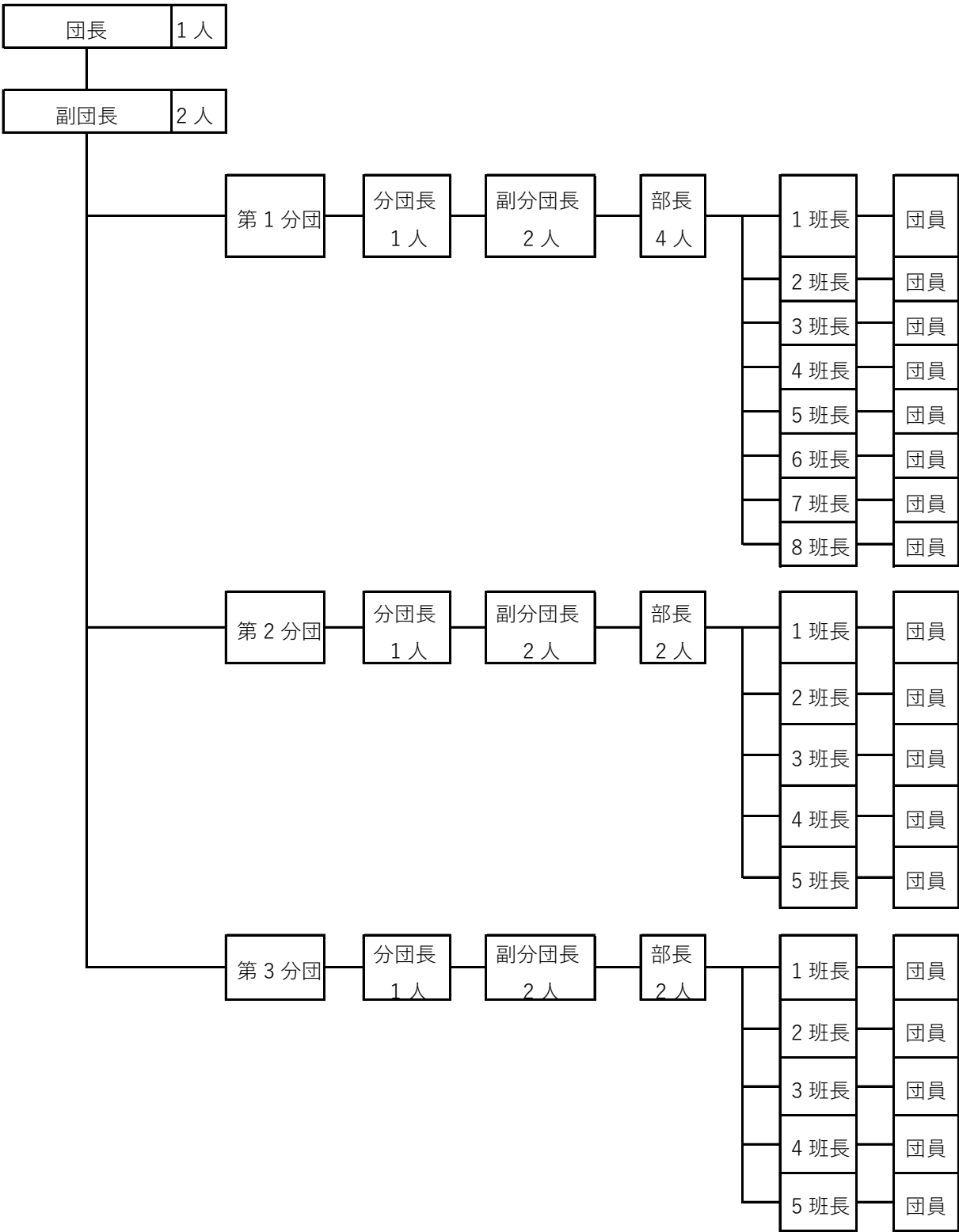
附 則（平成27年9月17日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－4 川本町消防団体制図

条例定数

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	ポンプ自動車	1 台
1 人	2 人	3 人	6 人	8 人	18 人	142 人	180 人	水槽付積載車	1 台
								ポンプ積載車	19 台
								小型ポンプ	1 台



1-5 自主防災組織

川本町自主防災組織

	自治会名	世帯数
1	木路原	58
2	日の出	169
3	上新町	34
4	中新町	37
5	下新町	31
6	元町	48
7	本町	69
8	天神町	21
9	谷	58
10	市井原	16
11	長原	11
12	矢谷	14
13	芋畑	6
14	双葉	10
15	中倉	14

	自治会名	世帯数
16	日向	9
17	因原	200
18	多田	23
19	久座仁	57
20	谷戸	19
21	笹畑	13
22	三島	86
23	西	47
24	八幡	28
25	三原	60
26	田窪	45
27	南佐木	87
28	親和	35
29	湯谷	25
30	三俣	30
31	三大字	40

川本町婦人防火クラブ結成状況

名 称	会 員 数	結 成 年 月 日
川本地区婦人防火クラブ	132	平成12年1月1日

幼年消防クラブ結成状況

名 称	会員数	結 成 年 月 日
因原保育所幼年消防クラブ	64	平成6年4月25日
川本保育所幼年消防クラブ	28	平成6年8月29日
川本北保育所幼年消防クラブ	14	平成6年9月2日

資料：江津邑智消防組合（令和3年5月1日現在）

1-6 日本赤十字社防災ボランティア

組 織	名 称	所 在 地	電 話 番 号
事 務 局	川本町社会福祉協議会	川本町川本 332-16	0855-72-0104

1－7 防災拠点施設

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	川本町役場	川本町川本271-3	0855-72-0631
2	悠邑ふるさと会館	川本町川本332-15	0855-72-0594

2 応援に関する資料

2－1 応援に関する協定一覧

締結日	協定書名	概要	相手方
H21. 12. 28	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	停電にかかる事項について、適時の情報提供（中電側）及び住民周知（町側）	中国電力株式会社浜田営業所
H23. 7. 12	災害時における情報交換に関する協定書	川本町災害対策本部等に国職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせる。	国土交通省 中国地方整備局
H24. 11. 4	広島県坂町と島根県川本町との災害時相互応援に関する協定書	友愛的精神に基づき被災した町の要請に応え応援、救助及び復旧に必要な職員派遣。被災者の受け入れ。 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供。ボランティアの斡旋等	広島県坂町
H25. 11. 3	災害時における生活関連物資の確保に関する協定書	町から要請を行い生活関連物資を避難場所その他引き渡し場所の職員に受領させ被災者に供給する。	川本町商工会 株式会社A コープ西日本
	災害時における応急対策業務に関する協定書	災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助・緊急交通確保のための障害物の除去作業	川本町建設業協会
H25. 12. 18	災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定	災害発生時の応急生活物資（食料品、生活必需品等）の供給。 物資の運搬に係る車両は、緊急通行車両扱いとするよう支援する。供給した物資とその運搬費は町が負担する。	生活協同組合しまね
H26. 3. 28	災害時における医療救護に関する協定書	川本町地域防災計画に基づき医療救護活動を円滑に実施する	社会医療法人 仁寿会
H26. 8. 25	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	災害時、緊急車両及び避難所等で石油類燃料を必要とする場合、供給や運搬を優先的かつ積極的に協力する。	島根県石油協同組合邑智支部
H26. 8. 25	災害時における緊急用L P ガスの調達に関する協定書	災害時、避難所等でL P ガスを必要とする場合、調整器やゴムホース、炊飯器等を設置し積極的に協力する。	島根県L P ガス協会 島根県L P ガス協会邑智支部
H28. 12. 20	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	被災者等の通信確保のため特設通信回線を設置し通信の提供を受ける。特設公衆電話の電話機を川本町が設置し屋内配線はN T T 西日本が設置する。	西日本電信電話株式会社島根支店
H30. 8. 1	島根県消防広域相互応援協定	島根県は市町村長等に対して消防応援活動に必要な各種調整及び支援等のため必要な指示を行う。代表消防機関及び代表消防機関代行は消防機関の統轄、後方支援活動を行うとともに島根県と密接な連絡調整を図る。	島根県内各市町村、益田地区広域市町村圏事務組合、江津邑智消防組合、雲南広域連合、隠岐広域連合
R. 1. 5. 1	災害救助物資の調達に関する協定書	災害時における物資の確保のため、要請することができる	（株）ジュンテンドー

④ 2－1 災害時の応援に関する資料一覧

R. 1. 11. 18	災害時における川本町と川本町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	災害時における福祉避難所の運営、ボランティアセンターの運営に関する協定	川本町社会福祉協議会
R2. 2. 4	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書	大規模災害時における情報発信（ラジオ放送枠）を確保し、災害情報ネットワークの構築を図る。	株式会社エフエム山陰 株式会社山陰放送
R2. 5. 14	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	停電にかかる事項について、適時の情報提供（中電側）及び住民周知（町側）	中国電力ネットワーク(株)浜田ネットワークセンター
R2. 10. 1	島根県防災ヘリコプター応援協定	災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプターの応援を求めることについて、必要事項を定める	島根県、全市町村、全一部事務組合、広域連合
R2. 11. 24	災害発生時における川本町と川本町内郵便局の協力に関する協定	川本町内に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。	川本町内郵便局
R3. 2. 26	地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書	地理空間情報及び物品の相互活用及び災害対応等における迅速な協力の実現のため、必要事項を定める。	国土交通省 国土地理院

3 防災関係施設・資機材等に関する資料

3-1 水位観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
江の川	川平水位観測所	6.30m	8.40m	9.20m	9.70m
江の川	谷住郷水位観測所	5.60m	7.70m	8.60m	9.20m
江の川	川本水位観測所	5.00m	6.00m	8.00m	8.60m
江の川	都賀水位観測所	4.40m	5.40m	7.00m	7.50m
江の川	大津水位観測所	4.20m	5.20m	8.10m	9.00m
濁川	因原水位観測所	2.30m	4.50m		

3-2 消防水利状況

(令和3年4月1日現在)

区分 地域名	計	消 火 栓			防 火 水 そ う		
		小 計	公 設	私 設	100m ³ 以上	40～100m ³ 未満	20～40m ³ 未満
川本地域	210	158	158			51	4

川本町水利台帳より

3-3 給水車・給水器材等整備状況

積載用タンク	定置用タンク	容器	ろ水器	その他
2.0m ³ 1個	—	60 900枚	—	

3-4 江津邑智消防組合 消防ポンプ自動車等現有数

普通消防ポンプ自動車(B1以上)	9 台
水槽付消防ポンプ自動車(B1以上)	1 台
梯子付消防自動車 (24m)	1 台
津波・風水害対策車	1 台
指揮車	2 台
救急車	9 台 (うち高規格救急車 8 台)
救助工作車	2 台

3－5 管理団体水防倉庫の防災資機材数

川本町水防倉庫 川本町大字川本 269-8

器具名	数量	器具名	数量
かけや	6丁	杭 丸太	30本
のこぎり	2丁	ハンマー	2丁
スコップ	30丁	鉄線	20kg
ツルハシ	2丁	発電機	4基
おの（斧）	2丁	バール	3丁
くわ（鋤）	2丁	ロープ	100m
かま（鎌）	5丁	とび口	3本
ペンチ	2丁	救命胴衣	10個
なた（鉋）	3丁	土嚢袋	3,000枚
照明具	10個	バルーン投光器	1基

3-6 小水力発電ダム

施設社名	発電所名	水系名	河川名	使用開始 年月	発電所 型式	発電所 出力 (kw)	堰堤	
							種類	高さ
島根 おおち (農)	都賀 発電所	江の川	塩谷川	昭和38年 6月	水路式	190	コンクリート 重力	2.1 m
島根 おおち (農)	角谷 小水力 発電所	江の川	角谷川	昭和40年 3月	水路式	250	コンクリート 重力	2.5 m

3-7 浜原ダム

資料：中国電力(株)（平成28年4月1日現在）

水系河川名	江の川水系江の川	集水面積 (km ²)	3,000.00
位置	邑智郡美郷町信喜	最高貯水位 (標高 m)	65.00
種類	重力式越流型可動扉付 コンクリートダム	最低貯水位 (標高 m)	63.00
高さ	19.00m	総貯水量 (m ³)	11,200,000
堤頂長	361.40m	有効貯水量 (m ³)	2,600,000
可動扉種類	鋼製ローラーゲート (高9.4m×巾14.0m)	湛水面積 (m ²)	1,490,000
大門数	12門	竣工年月	昭和29年2月
計画洪水量 (m ³ /sec)	9,770	現状	良好

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所について

	避難所	建築年	構造	階数	面積	災害種別	指定緊急避難場所				指定 避難所	自主 避難所	浸水想 定区域 (最大)	土砂災害警 戒区域	土砂災害特 別警戒区域
						収容人数	洪水	風水害 (土砂)	地震	その他					
1	木路原自治会館	H4.12	鉄筋コンクリート	1	181	35		○	○	○	○	○	5m	-	-
2	本町会館	S61.1	軽量鉄骨造	2	214	35		○	○	○	○	○	20m	-	-
3	悠邑ふるさと会館	H8	鉄筋コンクリート	地下1階 地上3階	5,726	600	○	○	○	○	○	○	-	△土石流	-
4	川本小学校	S47.8	校舎 鉄筋コンクリート 屋体 軽量鉄骨	校舎3階 体育館4階	校舎3,434 体育館800	135	○	○	○	○	○		-	△急傾斜 ○土石流	-
5	島根中央高校	S53. 12	鉄筋コンクリート	校舎4階 体育館3階	校舎6,240 体育館3,921	140	○	○	○	○	○		-	△急傾斜	
6	朝霧館	S59.3	鉄筋コンクリート	2	280	50			○	○	○	○	10m	○急傾斜	-
7	市井原集会所	S58.11	鉄筋コンクリート	1	116	20	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜 ○土石流	-
8	長原集会所	H6.9	その他	1	92	20	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜	-
9	矢谷集会所	S58.11	鉄筋コンクリート	1	92	25	○	○	○	○	○	○	-	○土石流	-
10	芋畑集会所	S56	木造	1	80	15	○	○		○	○	○	-	△急傾斜 ○土石流	△土石流
11	畑野集会所	S57.11	木造	不明 1	不明 99	20	○	○	○	○	○	○	-	-	-
12	中倉集会所	S59.3	木造	1	77	15	○	○	○	○	○	○	-	-	-
13	日向集会所	S60.3	木造	1	84	10		○	○	○	○	○	10m	-	-
14	西公民館	H15.3	鉄筋コンクリート	2	621	100	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜 △土石流	△急傾斜
15	学習交流センター	H3.4	校舎 鉄筋コンクリート 屋体 鉄筋コンクリート	校舎2階 体育館1階	校舎1,799 屋体676	45	○	○	○	○	○		-	-	-
16	多田集会所	H11.1	鉄骨鉄筋コンクリート	1	181	40		○	○	○	○	○	10m	-	-
17	久座仁老人福祉センター	S61.3	鉄筋コンクリート	1	184	30		○	○	○	○	○	10m	-	-
18	谷戸集会所	S53	鉄筋コンクリート	1	132	20	○	○		○	○	○	3m	-	-
19	笹畑集会所	S54	木造	1	91	10	○	○		○	○	○	-	○急傾斜	△急傾斜
20	ふれあい公園笹遊里	H7.7	木造	1	464	35					○			-	-
21	三島管理棟	H12.4	鉄骨鉄筋コンクリート	1	389	60		○	○	○	○	○	5m	△急傾斜	-
22	川本中学校	S53.3	校舎 鉄筋コンクリート 屋体 鉄骨造(一部RC)造	校舎4階 体育館地上1階 地下1階	校舎3,487 屋体1656	110	○		○	○	○		-	△急傾斜 △土石流	△急傾斜
23	さつき会館	S60.1	鉄筋コンクリート	1	132	30		○	○	○	○	○	10m	-	-
24	八幡集会所	S63.2	軽量鉄骨造	1	154	30	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜	△急傾斜
25	絵堂集会所	H6	木造	1	71	10	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜 ○土石流	△急傾斜
26	田窪自治会館	S57.12	鉄筋コンクリート	1	224	40	○	○	○	○	○	○	-	-	-
27	三原多目的集会所	H14	軽量鉄骨造	1	280	50	○	○	○	○	○	○	-	-	-
28	三原まちづくりセンター	校舎H8 屋体H10	校舎 鉄筋コンクリート 屋体 軽量鉄骨	校舎2 屋体1	校舎1,465 屋体797	130	○	○	○	○	○	○	-	-	-
29	親和自治会館	S59.12	鉄筋コンクリート	1	150	30	○	○	○	○	○	○	-	-	-
30	三谷改善センター	S46.12	軽量鉄骨造	1	198	20	○	○	○	○	○	○	-	△急傾斜	-
31	みやこ会館	S59.12	鉄筋コンクリート	1	165	30	○	○	○	○	○	○	-	-	-
32	三大字集会所	S59.1	鉄筋コンクリート	1	221	40	○	○	○	○	○	○	-	○急傾斜	-
33	すこやかセンターかわもと	H4.8	鉄筋コンクリート	2	1891		福祉避難所				○		-	○土石流	-

1980

※ ○ 施設が区域内
※ △ 施設の一部が区域内

4-2要配慮者利用施設一覧

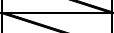
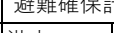
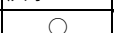
■医療機関

	地区	施設名	住所	電話番号	FAX	浸水想定区域	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			避難確保計画の作成	
							急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	土砂
①	下新町	加藤病院	川本376-4	72-0640	72-1608	○	△	○	-	-	-	-	○	○

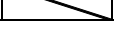
■高齢者施設

	地区	施設名	住所	電話番号	FAX	浸水想定区域	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			避難確保計画の作成	
							急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	土砂
②	下新町	介護老人保健施設 仁寿苑	川本381-4	72-3111	72-3112	○	-	-	-	-	-	-	○	
③	下新町	グループホームかわもと あいあいの家	川本376-4	72-2950	72-2950	○	-	△	-	-	-	-	○	○
④	三島	グループホームふくろうの森	川下1319-15	72-3555	73-3557	○	-	○	-	-	-	-	○	○
⑤	三島	グループホームふくろうの里	川下1373-4	72-3556	72-3558	○	-	○	-	-	-	-	○	○
⑥	因原	やすらぎ荘	因原570-1	72-3517	72-2727	○	-	○	-	-	-	-	○	○
⑦	因原	江川荘	因原518-1	72-1316	72-1666	○	-	○	-	-	-	-	○	○

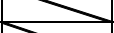
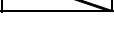
■障害者施設

	地区	施設名	住所	電話番号	FAX	浸水想定区域	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			避難確保計画の作成	
							急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	土砂
⑧	上新町	地域活動支援センターひまわり	川本257-3	72-0804	74-2022	○	-	-	-	-	-	-	○	
⑨	下新町	川本ワークス(就労作業所)	川本386	72-3055	72-1715	○	-	-	-	-	-	-	○	
⑩	下新町	放課後横デイサービスKidsわかば	川本388-1	74-2225	74-2225	-	○	○	-	-	-	-		○
⑪	久座仁	サポートハウスふたば	久座仁270-1	-	-	○							○	
⑫	因原	サポートハウスさつき	因原96-1	-	-	-	△	-	△	-	-	-		○
⑬	因原	サポートハウスはづき	因原96-1	-	-	-	△	-	△	-	-	-		○

■児童福祉施設

	地区	施設名	住所	電話番号	FAX	浸水想定区域	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			避難確保計画の作成	
							急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	土砂
⑭	上新町	川本保育所	川本243-3	72-0169	72-0230	○	-	-	-	-	-	-	○	
⑮	因原	因原保育所	因原198-9	72-1348	72-1348	○	○	○	-	-	-	-	○	○
⑯	南佐木	川本北保育所	南佐木201-3	74-0266	74-0266	-	-	-	-	-	-	-		

■学校施設

	地区	施設名	住所	電話番号	FAX	浸水想定区域	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			避難確保計画の作成	
							急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	土砂
⑰	下新町	川本小学校	川本426	72-0329	72-0807	-	△	○	-	-	-	-		○
⑱	三島	川本中学校	川下1112	72-0408	72-1762	-	△	△	-	△	-	-		○
⑲	上新町	島根中央高校	川本222	72-0355	72-0388	-	△	-	-	-	-	-		○

5 通信に関する資料

川本町防災行政無線の設置に関する条例

(設置)

第1条 町の防災活動及び行政の徹底を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、川本町防災行政無線施設(以下「無線施設」という。)を設置する。

(業務)

第2条 無線施設による業務は、次のとおりである。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通報及び伝達
- (2) その他町長が前条に定める目的のため必要と認める事項

(業務区域)

第3条 無線施設による業務の区域は、町の全域及び美郷町の一部とする。

(親局・子局)

第4条 無線施設により業務を行うため、次の場所及び地区に親局及び子局を設置する。

親局 川本町役場庁舎内

子局 木路原、久座仁、谷、因原、尾原、三島及び南佐木の各地区

(費用の負担区分)

第5条 受信施設の設置等に要する費用は、無料とする。

- 2 受信施設に内蔵する乾電池は、加入者負担で取り替えるものとする。
- 3 無線施設の維持補修費用は、町の負担とする。

(施設の保全)

第6条 加入者は、受信施設の異状を発見したときは、直ちに町に届け出なければならない。

2 無線施設の保守、点検及び補修は、町長の指定する者以外はこれを行うことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 川本町告知放送施設の設置に関する条例(昭和51年条例第18号)は、廃止する。

附 則(平成元年3月16日条例第10号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月17日条例第29号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月17日 条例第31号)

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月10日 条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

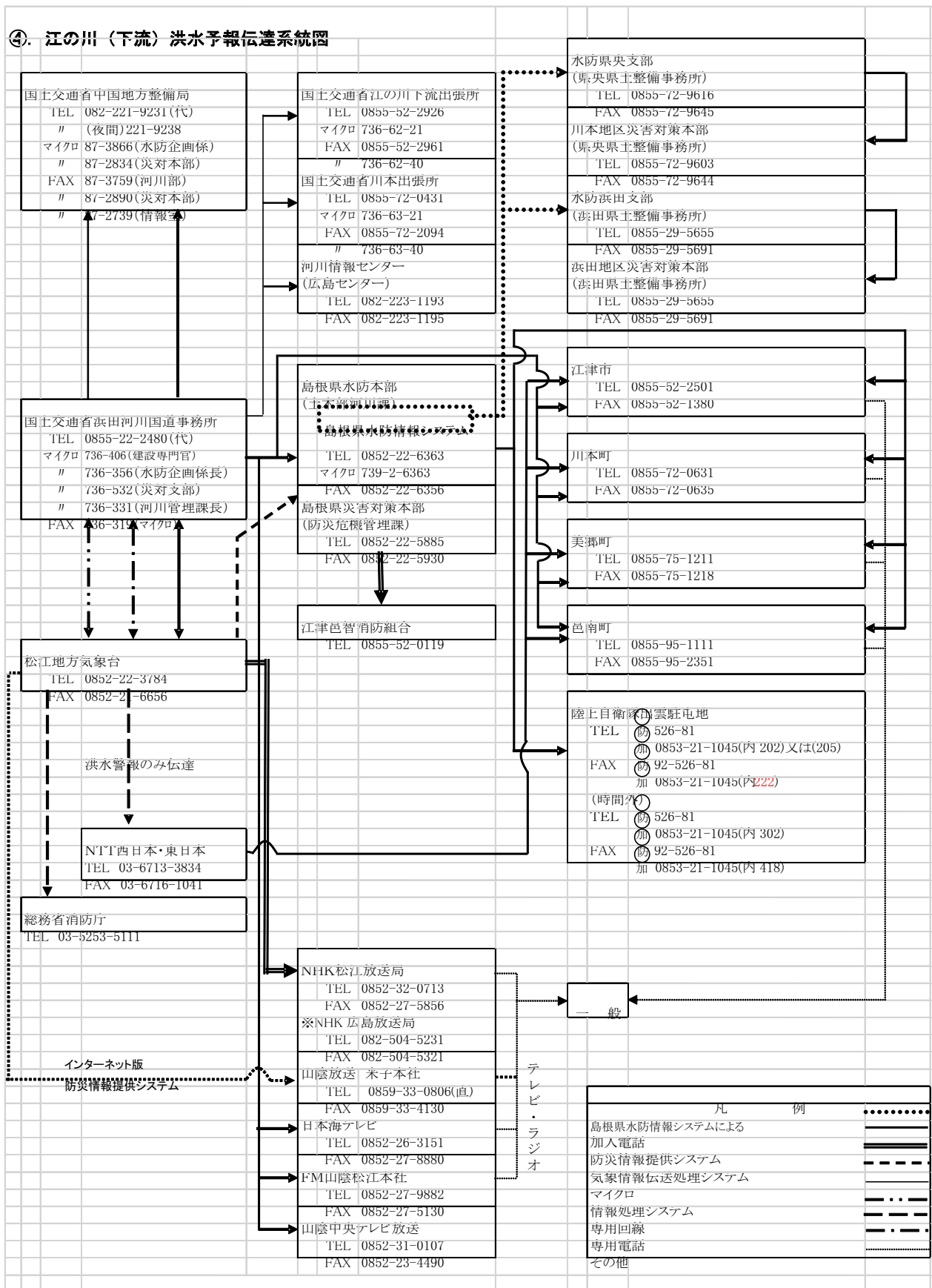
5－2 市町村防災行政用等無線通信施設整備状況

(平成28年4月1日)

市町村別	無 線 通 信 施 設								
	種 類	固 定 系				移 動 系			
		親 局	簡易中継局	子 局		基 地 局	中 継 局	子 局	
				屋外(基)	戸別(戸)			車 載 用	携 帯 用
川本町	防災行政	本庁放送室 本庁サーバー室	1局	16局 内5局 再送信	1,500	島根県庁	邑南中継局 城山中継局 木路原中継局 因原中継局 笹畑中継局	役場駐車場14台	役場倉庫14台

5-3 江の川下流洪水予報伝達系統図

④. 江の川（下流）洪水予報伝達系統図



※夜間の代行によりNHK 広島放送局へ伝達する場合がある。

6 関係法令による基準等に関する資料

6-1 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 高齢者等の要配慮者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から1か月以内	

	2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者		
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上。 2. 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、厚生労働大臣の承認により期間延長することができる。

6－2 激甚災害の指定基準等

1 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ・・・の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%

第13条	法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設 災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 ----- B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・・・の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・・・の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

3 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入－50億円) ×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （1）大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は （2）その他の災害にあつては、要復旧見込み面積

		＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定する。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

6-3 従事命令を受けた者の実費弁償

（H24. 7. 3改正）

区分	範囲	限度額（1人1日当たり）		期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人 1日 当たり	医師、歯科医師……………21,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、 臨床工学技士及び歯科衛生士 ……………15,000円以内 保健師、助産師、看護師…15,100円以内 土木技術・建築技術者……15,800円以内 救急救命士……………14,400円以内 大工……………15,100円以内 左官……………13,800円以内 とび職……………14,900円以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤 務手当及 び旅費 は、別途 定める額

応急仮設住宅建設予定地一覧（R2. 12）

地区名	名称	住所	敷地面積	建築可能面積	建築可能戸数 100㎡/戸	所有者			敷地状況				ライフライン			
						公有地 民有地	所有者	所有者の 同意	地形	利用形態	接道	土砂災害警戒区域等	水道整備状況	電気	通信	ガス
川本	川本小学校校庭	川本町大字川本426	5, 123	1, 600㎡ (20m×80m)	16	公有地	川本町	○	平坦地	校庭	3. 6m	土石流(Y)	○ (校舎、体育館)	○	○	LPガス
谷	谷 町営住宅跡地	川本町大字川本1178、 1172、1171－2、1173－ 2、1174－1、1174－5、 1174－7	2, 862㎡	1, 400㎡ (20m×70m)	14	公有地	川本町	○	平坦地	旧町営住宅 跡地 (空き地)	3. 6m	急傾斜(Y)	○	×	○	
三島	三島テニスコート	川本町大字川下	約2, 432㎡ (64m×38m)	1, 500㎡ (30m×50m)	15	公有地	川本町	○	平坦地	旧テニスコート (駐車場)	4. 0m	－	○ (プールハウス)	○ (プールハウス)	○	
木谷	旧川本西小学校校庭	川本町大字川下1477-2	7, 127㎡ (校庭のみ)	2, 400㎡ (80m×30m)	24	公有地	川本町	○	平坦地 (芝生)	グラウンド	3. 6m	－	○（校舎、 体育館）	○（校 舎、体育 館）	○	LPガス
湯谷	三谷生活改善センター	川本町大字湯谷761-1	1, 580㎡ (建物含む)	600㎡ (20m×30m)	6	公有地	川本町	○	平坦地	グラウンド	3. 6m	急傾斜(Y)	○ (改善セン ター、体育 館)	○ (改善セン ター、体育 館)	○	

※Y・・・土砂災害警戒区域
R・・・土砂災害特別警戒区域

【候補地条件】

- ・可能な限り平地
- ・町有地
- ・付近に水道管が整備済
- ・町内複数箇所の選定

8 災害危険箇所に関する資料

8-1 地すべり危険箇所

溪流名及び地区名	危険箇所の概要				備考
	所在地 (大字)	保全対象 区 域	面積 (ha)	保全対象区域現況 (建物・施設)	
1 南佐木地すべり防止区域		南佐木	86.4	住宅、公民館、保育所、集会所、県道	指定農林 S45
2 三原地すべり防止区域		三 原	59.9	住宅、集会所、県道 町道	指定農林 S45
3 田窪地すべり防止区域		田 窪	35.6	住宅、県道、町道	指定農林 S53
4 田窪東地すべり防止区域		田 窪	25.2	住宅、県道、町道	指定農林 S56
5 上組地すべり防止区域		親 和	30.5	住宅、町道	指定農林 S56
6 入野地すべり防止区域		田 窪	35.3	住宅、県道、町道	指定農林 S59
7 古市地すべり防止区域	田 窪 南佐木	古 市	165.3	住宅、公民館、県道 町道	指定農林 H2
8 下北佐木地すべり防止区域	湯 谷	下北佐木	36.5	住宅、町道	指定農林 S62
9 絵堂地すべり防止区域	川 下	絵 堂	45.5	住宅、集会所、町道	指定農林 H6
10 上組北地すべり防止区域	北佐木 湯 谷 南佐木	上 組	69.4	住宅、集会所、町道	指定農林 H9
11 林谷川	川 本	日の出 上新町 中新町 元 町	18.8	商工会館、役場 県道、町道	指定外
12 迫谷川	因 原	上因原	26.5	住宅、保育所、県道	指定外
13 三島川	三 島	上三島	28.7	住宅、県道	指定外
14 空城	川 内	空 城	54.0	住宅、町道	指定外
15 荘厳寺地すべり防止区域	三 原	荘厳寺	27.9	住宅、町道	指定農林 H14
16 川本	川 本	川 本	17.3	県道、高校、合庁 町道、病院、保育園 役場	指定外
17 因原	因 原	因 原	21.9	建出張所、県道 駐在所、町道、病院 保育園、養老院	指定外

8-2 土石流危険渓流

土石流危険渓流Ⅰ				
渓流	水系	河川	渓流	所在地
江の川-川本-005I	江の川	三谷川	宮川	湯谷
江の川-川本-006I		三谷川	コウベ谷	湯谷
江の川-川本-009I		三俣川	三俣③ノ谷	三俣
江の川-川本-011I		三谷川	下桑川	三俣
江の川-川本-012I		馬野原川	馬野原①ノ谷	馬野原
江の川-川本-016I		祖式川	関光寺川	小谷
江の川-川本-017I		祖式川	高下谷川	小谷
江の川-川本-020I		江の川	上三宅谷	久座仁
江の川-川本-021I		江の川	土居ヶ谷川	木路原
江の川-川本-022I		電安寺川	電安寺川	木路原
江の川-川本-023I		電安寺川	居櫓谷	木路原
江の川-川本-024I		江の川	天神川	木路原
江の川-川本-025I		林谷川	日の出谷	川本
江の川-川本-026I		林谷川	林谷川	川本
江の川-川本-027I		江の川	梅木谷	川本
江の川-川本-029I		矢谷川	市井原②ノ谷	川本
江の川-川本-030I		矢谷川	全長寺谷	市井原
江の川-川本-032I		矢谷川	長原①ノ谷	川本
江の川-川本-034I		矢谷川	長原③ノ谷	川本
江の川-川本-037I		矢谷川	城谷川	矢谷
江の川-川本-040I		大谷川	芋畑②ノ谷	川本
江の川-川本-047I		矢谷川	犬ヶ谷①ノ谷	市井原
江の川-川本-049I		木谷川	鉄大谷川	南佐木
江の川-川本-050I		木谷川	増田谷	南佐木
江の川-川本-051I		木谷川	八幡川	南佐木
江の川-川本-054I		三谷川	大久保谷	谷戸
江の川-川本-055I		三谷川	中野原谷	谷戸
江の川-川本-056I		江の川	葛浦迫谷	川本
江の川-川本-057I		江の川	大田迫谷	川本
江の川-川本-058I		江の川	上谷川	谷
江の川-川本-059I		矢谷川	円石谷川	谷
江の川-川本-060I		矢谷川	堤谷川	谷
江の川-川本-061I		矢谷川	桑野谷	谷
江の川-川本-062I		矢谷川	堂庭谷	谷
江の川-川本-063I		矢谷川	沢井谷	谷
江の川-川本-064I		日向川	松井谷	日向
江の川-川本-065I		日向川	日向川	日向
江の川-川本-066I		日向川	飛渡谷	日向
江の川-川本-067I		日向川	西納屋谷	日向
江の川-川本-068I		江の川	板屋谷	上因原
江の川-川本-069I		江の川	新田川	上因原
江の川-川本-070I		江の川	中の迫谷	上因原
江の川-川本-071I		江の川	迫谷川	上因原
江の川-川本-072I		江の川	岩瀬川	上因原
江の川-川本-073I		江の川	天王寺川	因原
江の川-川本-074I		江の川	仏谷川	下因原
江の川-川本-075I		江の川	林川	下因原
江の川-川本-077I		江の川	清太寺川	松ヶ崎
江の川-川本-078I		江の川	久料谷川	下尾原
江の川-川本-079I		江の川	大蔵谷	上尾原
江の川-川本-080I		奥の谷川	奥の谷川	上尾原
江の川-川本-083I		江の川	中間谷	下三島
江の川-川本-084I		江の川	溝手谷	下三島
江の川-川本-085I		江の川	丸山川	下三島
江の川-川本-086I		江の川	上三島①ノ谷	川下
江の川-川本-087I		江の川	倉田谷	上三島
江の川-川本-088I		江の川	宝繰川	寺ヶ谷
江の川-川本-090I		木谷川	浄福寺川	田原
江の川-川本-091I		江の川	絵堂谷	川下
江の川-川本-094I		江の川	松崎②ノ谷	松ヶ崎
江の川-川本-097I		木谷川	田原谷	川下
江の川-川本-100I		江の川	上三島②ノ谷	川下
江の川-川本-102I		江の川	上三島④ノ谷	上三島
江の川-川本-113I		矢谷川	坂井谷川	市井原
江の川-川本-125I		田水川	田水川②	田水

合計65箇所

土石流危険渓流Ⅱ				
渓流	水系	河川	渓流	所在地
江の川-川本-001Ⅱ	江の川	堂庭川	堂庭川	田窪
江の川-川本-002Ⅱ		江の川	白地①ノ谷	南佐木
江の川-川本-003Ⅱ		江の川	白地②ノ谷	南佐木
江の川-川本-004Ⅱ		江の川	白地③ノ谷	南佐木
江の川-川本-007Ⅱ		江の川	三俣①ノ谷	三俣
江の川-川本-008Ⅱ		三俣川	三俣②ノ谷	三俣
江の川-川本-010Ⅱ		三俣川	三俣④ノ谷	三俣
江の川-川本-013Ⅱ		馬野原川	馬野原②ノ谷	小谷
江の川-川本-014Ⅱ		祖式川	下郷	川内
江の川-川本-015Ⅱ		祖式川	半部谷	小谷
江の川-川本-018Ⅱ		江の川	久座仁①ノ谷	久座仁
江の川-川本-019Ⅱ		江の川	久座仁②ノ谷	久座仁
江の川-川本-028Ⅱ		矢谷川	市井原①ノ谷	川本
江の川-川本-031Ⅱ		矢谷川	市井原③ノ谷	川本
江の川-川本-033Ⅱ		矢谷川	長原②ノ谷	川本
江の川-川本-035Ⅱ		矢谷川	長原④ノ谷	川本
江の川-川本-036Ⅱ		矢谷川	長原⑤ノ谷	川本
江の川-川本-038Ⅱ		矢谷川	坂根川	矢谷
江の川-川本-039Ⅱ		大谷川	芋畑①ノ谷	川本
江の川-川本-041Ⅱ		大谷川	芋畑③ノ谷	川本
江の川-川本-042Ⅱ		大谷川	笠取谷	川本
江の川-川本-043Ⅱ		矢谷川	長原⑥ノ谷	川本
江の川-川本-044Ⅱ		矢谷川	長原⑦ノ谷	川本
江の川-川本-045Ⅱ		矢谷川	長原⑧ノ谷	川本
江の川-川本-046Ⅱ		矢谷川	長原⑨ノ谷	川本
江の川-川本-048Ⅱ		矢谷川	市井原④ノ谷	川本
江の川-川本-052Ⅱ		三谷川	長谷①ノ谷	湯谷
江の川-川本-053Ⅱ		三谷川	長谷②ノ谷	湯谷
江の川-川本-076Ⅱ		濁川	濁川①ノ谷	因原
江の川-川本-081Ⅱ		木谷川	奥平谷	川下
江の川-川本-082Ⅱ		木谷川	木谷川①ノ谷	川下
江の川-川本-089Ⅱ		木谷川	木谷川②ノ谷	川下
江の川-川本-092Ⅱ		木谷川	莊蔵寺①ノ谷	三原
江の川-川本-093Ⅱ		江の川	松崎①ノ谷	松ヶ崎
江の川-川本-095Ⅱ		江の川	瀬尻谷	瀬尻
江の川-川本-096Ⅱ		志谷川	志谷	志谷
江の川-川本-098Ⅱ		江の川	下三島谷	下三島
江の川-川本-099Ⅱ		三谷川	長谷③ノ谷	湯谷
江の川-川本-101Ⅱ		江の川	上三島③ノ谷	上三島
江の川-川本-103Ⅱ		三谷川	谷戸①ノ谷	谷戸
江の川-川本-104Ⅱ		三谷川	谷戸②ノ谷	谷戸
江の川-川本-105Ⅱ		三谷川	谷戸③ノ谷	谷戸
江の川-川本-106Ⅱ		三谷川	谷戸④ノ谷	谷戸
江の川-川本-107Ⅱ		矢谷川	会下①ノ谷	川本
江の川-川本-108Ⅱ		矢谷川	会下②ノ谷	会下
江の川-川本-109Ⅱ		会下川	幡①ノ谷	川本
江の川-川本-110Ⅱ		矢谷川	犬ヶ谷②ノ谷	市井原
江の川-川本-111Ⅱ		矢谷川	犬ヶ谷③ノ谷	市井原
江の川-川本-112Ⅱ		矢谷川	犬ヶ谷④ノ谷	市井原
江の川-川本-114Ⅱ		矢谷川	市井原⑤ノ谷	市井原
江の川-川本-115Ⅱ		矢谷川	長原⑩ノ谷	長原
江の川-川本-116Ⅱ		矢谷川	長原⑪ノ谷	長原
江の川-川本-117Ⅱ		矢谷川	矢谷①ノ谷	矢谷
江の川-川本-118Ⅱ		矢谷川	矢谷②ノ谷	矢谷
江の川-川本-119Ⅱ		矢谷川	坂根川②	矢谷
江の川-川本-120Ⅱ		大横谷川	芋畑④ノ谷	芋畑
江の川-川本-121Ⅱ		江の川	弓市①ノ谷	川本
江の川-川本-122Ⅱ		江の川	久座仁③ノ谷	久座仁
江の川-川本-123Ⅱ		祖式川	多田	多田
江の川-川本-124Ⅱ		田水川	田水川①	田水

合計60箇所

8－3 砂防指定地

砂防指定地

溪流名及び地区名	所在地（大字）	備 考
矢谷川		
上谷川		
竜安寺川		
仏谷川		
天王寺川		
坂根谷川		
玉繰川		
堤谷川		
久料谷川		
林谷川		
林谷川支川		
城谷川		
迫谷川		
日向川		
全長寺谷川		

土砂災害警戒区域(Y)指定箇所総括表

市町村	公民館名	急傾斜	土石流	地滑り	計
川本町	川本中央	173	124	2	297
	川本西	64	60	2	124
	川本北	103	25	10	103
計		340	209	14	563

土砂災害特別警戒区域(R)指定箇所総括表

市町村	公民館名	急傾斜	土石流	地滑り	計
川本町	川本中央	173	10	0	183
	川本西	64	7	0	71
	川本北	103	—	0	103
計		340	17	0	357

急傾斜地の崩壊

川本中央

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	上郷	川本町	川内	川本中央	○	○
2	川内B	川本町	川内	川本中央	○	○
3	川内E	川本町	川内	川本中央	○	○
4	川内D	川本町	川内	川本中央	○	○
5	中郷A	川本町	川内	川本中央	○	○
6	中郷B	川本町	川内	川本中央	○	○
7	川内C	川本町	川内	川本中央	○	○
8	中郷C	川本町	川内	川本中央	○	○
9	中郷E	川本町	川内	川本中央	○	○
10	川内F	川本町	川内	川本中央	○	○
11	日野	川本町	川内	川本中央	○	○
12	柿ノ木原A	川本町	小谷	川本中央	○	○
13	柿ノ木原B	川本町	小谷	川本中央	○	○
14	馬野原A	川本町	馬野原	川本中央	○	○
15	馬野原B	川本町	馬野原	川本中央	○	○
16	馬野原C	川本町	馬野原	川本中央	○	○
17	馬野原D	川本町	馬野原	川本中央	○	○
18	馬野原E	川本町	馬野原	川本中央	○	○
19	馬野原F	川本町	馬野原	川本中央	○	○
20	馬野原G	川本町	馬野原	川本中央	○	○
21	柿ノ木原C	川本町	小谷	川本中央	○	○
22	柿ノ木原D	川本町	小谷	川本中央	○	○
23	小谷A	川本町	小谷	川本中央	○	○
24	柿ノ木原E	川本町	小谷	川本中央	○	○
25	柿ノ木原F	川本町	小谷	川本中央	○	○
26	小谷B	川本町	小谷	川本中央	○	○
27	聞光寺	川本町	小谷	川本中央	○	○
28	半部B	川本町	小谷	川本中央	○	○
29	半部A	川本町	小谷	川本中央	○	○
30	多田A	川本町	多田	川本中央	○	○
31	多田C	川本町	多田	川本中央	○	○
32	多田D	川本町	多田	川本中央	○	○
33	下多田	川本町	多田	川本中央	○	○
34	木路原D	川本町	川本	川本中央	○	○
35	川本T	川本町	川本	川本中央	○	○
36	木路原C	川本町	川本	川本中央	○	○
37	竜安寺	川本町	川本	川本中央	○	○
38	久座仁C	川本町	久座仁	川本中央	○	○
39	久座仁B	川本町	久座仁	川本中央	○	○
40	久座仁A	川本町	谷戸	川本中央	○	○
41	木路原A	川本町	川本	川本中央	○	○
42	川本Q	川本町	川本	川本中央	○	○
43	川本P	川本町	川本	川本中央	○	○
44	上新	川本町	川本	川本中央	○	○
45	高校下	川本町	川本	川本中央	○	○
46	統計事務所裏	川本町	川本	川本中央	○	○
47	川本O	川本町	川本	川本中央	○	○
48	川本N	川本町	川本	川本中央	○	○
49	川本M	川本町	川本	川本中央	○	○
50	八幡前	川本町	川本	川本中央	○	○
51	下新	川本町	川本	川本中央	○	○
52	川本L	川本町	川本	川本中央	○	○
53	法隆寺	川本町	川本	川本中央	○	○
54	和田	川本町	川本	川本中央	○	○
55	上谷F	川本町	川本	川本中央	○	○
56	上谷E	川本町	川本	川本中央	○	○
57	上谷D	川本町	川本	川本中央	○	○

川本中央

58	上谷C	川本町	川本	川本中央	○	○
59	上谷B	川本町	川本	川本中央	○	○
60	上谷A	川本町	川本	川本中央	○	○
61	会下B	川本町	川本	川本中央	○	○
62	会下A	川本町	川本	川本中央	○	○
63	川本S	川本町	川本	川本中央	○	○
64	畑野	川本町	川本	川本中央	○	○
65	幡D	川本町	川本	川本中央	○	○
66	幡E	川本町	川本	川本中央	○	○
67	幡C	川本町	川本	川本中央	○	○
68	幡B	川本町	川本	川本中央	○	○
69	幡A	川本町	川本	川本中央	○	○
70	川本K	川本町	川本	川本中央	○	○
71	市井原H	川本町	川本	川本中央	○	○
72	市井原G	川本町	川本	川本中央	○	○
73	市井原E	川本町	川本	川本中央	○	○
74	市井原C	川本町	川本	川本中央	○	○
75	市井原B	川本町	川本	川本中央	○	○
76	市井原A	川本町	川本	川本中央	○	○
77	中島	川本町	川本	川本中央	○	○
78	長原集会所	川本町	川本	川本中央	○	○
79	長原B	川本町	川本	川本中央	○	○
80	矢谷H	川本町	川本	川本中央	○	○
81	矢谷G	川本町	川本	川本中央	○	○
82	矢谷F	川本町	川本	川本中央	○	○
83	正源寺	川本町	川本	川本中央	○	○
84	矢谷B	川本町	川本	川本中央	○	○
85	矢谷A	川本町	川本	川本中央	○	○
86	川本A	川本町	川本	川本中央	○	○
87	川本B	川本町	川本	川本中央	○	○
88	芋畑A	川本町	川本	川本中央	○	○
89	芋畑B	川本町	都賀行	川本中央	○	○
90	芋畑C	川本町	川本	川本中央	○	○
91	都賀行	川本町	都賀行	川本中央	○	○
92	芋畑D	川本町	川本	川本中央	○	○
93	芋畑E	川本町	都賀行	川本中央	○	○
94	川本C	川本町	川本	川本中央	○	○
95	川本D	川本町	川本	川本中央	○	○
96	矢谷C	川本町	川本	川本中央	○	○
97	矢谷D	川本町	川本	川本中央	○	○
98	矢谷E	川本町	川本	川本中央	○	○
99	長原A	川本町	川本	川本中央	○	○
100	長原C	川本町	川本	川本中央	○	○
101	長原D	川本町	川本	川本中央	○	○
102	川本E	川本町	川本	川本中央	○	○
103	市井原D	川本町	川本	川本中央	○	○
104	川本G	川本町	川本	川本中央	○	○
105	川本F	川本町	川本	川本中央	○	○
106	市井原F	川本町	川本	川本中央	○	○
107	町営住宅裏	川本町	川本	川本中央	○	○
108	瀬上	川本町	川本	川本中央	○	○
109	瀬来	川本町	川本	川本中央	○	○
110	中倉B	川本町	川本	川本中央	○	○
111	中倉A	川本町	川本	川本中央	○	○
112	川本J	川本町	川本	川本中央	○	○
113	川本I	川本町	川本	川本中央	○	○
114	川本H	川本町	川本	川本中央	○	○
115	谷戸H	川本町	谷戸	川本中央	○	○

川本中央						
116	谷戸I	川本町	谷戸	川本中央	○	○
117	谷戸G	川本町	谷戸	川本中央	○	○
118	谷戸F	川本町	谷戸	川本中央	○	○
119	中の原	川本町	谷戸	川本中央	○	○
120	谷戸E	川本町	谷戸	川本中央	○	○
121	天理教石東分教会	川本町	谷戸	川本中央	○	○
122	谷戸D	川本町	谷戸	川本中央	○	○
123	谷戸C	川本町	谷戸	川本中央	○	○
124	谷戸B	川本町	谷戸	川本中央	○	○
125	谷戸A	川本町	谷戸	川本中央	○	○
126	下条G	川本町	三俣	川本中央	○	○
127	下条F	川本町	三俣	川本中央	○	○
128	下条E	川本町	三俣	川本中央	○	○
129	常称寺	川本町	三俣	川本中央	○	○
130	下条C	川本町	三俣	川本中央	○	○
131	下条B	川本町	三俣	川本中央	○	○
132	前条G	川本町	三俣	川本中央	○	○
133	下条A	川本町	三俣	川本中央	○	○
134	三俣A	川本町	三俣	川本中央	○	○
135	三俣八幡宮	川本町	三俣	川本中央	○	○
136	下条D	川本町	三俣	川本中央	○	○
137	上三俣C	川本町	三俣	川本中央	○	○
138	三俣B	川本町	三俣	川本中央	○	○
139	上三俣B	川本町	三俣	川本中央	○	○
140	上三俣A	川本町	三俣	川本中央	○	○
141	本郷D	川本町	三俣	川本中央	○	○
142	湯谷Q	川本町	湯谷	川本中央	○	○
143	川下I	川本町	川下	川本中央	○	○
144	湯谷P	川本町	湯谷	川本中央	○	○
145	川下K	川本町	川下	川本中央	○	○
146	川下P	川本町	川下	川本中央	○	○
147	笹畑A	川本町	川下	川本中央	○	○
148	川下Q	川本町	川下	川本中央	○	○
149	川下O	川本町	川下	川本中央	○	○
150	川下N	川本町	川下	川本中央	○	○
151	川下M	川本町	川下	川本中央	○	○
152	川下L	川本町	川下	川本中央	○	○
153	笹畑B	川本町	川下	川本中央	○	○
154	湯谷C	川本町	湯谷	川本中央	○	○
155	長谷A	川本町	湯谷	川本中央	○	○
156	長谷B	川本町	湯谷	川本中央	○	○
157	湯谷O	川本町	湯谷	川本中央	○	○
158	長谷C	川本町	湯谷	川本中央	○	○
159	本郷C	川本町	湯谷	川本中央	○	○
160	本郷B	川本町	湯谷	川本中央	○	○
161	湯谷N	川本町	湯谷	川本中央	○	○
162	宮台	川本町	湯谷	川本中央	○	○
163	三谷神社	川本町	湯谷	川本中央	○	○
164	湯谷M	川本町	湯谷	川本中央	○	○
165	前条F	川本町	湯谷	川本中央	○	○
166	本郷A	川本町	湯谷	川本中央	○	○
167	前条E	川本町	湯谷	川本中央	○	○
168	前条D	川本町	湯谷	川本中央	○	○
169	前条C	川本町	湯谷	川本中央	○	○
170	前条B	川本町	湯谷	川本中央	○	○
171	川本U	川本町	川本	川本中央	○	○
172	川本V	川本町	川本	川本中央	○	○
173	中郷D	川本町	川内	川本中央	○	○
					173	173

川本西

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	上三島B	川本町	川下	川本西	○	○
2	上三島A	川本町	川下	川本西	○	○
3	福常坊	川本町	川下	川本西	○	○
4	玉繰	川本町	川下	川本西	○	○
5	川下AA	川本町	川下	川本西	○	○
6	川下X	川本町	川下	川本西	○	○
7	川下W	川本町	川下	川本西	○	○
8	川下Z	川本町	川下	川本西	○	○
9	川下Y	川本町	川下	川本西	○	○
10	川下V	川本町	川下	川本西	○	○
11	川下U	川本町	川下	川本西	○	○
12	下三島	川本町	川下	川本西	○	○
13	日向C	川本町	川本	川本西	○	○
14	正覚寺	川本町	川本	川本西	○	○
15	日向B	川本町	川本	川本西	○	○
16	日向A	川本町	川本	川本西	○	○
17	飛渡	川本町	川本	川本西	○	○
18	江川荘	川本町	因原	川本西	○	○
19	因原H	川本町	因原	川本西	○	○
20	中因原	川本町	因原	川本西	○	○
21	竹下	川本町	因原	川本西	○	○
22	因原G	川本町	因原	川本西	○	○
23	因原F	川本町	因原	川本西	○	○
24	因原E	川本町	因原	川本西	○	○
25	因原神社	川本町	因原	川本西	○	○
26	下因原	川本町	因原	川本西	○	○
27	上尾原	川本町	因原	川本西	○	○
28	因原D	川本町	因原	川本西	○	○
29	因原B	川本町	因原	川本西	○	○
30	志谷B	川本町	因原	川本西	○	○
31	志谷A	川本町	因原	川本西	○	○
32	因原A	川本町	因原	川本西	○	○
33	志谷C	川本町	因原	川本西	○	○
34	志谷D	川本町	因原	川本西	○	○
35	因原C	川本町	因原	川本西	○	○
36	清太寺A	川本町	川下	川本西	○	○
37	清太寺B	川本町	川下	川本西	○	○
38	下尾原A	川本町	川下	川本西	○	○
39	下尾原B	川本町	川下	川本西	○	○
40	久料谷	川本町	川下	川本西	○	○
41	下尾原C	川本町	川下	川本西	○	○
42	中尾原	川本町	川下	川本西	○	○
43	木谷B	川本町	川下	川本西	○	○
44	木屋原神社	川本町	川下	川本西	○	○
45	木谷A	川本町	川下	川本西	○	○
46	川下S	川本町	川下	川本西	○	○
47	川下R	川本町	川下	川本西	○	○
48	田原E	川本町	川下	川本西	○	○
49	田原D	川本町	川下	川本西	○	○
50	田原C	川本町	川下	川本西	○	○
51	田原B	川本町	川下	川本西	○	○
52	田原A	川本町	川下	川本西	○	○
53	絵堂B	川本町	川下	川本西	○	○
54	絵堂A	川本町	川下	川本西	○	○
55	川下F	川本町	川下	川本西	○	○
56	川下E	川本町	川下	川本西	○	○
57	川下D	川本町	川下	川本西	○	○
58	川下C	川本町	川下	川本西	○	○

川本西						
No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
59	川下A	川本町	川下	川本西	○	○
60	川下B	川本町	川下	川本西	○	○
61	築紫原B	川本町	川下	川本西	○	○
62	築紫原A	川本町	川下	川本西	○	○
63	川下G	川本町	川下	川本西	○	○
64	川下H	川本町	川下	川本西	○	○
					64	64

川本北

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	前条A	川本町	湯谷	川本北	○	○
2	北佐木A	川本町	北佐木	川本北	○	○
3	後区A	川本町	北佐木	川本北	○	○
4	後区B	川本町	北佐木	川本北	○	○
5	北佐木B	川本町	北佐木	川本北	○	○
6	湯谷D	川本町	湯谷	川本北	○	○
7	湯谷A	川本町	湯谷	川本北	○	○
8	湯谷F	川本町	湯谷	川本北	○	○
9	湯谷G	川本町	湯谷	川本北	○	○
10	湯谷H	川本町	湯谷	川本北	○	○
11	湯谷L	川本町	湯谷	川本北	○	○
12	上組C	川本町	湯谷	川本北	○	○
13	上組B	川本町	湯谷	川本北	○	○
14	上組A	川本町	湯谷	川本北	○	○
15	湯谷K	川本町	湯谷	川本北	○	○
16	古屋口C	川本町	湯谷	川本北	○	○
17	湯谷J	川本町	湯谷	川本北	○	○
18	北佐木C	川本町	北佐木	川本北	○	○
19	北佐木D	川本町	北佐木	川本北	○	○
20	中区C	川本町	北佐木	川本北	○	○
21	中区B	川本町	北佐木	川本北	○	○
22	南佐木F	川本町	南佐木	川本北	○	○
23	中区A	川本町	南佐木	川本北	○	○
24	正蓮寺	川本町	南佐木	川本北	○	○
25	古屋口A	川本町	北佐木	川本北	○	○
26	古屋口B	川本町	湯谷	川本北	○	○
27	北佐木E	川本町	北佐木	川本北	○	○
28	南佐木G	川本町	南佐木	川本北	○	○
29	南佐木R	川本町	南佐木	川本北	○	○
30	南佐木H	川本町	南佐木	川本北	○	○
31	南佐木I	川本町	南佐木	川本北	○	○
32	南佐木J	川本町	南佐木	川本北	○	○
33	三原S	川本町	三原	川本北	○	○
34	三原T	川本町	三原	川本北	○	○
35	南佐木K	川本町	南佐木	川本北	○	○
36	南佐木L	川本町	南佐木	川本北	○	○
37	三原Q	川本町	三原	川本北	○	○
38	三原R	川本町	三原	川本北	○	○
39	三原M	川本町	三原	川本北	○	○
40	三原L	川本町	三原	川本北	○	○
41	三原K	川本町	三原	川本北	○	○
42	三原J	川本町	三原	川本北	○	○
43	三原I	川本町	三原	川本北	○	○
44	築紫原C	川本町	三原	川本北	○	○
45	築紫原D	川本町	三原	川本北	○	○
46	築紫原E	川本町	三原	川本北	○	○
47	三原A	川本町	三原	川本北	—	○
48	三原B	川本町	三原	川本北	○	○
49	三原C	川本町	三原	川本北	○	○
50	三原D	川本町	三原	川本北	○	○
51	三原E	川本町	三原	川本北	○	○
52	三原F	川本町	三原	川本北	○	○
53	三原G	川本町	三原	川本北	○	○
54	南部峠	川本町	三原	川本北	○	○
55	三原N	川本町	三原	川本北	○	○
56	三原P	川本町	三原	川本北	○	○
57	南佐木Q	川本町	南佐木	川本北	○	○
58	南佐木P	川本町	南佐木	川本北	○	○

川本北						
No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
59	南佐木N	川本町	南佐木	川本北	○	○
60	南佐木O	川本町	南佐木	川本北	○	○
61	田窪Z	川本町	田窪	川本北	○	○
62	田窪AA	川本町	田窪	川本北	○	○
63	古市	川本町	田窪	川本北	○	○
64	田窪AB	川本町	田窪	川本北	○	○
65	田窪V	川本町	田窪	川本北	○	○
66	田窪U	川本町	田窪	川本北	○	○
67	南佐木M	川本町	南佐木	川本北	○	○
68	田窪Y	川本町	田窪	川本北	○	○
69	田窪X	川本町	田窪	川本北	○	○
70	田窪W	川本町	田窪	川本北	○	○
71	田窪T	川本町	田窪	川本北	○	○
72	田窪S	川本町	田窪	川本北	○	○
73	田窪R	川本町	田窪	川本北	○	○
74	田窪Q	川本町	田窪	川本北	○	○
75	田窪P	川本町	田窪	川本北	○	○
76	田窪O	川本町	田窪	川本北	○	○
77	田窪N	川本町	田窪	川本北	○	○
78	田窪M	川本町	田窪	川本北	○	○
79	田窪K	川本町	田窪	川本北	○	○
80	田窪L	川本町	田窪	川本北	○	○
81	田窪C	川本町	田窪	川本北	○	○
82	上石C	川本町	田窪	川本北	○	○
83	田窪A	川本町	田窪	川本北	○	○
84	田窪B	川本町	田窪	川本北	○	○
85	田窪J	川本町	田窪	川本北	○	○
86	田窪H	川本町	田窪	川本北	—	○
87	田窪I	川本町	田窪	川本北	—	○
88	田窪G	川本町	田窪	川本北	○	○
89	田窪F	川本町	田窪	川本北	○	○
90	上石B	川本町	田窪	川本北	○	○
91	田窪E	川本町	田窪	川本北	○	○
92	田窪D	川本町	田窪	川本北	○	○
93	上石A	川本町	田窪	川本北	○	○
94	白地A	川本町	南佐木	川本北	○	○
95	南佐木A	川本町	南佐木	川本北	○	○
96	南佐木B	川本町	南佐木	川本北	○	○
97	南佐木C	川本町	南佐木	川本北	○	○
98	白地C	川本町	南佐木	川本北	○	○
99	白地B	川本町	南佐木	川本北	○	○
100	南佐木D	川本町	南佐木	川本北	○	○
101	南佐木E	川本町	南佐木	川本北	○	○
102	莊厳寺	川本町	三原	川本北	○	○
103	三原U	川本町	三原	川本北	○	○
					103	103

土石流

川本中央

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	川内A	川本町	川内	川本中央	○	—
2	中郷	川本町	川内	川本中央	○	—
3	川内B	川本町	川内	川本中央	○	—
4	下郷	川本町	川内	川本中央	○	—
5	小谷A	川本町	小谷	川本中央	○	—
6	馬野原C	川本町	馬野原	川本中央	○	—
7	馬野原F	川本町	馬野原	川本中央	○	—
8	馬野原G	川本町	馬野原	川本中央	○	—
9	馬野原D	川本町	小谷	川本中央	○	—
10	小谷B	川本町	小谷	川本中央	○	—
11	間光寺川	川本町	小谷	川本中央	○	—
12	高下谷川A	川本町	小谷	川本中央	○	—
13	半部谷	川本町	小谷	川本中央	○	—
14	高下谷川B	川本町	小谷	川本中央	○	—
15	多田A	川本町	多田	川本中央	○	—
16	多田B	川本町	多田	川本中央	○	—
17	多田C	川本町	多田	川本中央	○	—
18	多田D	川本町	多田	川本中央	○	—
19	上三宅谷	川本町	久座仁	川本中央	○	○
20	久座仁C	川本町	久座仁	川本中央	○	○
21	久座仁A	川本町	谷戸	川本中央	○	○
22	川本W	川本町	川本	川本中央	○	—
23	土居ヶ谷川	川本町	川本	川本中央	○	—
24	竜安寺川	川本町	川本	川本中央	○	—
25	居椿谷	川本町	川本	川本中央	○	—
26	川本V	川本町	川本	川本中央	○	—
27	天神川	川本町	川本	川本中央	○	—
28	弓市	川本町	川本	川本中央	○	—
29	川本U	川本町	川本	川本中央	○	—
30	川本T	川本町	川本	川本中央	○	—
31	日の出谷	川本町	川本	川本中央	○	—
32	林谷川B	川本町	川本	川本中央	○	—
33	梅木谷	川本町	川本	川本中央	○	—
34	大田迫谷	川本町	川本	川本中央	○	—
35	上谷川	川本町	川本	川本中央	○	—
36	堤谷川	川本町	川本	川本中央	○	—
37	川本S	川本町	川本	川本中央	○	—
38	会下D	川本町	川本	川本中央	○	—
39	会下C	川本町	川本	川本中央	○	—
40	川本O	川本町	川本	川本中央	○	—
41	川本L	川本町	川本	川本中央	○	—
42	幡	川本町	川本	川本中央	○	—
43	川本I	川本町	川本	川本中央	○	○
44	田水川C	川本町	川本	川本中央	○	○
45	田水川B	川本町	川本	川本中央	○	—
46	田水川A	川本町	川本	川本中央	○	—
47	会下A	川本町	川本	川本中央	○	—
48	会下B	川本町	川本	川本中央	○	—
49	市井原E	川本町	川本	川本中央	○	—
50	全長寺谷	川本町	川本	川本中央	○	—
51	市井原B	川本町	川本	川本中央	○	—
52	市井原A	川本町	川本	川本中央	○	—
53	長原D	川本町	川本	川本中央	○	—
54	長原E	川本町	川本	川本中央	○	—
55	長原G	川本町	川本	川本中央	○	—
56	川本K	川本町	川本	川本中央	○	—
57	長原I	川本町	川本	川本中央	○	—
58	長原K	川本町	川本	川本中央	○	—

川本中央

59	城谷川	川本町	川本	川本中央	○	—
60	川本D	川本町	川本	川本中央	○	—
61	坂根川C	川本町	川本	川本中央	○	—
62	坂根川B	川本町	川本	川本中央	○	—
63	坂根川A	川本町	川本	川本中央	○	○
64	芋畑C	川本町	川本	川本中央	○	○
65	芋畑B	川本町	川本	川本中央	○	—
66	都賀行A	川本町	都賀行	川本中央	○	—
67	都賀行B	川本町	都賀行	川本中央	○	—
68	都賀行D	川本町	都賀行	川本中央	○	—
69	芋畑E	川本町	都賀行	川本中央	○	—
70	川本B	川本町	川本	川本中央	○	—
71	笠取谷A	川本町	川本	川本中央	○	—
72	笠取谷B	川本町	川本	川本中央	○	—
73	川本A	川本町	川本	川本中央	○	—
74	芋畑D	川本町	川本	川本中央	○	—
75	川本C	川本町	川本	川本中央	○	—
76	坂根川D	川本町	川本	川本中央	○	—
77	川本E	川本町	川本	川本中央	○	—
78	川本H	川本町	川本	川本中央	○	—
79	川本F	川本町	川本	川本中央	○	—
80	川本G	川本町	川本	川本中央	○	—
81	矢谷A	川本町	川本	川本中央	○	—
82	矢谷B	川本町	川本	川本中央	○	—
83	長原J	川本町	川本	川本中央	○	—
84	長原H	川本町	川本	川本中央	○	—
85	長原F	川本町	川本	川本中央	○	○
86	坂根谷川B	川本町	川本	川本中央	○	—
87	坂根谷川A	川本町	川本	川本中央	○	—
88	犬ヶ谷A	川本町	川本	川本中央	○	—
89	日向川A	川本町	川本	川本中央	○	—
90	犬ヶ谷B	川本町	川本	川本中央	○	—
91	川本M	川本町	川本	川本中央	○	—
92	市井原D	川本町	川本	川本中央	○	—
93	川本N	川本町	川本	川本中央	○	○
94	桑野谷	川本町	川本	川本中央	○	—
95	堂庭谷	川本町	川本	川本中央	○	—
96	沢井谷	川本町	川本	川本中央	○	—
97	川本R	川本町	川本	川本中央	○	—
98	谷戸D	川本町	谷戸	川本中央	○	—
99	谷戸C	川本町	谷戸	川本中央	○	—
100	中野原谷	川本町	谷戸	川本中央	○	—
101	大久保谷	川本町	谷戸	川本中央	○	—
102	谷戸B	川本町	谷戸	川本中央	○	—
103	谷戸A	川本町	谷戸	川本中央	○	—
104	玉繰川D	川本町	川下	川本中央	○	—
105	玉繰川A	川本町	川下	川本中央	○	—
106	三俣F	川本町	三俣	川本中央	○	○
107	三俣E	川本町	三俣	川本中央	○	—
108	三俣D	川本町	三俣	川本中央	○	—
109	下条川	川本町	三俣	川本中央	○	—
110	三俣J	川本町	三俣	川本中央	○	—
111	三俣I	川本町	三俣	川本中央	○	—
112	三俣H	川本町	三俣	川本中央	○	—
113	三俣C	川本町	三俣	川本中央	○	—
114	三俣B	川本町	三俣	川本中央	○	—
115	三俣A	川本町	三俣	川本中央	○	—
116	湯谷F	川本町	湯谷	川本中央	○	—
117	湯谷E	川本町	湯谷	川本中央	○	—
118	長谷C	川本町	湯谷	川本中央	○	—
119	長谷A	川本町	湯谷	川本中央	○	—

川本中央						
120	長谷B	川本町	湯谷	川本中央	○	—
121	湯谷A	川本町	湯谷	川本中央	○	—
122	宮川	川本町	湯谷	川本中央	○	—
123	湯谷C	川本町	湯谷	川本中央	○	—
124	湯谷B	川本町	湯谷	川本中央	○	—
					124	10

川本西

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	上三島D	川本町	川下	川本西	○	—
2	上三島C	川本町	川下	川本西	○	—
3	倉田谷	川本町	川下	川本西	○	—
4	上三島A	川本町	川下	川本西	○	—
5	玉繰川E	川本町	川下	川本西	○	—
6	川下J	川本町	川下	川本西	○	—
7	丸山川	川本町	川下	川本西	○	—
8	溝手谷	川本町	川下	川本西	○	—
9	中間谷	川本町	川下	川本西	○	—
10	下三島谷	川本町	川下	川本西	○	—
11	木谷川B	川本町	川下	川本西	○	—
12	奥平谷	川本町	川下	川本西	○	—
13	川本Q	川本町	川本	川本西	○	—
14	松井谷	川本町	川本	川本西	○	—
15	日向川C	川本町	川本	川本西	○	—
16	日向川D	川本町	川本	川本西	○	—
17	日向川E	川本町	川本	川本西	○	—
18	飛渡谷D	川本町	川本	川本西	○	—
19	飛渡谷C	川本町	川本	川本西	○	—
20	飛渡谷B	川本町	川本	川本西	○	—
21	飛渡谷A	川本町	川本	川本西	○	—
22	川本P	川本町	川本	川本西	○	—
23	西納屋谷	川本町	川本	川本西	○	—
24	上因原	川本町	因原	川本西	○	—
25	板屋谷	川本町	因原	川本西	○	—
26	新田川	川本町	因原	川本西	○	—
27	中の迫谷	川本町	因原	川本西	○	—
28	迫谷川	川本町	因原	川本西	○	—
29	岩渕川	川本町	因原	川本西	○	—
30	天王寺川A	川本町	因原	川本西	○	—
31	天王寺川B	川本町	因原	川本西	○	—
32	仏谷川	川本町	因原	川本西	○	—
33	林谷川A	川本町	因原	川本西	○	—
34	濁川	川本町	因原	川本西	○	—
35	因原	川本町	因原	川本西	○	—
36	志谷B	川本町	因原	川本西	○	—
37	志谷A	川本町	因原	川本西	○	—
38	奥の谷川	川本町	川下	川本西	○	—
39	大歳谷	川本町	川下	川本西	○	—
40	久料谷川	川本町	川下	川本西	○	—
41	瀬尻谷B	川本町	川下	川本西	○	○
42	瀬尻谷A	川本町	川下	川本西	○	—
43	清太寺川	川本町	川下	川本西	○	—
44	松崎B	川本町	川下	川本西	○	—
45	松崎A	川本町	川下	川本西	○	—
46	絵堂谷	川本町	川下	川本西	○	—
47	川下D	川本町	川下	川本西	○	—
48	川下C	川本町	川下	川本西	○	○
49	川下A	川本町	川下	川本西	○	○
50	川下B	川本町	川下	川本西	○	○
51	川下E	川本町	川下	川本西	○	—
52	川下I	川本町	川下	川本西	○	○
53	川下G	川本町	川下	川本西	○	—
54	川下H	川本町	川下	川本西	○	—
55	川下F	川本町	川下	川本西	○	—
56	田原谷B	川本町	川下	川本西	○	○
57	田原谷A	川本町	川下	川本西	○	—
58	田原谷C	川本町	川下	川本西	○	—

川本西						
No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
59	浄福寺川	川本町	川下	川本西	○	—
60	木谷川A	川本町	川下	川本西	○	○
					60	7

川本北						
No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	北佐木A	川本町	北佐木	川本北	○	—
2	北佐木B	川本町	北佐木	川本北	○	—
3	南佐木C	川本町	南佐木	川本北	○	—
4	三原B	川本町	三原	川本北	○	—
5	三原A	川本町	三原	川本北	○	—
6	莊厳寺	川本町	三原	川本北	○	—
7	北佐木C	川本町	北佐木	川本北	○	—
8	八幡川	川本町	南佐木	川本北	○	—
9	増田谷	川本町	南佐木	川本北	○	—
10	鉄穴谷川	川本町	南佐木	川本北	○	—
11	田窪J	川本町	田窪	川本北	○	—
12	田窪I	川本町	田窪	川本北	○	—
13	田窪H	川本町	田窪	川本北	○	—
14	田窪G	川本町	田窪	川本北	○	—
15	田窪F	川本町	田窪	川本北	○	—
16	田窪E	川本町	田窪	川本北	○	—
17	田窪D	川本町	田窪	川本北	○	—
18	田窪B	川本町	田窪	川本北	○	—
19	堂庭川	川本町	田窪	川本北	○	—
20	田窪A	川本町	田窪	川本北	○	—
21	田窪C	川本町	田窪	川本北	○	—
22	南佐木A	川本町	南佐木	川本北	○	—
23	白地A	川本町	南佐木	川本北	○	—
24	白地B	川本町	南佐木	川本北	○	—
25	白地C	川本町	南佐木	川本北	○	—
					25	0

地滑り

No.	箇所名	町村	大字	公民館名	Y	R
1	空城	川本町	川内	川本中央	○	—
2	川本	川本町	川本	川本中央	○	—
3	因原	川本町	因原	川本西	○	—
4	絵堂	川本町	川下	川本西	○	—
5	荘厳寺	川本町	三原	川本北	○	—
6	三原	川本町	三原	川本北	○	—
7	古市	川本町	三原	川本北	○	—
8	南佐木	川本町	南佐木	川本北	○	—
9	下北佐木	川本町	湯谷	川本北	○	—
10	上組	川本町	湯谷	川本北	○	—
11	上組北	川本町	湯谷	川本北	○	—
12	田窪東	川本町	田窪	川本北	○	—
13	田窪	川本町	田窪	川本北	○	—
14	入野	川本町	田窪	川本北	○	—
					14	0

8-5 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)			
箇所番号	箇所名	位置	
		大字	小字
1340	三俣八幡宮	三俣	
1341	半部	小谷	半部
1343	南部峠	三原	南部峠
1344	湯谷	湯谷	
1345	上多田	多田	
1346	下多田	多田	
1347	久座仁	久座仁	
1348	木路原	川本	木路原
1349	中の原	谷戸	中の原
1350	上新	川本	日の出町
1351	八幡前	川本	日の出町
1352	高校下	川本	日の出町
1353	宮林署上	川本	日の出町
1354	統計事務所裏	川本	日の出町
1356	下新	川本	下新町
1357	和田	川本	下新町
1358	法隆寺	川本	下新町
1359	川本1	川本	天神町
1360	上三島	川本	上三島
1361	川本2	川本	下谷
1362	谷	川本	下谷
1363	日野	川本	川内下
1364	上谷	川本	下谷
1366	瀬上	川本	瀬上
1367	木谷	川下	木谷
1368	竹下	因原	下因原
1369	因原	因原	因原
1370	江川荘	因原	下因原
1371	久料谷	川下	下尾原
1372	下尾原	川下	下尾原
1373	中尾原	川下	尾原
1374	上尾原	川下	上尾原
1375	八面	因原	下因原
1376	下因原	因原	下因原
1377	玉繰	川下	上三島
1378	福常坊	川下	上三島
1379	JR官舎裏	川本	上谷
1380	町営住宅裏	川本	上谷
1381	上谷2	川本	
1382	市井原	川本	市井原
1383	中島	川本	長原
1384	市井原下	川本	市井原
1386	長原集会所	川本	長原
1387	正源寺	川本	矢谷
1388	常称寺	三俣	
1389	関光寺	小谷	半部
1390	正覚寺	川本	日向
1394	竜安寺	川本	木路原
1395	田原	川下	田原
1396	因原神社	因原	下因原
1397	新川	川本	上谷
3035	小川1	因原	小川
3036	市井原2	川本	市井原
3037	柿木原1	小谷	柿木原
47	林谷	川本	日の出町
48	上因原	因原	上因原
合計	56箇所		

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

箇所番号	箇所名	位置	
		大字	小字
5328	上郷1	川内	上郷
5329	上郷2	川内	上郷
5330	中郷1	川内	中郷
5331	中郷2	川内	中郷
5332	白地1	南佐木	白地
5333	前条1	湯谷	前条
5334	前条2	湯谷	前条
5335	前条3	湯谷	前条
5336	前条4	湯谷	前条
5337	前条5	湯谷	前条
5338	前条6	湯谷	前条
5339	前条7	湯谷	前条
5340	前条8	湯谷	前条
5341	前条9	湯谷	前条
5342	前条10	湯谷	前条
5343	本郷1	湯谷	本郷
5344	本郷2	湯谷	本郷
5345	下条1	三俣	下条
5346	下条2	三俣	下条
5347	下条3	三俣	下条
5348	下条4	三俣	下条
5349	下条5	三俣	下条
5350	下条6	三俣	下条
5351	馬野原1	馬野原	
5352	馬野原2	馬野原	
5353	馬野原3	馬野原	
5354	馬野原4	馬野原	
5355	馬野原6	馬野原	
5356	馬野原7	馬野原	
5357	馬野原8	馬野原	
5358	中郷3	川内	中郷
5359	中郷4	川内	中郷
5360	中郷5	川内	中郷
5361	柿木原1	小谷	柿木原
5362	柿木原2	小谷	柿木原
5363	柿木原3	小谷	柿木原
5364	柿木原4	小谷	柿木原
5365	柿木原5	小谷	柿木原
5366	半部2	小谷	半部
5367	上石1	田窪	上石
5368	上石2	田窪	上石
5369	上石3	田窪	上石
5370	白地2	南佐木	白地
5371	白地3	南佐木	白地
5372	古市1	田窪	古市
5373	後区1	北佐木	後区
5374	後区2	北佐木	後区
5375	中区1	北佐木	中区
5376	中区2	北佐木	中区
5377	中区3	北佐木	中区
5378	古屋口1	北佐木	古屋口
5379	古屋口2	北佐木	古屋口
5380	古屋口3	北佐木	古屋口
5381	古屋口4	北佐木	古屋口
5382	築紫原1	三原	築紫原
5383	築紫原2	三原	築紫原
5384	上組1	湯谷	上組

5385	上組2	湯谷	上組
5386	上組3	湯谷	上組
5387	築紫原3	三原	築紫原
5388	築紫原4	三原	築紫原
5389	築紫原5	三原	築紫原
5390	宮台1	湯谷	宮台
5391	本郷3	湯谷	本郷
5392	本郷4	湯谷	本郷
5393	本郷5	湯谷	本郷
5394	長谷1	湯谷	長谷
5395	長谷2	湯谷	長谷
5396	長谷3	湯谷	長谷
5397	田原1	川下	田原
5398	上三俣1	三俣	上三俣
5399	上三俣2	三俣	上三俣
5400	上三俣3	三俣	上三俣
5401	上三俣4	三俣	上三俣
5402	笹畑1	川下	笹畑
5403	笹畑2	川下	笹畑
5404	下条7	三俣	下条
5405	下条8	三俣	下条
5406	下条9	三俣	下条
5407	谷戸1	谷戸	
5408	谷戸2	谷戸	
5409	谷戸3	谷戸	
5410	谷戸4	谷戸	
5411	谷戸5	谷戸	
5412	谷戸6	谷戸	
5413	谷戸7	谷戸	
5414	久座仁1	久座仁	
5415	久座仁2	久座仁	
5416	久座仁3	久座仁	
5417	木路原1	川本	木路原
5418	木路原2	川本	木路原
5419	木路原3	川本	木路原
5420	上谷1	川本	上谷
5421	上谷2	川本	上谷
5422	上谷3	川本	上谷
5423	多田1	多田	
5424	多田2	多田	
5425	多田3	多田	
5426	多田5	多田	
5427	畑野1	川本	畑野
5428	畑野2	川本	畑野
5429	幡1	川本	幡
5430	幡2	川本	幡
5431	幡3	川本	幡
5432	幡4	川本	幡
5433	幡5	川本	幡
5434	幡6	川本	幡
5435	幡7	川本	幡
5436	幡8	川本	幡
5437	幡9	川本	幡
5438	莊厳寺1	三原	莊厳寺
5439	莊厳寺2	三原	莊厳寺
5440	築紫原4	三原	築紫原
5441	田原3	川下	田原
5442	田原4	川下	田原
5443	田原5	川下	田原

5444	絵堂1	川下	絵堂
5445	絵堂2	川下	絵堂
5446	絵堂3	川下	絵堂
5447	下尾原1	川下	下尾原
5448	下尾原2	川下	下尾原
5449	下尾原3	川下	下尾原
5450	下尾原4	川下	下尾原
5451	木谷1	川下	木谷
5452	木谷2	川下	木谷
5453	木谷3	川下	木谷
5454	日向1	川本	日向
5455	日向2	川本	日向
5456	中因原1	因原	中因原
5457	下因原1	因原	中因原
5458	下因原2	因原	中因原
5459	上谷5	川本	上谷
5460	上谷6	川本	上谷
5461	上谷7	川本	上谷
5462	中倉1	川本	中倉
5463	中倉2	川本	中倉
5464	飛渡1	川本	飛渡
5465	日向3	川本	日向
5466	日向4	川本	日向
5467	市井原1	川本	市井原
5468	市井原2	川本	市井原
5469	市井原3	川本	市井原
5470	市井原4	川本	市井原
5471	市井原5	川本	市井原
5472	会下1	川本	会下
5473	会下2	川本	会下
5474	長原1	川本	長原
5475	長原2	川本	長原
5476	長原3	川本	長原
5477	長原4	川本	長原
5478	長原5	川本	長原
5479	長原6	川本	長原
5480	矢谷1	川本	矢谷
5481	矢谷2	川本	矢谷
5482	矢谷3	川本	矢谷
5483	矢谷4	川本	矢谷
5484	矢谷5	川本	矢谷
5485	矢谷6	川本	矢谷
5486	矢谷7	川本	矢谷
5487	矢谷8	川本	矢谷
5488	矢谷9	川本	矢谷
5489	矢谷10	川本	矢谷
5490	矢谷11	川本	矢谷
5491	矢谷12	川本	矢谷
5492	矢谷13	川本	矢谷
5493	芋畑1	川本	芋畑
5494	芋畑2	川本	芋畑
5495	芋畑3	川本	芋畑
5496	芋畑4	川本	芋畑
5497	志谷1	因原	志谷
5498	志谷2	因原	志谷
5499	志谷3	因原	志谷
5500	志谷4	因原	志谷
5501	志谷5	因原	志谷
5502	志谷6	因原	志谷

5503	北佐木	北佐木	
5504	木屋原神社	川下	木屋原
5505	清太寺	川下	松ヶ崎
5506	三谷神社	湯谷	宮台
5507	正蓮寺	南佐木	
5508	天理教石東分教会	谷戸	市
5509	清来	川本	上谷
5510	本郷6	湯谷	本郷
5511	前桑11	湯谷	前桑
5512	下桑10	三俣	下桑
5513	白地4	南佐木	白地
5514	古屋口5	北佐木	古屋口
5515	上組4	湯谷	上組
5516	長谷4	湯谷	長谷
5517	中倉3	川本	中倉
5518	上谷8	川本	上谷
5519	上谷9	川本	上谷
5520	会下3	会下	会下
5521	矢谷14	川本	矢谷
5522	芋畑5	都賀行	芋畑
5523	因原1	因原	
合計	196箇所		

8-6 農業用ため池（R元. 5月末時点）

① ため池数

市町村名	ため池総数(箇所)	防災重点農業用ため池数(箇所)
川本町	144	2

② 防災重点農業用ため池一覧

※防災重点農業用ため池一覧：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。（改修済みか否かを問わない）

コード	ため池名称	所在地
324410067	錦屋ため池	大字北佐木 223-2
324410150	森口ため池	大字田窪 151-1

8－7 孤立予想地区(雪害)

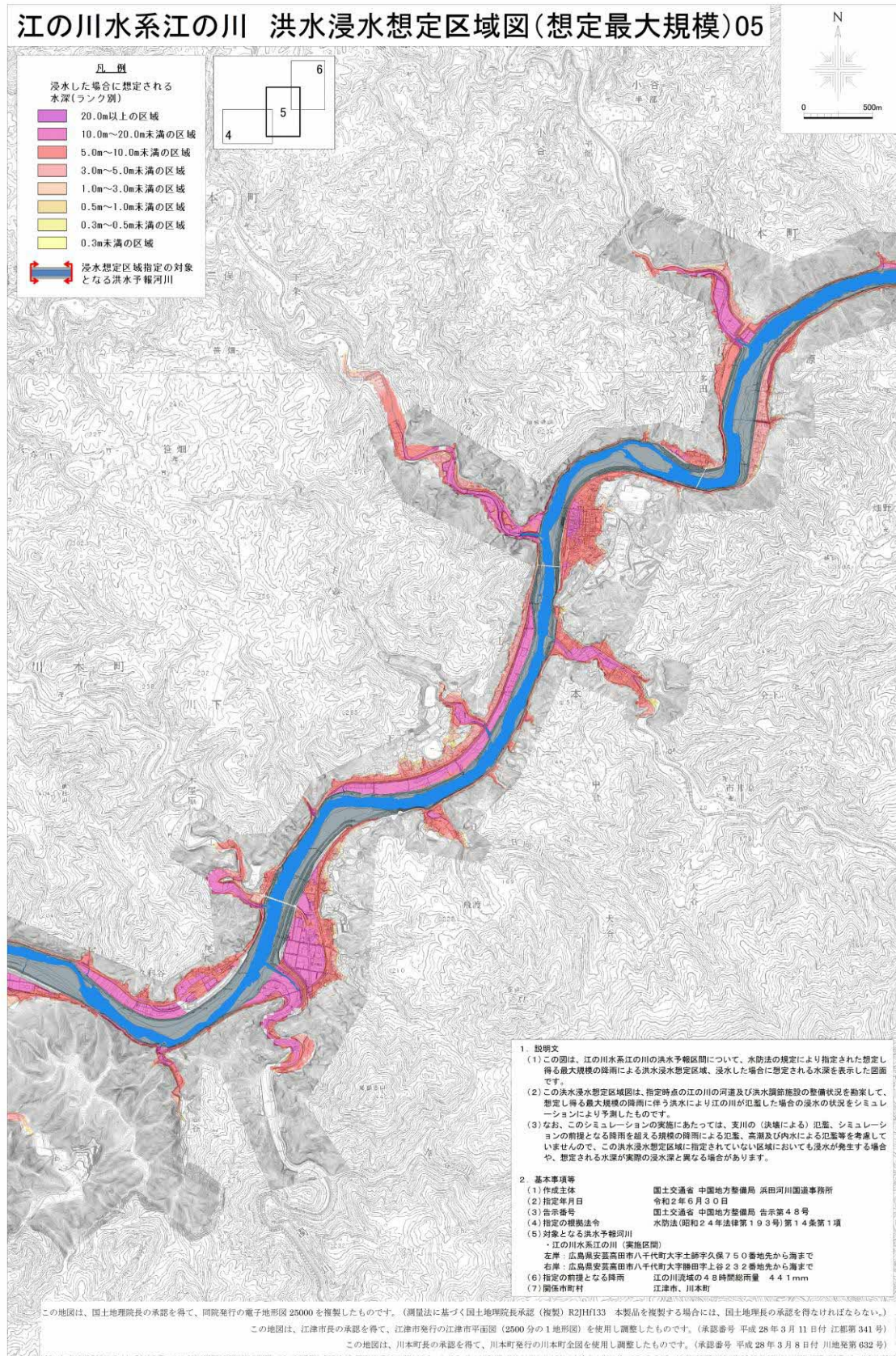
地区名	世帯数	人口
空城	4	1 1
畑野	1 1	2 2
田水	5	1 7
飛渡	3	1 0
芋畑	6	1 7
市井原	1 8	3 3
計	4 7	1 1 0

8－8 林地崩壊危険箇所

林地崩壊危険箇所

溪流名及び 地区名	所在地 (大字)	保全対象 区域	面積 (ha)	保全対象区域現況 (建物・施設)	備考
松岡	川本	下新町		住宅	
伊藤	〃	〃		〃	
鈴川	〃	〃		〃	
松嶋隆	〃	芋畑		〃	
竹下	因原	上因原		〃	
表	〃	志谷		〃	
天津	川下	中三島		〃	
頼田	〃	木谷		〃	
谷川	〃	〃		〃	
日笠	〃	絵堂		〃	
寺本	田窪	古市		〃	58年
渡辺	南佐木	古屋口		〃	
平床幸	北佐木	北佐木		〃	
山本	湯谷	長谷		〃	
世戸	〃	上組		〃	
段	〃	〃		〃	
伊藤	川内	川内		〃	
丸尾	田窪	田窪		〃	
出合	川本	川本		〃	
谷戸上	谷戸	谷戸		〃	
平床為	北佐木	後区		〃	
徳永	湯谷	笹畑		〃	
石田	川本	畑野		〃	
樟	因原	上因原		〃	
江畑	川下	中三島		〃	
湯谷上	湯谷	湯谷		〃	
古市	田窪	古市		〃	
堂庭	〃	堂庭		〃	
上石	〃	上石		〃	
莊厳寺	三原	莊厳寺		〃	
上組	湯谷	上組		〃	
古屋口1	北佐木	古屋口		〃	
古屋口2	〃	〃		〃	

8-9 江の川（下流）浸水想定区域図（想定最大規模）



9 緊急輸送に関する資料

9-1 場外離着陸場（臨時ヘリポート予定地）

番号	発着予定地	番号	発着予定地
1	旧川本西小学校校庭	4	川本小学校校庭
2	島根中央高等学校校庭	5	川本中学校校庭
3	川本町民球場	6	旧三原小学校校庭

※飛行場外離着陸場許可されている離着陸場は町内になし

9-2 町内の運送業者

一般貨物旅客自動車運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ヤマト運輸(株) 川本宅急便センター	因原519	0570-200-000
三江線運輸(有)	因原198-5	72-0328
(有)優美運送	因原434-1	72-2043

一般貸切旅客自動車運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
石見交通(株)大田営業所	大田市大田町大田1701-3	0855-82-0662

一般乗合旅客自動車運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
石見交通(株)大田営業所	大田市大田町大田1701-3	0855-82-0662

一般乗用旅客自動車運送業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
川本タクシー	川本579-1	72-0237

9-3 救援物資の集積場所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	川本町役場	川本271-3	72-0631
2	悠邑ふるさと会館	川本332-15	72-0704

10 食料・生活必需品に関する資料

10-1 食料の調達先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
J A 島根おおちA コープ 川本生活センター	川本525-7	72-0322
J A 島根おおちA コープ三原店	南佐木198-1	74-9599
川本町商工会	川本558-10	72-0123

10-2 物資の調達先

川本町商工会	川本558-10	72-0123
(株) ジュンテンドー	因原562-1	72-3008

11 医療に関する資料

11－1 町内の医療機関

医療機関名	専門医療科	病床数	所在地	電話番号
加藤病院	総合	81	川本	72-0640
槇平歯科医院	歯科	0	川本	72-0510
原田歯科医院	歯科	0	川本	72-0410

11－2 近隣の病院

医療機関名	専門医療科	病床数	所在地	電話番号
済生会江津総合病院	総合	300	江津市江津町	0855-54-0101
大田市立病院	総合	339	大田市大田町	0854-82-0330
公立邑智病院	総合	98	邑南町中野	0855-95-2111
島根県立中央病院	総合	634	出雲市姫原4丁目	0853-22-5111
島根大学医学部 附属病院	総合	600	出雲市塩冶町	0853-23-2111
市立三次中央病院	総合	347	三次市東酒屋町	0824-65-0101

11－3 医薬品等の調達先

名称	所在地	電話番号
川本おりづる薬局	川本	72-0152

11-4 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1 発災から3日間〈主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急措置）用〉の医薬品等

予想される傷病	多発外傷，熱傷，挫滅創，切創，打撲，骨折 等

	必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
へ 医 療 用 へ	○医療材料 (小外科セット， 縫合セット，包帯等)	体外出血を伴う各種外傷	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管は容易 ・ディスプレイ製品が適当
	○細胞外液補充液 維持液 代用血漿板	大量出血 ショック 等	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・嵩張る物が多く，保管場所の確保が困難 ・保管は常温可 ・保管数量と同数の点滴セットが必要
	○血液製剤	大量出血，特殊疾患	・日赤血液センターの対応が期待できる ・有効期限が短く迅速な対応が必要
	○薬剤 解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷，熱傷，挫滅創， 切創，打撲，骨折 等	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・冷所保存の薬剤は不適(常温品が適当)
	○抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷，二次感染予防 各種感染症	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・適応症が多様であり，3日目以降も高 需要が予想される ・保管は常温可
	○滅菌消毒剤	各種外傷	・大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・嵩張る物が多く，保管場所の確保が必要 ・保管は常温可
	○外皮用薬	各種外傷，各種皮膚疾患	・初期には大量需要が予測される ・保管は常温可
	○止血剤	各種出血性疾患	同 上
	○強心剤	心疾患(心不全等)，低血圧	同 上
	○局所麻酔剤	外傷等(外科措置用)	・外科措置用剤として必要性は高い ・保管は常温可
へ 般 用 へ	○シップ薬 (鎮痛，鎮痒，収斂，消 炎剤){冷・温シップ}	打撲，筋肉痛，腰痛	・初期には特に冷しシップの需要が増す ・嵩張る保管は容易 ・保管は常温可
	○殺菌消毒剤 (その他の外皮用薬)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・プラスチックボトル(100ml)が保管，

			使用に便利 ・希釈不要のものが適当・保管は常温可
	○衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿等)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管時はセットしておくとう便利 ・保管は常温可
	○ストマ用装具	オストメイト	・対象者数を把握可 ・保管は常温可

2 外部からの救援が見込まれる3日目以降(主に急性疾患措置用)の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障がい(PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等

季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒等

へ 医 療 用 へ	必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
	○鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患など	・特に冬期に大量需要が予測される ・集団避難生活への気遣いからも多く求められる ・保温は常温可
	○止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発(=需要大) ・保温は常温可
	○便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・水分の接種不良等から多発(=需要大) ・多種類の剤型あり(坐剤は冷所保存) ・飲み下し困難者は浣腸が必要
	○催眠鎮静剤、 抗不安剤	不眠症、不安症、神経症、 PTSD	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
	○口腔用塗布剤 (その他の消化器用薬)	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発(=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可
	○消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される ・保管は常温可
	○健胃消化	消化不良、胃部不快感、 食欲不振	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・種類は豊富 ・保管は常温可

	○総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・避難生活長期化に伴い多発(＝需要大) ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可
へ 一 般 用 ～	○催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・中期以降に多発(＝需要大) ・特に医師、薬剤師の指示が必要 ・保管は常温可(保管対策は必要)
	○便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	・中期以降に多発(＝需要大) ・保管は常温可
	○ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労 眼精疲労	・避難生活長期化に伴い多発(＝需要大) ・高張るがドリンク剤は便利 ・保管は常温可
	○絆創軟膏	各種外傷	・各種サイズが必要 ・保管は容易
	○目薬 (眼科用剤)	充血、抗炎症、眼精疲労、 アレルギー、抗菌等	・埃、粉塵による障がい多発(＝需要大) ・有効期限が短いので要注意 ・保管は容易
	○マスク	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い(阪神では一時的に不足した)
	○うがい (含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	・避難生活長期化に伴い多発(＝需要大) ・特に冬期に需要が高まると予測される ・溶解の必要な散剤は不適 ・保管は常温可
	○一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される ・小児用にはシロップが適当 ・保管は常温可

3 避難所生活が長期化する頃(主に慢性疾患措置用)の医薬品等

＝医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病等

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症等

へ医療用へ	必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
	○降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い(＝需要大) ・保管は常温可
	○抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用(中断は危険) ・保管は常温可
	○糖尿病用剤 (インスリン注射 経口糖尿病治療剤)	糖尿病	・糖尿病患者は以外に多く、患者に合った剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
	○心疾患用剤	心疾患 (狭心症、心不全、心筋 梗塞、不整脈)	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要・冷 ・外用剤(貼付剤)もある ・避難所生活長期化に伴い発作多発
	○喘息治療剤喘	喘息 (気管支喘息含む)	・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
	○抗ヒスタミン剤 (小児用含む)	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
	○寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏期に需要が増すと予測される ・保管は容易
	○胃腸薬 (消化性潰瘍用剤、 健胃消化剤、制酸剤、 複合胃腸剤、その他 の消化器官用薬)	消化不良、胃腸痛、胃部 不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される ・保管は常温可
へ一般用へ	○止しゃ剤、整腸剤	下痢	同 上
	○アレルギー用薬	鼻炎 (鼻水、鼻閉 等)	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
	○ストマ用装具	アレルギー性疾患 (じんましん、花粉症)	同 上
	○公衆衛生用薬	防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要

12 危険物に関する資料

12－1 危険物施設一覧表

事業所名	
松江石油(株)川本給油所	(有)因原石油
泉石油店	川本町役場
邑智郡総合事務組合	すこやかセンターかわもと
養護老人ホーム江川荘	島根中央高等学校
邑智トラック事業協同組合	(株)江ノ川開発
(株)スエヒロ 島根営業所	(株)原工務所 川本営業所
社会医療法人 仁寿会	JA島根 島根おおち地区本部 川本支店

13 廃棄物の処理に関する資料

13-1 一般廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ごみ処理場邑智クリーンセンター (邑智郡総合事務組合)	川下3083-1	72-0632 川本町町民生活課

13-2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
志谷苑	因原701-1	72-0059

13-3 一般廃棄物収集運搬業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(有) 邑智郡浄化槽センター	邑智郡川本町大字川本556-3	0855-72-0761

14 各種様式

14-1 消防庁 災害報告取扱要領

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区		分		被害								
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没		ha									
					冠 水		ha									
					畑	流失・埋没		ha								
						冠 水		ha								
報告者名				そ	学 校		箇所									
区		分			病 院		箇所									
人 的 被 害	死 者		人		道 路		箇所									
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う		箇所									
	行方不明者		人	河 川		箇所										
	負傷者	重 傷		人	港 湾		箇所									
軽 傷		人	砂 防		箇所											
住 家 被 害	全 壊		棟	の		清 掃 施 設		箇所								
			世帯			崖 く ず れ		箇所								
			人			鉄 道 不 通		箇所								
	半 壊		棟			被 害 船 舶		隻								
			世帯			水 道		戸								
			人			電 話		回線								
	一 部 破 損		棟			電 気		戸								
			世帯			ガ ス		戸								
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所								
	床 上 浸 水		棟			他										
			世帯									り 災 世 帯 数		世帯		
			人											り 災 者 数		人
床 下 浸 水		棟	火 建 物		件											
		世帯	危 険 物		件											
		人	そ の 他		件											
非住家	公 共 建 物		棟	生災発	そ の 他			件								
	そ の 他		棟					件								

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称		
公 立 文 教 施 設		千 円			設 置	月 日 時
農 林 水 産 業 施 設		千 円			解 散	月 日 時
公 共 土 木 施 設		千 円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円	災 害 対 策 市 町 村 本 部 名			
小 計		千 円				
公共施設被害市町村数		団 体				
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 適 用 市 町 村 法 名	計 団 体		
	林 産 被 害	千 円				
	畜 産 被 害	千 円				
	水 産 被 害	千 円				
	商 工 被 害	千 円				
	そ の 他	千 円	消防職員出動延人数		人	
被 害 総 額		千 円	消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）					

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死 者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物	棟								
	そ の 他	棟								
り 災 世 帯 数		世帯								
り 災 者 数		人								
公 立 文 教 施 設		千円								
農 林 水 産 業 施 設		千円								
公 共 土 木 施 設		千円								
その他の公共施設		千円								
そ の 他 被 害		千円								
被 害 総 額		千円								
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の被害	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							

発生年月日 災害名			都道府県名					計
区分								
電	話	回線						
	電	気	戸					
	ガ	ス	戸					
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り	災世帯数	世帯						
り	災者数	人						
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	
小計	千円	()	()	()	()	()	()	
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

1 4 - 2 消防庁 火災・災害等即報要領

第 1 号様式 (火災)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火 元 の 業 態 ・ 用 途		事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)	
出 火 箇 所		出 火 原 因	
死 傷 者	死者 (性別 ・ 年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理 由	
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯	気 象 状 況	
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台 ・ 機	人 人 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分か
る範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない
旨

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
				消防本部(署)	台	人
				消防団	台	人
				消防防災ヘリコプター	機	人
				海上保安庁	人	
				自衛隊	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	その他	人			
使用停止命令	月 日 時 分					
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等	人 (人) { 重 症 人 (人) 中等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報) 消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)		報告日時		年 月 日 時 分										
		都道府県												
		市町村 (消防本部名)												
		報告者名												
災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分				被 害		区 分				被 害		災 害 等 の 対 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 報 (月 日 時現在)			そ	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円		の	そ	農 産 被 害	千円				
					冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円										
					畑	流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円									
					冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円										
報 告 者 名				の	学 校	箇所			小 計	千円		他	そ の 他	千円					
					病 院	箇所			公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体									
区 分				被 害		道 路	箇所		の	そ	畜 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団体			
				橋 り よ う	箇所			水 産 被 害				千円							
				河 川	箇所			商 工 被 害				千円							
				港 湾	箇所														
人 的 被 害	死 者	人		の	砂 防	箇所		の	商 工 被 害	千円		の	そ の 他	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団体	
	うち災害関連死者	人			清 掃 施 設	箇所													
	行 方 不 明 者	人			崖 く ず れ	箇所													
	負 傷 者	重 傷	人			鉄 道 不 通	箇所												
住 家 被 害	全 壊	棟		他	被 害 船 舶 隻			被 害 総 額	千円		119番通報件数	件							
		世帯			水 道 戸														
		人			電 話 回 線														
					電 気 戸														
	半 壊	棟			ガ ス 戸			災 害 の 概 況											
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所													
		人											消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	一 部 破 損	棟			の	応 急 対 策	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他											
		世帯																	
		人																	
床 上 浸 水	棟		の	状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他													
	世帯																		
	人																		
床 下 浸 水	棟		の	状 況	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他													
	世帯																		
	人																		
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物 件		自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他											
	そ の 他	棟			危 険 物 件														

※1 被害額は省略することができるものとする。
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

14－3 自衛隊派遣要請関係

災害派遣要請依頼書

島 根 県 知 事 あて

第 年 月 日
川本町長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

5 要請日時

年 月 日 時 分

災害派遣撤収要請依頼書

島 根 県 知 事 あて

第 年 月 日
川本町長

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請を依頼する事由

2 任務完了（予定）日時
年 月 日 時 分

3 撤収要請日時
年 月 日 時 分

4 その他必要な事項

14-4 防災ヘリコプター要請関係

島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書

No. 1

1 要 請 機 関 名	(発信者)
2 災 害 の 種 別	(1) 災害 (2) 事故 (3) 火災 (4) 急患 (5) その他
3 要 請 内 容	(1) 偵察 (2) 広報 (3) 傷病者搬送 (4) 空中消火 (5) 救助 (6) 輸送 (品名数量) (7) その他
4 発 生 場 所	市・町・村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 発 生 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃
6 災 害 の 概 要	
7 気 象 状 況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 雲高 m 警報及び注意報
8 現 場 指 揮 者	所属 職 氏名
9 現場との連絡手段	無線種別 携帯TEL
10 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) (機関名) (機数)
11 地図 (目標) 等 その他必要な事項	

12 傷病者等搬送の場合										
①要請側病院名					診療科			主治医		
②傷病者	(ふりがな) 氏名	生年月日 年 月 日 (男・女)(血液型) 年齢 満 歳								
	住所									
	傷病名								重症	
		中等症								
③発病(負傷)の原因、経過等及び緊急搬送の必要性										
④受入側病院同乗医師の有無		有 ・ 無								
⑤受入側病院名等						診療科 担当医				
⑥救急車の手配		要請側				受入側				
⑦空輸区間		要請側着陸地				受入側着陸地				
⑧搭載機材等		要請吸入機一式(リットルポンペ 本)・点滴機材一式・担架・毛布								
⑨添乗者	医師	(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型)				年 月 日 生 年 満 歳			
	付添人	(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型)				年 月 日 生 年 満 歳			
		(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型)				年 月 日 生 年 満 歳			
		(ふりがな) 氏名 病院名	(男・女) (血液型)				年 月 日 生 年 満 歳			
注3 13欄は共通、防災航空隊で記入										
13	①処理経過		要請日時 年 月 日 時 分～撤収日時 年 月 日 時 分							
	②摘要									
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)			住所 〒699-0551 出雲市斐川町沖洲 2677 番地 電話 0853(72)7661・7662 F A X 0853(72)7671 防災行政無線 335-211～214 防災無線 F A X 335-230							